

平成29年第3回（9月）坂城町議会定例会会期日程

平成29年9月4日

日次	月 日	曜日	開議時刻	内 容
1	9月 4日	月	午前10時	○本会議 ・町長招集あいさつ ・議案上程 (一般会計決算案詳細説明) ・監査報告
2	9月 5日	火		○休 会 (一般質問通告午前11時まで)
3	9月 6日	水		○休 会
4	9月 7日	木		○休 会
5	9月 8日	金		○休 会
6	9月 9日	土		○休 会
7	9月10日	日		○休 会
8	9月11日	月	午前 9時	○本会議 ・一般質問
9	9月12日	火	午前 9時	○本会議 ・一般質問
10	9月13日	水	午前 9時	○本会議 ・一般質問 ・一般会計決算案総括質疑 委員会付託 ・特別会計決算案総括質疑 委員会付託
11	9月14日	木	午前 9時30分	○委員会 ・総務産業、社会文教
12	9月15日	金	午前 9時30分	○委員会 ・総務産業、社会文教
13	9月16日	土		○休 会
14	9月17日	日		○休 会
15	9月18日	月		○休 会
16	9月19日	火		○休 会
17	9月20日	水		○休 会
18	9月21日	木		○休 会
19	9月22日	金	午前10時	○本会議 ・委員長報告 質疑 討論 採決 ・条例案、補正予算案等質疑 討論 採決

付議事件及び審議結果

9月4日上程

	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	9月 4日	適任
報告第 3号	町長の専決処分事項の報告について	9月 4日	承認
議案第30号	坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について	9月 4日	同意
議案第31号	千曲市・坂城町等公平委員会委員の選任について	9月 4日	同意
議案第32号	平成28年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について	9月22日	認定
議案第33号	平成28年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について	9月22日	認定
議案第34号	平成28年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	9月22日	認定
議案第35号	平成28年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	9月22日	認定
議案第36号	平成28年度坂城町工業地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について	9月22日	認定
議案第37号	平成28年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	9月22日	認定
議案第38号	平成28年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	9月22日	認定
議案第39号	平成28年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	9月22日	認定
議案第40号	坂城町農業委員会に関する条例の制定について	9月22日	可決
議案第41号	坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について	9月22日	可決
議案第42号	平成29年度坂城町一般会計補正予算（第3号）について	9月22日	可決
議案第43号	平成29年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第1号）について	9月22日	可決
議案第44号	平成29年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	9月22日	可決
議案第45号	平成29年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について	9月22日	可決

- | | | | |
|----------|-------------------------------------|----------|----|
| 議案第 46 号 | 平成 29 年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について | 9 月 22 日 | 可決 |
| 議案第 47 号 | 平成 29 年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について | 9 月 22 日 | 可決 |

9 月 22 日上程

- | | | | |
|----------|-------------------------------------|----------|----|
| 議案第 48 号 | 坂城町南条児童館建設工事請負契約の締結について | 9 月 22 日 | 可決 |
| 議案第 49 号 | 平成 29 年度坂城町一般会計補正予算（第 4 号）について | 9 月 22 日 | 可決 |
| 発委第 2 号 | 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書について | 9 月 22 日 | 可決 |
| 発委第 3 号 | 国の責任による 35 人学級推進と教育予算の増額を求める意見書について | 9 月 22 日 | 可決 |
| 発委第 4 号 | 改正組織犯罪処罰法「テロ等準備罪法」の廃止を求める意見書について | 9 月 22 日 | 可決 |
| 発委第 5 号 | 「核兵器禁止条約」に賛同し批准する事を求める意見書について | 9 月 22 日 | 可決 |

平成29年第3回坂城町議会定例会

目 次

第1日 9月4日(月)

○議事日程	2
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○町長招集あいさつ	3
○人権擁護委員の推薦、報告第3号議案第30号～議案第31号の上程、 提案理由の説明、質疑、討論、採決	13
○議案第32号～議案第47号の上程、提案理由の説明、詳細説明	15
○監査報告	40

第2日 9月11日(月)

○議事日程	48
○一般質問 柳沢 収 議員	48
入日 時子 議員	60
山崎 正志 議員	73
西沢 悦子 議員	80
朝倉 国勝 議員	94

第3日 9月12日(火)

○議事日程	108
○一般質問 吉川まゆみ 議員	108
大森 茂彦 議員	123
塚田 正平 議員	135
滝沢 幸映 議員	148
中嶋 登 議員	163

第4日 9月13日(水)

○議事日程	178
○一般質問 小宮山定彦 議員	178
塚田 忠 議員	190

塩入 弘文 議員	197
○一般会計決算案総括質疑、委員会付託	213
○特別会計決算案総括質疑、委員会付託	226

第5日 9月22日（金）

○議事日程	230
○請願・陳情採決	231
○議案第32号～議案第39号の委員長報告、質疑、討論、採決	232
○議案第40号～議案第47号の質疑、討論、採決	257
○追加議案上程、提案理由の説明	263
○議案第48号～議案第49号、発委第2号～発委第5号の質疑、討論、採決	267
○町長閉会あいさつ	273

平成29年第3回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成29年9月4日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 9月4日 午前10時00分
4. 応招議員 14名

1番議員	塩野入 猛 君	8番議員	塩 入 弘 文 君
2 "	西 沢 悦 子 君	9 "	塚 田 正 平 君
3 "	小宮山 定 彦 君	10 "	山 崎 正 志 君
4 "	朝 倉 国 勝 君	11 "	中 嶋 登 君
5 "	柳 沢 収 君	12 "	大 森 茂 彦 君
6 "	滝 沢 幸 映 君	13 "	入 日 時 子 君
7 "	吉川 まゆみ 君	14 "	塚 田 忠 君
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村	弘 君
副 町 長	宮 下	和 久 君
教 育 長	宮 崎	義 也 君
会 計 管 理 者	塚 田	陽 一 君
総 務 課 長	青 木	知 之 君
企 画 政 策 課 長	柳 澤	博 君
住 民 環 境 課 長	山 崎	金 一 君
福 祉 健 康 課 長	伊 達	博 巳 君
保 育 園 振 興 幹	小宮山	浩 一 君
産 業 振 興 課 長	大 井	裕 君
建 設 課 長	宮 嶋	敬 一 君
教 育 文 化 課 長	宮 下	和 久 君
収 納 対 策 推 進 幹	池 上	浩 君
ま ち 創 生 推 進 室 長	竹 内	祐 一 君
総 務 課 長 補 佐	関	貞 巳 君
総 務 係 長	北 村	一 朗 君
総 務 課 長 補 佐	堀 内	弘 達 君
財 政 係 長	長 崎	麻 子 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	大 橋	房 夫 君
企 画 調 整 係 長		
保 健 セ ン タ ー 所 長		
代 表 監 査 委 員		
9. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	白 井	洋 一 君
-------------	-----	-------

10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 諸報告
- 第 5 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 6 報告第 3 号 町長の専決処分事項の報告について
- 第 7 議案第 3 0 号 坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 8 議案第 3 1 号 千曲市・坂城町等公平委員会委員の選任について
- 第 9 議案第 3 2 号 平成 2 8 年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 0 議案第 3 3 号 平成 2 8 年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 1 議案第 3 4 号 平成 2 8 年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 2 議案第 3 5 号 平成 2 8 年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 3 議案第 3 6 号 平成 2 8 年度坂城町工業地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 4 議案第 3 7 号 平成 2 8 年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 5 議案第 3 8 号 平成 2 8 年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 6 議案第 3 9 号 平成 2 8 年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 7 議案第 4 0 号 坂城町農業委員会に関する条例の制定について
- 第 1 8 議案第 4 1 号 坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について
- 第 1 9 議案第 4 2 号 平成 2 9 年度坂城町一般会計補正予算（第 3 号）について
- 第 2 0 議案第 4 3 号 平成 2 9 年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 2 1 議案第 4 4 号 平成 2 9 年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 2 2 議案第 4 5 号 平成 2 9 年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）について

第23 議案第46号 平成29年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

第24 議案第47号 平成29年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

11. 本日の会議に付した事件

10. 議事日程のとおり

12. 議事の経過

議長（塩野入君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成29年第3回坂城町議会定例会を開会いたします。

なお、会議に入る前にカメラ等の使用の届け出がなされており、これを許可してあります。

直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者は理事者を初め各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「会議録署名議員の指名について」

議長（塩野入君） 会議規則第127条の規定により、8番 塩入弘文君、9番 塚田正平君、10番 山崎正志君を会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2「会期の決定について」

議長（塩野入君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月22日までの19日間といたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（塩野入君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から9月22日までの19日間とすることに決定いたしました。

なお、一般質問の通告は明日5日、午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め1人1時間以内とし、発言順位はさきの全員協議会において決定したとおりであります。

また、今議会の一般質問の開議時刻は、議会運営委員会の決定により午前9時といたします。

◎日程第3「町長招集あいさつ」

議長（塩野入君） 町長から招集の挨拶があります。

町長（山村君） 皆さん、おはようございます。本日ここに、平成29年第3回坂城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様全員のご出席をいただき開会できますことを心から感謝申し上げます。

さて、北朝鮮は8月29日に弾道ミサイルの発射、さらに9月3日には6回目となる、過去最大級の核実験を行いました。

日本への脅威はもとより、世界平和を脅かす行為であり、国際社会が連携し、平和的な解決を望むものであります。

また、8月29日、午前5時58分ごろに発射されたミサイルにつきましては、発射に伴い、国から全国瞬時警報システム「Jアラート」を通じて、6時2分にミサイル発射情報、6時14分にミサイル通過情報が発表されました。

このような緊急情報が国からJアラートにより伝達された場合、坂城町では、Jアラートと連動して登録型メール配信サービス「さかきまちすぐメール」により、登録者に対してメール配信がされることになっておりましたが、メールが配信されない事案が発生いたしました。また、同様に、上田ケーブルビジョンのテレビ画面に緊急情報を流すL字放送につきましても、注意喚起の放送が流れたものの、その後の詳細情報については放送することができませんでした。

メール配信及びL字放送がされなかった原因は、配信システムの設定にふぐあいがあったことによるもので、至急改善を行った結果、現在は、すぐメール、L字放送ともに情報伝達ができるようになっております。今後、このようなことが起こらないよう、徹底を図ってまいりたいと考えております。

さて、7月30日、中野市運動公園で開催されました第59回長野県消防ポンプ操法大会に埴科代表として出場しました、坂城町消防団第2分団が見事第5位入賞を果たしました。

町消防団としての入賞は、平成2年、当時の中之条地区担当の第2自動車分団以来、27年ぶりの快挙であります。

この大会には、ポンプ車操法に12、小型ポンプ操法に13の消防団が参加し、県内各地区大会を勝ち抜いた強豪が集まる中、ポンプ車操法に出場した第2分団の選手たちは、規律正しいきびきびとした動きで、日ごろの訓練成果を遺憾なく発揮し、すばらしい成績をおさめていただきました。

また、さかのぼりますが、6月24日夕方から町内の女性が行方不明になり、翌25日は町ポンプ操法大会でありましたが、団員が役割を分担して大会中も捜索を行い、午後は大会を終えた出場団員も加わって町内を捜索し、無事発見に至りました。これに対して、千曲警察署長から町消防団に対して、感謝状が贈呈されました。

さて、消防団は、大地震や局地的な豪雨など、これまでの常識では考えられないような災害

が全国各地で発生し、地域防災力の充実・強化が課題となっている中、地域に密着し、災害など有事の際には、迅速な対応を行うなど、地域防災活動において中核的な役割を果たすものと改めて認識したものであります。

町といたしましても、住民、自主防災組織、消防団、町、県など、多様な主体が適切に役割分担しながら連携協力して取り組む、災害に強いまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、7月26日、県庁において県営水道の給水区域のある長野市、上田市、千曲市、坂城町と水道管理者である県企業局との間で、「災害時の応急活動の連携に関する協定」を締結いたしました。

協定の主な内容につきましては、関係市町と県企業局の情報共有に関する事、災害時の応急給水活動に関する事、応急給水活動において水を補給する施設の相互利用に関する事、広報活動の協力に関する事などで、役割分担を明確に定めて、関係機関が連携して応急活動を迅速かつ的確に実施する体制を整えるものでございます。

今後は、協定に基づいて実践的な合同訓練を実施するなど、災害対策の強化・向上を図ってまいります。

また、協定にも位置づけられております上水道の応急給水拠点となる「安心の蛇口」の坂城町第1号が完成し、8月24日に坂城町文化センター体育館東側駐車場でお披露目式がとり行われました。

この「安心の蛇口」は、長野県企業局が地震などの災害が起こっても、「そこに行けば水が飲める、水が出る蛇口」として、管内市町の中核避難所となる施設に設置を計画しているもので、応急給水栓を接続すると、10個の蛇口から水を出すことができます。

今後、坂城小学校、南条小学校、村上小学校の3小学校に追加整備される予定となっており、応急給水訓練に利用するとともに、断水発生時の応急給水拠点として活用してまいります。

さて、日本を取り巻く世界の経済情勢につきまして、日本総研などによりますと、アメリカは、良好な雇用・所得環境を背景に、個人消費は回復傾向にあり、住宅投資は減少に転じたものの、設備投資や輸出は増加傾向が持続し、全体としてみれば、景気回復傾向が持続している。またヨーロッパでは、ユーロ圏において企業部門の底がたい回復が持続する中、景気についても緩やかな回復が続く見通しとなっております。

一方、中国においては、4～6月期の実質GDP成長率が前年同期比プラス6.9%と、前の期から横ばい状況で推移しており、安定成長を優先した政府の景気下支え策により、インフラ投資が依然として高目の伸びを維持しているものの、今後を展望すると、中国政府は再び構造調整の優先度合いを高め、景気過熱にブレーキをかけると見られ、成長率は緩やかに鈍化することが予想されることから、引き続き注視していく必要があると考えております。

次に国内の状況であります。内閣府による7月の「月例経済報告」では、「景気は、緩やかな回復基調が続いている。」とし、先行きについては、「雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあり、緩やかに回復していくことが期待される。」とする一方、「海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。」としております。

長野県内の状況につきましては、日銀松本支店が7月に発表した「金融経済動向」では、公共投資、住宅投資、設備投資、個人消費の個別観測から「生産は増加し、雇用・所得は、着実な改善が続いている。」とし、総論としては「長野県経済は、緩やかに回復している。」としております。

また、当町が7月に実施しました町内の主な製造業20社の経営状況調査の結果では、生産量が3カ月前のマイナス0.63%から3.48ポイント増加しプラス2.85%と、売り上げについてもほぼ同様な上昇傾向が見られます。

雇用については、4～6月の実績が総計でプラス45人と、前回調査のプラス36人からさらに増員し、来春の雇用も、1社で未定としたものの19社で増員または減員分の補充を予定しており、全体で117人の大幅な増員予定となっております。

さて、平成28年度の決算状況について申し上げます。

まず、歳入につきまして、町民税は、平成27年度と比較すると、個人分は微減でありましたが、法人分は企業の利益分を大型設備投資に向けられたことの影響により、前年度対比マイナス37.8%と約2億5,500万円の減額となりました。

固定資産税につきましては微減、軽自動車税は、28年度に税率の改定が行われたことにより、前年度対比プラス17.9%となりましたが、町税全体では、法人税のマイナス分の影響を受け、前年度対比マイナス8.9%、約2億5,400万円の減収となっております。

一方、地方交付税につきましては、普通交付税において、算定の基礎となる基準財政収入額と基準財政需要額との差が縮小されたため、交付税額が減額となりました。

特別交付税を含め、交付税全体で前年度対比マイナス13.6%、約1億6,100万円の減額となっております。

また、財政力指数につきましては、3カ年の平均値が前年度より0.027ポイント増の0.685で、県内における順位につきましては昨年と同じく、77市町村中6番目、町村の中では軽井沢町、南相木村に次いで第3位となっております。

国庫支出金につきましては、前年対比マイナス28.6%、約2億1,300万円の減、繰入金につきましては前年度に対し、約5億800万円の減、町債につきましても、約3億6,900万円の減と、いずれも南条小学校の建設事業が終了したことに伴い、大幅に減少したものであります。

以上、歳入全体では、前年度対比マイナス19.8%となる63億1,510万6千円であ

ります。

一方、歳出につきましては、特に普通建設事業費において、継続事業の町道A01号線道路改良事業や橋梁修繕事業のほか、坂城小学校プール改修事業、びんぐしの里公園屋外ステージの整備等を実施いたしました。南条小学校建設事業があった前年度に比べ、マイナス71.6%の約4億9,300万円となりました。

また、歳出の中でも比較的大きな割合を占めます扶助費につきましては、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業の実施や、子どもの福祉医療費の支給範囲を中学卒業から18歳到達年度末まで拡充したことにより、前年度対比プラス8.0%となっております。

また、扶助費と並んで義務的経費であります人件費については前年度対比マイナス1.5%、公債費につきましては地方債残高の減少に伴いマイナス5.4%という状況です。

その他経費では物件費、維持補修費、補助費等につきましては昨年並みの決算額であり、全体としてはマイナス9.2%となっており、歳出全体では、前年度対比マイナス20.2%となる62億1,838万6千円の決算となっております。

なお、平成28年度決算を受けての財政健全化法による財政指標につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに、一般会計及び全ての特別会計において黒字であります。

また、起債発行時の制限の基準となります実質公債費比率につきましては前年対比1.1ポイント減の8.6%となっております。

公債費等の将来負担の重さをあらかず将来負担比率につきましても、9.5ポイント減のマイナス0.3となり、昨年より大幅に改善しました。

いずれの指標につきましても早期健全化基準及び財政再生基準に比べ健全な状況で推移しており、引き続き、将来にわたる負担の軽減、健全な財政運営に努めてまいります。

続きまして、29年度事業の進捗状況並びに9月補正に計上いたしました、主な内容について述べさせていただきます。

国際交流事業として8月2日、3日の2日間、和平キャンプ場において、町内の小学6年生と中学1年生の計19人が参加し、小・中学校の英語指導講師など6名の外国人と、今回初めて、坂城高校の生徒5名にもボランティアとして参加していただき、異文化交流事業「English Camp」を行いました。参加した児童生徒は、日ごろ学校で取り組んでいる外国語学習を生かし、積極的に英会話をしながら、さまざまな課題に取り組み、外国の文化や言語を通じてコミュニケーション能力の向上が図られたものと感じております。

8月5日には、第40回町民まつり坂城どんどんが、横町・立町通り・坂城駅前で行われ、オープニングでは子どもジャズダンス、坂城高校生徒会ソーラン節、坂城小学校太鼓演奏などのほか、坂城町特命大使の小松美羽さんによる「ライブペイント」が行われ、間近で迫力のある小松さんの作品の制作過程を見ることができました。

この、「ライブペイント」で描かれました作品につきましては、町に寄贈されることとなっておりますので、使用いたしました絵の具を定着させる期間をとり、広く町民の皆様にご覧いただけるようにしてまいりたいと考えております。

また、今年は第40回という節目の年であるとともに、地元の武将「村上義清」の没後444年の年に当たることから「村上義清ダンボール甲冑行列」が登場し、威風堂々とした行進が行われました。

夜の踊り流しでは50連、1,550人の皆さんが、各連一丸となつての踊りで、真夏の暑さを吹き飛ばす盛り上がりを見せました。

第62回成人式が8月15日新成人169人のうち75%に当たる126人の出席により、式典と成人祭がとり行われました。新成人代表からは、これまで支えてくれた家族、恩師、地域の方々への感謝とともに、新成人としての抱負や決意が力強く発表され、頼もしく感じたところでもあります。今後、それぞれの目標に向かって飛躍されることを期待するところであります。

第3回「びんぐしの里薪能」が8月19日、能の重要無形文化財総合指定保持者で坂城町特命大使の松木千俊さんと、狂言のみならず幅広い分野で活躍されている野村萬齋さんをお招きし開催されました。今回、松木さんには、村上小学校の校歌にも歌われている桜の美しい吉野を題材とした、天人の舞を演じていただきました。

また、今回の舞台はこの春完成した新屋外ステージ「びんぐしわくわくステージ」ということで、前回までとは趣の異なる薪能となり、町内外から多くの皆さんにお越しいただき、来場した皆さんに、夏の夜の幽玄の世界を堪能していただきました。

さて、8月23日に千曲市文化会館で開催されました、県立高校再編に伴う「学びの改革基本構想」に係る地域懇談会に、議員の皆様各位を初め坂城高校同窓会の皆様方、教育委員や学校関係者、商工会やテクノハート坂城協同組合の皆様など、大勢の皆様方にご参加いただき、坂城高校に強い関心をお示しいただき、感謝申し上げる次第であります。引き続き同校が坂城町で存続できるようにご支援をいただきますようお願い申し上げます。

さて、8月27日には町総合防災訓練が坂城小学校で開催され、各区自主防災会や町消防団、婦人消防隊、千曲坂城消防本部、警察機関、千曲交通安全協会坂城支部、交通指導員、民生児童委員、防災通信班、日赤奉仕団、坂城郵便局、町建設業災害防止協会、上田水道管理事務所等の皆さん方、関係者を含め約800名にご参加をいただきました。

訓練は、各区から小学校への避難誘導訓練に始まり、有線放送や携帯電話の緊急速報メール、上田ケーブルビジョンのL字放送による情報伝達訓練、また、学校グラウンドでは、災害を想定した各種訓練が実施されました。

今年の避難所運営訓練では、参加者の皆様方に各地区避難者の把握をしていただき、避難者

名簿を作成し、簡易トイレや間仕切りの設営から食料等の調達配布まで、住民みずからが避難所運営にかかわっていただく、より実践的な訓練を行ったところでございます。

また、新たな訓練として上田水道管理事務所の給水車からの給水訓練や、千曲川の堤防が決壊したとの想定のもと、坂城消防署の救命ボートの出動、被害状況把握訓練の際には、ドローンを使い上空から状況把握をしたところでございます。

災害の未然防止、被害の軽減を図るためには、住民の皆さんの日ごろからの災害に対する備えが重要であります。今後も家庭や地域、行政、関係機関が連携し、有事の際に対応できるよう防災意識の高揚と防災対策に努め、安心・安全で災害に強い町づくりに努めてまいりたいと考えております。

9月1日には、「第24回テクノさかき工業団地まつり」が開催されました。工業団地内企業の福利厚生事業の一環として行われてきたお祭りも、歌謡ショーや花火大会など大勢の町民の皆様にご好評いただき、「地元のお祭り」として定着しております。

今年は、南条小学校金管バンドの演奏や芸能人によるお笑いライブが行われたほか、花火大会では、工業団地以外の企業の皆さんにもご協賛いただき、盛大に花火が打ち上がりました。

多くの町民の皆様にご来場いただき、お祭りを楽しんでいただいたことと思います。

さて、9月2日には、9月7日から鉄の展示館で開催される特別展「大相撲と日本刀」のイベントとして、相撲博物館学芸員の土屋喜敬さんをお迎えし、さかきふれあい大学教養講座が開催されました。土屋さんには「大相撲の歴史を語る～江戸時代を中心に～」を演題に、江戸時代の大相撲の様子や雷電為右衛門の活躍、興行の様子など、エピソードを交えて語っていただき、来場した皆さんは、江戸時代から現代に引き継がれる大相撲の世界に思いをはせ、特別展「大相撲と日本刀」への期待を寄せておりました。

次に、トータルメディアコミュニケーション施設整備事業につきまして、5月の臨時会において請負契約の議決をいただき、デジタル防災行政無線（同報系）整備工事を進めているところでございます。

現在、新たに設置する屋外拡声子局につきまして、小中学校や公民館などの避難場所に指定されている箇所や、人が大勢集まる公園施設等も含めて、現行の設置箇所や設置数を見直す中、地元区長さん方の協力をいただきながら用地の選定等行っているところであります。

今後、親局機器などの仕様詳細を定めて機器製作を進め、10月以降、再送信局を含む屋外拡声子局の工事や親局設備の設置工事、千曲坂城消防本部との連携工事などを予定しております。

また、年内には、戸別受信機の配布方法や操作説明などの住民説明会を開催し、来年1月からの試験運用にあわせまして、戸別受信機の配布を開始する予定であります。

まず、有線放送加入世帯への配布を来年3月をめどに行い、4月には、有線放送から防災行

政無線に運用を切りかえまして、以降、残りの戸別受信機の配布を進めていく計画としております。「つながる あんしん 坂城町」の構築に向け、整備事業を進めてまいります。

さて、さかきワイナリー形成事業につきましては、試験圃場での実証栽培も5年目を迎え、ブドウも順調に生育しており、9月中旬から10月上旬の収穫を見込んでおりますが、今年度も「坂城プレミアムワイン」の醸造を予定しており、収穫されるブドウの品質に期待したいと思っております。

信州さかきふるさと寄附金につきましては、昨年度からインターネットを利用した寄附申し込みを可能とし、引き続き特産品振興や地域活性化につながる取り組みを進めています。

総務省からの返礼品に関する通知を受け、一部基準を超えていた品目につきまして見直しを行い、7月以降その運用を行っております。

8月末時点で975件、1,776万8千円の寄附がございました。

また、町の魅力を発信し、町を知ってもらうため、返礼品の充実を図っているところであり、返礼品協力事業者数及び返礼品数は、8月末現在で延べ23事業者、111品目となっております。

引き続き、返礼品を提供していただける事業者の皆さんの募集に努めるなど、ふるさと納税事業を適切に推進してまいります。

また、移住定住対策につきましては、町の総合戦略に基づき、人口減少の抑制及び定住人口の増加を図るため、29年度新たに、町に移住または定住する方が新築住宅を取得する費用に対して支援をし、移住定住促進を図るための補助金を創設したところでございます。

8月末時点でこれまでに18件の補助金申請があり、うち3件は町外からの申請であります。引き続き、事業の周知を図るとともに、移住定住対策の推進に努めてまいります。

さて、9月18日の敬老の日を迎えるに当たり、町では長寿のお祝いと敬老の意を表し、9月9日・10日の2日間にわたり、米寿・白寿の皆様、並びに100歳以上の方々を対象とした敬老訪問を行います。

今年度は9月1日現在、88歳の米寿の方が114人、99歳の白寿の方が6人、100歳以上の方が13人で、合計133名の方が対象となり、最高齢の方は明治45年生まれの105歳の方でございます。

さて、高齢者等の交通事故防止と免許返納者が必要とする交通手段の支援施策として、運転免許証を自主返納し「運転経歴証明書」の交付を受けた町民の方に対して、9月から町循環バスの運賃を無料にいたしました。対象となる方は、町循環バスの運賃を支払う際に、運転経歴証明書をバス運転手にご提示いただければと思います。

また、ひとり暮らしの高齢者などを見守るため、町では長野県企業局と共同で、水道の利用状況により、安否情報を登録したご家庭などにメールでお知らせする、高齢者元気応援システ

ム「K I Z U K I」の運用を9月から開始いたしました。全国初となるこのシステムは、離れて暮らすご家族にきずなと安心をお届けすることができるシステムで、引き続き福祉健康課で利用をご希望される方のお申し込みを受け付けております。

長野県では、子育て支援と少子化対策の推進のため、子どもの福祉医療費給付事業につきまして、受給者負担を除き医療機関窓口で医療費を支払わなくて済む現物給付方式の導入を平成30年8月診療分から全県下で実施する準備を進めております。県では、現物給付の対象範囲として中学卒業までを一つの基準としておりますが、当町では、昨年度実施した現行の18歳到達の年度末までを対象にすることとし、本定例会に条例の一部改正を上程したところであります。今後、県では各市町村の給付対象範囲等を取りまとめ、医師会等の関係機関への周知、調整を進めるとともに、町においても給付対象となる皆さんへのお知らせやシステム改修等の対応を実施してまいりたいと考えております。

9月7日から11月5日まで、鉄の展示館におきまして、特別展「大相撲と日本刀」を開催し、横綱が土俵入りをする際に身につけた化粧回しや太刀など、大変貴重な品々を公益財団法人日本相撲協会の特別な許可を得て展示いたします。

今回の特別展では、今年、生誕250年目の節目の年を迎える郷土の力士「雷電」の脇差しや化粧回しを初め、現役力士である「白鳳」や「稀勢の里」、また、角界初の国民栄誉賞を受賞した「千代の富士」など、歴代の横綱の太刀や脇差し、化粧回しなどのほか、びょうぶ・手形など合計117点の展示品を、前期と後期で全て入れかえて展示をすることとなっております。本特別展では、普段目にできないような貴重な品々が展示される機会となっておりますので、お見逃しがないよう大勢の皆さんにご覧いただきたいと思っております。

さて、今年度3年ぶりに開催される、「2017さかきモノづくり展」につきましては、10月6日、7日の2日間の開催に向け、現在、企業関係者や工業団体代表者の皆さんで組織する実行委員会を中心となって準備を進めており、出展企業等の募集を行ったところ、企業22社、4大学、5団体の合計で31件の出展申し込みがありました。

坂城町の企業が持つ、ものづくり技術・製品を1人でも多くの方にご覧いただき、今後の地域産業の発展に向け、商工会やさかきテクノセンター、テクノハート坂城協同組合とも連携して支援してまいりたいと考えております。

当日は、「ふーど市」も同時開催され、また、「プレミアム付坂城商品券」の発行も予定されていることから、相乗効果により多くの地域住民の皆さんにお越しいただけるものと考えております。

町内の人口増加に向け、昨年度より開始いたしました「移住定住・就職支援事業」は、4月に金沢工業大学内において2018年春卒業予定者を対象に、合同企業説明会を町内企業8社の参加により、開催いたしました。

今後は、年度末に2018年度卒業予定者を対象に、東京都内においても、開催する予定となっております。

さて、本議会に上程しております「坂城町農業委員会に関する条例案」につきましては、昨年4月に「農業委員会等に関する法律」が改正されたことに伴い、当町における、これまでの農業委員会の機能を最大限に考慮し、法で市町村の条例で定めることとされております、農業委員の定数と、今回の法改正において新に設けられた、地域の農業者などの話し合いや、農地利用の集積・集約化を推進するための「農地利用最適化推進委員」について、法の上限であります14人と8人以内とするものでございます。

また、あわせて、農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬を定めるため、「特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例」の一部改正を行うものでございます。

農道等基盤整備町単事業につきましては、8月に「大英寺のため池」において老朽化による護岸の破損が発見されました。この護岸の修復について県と協議をした結果、県による緊急県単ため池改修工事が実施され、測量設計については町が行うこととなりましたので、そのための委託費と8月6日の集中豪雨により、坂城地区の林道に被災がありましたので、復旧に係る工事費を補正予算に計上したところでございます。

橋梁修繕事業につきましては、今年度予定していましたが、町内6橋の詳細調査・設計業務が終了したため、順次、橋梁修繕工事に着手するため予算の組みかえと、新たに、鼠橋の詳細調査・設計業務費用を補正予算に計上いたしましたところでございます。

また、目名沢川の「しなの鉄道橋」上流にかかる「あの橋」につきましては、損傷が激しく劣化が進んでいるため、安全性を考慮し全面通行どめとしてありましたが、橋桁が河川内に落下し、橋梁の崩壊の危険性もあるところから、橋梁を撤去することとして、関連費用を補正予算に計上したところであります。

長野広域連合が整備を行っております、ごみ焼却施設2カ所、最終処分場1カ所につきましては、「長野地域ごみ処理広域化計画」に基づき、事業を進めているところでございます。

当町にとりまして最大の関心事であるB焼却施設の稼働につきましては、計画が平成30年度よりおくれることが避けられない状況にあることから、この間、B焼却施設において処理を予定していた千曲市と坂城町のごみをどうするか、方向性を出さなければならない時期に来ているものと考えております。

つきましては、9月29日、午後7時から、坂城町文化センターにおきまして、長野広域連合、坂城町、葛尾組合による町民説明会を開催し、施設整備に係るこれまでの経過や今後の見込みなどについてご説明し、ご意見をお伺いしたいと考えております。

また、南条児童館の建設事業につきましては、隣接地の用地取得後、設計が完了したことから、8月28日に建設工事の入札を実施いたしました。現在、仮契約の手続を進めております。

本議会最終日に、契約の議決について追加上程をいたす予定でございます。

以上、28年度の決算状況と29年度の主な事業の進捗状況並びに主な9月補正予算の内容について申し上げます。

今議会に審議をお願いする案件は、専決報告が2件、人事案件が3件、条例の制定が1件、一部改正が1件、一般会計・特別会計の28年度決算の認定8件、補正予算6件、計21件でございます。よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。

◎日程第4「諸報告」

議長（塩野入君） 地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社坂城町振興公社及び味噌株式会社に係る平成29年3月31日現在の経営状況報告書の提出がありました。

また、監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されております。それぞれお手元に配付のとおりであります。

次に、請願及び陳情について申し上げます。本日までに受理した請願、陳情はお手元に配付のとおりであります。所管の常任委員会に審査を付託いたしましたので、報告いたします。

議長（塩野入君） 次に、日程第5「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」から日程第8「議案第31号 千曲市・坂城町等公平委員会委員の選任について」までの4件を一括議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（塩野入君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、日程第5から議案第31号まで一括してご説明申し上げます。

まず、日程第5「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ご説明申し上げます。

本年12月31日をもちまして、任期が満了となります。塚田安紀子さんにかわり、小山みつ江さんに人権擁護委員としてご苦勞いただきたく、法務大臣へ推薦するに当たって、議会の意見を求めるものであります。

小山さんは、佐久高等学校卒業後、株式会社ほていやに勤務された後、宮後工業株式会社に今年3月まで勤務されておりました。

また、現在、坂城町保健補導委員会の会長としてご尽力いただいております。

人格識見高く、地域の信望も厚く、職務を公正に行うにふさわしい方でございます。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りたくお願い申し上げます。

続きまして、専決第12号「平成29年度坂城町一般会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ649万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を67億9,059万9千円といたしたものでございます。

歳出の内容といたしましては、法人町民税につきまして、確定申告により確定した税額が、予定納税での納税額を下回った企業への税償還金・還付加算金として544万1千円、町消防団第2分団が7月9日の埴科消防大会で見事優勝し、7月30日に中野市で開催されました県大会への出場を果たしたことから、大会出場に要する経費として費用弁償や出勤交付金等43万1千円、坂城町スポーツ少年団陸上の皆さんが6月25日の県大会で見事入賞し、8月19日に神奈川県で行われた全国大会、または8月26日から27日にかけて岐阜県で行われた東海大会への出場や、スポーツ少年団硬式野球の皆さんが6月に行われた信越大会において優秀な成績をおさめたことにより、8月7日から北海道で行われた東日本大会に出場を果たしたことに伴う激励金として20万円、その他、臨時職員の雇用に伴う賃金42万6千円を計上いたしたもので、いずれも開催期日等の関連で急を要したことから専決といたしたものであります。

なお、歳入につきましては、財政調整基金から繰入金を計上したものでございます。

次に、専決第13号「和解及び損害賠償額の決定について」ご説明申し上げます。

本件は、平成29年7月19日、南条の町の町有駐車場内において、職員が公用車から降車する際、強風により右側ドアが駐車していた相手方車両の左側ドアに当たり、損傷を与えた事故につきまして、損害賠償を支払うことで、示談成立の合意を得ましたので、専決処分をいたしたものでございます。

以上、専決処分についてご報告いたします。

続きまして、議案第30号「坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について」ご説明申し上げます。

本案につきましては、9月30日をもって玉木守二委員の3年間の任期が満了するに当たり、引き続き、地域の信望が厚く、経験も豊かな同氏を再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は平成29年10月1日から平成32年9月30日までの3年間でございます。

続きまして、議案第31号「千曲市・坂城町等公平委員会委員の選任について」ご説明申し上げます。

本案につきましては、坂城町、千曲市、葛尾組合、千曲坂城消防組合で共同設置をしております千曲市・坂城町等公平委員会委員について、本年11月20日をもっての任期が満了とな

ります西澤正人氏の後任として、山崎典久氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

山崎氏は中央大学法科大学院を卒業後、平成20年に司法試験に合格し、現在は千曲市粟佐において法律相談事務所を開設しております。

なお、任期は平成29年11月21日より平成33年11月20日までの4年間であります。

以上、よろしくご審議を賜り、適切なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

議長（塩野入君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、議案調査のため10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時47分～再開 午前10時57分）

議長（塩野入君） 再開いたします。

◎日程第5「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）適任」

◎日程第6「報告第3号 町長の専決処分事項の報告について」

専決第12号「平成29年度坂城町一般会計補正予算（第2号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第13号「和解及び損害賠償額の決定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

◎日程第7「議案第30号 坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）同意」

◎日程第8「議案第31号 千曲市・坂城町等公平委員会委員の選任について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）同意」

議長（塩野入君） 日程第9「議案第32号 平成28年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第24「議案第47号 平成29年度坂城町坂城町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」までの16件を一括議題とし提案理由の説明まで行います。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（塩野入君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、議案第32号から47号までご説明申し上げます。

まず、議案第32号「平成28年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

平成28年度坂城町一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額63億1,510万6千円、歳出総額62億1,838万6千円で、歳入歳出差引額は9,672万円となりました。

実質収支額につきましては、歳入歳出差引額から事業の実施時期や工期の関係で29年度へ繰り越した坂城テクノセンター支援事業、町道A01号線道路改良工事、橋梁修繕事業など繰越事業の充当財源となる2,471万9千円を除いた7,200万1千円であります。この実質収支額から3,700万円を財政調整基金に繰り入れた残額の3,500万1千円が平成29年度への繰越金であります。

歳入の主な内容について申し上げます。町税のうち町民税につきましては、平成27年度と比較いたしますと、個人分は微減でありましたが、法人分は企業の利益分を大型設備投資などに向けられたことにより、対前年比マイナス37.8%、約2億5,500万円の減額となりました。

固定資産税につきましては微減、軽自動車税は28年度に税率の変更が行われたことにより、前年度対比プラス17.9%となりましたが、町税全体の収入額は約25億9,600万円で、前年度に対しマイナス8.9%、約2億5,400万円の減収となっています。

地方消費税交付金につきましては、普通交付税において、算定の基礎となる基準財政収入額と基準財政需要額の差が縮小されたため、交付税額が減額となり、特別交付税を含め、前年度対比マイナス13.6%、約1億6,100万円の減額となっております。

国庫支出金につきましては、前年度に対し、約2億1,300万円の減、繰入金につきましては、約5億800万円の減、町債につきましても約3億6,900万円の減と、いずれも南条小学校の建設事業が終了したことに伴い、大幅に減少したものであります。

以上、歳入全体では、前年度対比マイナス19.8%、15億5,426万円の減となったところでございます。

次に、歳出につきまして、性質別に主なものを申し上げます。まず、投資的経費につきましては、継続事業のA01号線道路改良事業や橋梁修繕事業ほか、坂城小学校プール改修事業、びんぐしの里公園屋外ステージの整備などを実施いたしました。南条小学校建設事業があった前年度と比較しますと、普通建設事業費全体でマイナス71.6%の約4億9,300万円の決算額となりました。

義務的経費につきましては、人件費で1.5%の減となりましたが、扶助費につきましては年金生活者等支援臨時福祉給付金事業の実施や、子ども福祉医療費の支給範囲を中学卒業から

18歳到達年度末まで拡大したことにより、前年度対比プラス8%となっております。公債費につきましても地方債残高の減少により5.4%の減となり、義務的経費全体で0.2%の減となりました。

その他経費につきましては、物件費、維持補修費、補助費等につきましては、昨年並みの決算額となっておりますが、積立金が減少したため、その他経費全体といたしますと、マイナス9.2%となっております。

歳出全体では前年度対比マイナス20.2%、金額で約15億7,430万3千円の減となったところでございます。詳細につきましては、決算書の事項別明細書及びお手元にお配りいたしました主要施策の成果及び実績報告書のとおりであります。また、内容の詳細につきましては、後ほど担当課長から説明をいたします。

次に、議案第33号「平成28年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

平成28年度本特別会計歳入歳出決算額は、歳入総額3,139万6千円、歳出総額3,072万7千円で、歳入歳出差引残額は66万9千円となり、このうち50万円を設備基金に積み立て、16万9千円を平成29年度に繰り越しをいたしましたところであります。

また、有線放送電話事業につきましては、交換機の故障により、平成28年12月から全加入者放送のみのスピーカー加入の取り扱いとし、平成28年度末をもって通話業務の運用を終了したところでございます。

歳入の主な内容につきましては、有線放送電話使用料2,636万4千円、各種事務手数料及び広告放送料等78万9千円、工事費負担金30万1千円。

歳出の主な内容は、設備基金積立金568万1千円、電力柱等共架料及び電柱敷地等借上料290万7千円、有線施設設置移転等工事376万6千円でございます。

次に、議案第34号「平成28年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

平成28年度本特別会計歳入歳出決算は、歳入総額18億9,566万1千円、歳出総額18億6,156万4千円で、歳入歳出差引残額は3,409万7千円となり、このうち125万円を国民健康保険基金に積み立て、3,284万6千円を平成29年度に繰り越しをいたしましたところでございます。

歳入の主な内容は、国民健康保険税3億966万円、国庫支出金3億9,594万1千円、前期高齢者交付金5億4,441万3千円、共同事業交付金3億9,132万7千円。

歳出の主な内容は、保険給付費12億326万4千円、後期高齢者支援金等1億9,128万5千円、共同事業拠出金3億7,439万6千円でございます。

療養給付費、療養費、高額医療費を合わせた支払額を前年度と比較いたしますと、全体では

2. 2%の減となっており、制度別の医療費の内訳では、一般被保険者分で1.0%の減、退職被保険者分では、21.1%の減となっております。また、後期高齢者支援金等は、前年度対比5.7%の減、共同事業拠出金が0.7%の減となっております。

続きまして、議案第35号「平成28年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

平成28年度本特別会計歳入歳出決算額は、歳入総額292万2千円、歳出総額290万9千円で、歳入歳出差引残額の1万3千円につきましては、平成29年度に繰り越しをいたしたところであります。

歳入の主な内容は、貸付金元利収入285万円、県補助金5万8千円。

歳出の主な内容は、元利償還金140万7千円、一般会計繰出金で140万7千円でございます。

続きまして、議案第36号「平成28年度坂城町工業地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

平成28年度本特別会計歳入歳出決算は、歳入歳出総額がそれぞれ同額の1億3,228万円となっております。

歳入の内容は、工業団地用地の売り払いによる用地代。

歳出の内容は、工業団地用地の取得費として、それぞれ同額の1億3,228万円でございます。本件は、前田工業団地の土地を町土地開発公社から取得し、その工業用地の取得を希望する企業に売却したものでございます。

次に、議案第37号「平成28年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

公共下水道の整備は、南条地区の整備により、平成28年度末で供用面積が500haに達し、整備面積の進捗率は81%となりました。

平成28年度本特別会計歳入歳出決算は、歳入総額9億3,528万円、歳出総額9億1,205万3千円で、繰越明許費繰越額の2,277万4千円を除いた45万2千円が実質収支額となりました。

歳入の主な内容は、受益者負担金5,978万9千円、下水道使用料1億4,403万1千円、国からの交付金1億6,107万円、一般会計からの繰入金3億円、町債2億4,650万円。

歳出の主な内容は、上流処理区維持管理負担金6,340万2千円、下水道管渠工事費3億5,501万4千円、千曲川流域下水道上流処理区事業費負担金1,887万9千円、長期債元利償還金3億4,770万4千円でございます。

続きまして、議案第38号「平成28年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につ

いて」ご説明申し上げます。

平成28年度本特別会計歳入歳出決算は、歳入総額12億7,648万7千円、歳出総額12億6,612万7千円で、歳入歳出差引残高は1,036万円となり、このうち21万円を介護保険支払準備基金に積み立て、1,014万9千円を平成29年度に繰り越しをいたしましたところであります。

歳入の主な内容は、介護保険料3億1,394万円、国庫支出金2億7,922万1千円、支払基金交付金3億3,235万6千円。

歳出の主な内容は、保険給付費11億8,182万2千円、基金積立金4,260万2千円、地域支援事業費2,404万3千円でございます。

歳出総額のうち、全体の93%を占めます保険給付費について、前年度と比較しますと、0.8%の増となっており、保険サービス別の内訳では、要介護認定者の利用いたします介護サービス費等が1%の増、高額介護サービス費が10.1%の減となっております。

次に、議案第39号「平成28年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

平成28年度本特別会計歳入歳出決算は、歳入歳出総額がそれぞれ同額の1億8,803万6千円となっております。

歳入の主な内容は、後期高齢者医療保険料1億4,572万7千円、一般会計繰入金4,193万円。

歳出の主な内容は、後期高齢者医療広域連合納付金1億8,697万7千円、総務費105万8千円でございます。

次に、議案第40号「坂城町農業委員会に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

本案は、農業委員会法の改正に伴い、坂城町農業委員会に関する条例を新たに制定するものであります。

条例の要旨としまして、従来、公選制による選挙を行い選出してきた農業委員が、昨年4月の法改正により、広く推薦・公募を求めた上で、議会の同意を得て町長が任命する選任制に改められ、また、これまで任意業務として農業委員会が地区割りをして鋭意取り組んでまいりました農地利用最適化が必須業務となったことから、農地利用最適化推進委員が新設されました。

農地利用最適化推進委員につきましては、担当地区において農地に関する情報収集や地域の話し合いへの参加等を行うものでありますが、いずれの業務も当町では従来、農業委員が行ってきたことであり、今後も農家との距離を隔てることなく、この業務を委員会として滞りなく行えるよう、農業委員の定数につきましては農業委員会法で定められた上限の14人としております。また、農業委員会が選考し、委嘱する農地利用最適化推進委員の定数につきましても、法の定める上限の8人以内としたところでございます。

また、委員会の積極的な活動を支援するため、基本給に合わせ、農地集積や遊休農地解消等の活動・成果に対して農地利用最適化交付金を上乘せ支給するため、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行います。加えて新設の農地利用最適化推進委員の報酬を定めるところでございます。

あわせて、既存の坂城町農業委員会の選挙による定数条例を廃止します。なお、坂城町農業委員会に関する条例の制定、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の改正、坂城町農業委員会の選挙による定数条例の廃止は全て現農業委員の任期満了の翌日である、平成30年5月18日より施行するものであります。

次に、議案第41号「坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、子育て支援・少子化対策推進のため、平成30年8月診療分より、子供の医療費について受給者負担金を除き医療機関窓口で医療費を支払わなくても医療を受けられるよう、子ども福祉医療費の現物給付方式を県下市町村で導入する方針を受け、福祉医療費給付金条例の一部を改めるものでございます。

なお、県では、現物給付化の対象範囲の一定ラインとして、中学校卒業までという基準を示していますが、当町におきましては、18歳到達の年度末までとして対象を拡充して実施してまいります。

次に、議案第42号「平成29年度坂城町一般会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,779万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を69億3,839万2千円とするものであります。

歳入の主な内容につきましては、地方交付税2億6,195万8千円、土地売却収入7,892万7千円、前年度繰越金2,500万1千円、臨時財政対策債5,790万2千円をそれぞれ増額し、基金等からの繰入金を合わせて2億7,804万1千円を減額するものでございます。

一方、歳出の主な内容につきましては、広域行政事業基金への積み立て1億円、鼠区環境整備等補助金3,946万5千円、県の算定誤りにより、昨年7月に実施された参議院議員選挙事務委託金の返還金16万円。有害鳥獣対策侵入防止柵等設置に伴う資材費29万1千円、農道等基盤整備町単事業303万5千円、橋梁修繕にかかわる詳細調査・設計委託250万円、古文書閲覧室整備120万円をそれぞれ増額するものでございます。

あわせて、人件費につきましては、現在の職員配置に合わせた調整を行うものであります。

次に、議案第43号「平成29年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ15万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億1,225万9千円とするものであります。

補正予算の内容でございますが、歳入につきましては前年度繰越金、歳出につきましては設備基金積立金15万9千円をそれぞれ増額するものでございます。

続きまして、議案第44号「平成29年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,234万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を19億3,329万3千円とするものであります。

補正予算の内容でございますが、歳入につきましては前年度繰越金3,234万6千円を増額するものでございます。

歳出につきましては国庫支出金返還金2,657万6千円、療養給付費交付金返還金514万9千円、予備費62万1千円をそれぞれ増額するものでございます。

次に、議案第45号「平成29年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を147万3千円とするものであります。

補正予算の内容でございますが、歳入につきましては前年度繰越金、歳出につきましては一般会計繰出金1万1千円をそれぞれ増額するものでございます。

次に、議案第46号「平成29年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について」提案理由をご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ125万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億2,859万8千円とするものであります。

補正予算の内容でございますが、歳入につきましては、地方創生汚水処理施設整備推進交付金を880万円減額、下水道費県負担金90万円、町債870万円、繰越金45万2千円をそれぞれ増額するものであります。

歳出につきましては、公共下水道事業費80万円、一般会計繰出金45万2千円をそれぞれ増額するものでございます。

最後に、議案第47号「平成29年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,222万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億3,254万7千円とするものであります。

補正予算の内容でございますが、歳入の主なものにつきましては一般会計繰入金168万9千円、前年度繰越金1,014万9千円を増額するものでございます。

歳出の主なものにつきましては、総務費166万3千円、国庫支出金返還金751万2千円、県費交付金返還金106万4千円をそれぞれ増額するものでございます。

以上、よろしくご審議を賜り、適切なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

議長（塩野入君） 続いて、各課長等に、議案第32号「平成28年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」詳細説明を求めます。

初めに歳入について説明を求めます。

財政係長（北村君） 平成28年度坂城町一般会計歳入歳出決算の内容につきまして、順次ご説明申し上げます。

まず、歳入全般について、決算書事項別明細書の11ページ、町税からご説明申し上げます。款1町税につきましては、収入総額が25億9,569万9千円で、前年度と比較いたしまして、金額で2億5,437万1千円、率にしてマイナス8.9%の減収となりました。内訳でございますが、町民税につきましては、個人分は微減でありましたが、法人分は企業の利益分を大型設備投資に向けられたことへの影響により、個人町民税では83万円、法人町民税では2億5,548万7千円の減収となり、町民税全体では18.4%の減という状況でございます。

固定資産税につきましてはマイナス0.3%、町たばこ税はマイナス1%、入湯税につきましてはマイナス4%といった状況でありましたが、軽自動車税については税率改定の影響により、プラス17.9%という状況でございます。

続いて、12ページにかけての款2地方譲与税につきましては、地方揮発油譲与税が前年度に対しマイナス97万2千円、自動車重量譲与税はプラス19万3千円で、決算額は6,305万1千円、前年度対比1.2%のマイナスでございます。

12ページの交付金関係では、款3利子割交付金が決算額189万9千円で、前年度に対し98万9千円の減、款4配当割交付金は決算額584万1千円で224万8千円の減、款5株式等譲渡所得割交付金につきましては、決算額341万1千円で、492万8千円の減となっております。

次に、款6地方消費税交付金につきましては、決算額2億8,608万6千円で、前年度に対し11%の減となっております。

続きまして、13ページにかけての款7自動車取得税交付金につきましては、決算額が1,128万7千円で、前年度対比5.2%の減となっております。

款8地方特例交付金につきましては、住宅借入金等、税額控除にかかわる地方公共団体の減収を補填する交付金で、決算額は前年度に対し51万1千円増の668万4千円となっております。

次に、款9地方交付税でございます。28年度の普通交付税は基準財政収入額と基準財政需

要額の差が生じたため、前年度対比マイナス13.9%の9億11万3千円が交付されました。

また、特別交付税につきましては、前年度対比では11.5%減の1億1,676万3千円の決算額でございます。

続いて、款10交通安全対策特別交付金につきましては、決算額200万6千円で、前年度に対し2万4千円の減といった状況であります。

次に、14ページにかけての款11分担金及び負担金につきましては、町内の保育園及び幼稚園に通う第3子以降の園児の保育料を無償化したことなどによります児童福祉費関係の負担金の減少などで前年度対比マイナス12.2%の8,078万1千円の決算額となっております。

続いて、14ページから16ページにかけての款12使用料及び手数料につきましては、商工施設使用料及び町営住宅使用料の減収により、前年度に対し19.9%減の決算額6,738万2千円であります。

続きまして、16ページから19ページまでの款13国庫支出金につきましては、南条小学校建設事業が終了したことに伴い、決算額は5億3,250万4千円で、前年度との比較ではマイナス28.6%となったところでございます。

次に、19ページから22ページにかけての款14県支出金につきましては、決算額3億810万3千円で、前年度に比べ76万8千円、0.2%の増加でありました。

22ページから23ページにかけての款15財産収入につきましては、普通財産の貸し付け、公有財産売払収入として土地の売り払い、また基金積立金利子が主なものでございます。決算額は3,586万円で、前年度に比べ208万4千円の増となっております。

続いて、23ページから24ページにかけての款16寄附金につきましては、教育、商工、民生、土木関係及びふるさと寄附金としてご寄附をいただいたものでございます。ふるさと寄附金が前年度と比較しまして大幅に増加したことにより、決算額は3,250万3千円で、前年度より2,028万円の増額となっております。

次に、24ページから25ページにかけての款17繰入金につきましては、事業目的に応じた特定目的基金からの繰り入れが主なもので、前年度と比較し決算額は5億811万7千円減の4億2,048万9千円となっております。

次に、25ページの款18繰越金につきましては、4,067万7千円で、前年度に比べ232万6千円の減となっております。

25ページから28ページにかけての款19諸収入につきましては、決算額5億1,111万1千円で、前年度対比0.6%の増となっております。主なものは、町税延滞金、町預金利子、中小企業振興資金貸付金元利収入、学校給食費納入金等でございます。

歳入の最後になりますが、28ページの款20町債でございます。決算額は2億

9, 285万6千円で、道路改良事業や橋梁修繕事業などにかかわる公共事業等債、地方交付税の代替財源である臨時財政対策債のほか坂城中学校体育館改修事業に伴う起債発行等を行いました。南条小学校建設のありました前年度と比較いたしますと、3億6,947万2千円の減となったところでございます。

以上、歳入総額は63億1,510万6,274円で、前年度と比較してマイナス19.8%、金額で15億5,426万円の減額となりました。なお、調定額に対する収納率は、全体で96.34%でございます。

以上で、歳入の詳細説明を終わらせていただきます。

議長（塩野入君） 次に歳出について説明を求めます。

なお、議会費は省略いたします。

総務課長（青木君） 歳出につきまして順次ご説明申し上げます。

事業ごとの詳細説明につきましては、平成28年度主要施策の成果及び実績報告書をご覧くださいと存じます。

それでは34ページをご覧ください。34ページから36ページの款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、特別職職員人件費等経常的経費でございます。健康スクリーニング検診委託は、人間ドックを受診していない職員、短期雇用の臨時職員が受診しており、職員が何らかの検診を受けるよう健康管理に努めているところでございます。職員研修事業といたしましては、人事評価制度業務の委託及び接遇研修などを実施いたしました。

37ページ、目2文書費は、役場全体の文書発送用の通信費、文書配達委託費、コピー機の賃借料、例規集のデータベースシステム等使用料が主なものでございます。38ページにかけての目3財政管理費の委託料は、公会計システム導入に伴う費用、積立金は財政調整基金、広域行政事業基金等への積み立てでございます。

なお、決算状況につきましては「広報さかき」に掲載し、主要施策の成果及び実施報告書につきましては、町ホームページで公開してまいります。

会計管理者（塚田君） 38ページ、目4会計管理費ですが、印刷製本費については決算書、封筒などの印刷、役務費については公金収納、派出業務等の手数料であります。

企画政策課長（柳澤君） 同じく38ページ、目5財産管理費でございます。町の普通財産の管理等に係る経費のほか、公共施設等の全体を把握して、長期的な視点をもって利活用の促進や統廃合、長寿命化などの施策を計画的に行うことにより、公共施設、インフラ施設などの更新等にかかる財政負担を軽減、平準化するとともに、総合的な管理を推進するため、節13にて公共施設等総合管理計画の策定を行いました。

次に、目6企画費ですが、企画政策推進費では39ページ、節19にて長野・上田両広域連合への負担金のほか、町内在住あるいは在校の高校生を対象としたタイ国研修の補助金を支出

いたしました。温泉管理事業につきましては、節15にてびんぐし湯さん館のサウナなどの改修のほか、施設の維持補修工事、節19では町民優待券の利用実績に応じた割り引き入館料の2分の1負担、節25では施設設備の更新、リニューアルに向けて振興公社からの納付金などを基金として積み立てました。

40ページからの、まちづくり推進事業では節1にて行政協力員の報酬、節13にて文書配布等の行政事務委託など、節19では地域づくり活動支援としてコミュニティ活動に助成を行いました。また、節25にて28年度から返礼品を開始したふるさと納税により、信州さかきふるさと寄附金などを基金として積み立てました。国際交流事業につきましては、節19で町国際交流協会への補助金の交付でございます。

41ページにかけてのスマートコミュニティ構想事業では、民間事業者との連携によるテクノさかき工業団地内スマート化に向けた事業化可能性調査を行うとともに、節19スマートエネルギー設備導入補助については、住宅用太陽光発電システムのほか、家庭用リチウムイオン蓄電池システム、家庭用エネルギー管理システムなどを補助対象に、エネルギーの効率的な利用促進を図りました。

トータルメディアコミュニケーション施設整備事業については、「つながる あんしん 坂城町」をキーワードに、多岐にわたる新しいネットワークの構築を目指しておりますが、第1段階として情報伝達の必要性を重視した同報系デジタル防災行政無線の整備を行うこととして、平成28年度は節13実施設計業務などを行いました。

ふるさと納税事業につきましては、昨年6月から節8、寄附の際にお礼の品物などを送る取り組みを始めました。また、節13にてインターネットの活用など業務委託により、全国から寄附を受けやすい体制を整え、寄附者への利便性を図るとともに、当町の魅力を発信し、地域の産業の振興を図りました。

目7広報広聴費ですが、広報広聴一般経費につきましては、庁舎内のインターネット環境保持等に係る経費で、主なものは節13インターネット系のサーバーとシステムの保守を委託したほか、節14ではこれらハードウェアのリース料と回線の使用料などがございます。

42ページ、広報発行事業につきましては、「広報さかき」の印刷が主なものでございます。

有線放送電話特別会計繰出金事業では、節28において同特別会計へ繰り出しを行いました。電子自治体事業につきましては、国の施策として行政情報の提供や申請、届け出手段の電子化に向けて市町村行政ネットワークが構築されています。これに係る経費として節14ではデータセンター使用料、ネットワーク機器賃借料。節19では県へのネットワーク負担金の支出が主なものでございます。

43ページにかけての目8電算費につきましては、窓口業務等に係る電算化の主たる経費の支出でございます。節13において機器などの保守料、国で進める社会保障・税番号制度運用

開始に向け、情報連携の相互運用テストに係るシステム改修、節14ではソフトウェアの使用料、ハードウェアのリース料、節19では社会保障・税番号制度運用に必要な中間サーバーに係る負担金でございます。

繰越電算一般経費につきましては、同じくマイナンバー制度開始に向けまして、情報連携のための標準仕様の変更に係るシステム改修を27年度から繰り越して行ったところでございます。

総務課長（青木君） 43ページから44ページにかけての目10業務管理費は、役場庁舎全般にかかわる光熱水費、エレベーター等の設備の保守点検料、修繕料、総務課管理の庁用車に係る燃料費等でございます。

昨年度は役場に来られた方の利便性を向上するため、1階及び一般のカウンター部分の照明のLED化を実施したところでございます。

住民環境課長（山崎君） 同じく44ページ、目11防犯対策費でございますが、節11の主なものは、防犯灯に係る光熱水費、修繕料でございます。節19は更埴防犯協会連合会など関係団体への負担金、補助金でございます。

45ページにかけての目12交通安全対策費の主なものは、節1交通指導員の報酬のほか、節11のうち毎年、新入学児童に配付しております交通安全ヘルメット等の消耗品費、節19の千曲交通安全協会坂城支部に対する補助金等でございます。

続きまして、目13消費生活費の主なものは、節1消費生活指導員の報酬と節19消費者の会に対する補助金でございます。

企画政策課長（柳澤君） 46ページにかけての目14男女共同参画推進費の主なものは、節1にて女性専門相談員の報酬、節19において女性団体連絡会、男女共同みんなの会への活動補助を行いました。

収納対策推進幹（池上君） 46ページから47ページ、項2徴税费、目1税務総務費は固定資産評価審査委員の報酬、職員の人件費等経常的経費でございます。また、負担金では長野県地方税滞納整理機構への支出があり、今後も滞納整理機構と連携し、未納額の減少に取り組んでまいります。

同じく47ページ、目2賦課徴収費の印刷製本費は納税通知書等であり、通信運搬費は納税通知書及び督促状の発送に係るもの、委託料は平成30年度の評価がえに向けての固定資産評価基礎資料整備等で、償還金・利子及び割引料は町税の還付金・還付加算金でございます。

住民環境課長（山崎君） 47ページから48ページにかけての項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費の主なものは職員の人件費等経常的経費でございます。そのほか節13は住民基本台帳システム、住民基本台帳ネットワークシステム、総合戸籍システム等の保守に係る委託費、節14は住民基本台帳ネットワークシステム、総合戸籍システム機器等に係

る使用料でございます。節19のカード関連事務交付金は個人番号カード発行に係るカードの作成、発送業務など関連業務を地方公共団体情報システム機構に一括委任し、費用を交付金として支払ったものでございます。

総務課長（青木君） 48から50ページにかけての項4選挙費でございます。目1選挙管理委員会費は選挙管理委員の報酬が主なものでございます。49ページ、目3参議院議員選挙費につきましては、昨年7月10日執行の第24回参議院議員通常選挙に係る経費でございます。

なお、今回の選挙から選挙権年齢が18歳に引き下げられ、投票率が64.51%となり、前回平成24年に実施した同選挙に比較して4.38%増の投票率になったところでございます。

企画政策課長（柳澤君） 50ページ、項5統計調査費、目1統計調査総務費、統計一般経費につきましては、県民手帳の購入費でございます。目2委託統計調査費につきましては29年度に実施される工業統計調査の準備事務を行うとともに、学校基本調査、経済センサス調査を実施しました。

総務課長（青木君） 51ページにかけての項6監査委員費、目1監査委員費は監査委員さんの報酬でございます。

福祉健康課長（伊達君） 続きまして、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費でございます。51ページから52ページの社会福祉一般経費は、職員の人件費のほか福祉委員の報酬、福祉委員協議会補助金、民生委員活動費交付金などが主なものでございます。52ページの社会福祉協議会補助事業は、社会福祉協議会が実施する地域福祉推進のための事業への補助金が主なものでございます。国民健康保険特別会計繰出金事業は、所得の低い方など保険税軽減に係る保険基盤安定負担金など国保特別会計への繰り出しを行ったものでございます。

52ページから53ページにかけての臨時福祉給付金給付事業、また53ページから54ページにかけての臨時福祉給付金経済対策給付事業につきましては、いずれも平成26年4月の消費税引き上げに伴う低所得者の経済的負担を軽減するために行った臨時的な給付措置に要した経費でございます。

住民環境課長（山崎君） 54ページ、目2国民年金事務費でございますが、節11需用費のうち消耗品費では、成人者への啓発物品を購入し、成人式の配布を行いました。節13委託料は、国民年金加入等の日本年金機構報告用データ作成に係る電算委託でございます。

福祉健康課長（伊達君） 続きまして、目3老人福祉費でございます。54ページの老人福祉一般経費は、長野広域連合、更埴地域シルバー人材センター、老人クラブへの負担金、補助金のほか、節15にて老人福祉センターの地下重油タンク撤去等の工事を実施いたしました。54ページから55ページにかけての老人福祉町単事業は、各地区での高齢者祝賀行事への補助、敬老祝金事業が主なものでございます。

55ページの高齢者生活支援事業は、医療機関等への送迎など外出支援サービスに要した経費でございます。介護保険特別会計繰出金事業は、介護保険の給付に係る町の負担分などを特別会計へ繰り出したものでございます。後期高齢者医療保険事業は、医療費等に係る長野県後期高齢者医療広域連合への負担金、保険料軽減に係る特別会計への繰出金などでございます。

55ページから56ページにかけての介護予防施設管理等運営事業は、ふれあいセンターの管理運営に係る経費で、施設管理に係る委託経費のほか燃料費、光熱水費が主なものでございます。

56ページから57ページにかけての年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業は、賃金引き上げの恩恵が及びにくい65歳以上の非課税年金受給者に対する臨時的な給付措置に要した経費でございます。

次に、目4心身障害者福祉費でございます。57ページの心身障害者福祉一般経費は、障害支援区分認定審査会に係る長野広域連合負担金、障がい者の就労支援を行う福祉施設の自主製品販路拡大等の事業に係る補助金などでございます。重度障害者介護慰労金支給事業では、65歳未満の重度障がいのある方を在宅で介護されているご家族の方などに介護慰労金として支給をしたものでございます。福祉タクシー委託事業では、重度障がい者の外出等の負担軽減のため、タクシー利用券を交付したものでございます。

57ページから58ページにかけての心身障害者町単事業は、腎臓機能障がい者の通院費や障がい者施設等への通所費の補助、重度心身障がい者の福祉年金など町単独で実施した事業経費でございます。58ページの福祉医療給付事業では、福祉医療費の給付に係る国保連等への審査委託、重度障がい者への福祉医療費の給付を行ったものが主なものでございます。

58ページから59ページにかけての自立支援給付一般事業費は、障害者自立支援給付に係る認定審査等の事務的な経費でございます。59ページの介護・訓練等給付事業費は、居宅介護支援や生活介護支援、また就労移行支援や就労継続支援など法定の障害者福祉サービス給付が主なものでございます。

自立支援医療事業費では、身体障がい者の障がいの除去、軽減を図るため、更生医療や18歳未満の子供に対する育成医療などについて、自己負担分に対する給付を行ったものでございます。補装具支給等支援事業費は、身体機能を補う補装具についての給付や修理費の交付を行ったものでございます。59ページから60ページにかけての地域生活支援事業費は、障害者総合支援法に基づき、市町村が実施することとされている地域活動支援センターの委託や日常生活用具の支給など、障がい者が自立した日常生活、社会生活を営むための支援を行ったものでございます。

議長（塩野入君） 詳細説明の途中ですが、昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午後 0時02分～再開 午後 1時30分）

議長（塩野入君） 再開いたします。

引き続き、詳細説明を求めます。

企画政策課長（柳澤君） 60ページから説明を申し上げます。60ページから61ページにかけての目5人権同和推進費につきましては、節13では同和対策集会所の管理委託、節19では解放運動団体への補助金交付が主なものとなっております。次に、62ページにかけての目6隣保館運営費ですが、職員の人件費と隣保館の運営に係る経常的な経費の支出となっております。この中で福祉の向上と人権啓発の拠点としての窓口相談、各種講座の開催、隣保館ふれあいフェスティバルの交流事業を実施しました。

福祉健康課長（伊達君） 62ページの目7高齢者対策費でございますが、養護老人ホームへの入所措置費などが主な経費でございます。

次に、目8地域包括支援センター費でございますが、63ページにかけての地域包括支援センター一般経費は、臨時職員の賃金、介護予防ケアマネジメント業務の委託が主な経費でございます。63ページの老人福祉センター管理等事業は、老人福祉センターの管理運営を社会福祉協議会へ委託したものでございます。住宅整備事業は要介護認定3から5の方や重度障がい者の方が日常生活をしている居室や浴室、トイレなどを改修することに要した経費の一部を補助するもので、28年度につきましては重度障がい者の方の住宅改修1件に補助をいたしてございます。

生きがい活動支援事業は、高齢者の寝たきりや認知症予防のための通所事業を、判断能力の十分でない高齢者の権利擁護のための成年後見支援センターの運営をそれぞれ社会福祉協議会に委託して実施をいたしました。64ページにかけての家族介護支援事業では、在宅介護者の支援として介護慰労金の支給を初め訪問理美容サービスの委託、おむつなど介護用品購入費の補助などを行い、福祉の向上に努めたところでございます。緊急通報体制整備事業は、独り暮らし老人訪問員の報酬、あんしん電話の保守委託料が主なものでございます。

続いて、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費でございますが、64ページの児童福祉一般経費は保育園等運営委員さんの報酬のほか事務的経費でございます。65ページにかけての児童手当は、中学校卒業までの子供を養育している保護者等に児童手当を支給してございます。子ども医療費給付事業は、子供の医療費の自己負担分について助成をするもので、28年度は新たに18歳までを対象とし、給付を行ってございます。出産祝金事業は出産に伴い、親御さんに対してお祝いとして町の商品券を支給したものでございます。

障害児通所等支援事業では、障がい児施設の通所等に係る法定のサービス給付費が主なものでございます。

続きまして、目2母子父子等福祉費でございますが、母子父子等福祉事業費では、母子や父子家庭等の児童・生徒に対し小・中学校の入学時、中学・高校の卒業時に激励祝金の支給など

を行ったものでございます。母子・父子医療給付事業は、母子・父子、それぞれの家庭の医療費について福祉医療費を給付したものでございます。

保育園振興幹（小宮山君） 続きまして、66ページから67ページにかけての目3保育園総務費でございますが、主に人件費関係、給食の賄材料費及び給食調理業務の委託料でございます。また、節19は他市町村への広域入所にかかわる負担金が主なものでございます。繰越保育園一般経費は、子ども・子育て支援法施行令改正による保育園利用者の負担軽減にかかわる電算システムの改修委託を27年度から繰り越しして行ったものでございます。

続きまして、67ページから71ページにかけまして、目4南条保育園費、目6坂城保育園費、目7村上保育園費は、それぞれ保育園の運営にかかわる経常的な経費で、保育教材の消耗品費、暖房用あるいは給食調理用の燃料費、電気・水道の光熱水費、保育園管理等にかかわる委託料でございます。通常保育のほか特別保育事業といたしまして障がい児保育や一時預かり保育等の実施、また地域活動事業では未就園児に保育園を開放するなかよし広場の開催、地域のお年寄りと交流を図る世代間交流事業を実施いたしました。

教育文化課長（宮下君） 71ページから72ページにかけまして目8児童館運営費、目9放課後児童健全育成費につきましては、町内3児童館の運営にかかわる経費で、館長、支援員の人件費等経常的な経費が主なものでございます。それぞれの児童館が工夫を凝らす中で、児童が健全に過ごせる遊びの場を提供したところでございます。

児童館建設事業につきましては、南条児童館建設にかかわる建設委員の報酬、設計委託料が主な内容でございます。

福祉健康課長（伊達君） 73ページ、目10子育て支援センター事業費につきましては、臨床心理士や家庭児童相談員などへの報酬や賃金など、子育て支援センターの事業運営にかかわる経常的な経費で、相談事業や子育て世代の支援の充実に努めてまいりました。

続いて74ページの項3災害救助費、目1災害救助費は、火災等の災害に罹災された方への見舞金でございます。

保健センター所長（長崎さん） 続きまして、74ページから75ページにかけて款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費でございます。保健衛生一般経費では、人件費などの経常的な経費が主なものでございます。75ページの精神保健福祉等事業は精神障がい者を支援するためのこころのリハビリ教室の開催に係る経費が主なものでございます。

次に、75ページから77ページにかけての目2予防費でございます。予防費一般経費は、休日における在宅当番医療体制を千曲医師会等へ委託するとともに、2次救急医療体制として長野地域において輪番制病院運営事業を実施いたしました。また、上田地域と共同で実施している上田市内科・小児科初期救急センター、信州上田医療センター医師確保事業負担金などでございます。

76ページの結核関係一般経費は、結核の感染予防を図るため、65歳以上の町民を対象にした結核レントゲン検診に係る委託料が主なものでございます。76ページから77ページにかけての乳幼児健診事業は、乳幼児健診における医師手数料、妊婦一般健診の委託料が主なものでございます。77ページの予防接種事業は、予防接種法に基づき感染の発生及び蔓延を予防するため、各種予防接種を実施したもので、ワクチン等の購入費に係る医薬材料費、医療機関への予防接種委託料が主なものでございます。

次に、77ページから79ページにかけて目4健康増進事業でございます。健康増進事業は健康診査及び各種がん検診などを実施し、疾病の予防と早期発見に努めたところでございます。また、節目健診の女性にがん検診無料クーポン券を配布し、乳がん・子宮頸がん検診の受診促進を図りました。78ページの後期高齢者健康増進事業では、75歳以上の高齢者を対象に人間ドックや一般健康診査を実施し健康増進に努めました。78ページから79ページの食育健康づくり推進事業は、食育基本法に基づき食育や健康づくりのための教室を開催したものでございます。

次に、79ページのみ5保健センター管理費につきましては、保健センターの管理に要した経常的な経費でございます。

住民環境課長（山崎君） 79ページから80ページにかけての目6環境衛生費の主なものでございますが、環境衛生一般経費では、節1環境衛生委員の報酬。雑排水浄化槽汚泥処理委託事業は、節13家庭用浄化槽の汚泥収集、中間処理、堆肥化の委託。自治区環境整備補助事業は、節19各自治区の環境浄化整備事業に対する補助。不法投棄ごみ撤去事業は、節13主要道路、河川、山林等の公共用地における不法投棄防止パトロール及びごみ撤去委託。狂犬病予防事業は、節13獣医師会への狂犬病予防注射などの委託でございます。

続きまして、目8環境保全対策費でございますが、主なものは、節13町内の主要河川等及び地下水の水質調査に係る委託料でございます。

建設課長（宮嶋君） 続きまして、目10合併処理浄化槽設置費につきましては、合併処理浄化槽設置に係る補助金と小網地区合併処理浄化槽維持管理に対する補助金が主なものでございます。

住民環境課長（山崎君） 80ページから81ページにかけての項2清掃費、目1清掃総務費でございますが、清掃総務費一般経費の主なものは、節11毎年全戸配布しております、ごみ・資源物分別収集カレンダー等の印刷製本費、節12ごみ指定袋あっせんに伴う自治区への手数料、ごみ危険物収集所整備補助事業は、節19区が実施したごみ収集所の整備に対する補助金でございます。

続きまして、82ページにかけての目2塵芥処理費でございますが、塵芥処理一般経費の節11は可燃ごみ・不燃ごみ・事業系ごみの指定袋の作成・購入であります。節13は可燃ご

み・不燃ごみ・資源物等の収集運搬処理、P C B 廃棄物処理等に係る委託料、節 1 9 は長野広域連合及び葛尾組合の負担金でございます。資源物回収奨励事業は P T A 等の非営利団体が実施した資源物回収事業の奨励金でございます。ごみ減量化容器等設置補助事業は、節 1 9 個人で購入した生ごみ処理機等に対する補助でございます。

目 3 し尿処理費は千曲衛生施設組合の負担金、し尿投入手数料に係る負担金でございます。

産業振興課長（大井君） 続きまして、款 5 労働費、項 1 労働諸費、目 1 労政費でございますが、8 2 ページから 8 3 ページにかけての労政一般経費では、職員の人件費、テクノハート坂城協同組合への運営補助が主なものでございます。

8 3 ページの移住定住・就職支援事業の主なものは、定住促進のための事業をテクノハートに委託し、町内在住者や町内企業に勤務している従業員の交流のための事業を行いました。

勤労者福祉対策事業は、節 1 9 で更埴地域勤労者共済会への補助金、節 2 1 の貸付金は勤労者生活資金の貸付預託金として、県労働金庫に 5 0 0 万円を預託したものが主なものでございます。8 4 ページの勤労者総合福祉センター管理一般経費では、同センターの管理を一般財団法人更埴地域勤労者共済会に支出しました。

また、繰越労政一般経費は平成 2 7 年度末に交付された地方創生加速化交付金の繰越事業として長野地域連携中枢都市圏が実施した移住定住促進事業などへの負担金でございます。

次に、款 6 農林水産業費、項 1 農業費、目 1 農業委員会費でございますが、8 4 ページから 8 5 ページにかけての農業委員会一般経費では、農業委員 1 6 名の報酬と職員の人件費、農地基本台帳システムの保守委託が主なものでございます。8 5 ページの農業者年金業務では加入手続の事務及び加入推進に向けた経費を支出いたしました。8 5 ページから 8 6 ページにかけての目 2 農業総務費農業総務一般経費は、職員の人件費等経常経費でございます。

次に、目 3 農業振興費でございますが、8 6 ページから 8 7 ページにかけての農業振興一般経費では、節 1 9 で入横尾、上平の島・小野沢の 3 集落を対象とした中山間地域直接支払事業を実施し、4 5 歳未満の新規就農対策として青年就農給付金を 7 名の方に、また農地活性化奨励金として 6 名の方への補助などが主なものでございます。

8 7 ページの地域営農推進事業では、節 1 9 で農業支援センターへの補助や地場産直産所への補助を行い、需給調整推進事業につきましては、国の施策である米の経営所得安定対策事業に基づき、米や野菜などの生産調整等に係る直接支払いの事務費の補助や坂城町農業再生協議会を通じて生産調整農家へ転作推進補助金を交付いたしました。

8 8 ページにかけての農地銀行活動促進事業は、町内 6 カ所のファミリー農園の用地借上料が主なものでございます。8 8 ページの農産物加工施設管理費では、農産物加工センターの光熱水費など施設管理が主なものでございます。

さかきブランド推進事業は、町のマスコットキャラクターねずこんによる P R 経費や、節

19のさかきブランドづくり事業補助金、ねずみ大根まつり補助金の交付が主なものでございます。89ページのさかきワイナリー形成事業につきましては、ワイナリー形成推進事業検討委員会における坂城プレミアムワインの試飲や地場産の食材などによるワインに合う料理の試作や試食にかかった経費でございます。

また、有害鳥獣対策事業では、節13で有害鳥獣駆除を猟友会に委託し、節19では農産物を守る電気柵等の設置補助金などを交付いたしました。

繰越さかきワイナリー形成事業では、地方創生加速化交付金を活用した繰越事業として、千曲川ワインバレー広域特区連絡協議会の負担金のほか、町振興公社へワインの商品化や振興に関する補助、農業支援センターにワイン用ブドウ実証試験圃場の栽培管理に係る補助を行い、2種類の坂城プレミアムワインが開発されました。

90ページにかけての目5農地費、農地一般経費では、節19でこれまでに実施した土地改良事業に係る農林漁業資金の償還負担金を土地改良事業償還負担金として、また六ヶ郷用水組合、各土地改良団体の負担金などを支出しました。

農道等基盤整備町単事業は、町内6カ所の水路の改修工事が主なもので、町単補助工事では自治区からの要望を受け、原材料支給や工事に対する補助を行い、15地区の整備を実施いたしました。

91ページの県営かんがい排水事業は、六ヶ郷用水及び埴科用水の改修工事の負担金でございます。多面的機能支払交付金事業では、上平緑の里、南条中之条農業資源維持向上管理機構など合計6団体が行う農地・農業用水の保全管理や、水路・農道等の長寿命化のための補修・更新活動に対し補助金を交付いたしました。

次に、91ページから92ページにかけての項2林業費、目1林業総務費、林業総務一般経費では職員の人件費のほか、県税の森林づくり推進支援金を活用した里山景観整備や、節19間伐対策事業補助金として、県が実施する森林造成事業による間伐事業へのかさ上げ補助が主なものです。

92ページが目2林業振興費、松くい虫防除対策事業につきましては、総合的な松くい虫防除対策として伐倒薫蒸及び枯損木処理、有人及び無人のヘリコプターによる薬剤散布を実施いたしました。また空中散布を実施するに当たり、住民説明会の開催などリスクコミュニケーションの実施や薬剤の安全確認調査を行ってまいりました。

93ページにかけての町有林管理事業は林業委員の報酬や下草刈りや除伐・間伐等作業にかかわる賃金が主なもので、特用林産振興事業では、五里ヶ峰トンネル横坑前の特用林産物生産施設に係る光熱水費やお〜い原木会に補助金を交付いたしました。

93ページから94ページにかけての目3林道事業費、林道事業一般経費は、林道の維持管理に伴う作業員賃金のほか、節14、節16では地域発元気づくり支援金事業を活用し、地域

住民が林道の舗装整備等を行う際の重機借上料や補修用材料の支援を行いました。

次に、94ページから95ページにかけての款7商工費、項1商工費、目1商工総務費の商工総務一般経費ですが、主なものは職員の人件費で、そのほか節19において中小企業能力開発学院への補助、また、さかきテクノセンターへ職員派遣団体補助を行いました。

95ページにかけての目2商工振興費の商工振興一般経費の主なものは、節19で商工業振興補助金を35社に、また商工会の経営改善普及事業及びまちづくり事業への補助や商業店舗リフォーム補助を5件実施いたしました。

次に、中小企業対策事業では、節19融資に係る保証料の補給を41件実施し、また町内企業の受注機会・販路の拡大などを行うため、坂城町出品者協会に補助を行いました。また、節21貸付金では中小企業振興資金の貸付預託金3億5千万円を町内4金融機関に支出し、28年度の融資実績といたしましては、県及び町制度資金を合わせて41件、約2億6,800万円の融資を実行いたしました。

95ページから96ページにかけての中心市街地活性化事業は、中心市街地コミュニティセンター及び商業インキュベーターに係る維持管理費や株式会社まちづくり坂城へのコミュニティセンターの管理委託が主なものです。

96ページから97ページにかけての目3観光費、観光一般経費では観光案内用の標示板を2カ所に整備し、葛尾城遊歩道など4カ所の遊歩道整備を地元区等へ委託いたしました。また節19において各種観光団体等へ負担金を支出しております。97ページの町民まつり事業は、町民まつり実行委員会への補助でございます。

97ページから98ページにかけての目4商工企画費、商工企画一般経費では、B. Iプラザの光熱水費の支出のほか、節15の工事請負費においてB. Iプラザの修繕工事を行い、節19では工業関係各種団体への負担金・補助金を交付し、節25では寄附金100万円をふるさとまちづくり基金へ積み立てました。98ページの工業団地整備事業の主なものは、工業振興施設等整備基金の積立金でございます。また坂城テクノセンター支援事業については、同センターの運営補助、試験機器の整備、設備等の改修補助でございます。

99ページの鉄の展示館管理一般経費では、鉄の展示館の管理に係る経費が主なものでございますが、このほか昨年度は特別展として「高倉健と宮入小左衛門行平の絆」、「第7回新作日本刀刀職技術展覧会」、「第11回お守り刀展覧会」や季節ごとの平常展を開催し、チラシの印刷や展示物の保険料などの経費を支出いたしました。また、節13の委託料の主なものは、株式会社まちづくり坂城に施設管理の業務委託を行ったものでございます。

建設課長（宮嶋君） 99ページから101ページにかけての款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費につきましては、職員の人件費が主な内容でございます。

項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費、道路橋梁総務一般経費は、道路照明灯の電気料と道

路台帳の保守管理業務に係る委託経費が主なものでございます。町単補助事業は、町内24区が実施した土木事業24カ所に係る補助金でございます。交通安全施設整備事業では、カーブミラー、転落防止柵、路面標示等15カ所を整備いたしました。

102ページにかけて目2道路維持費の道路維持一般経費でございますが、節13は町道の街路樹の剪定、除草、町内主要幹線道路の除雪、融雪剤散布の委託が主なもので、節15は道路、側溝等の維持補修工事費、節16は道路補修用材料、冬季の道路用融雪剤等の購入費でございます。

103ページにかけての目3道路新設改良費、道路改良事業（A01号線）につきましては、節13は金井工区、酒玉工区の用地測量、補償物件算定業務委託、節15は金井工区、酒玉工区の道路改良工事費、節17は酒玉工区の用地購入費、節22は金井工区、酒玉工区における建物等の補償費でございます。

道路改良事業（舗装修繕）につきましては、節13は町道A01号線の境界復元業務の委託、節15は町道A01号線の舗装修繕工事費でございます。

繰越道路改良事業（A01号線）につきましては、酒玉工区の建物等の補償費でございます。繰越道路改良事業（舗装修繕）につきましては、町道A01号線の舗装修繕工事費でございます。

目4橋梁新設改良費、橋梁修繕事業につきましては、節13はしなの鉄道にかかる跨線橋2橋の橋梁点検と昭和橋の算定、施工管理業務の委託、節15は昭和橋と産経大橋の橋梁長寿命化修繕工事費等でございます。

続きまして、項3河川費、目1河川総務費では、河川環境の整備を実施した愛護団体への補助金交付が主な内容でございます。目2河川改良費、河川改良一般経費では、河川、水路のしゅんせつ工事と3カ所の河川改良工事が主な内容でございます。

103ページから105ページにかけての項4住宅費、目1住宅管理費の住宅管理一般経費につきましては、職員の人件費のほか、町営住宅及び改良住宅に係る維持管理修繕の経費でございます。空家活用事業につきましては、空き家バンクホームページ作成等の委託料、空き家バンク利用促進補助金が主な内容でございます。目3住宅・建築物耐震改修事業費では、精密診断実施委託と耐震補強工事に伴う補助金の交付を行いました。

続きまして項5都市計画費、目1都市計画総務費、都市計画総務一般経費では、都市計画事務事業に係る職員の人件費が主なものでございます。106ページ目3下水道費につきましては、下水道事業特別会計への繰出金でございます。

106ページから108ページにかけての目4公園管理費のうち公園管理一般経費は、びんぐしの里公園、和平公園など、さかき千曲川バラ公園を除く公園緑地の管理及び事業費で、節13は株式会社坂城町振興公社への公園監理業務の委託と遊具等施設の保守点検及びびんぐし

の里公園屋外ステージやトイレ等改修事業に係る設計及び管理業務の委託が主なもので、節15は、びんぐしの里公園屋外ステージ建設工事、バックヤードトイレ等改修工のほか、びんぐしの里公園等公園施設の維持管理・補修工事費で、節17はびんぐし公園駐車場整備に伴う用地代、節25は公園整備基金への積立金でございます。

花と緑のまちづくり事業は、さかき千曲川バラ公園の維持管理と都市緑化事業が主なもので、節7は公園の管理を行っているローズガーデナー等の賃金、節13はバラ公園、清流公園の剪定、消毒等の委託費、節15はバラ公園イベント広場通路舗装工事、手すり設置工事や通路の排水改修等の工事費、節16はバラ公園補植用のバラ苗、11区2団体への苗木の配布等でございます。

108ページから109ページにかけての項6高速交通対策費、目1高速交通総務費、高速交通対策一般経費は、節11需用費のうち光熱水費は坂城駅前トイレの電気料・上下水道料、高速バス停駐車場やテクノさかき駅の外灯などの電気料、節13は坂城駅・テクノさかき駅の管理業務委託費及び町循環バスの運行事業委託費、節14は循環バス2台のリース料等で、節15は169系車両塗装工事、町道B006号線田町地区の歩道設置工事、節19は、しなの鉄道等各種団体への負担金が主な内容となっております。

目2高速交通対策整備事業費、渇水対策事業につきましては、節11需用費のうち光熱水費では渇水対策として設置した町内8カ所の井戸ポンプの電気代、節15は老朽化した梅ノ木送水ポンプ改修工事でございます。

110ページにかけての項7地籍調査費、目1地籍調査事業費は、地籍調査事業坂城5区の調査測量委託費が主な内容でございます。

住民環境課長（山崎君） 110ページ、款9消防費、項1消防費、目1常設消防費は、千曲坂城消防組合及び消防防災航空隊の負担金でございます。

111ページにかけての目2非常備消防費でございますが、節1は消防団員に係る報酬、節8は消防団員の退職報償金、節19は埴科消防協会など関係団体への負担金、消防団員退職報償金支給責任共済等の共済負担金のほか、分団運営補助金、婦人消防隊運営補助金、消防団員出動交付金などが主なものでございます。

続きまして、112ページにかけての目3消防施設費でございますが、消防団詰所、ポンプ車、積載車等の機械器具や防火水槽・消火栓の維持管理等に関する経費でございます。主なものといたしましては、節11光熱水費は消防団各詰所の電気、水道、ガス代、下水道使用料。節18は各分団の更新用として消防用ホース等の購入、また第10分団の小型動力ポンプを購入いたしました。節19は新設1基、修繕3基の消火栓工事負担金、県衛星系防災行政無線設備更新工事負担金でございます。

建設課長（宮嶋君） 続きまして、目4水防費でございますが、これは水防用備蓄資材の購入が

主な内容でございます。

教育文化課長（宮下君） 続きまして、112ページからの款10教育費について申し上げます。

項1教育総務費、目1教育委員会費教育委員会一般経費は、教育委員の報酬を初め委員会を運営するための経常的経費でございます。

113ページのみ2事務局費の事務局一般経費は、特別職、一般職の人員費のほか、就学相談委員会の運営、教育相談等をお願いしている教育コーディネーター、教育心理カウンセラーの人員費が主なものです。114ページの節13委託料は、教職員の健康診断、小中学校のごみ収集運搬委託料、節19負担金補助及び交付金は、児童・生徒が加入する災害共済掛金等の負担金です。節25積立金は文教施設整備基金への積み立てでございます。

教育振興事業については、節19負担金補助及び交付金では町奨学金、坂城高校振興補助、特色ある学校づくり交付金が主なものです。節28繰出金は、奨学基金への繰り出しでございます。

小中学生国際交流事業では、当町と友好関係にある中国上海市実験小学校へ小学生13名が訪中し、教育・文化交流事業を行い、親善を深めたところです。また、国際交流村事業として小学6年生・中学1年生を対象に和平キャンプ場で「English Camp」を行い、外国の人々との交流を図り、国際感覚を養いました。115ページ、私立幼稚園補助事業は、私立幼稚園に通う園児の就園奨励としての補助事業や町内幼稚園への振興・運営補助でございます。また、第3子以降の多子世帯保育料軽減補助を5件交付いたしました。教員住宅管理事業は、教員住宅の維持管理に要する経費でございます。

学力向上事業では、小学校2年生以上中学3年生までの児童・生徒を対象に相対評価テストを実施し、テスト結果を分析し、学力の向上を図りました。また、小学校4年生以上の体力テストを実施し、バランスのよい体力づくりの指導を行うとともにクラスの状況を分析し、学級運営の向上を図るためQ-Uテストを実施いたしました。

大峰教室等自立支援事業は、登校が困難な小・中学生を対象に大峰教室への通室により、学校生活に復帰できるよう指導員や補助指導員を配置し、学習援助、相談事業などを行ったところであり、116ページ、児童生徒支援事業では各小・中学校の状況に合わせ、教室で授業を受けることが困難な児童・生徒などへの支援、医療ケアの必要な児童への支援を行いました。

項2小学校費、目1の小学校総務費の小学校総務一般経費では、図書館司書の人員費のほか、節13委託料は外国語指導講師の委託料等、節14使用料及び賃借料は校務支援システムのリース料等であり、節15工事請負費は坂城小学校のプール改修工事、村上小学校の体育館天井改修工事等でございます。

117ページ、目2南条小学校管理費は、学校運営及び校舎設備の維持管理のための経常的

経費で、以下管理費につきましては各小学校ともほぼ同じ内容ですので、南条小学校について申し上げます。節1報酬は学校医、薬剤師の報酬、節1.1需用費は燃料費、光熱水費など校舎管理にかかわる経費です。節1.3委託料は、警備保障、電気保安等の設備管理や学校庁務の業務委託料などとなっております。

1.1.8ページの目3南条小学校教育振興費ですが、教育振興費につきましても各小学校ともほぼ同じ内容ですので、南条小学校で説明させていただきます。教育振興費は教科学習にかかわる費用が主なもので、節8報償費は体験学習やクラブ活動指導の講師謝礼、節1.1需用費では教科学習用の消耗品と教材用品などを購入しました。節1.8備品購入費では理科実験用などの教科用備品を購入したものです。節2.0扶助費は就学援助費等でございます。

続きまして1.2.1ページの項3中学校費ですが、目1中学校総務費では、節1.3委託料は外国語指導講師にかかわる委託料等が主なものです。節1.5工事請負費は体育館の非構造部材等落下防止工事が主なものです。

1.2.2ページの目2学校管理費は小学校同様学校の運営、校舎設備の管理のための経常的経費で、需用費として消耗品費、光熱水費等、委託料として設備管理委託、学校庁務の業務委託等が主な内容でございます。1.2.3ページの目3教育振興費は、節1.1需用費では教科学習の消耗品の購入や教材備品の修理が主なものであります。節1.8備品購入費では各教科で使用する教材用品等を購入いたしました。節2.0扶助費は就学援助費等でございます。

続きまして1.2.4ページ、項4社会教育費、目1社会教育総務費について申し上げます。社会教育総務一般経費は職員の人件費のほか、社会教育委員、生涯学習審議会委員の報酬、節1.9負担金補助及び交付金は文化協会など各団体への補助でございます。1.2.5ページ、文化の館事業は、光熱水費などの経常的経費、駐車場の借上料などでございます。

1.2.6ページ、目2公民館費、公民館一般経費では、節1報酬は館長、副館長、分館役員の報酬、節1.9負担金補助及び交付金は、分館活動費の補助が主なものであります。各種公民館事業は、節8報償費として公民館講座の講師謝礼ほかで、納涼音楽会、成人式、文化祭の開催、また体育授業として春のスポーツ大会、町民運動会などを行い、大勢の皆さんにご参加いただいたところでございます。節1.1需用費は公民館報の印刷費が主なものです。分館施設整備補助事業は分館活動の基盤となる地区公民館の改修・修繕にかかわる補助を行ったものでございます。

1.2.7ページ、目3図書館費では、一般経費の節1館長の報酬、節7臨時職員の賃金のほか、節8報償費は「としょかん講座」にかかわる講師謝礼、節1.3委託料は館内清掃委託や電気保安点検等施設の維持管理にかかわるものであります。備品購入費は一般図書の購入費でございます。図書館ネットワークシステム事業として、2市2町1村1大学の図書館及び学校図書館との連携により、図書の検索、予約、貸し出し等の充実を図りました。システムの保守委託、

賃借料、共通経費の負担が主なものであります。

128ページ、目4文化財保護費の文化財保護一般経費につきましては、節1報酬は文化財保護審議会委員の報酬、節7賃金は一般事務及び作業員の賃金であります。節19負担金補助及び交付金は文化財の保護、伝統芸能の保存継承のための保存団体等への補助が主なものです。また、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業として、新地区の神楽用備品の整備補助金を交付いたしました。130ページ、坂木宿ふるさと歴史館管理一般経費は、施設の管理運営にかかわるものでございます。村上義清や坂木宿を主体とした常設展示とともに「第2回坂城のお雛さま展」を共催で実施いたしました。

131ページにかけての埋蔵文化財発掘調査事業では、開発行為等に伴う立ち会い調査、試掘調査を行い、遺跡の保存に努めるとともに、節13委託料では青木下遺跡で出土された金属製品の保存処理を行いました。

目5資料館管理費は、格致学校歴史民俗資料館の管理運営にかかわる経費が主なものです。

132ページにかけての目6文化センター管理費の一般経費は、文化センターの維持管理にかかわるものが主なものでございます。節13委託料では宿日直、清掃、ボイラー業務のシルバー人材センターへの委託等であります。節19負担金補助及び交付金は、仮設駐車場整備にかかわる土地開発公社への工事等負担金でございます。

132ページ、目7青少年育成一般経費では、子ども会リーダー研修会、青少年健全育成交流会などを支援し、青少年の健全育成に努めたところであります。

目9生涯学習振興費につきましては、さかきふれあい大学を運営し、生涯学習の推進に努めました。節8報償費では教養講座、専門講座を開催し、大勢の皆さんにご参加いただきました。節13委託料は、ライフステージエコー、小中学生のICT講座の開催にかかわる経費であります。

133ページ、項5保健体育費、目1保健体育総務費の一般経費では、節1スポーツ推進委員等への報酬や、節8報償費では競技審判、競技役員への謝礼、大会参加賞などです。節19負担金補助及び交付金では町体育協会、スポーツ少年団への補助を行いました。各種スポーツ教室開設事業ではキッズスポーツ教室、スキー・スノーボード教室などスポーツ教室の指導者謝金が主なものでございます。134ページにかけての体育施設整備事業では、節13委託料はグラウンド等体育施設の整備委託、節14使用料及び賃借料は体育施設用地の借上料でございます。

目2武道館管理費の一般経費は施設の管理にかかわるもので、指導者賃金のほか光熱水費など経常的な維持管理経費が主なものとなっております。

135ページ、目3食育・給食センター運営費につきましては、食育・学校給食センターでは安全・安心な学校給食の提供を図るとともに、児童・生徒に栄養バランスのとれた給食を提

供し、心身の健全な発達を促進したところであります。主な支出内容は職員の人件費のほか、賄材料費、調理業務委託、ボイラー管理や給食配送委託でございます。

財政係長（北村君） 続きまして、136ページから137ページにかけての款12公債費についてであります。これは長期債の償還元金とその利子分の支出ということでございます。

続きまして、款14予備費につきましては、公園管理センターの製氷機の故障に伴い、新たに購入した費用19万3千円を充当してございます。

なお、141ページからの財産に関する調べにつきましては、公共施設等総合管理計画策定の際、精査いたしました土地、建物の面積を反映させていただいております。

続きまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく実質公債費比率につきまして、平成28年度は3カ年平均で8.6%になっており、前年度と比べ1.1ポイント減少しております。また、同法に基くその他の財政指標につきましては、主要施策の成果及び実績報告書の2ページでご報告いたしておりますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率につきましては、いずれも黒字であり数値は入っておりませんが、参考として括弧書きで黒字を示すマイナスの比率をお示ししてございます。いずれの指標につきましても、基準に比べ健全な状況で推移をいたしているところでございます。

また、下水道事業にかかわる資金不足比率につきましては、資金が充足されているため、こちらも数値は入りません。

以上、歳出総額は62億1,838万5,728円で、前年度対比マイナス20.2%、15億7,430万3千円の減となっております。なお、予算に対する執行率は、全体で96.4%でございます。

以上で平成28年度坂城町一般会計歳入歳出決算の詳細説明を終わらせていただきます。

議長（塩野入君） 以上で各課長等によるの詳細説明が終わりました。

会議の途中ですが、ここで、テープ交換のため10分間休憩いたします。

（休憩 午後 2時24分～再開 午後 2時34分）

議長（塩野入君） 再開いたします。

次に、日程第9「議案第32号」から日程第16「議案第39号」までの8件は、平成28年度一般会計及び各特別会計の決算認定案であります。

これらについては、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により決算審査が実施されましたので、監査委員の審査所見を求めます。

代表監査委員（大橋君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、過日実施いたしました決算審査の結果についてご報告申し上げます。お手元に配付されております、平成28年度坂城町一般会計・特別会計決算及び財政健全化判断比率に関する審査意見書として取りまとめてあります。

なお、この意見書は8月30日に地方自治法第199条第9項の規定に基づきまして町長に報告し、議長に提出してございます。

まず、審査の概要について。審査の期間は7月20日から8月1日までと8月18日に坂城町役場庁舎内において実施いたしました。審査の対象は地方自治法第233条第2項の規定により、町長から審査に付されました平成28年度坂城町一般会計・特別会計の歳入歳出決算であります。そこに1ページに記載されております八つの会計がございます。坂城町一般会計歳入歳出決算、坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算、坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算、坂城町工業地域開発事業特別会計歳入歳出決算、坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算、坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算、坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算であります。

また、決算審査にあわせまして、次の審査も実施いたしました。地方自治法第241条第5項の規定による基金の運用状況と、地方自治法第199条第5項の規定による平成28年度に施工しました工事、地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体として、本年度は公益財団法人さかきテクノセンター及び部落開放同盟坂城町協議会の平成28年度歳入歳出決算について実施いたしました。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定による健全化判断比率の審査は8月18日に実施しております。審査の対象となる法律及び政令で定める決算附属書類は、そこに記載されております、それぞれについて確認いたしました。

審査の方法です。歳入歳出決算書類等をもとに、会計管理者所管の関係諸帳簿と照合するとともに計数の正確性を審査し、関係各課等より主要施策の成果及び実績報告書をもとに事業内容について説明を聴取し、審査を行いました。基金の運用状況の審査については、決算審査に関連しておりますので、その折々に取り上げて実施しております。なお、例月監査においても、毎月の基金残高を確認しているところでもあります。

また、町が補助金を交付している団体としての公益財団法人さかきテクノセンター及び部落開放同盟坂城町協議会につきましても関係書類をご持参いただき、担当者から説明を聴取し、町から補助している金額について、その用途を確認するとともに全体の運営状況について審査を行いました。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政健全化判断比率の審査は、その比率の算定の基礎となる書類、これは膨大な量なんですけれども、それをもとに計数の正確性を審査し、担当課から説明を聴取して行いました。

審査の結果でございます。

各会計の歳入歳出決算及び附属書類は、いずれも関係法令の定める様式に従って作成されており、決算の計数は諸帳簿と符合して正確であることを認めました。また、公益財団法人さか

きテクノセンター及び部落開放同盟坂城町協議会につきましても、いずれも正確に処理されておりまして、適正であると認めました。また、財政健全化判断比率及び算定書類は、関係法令の定める様式に従って作成されておりまして、比率の計数は算定書類と符合して正確であると認めました。

以上が審査の概要と結果の報告であります。

3ページになりますが、決算の概要についてです。詳細は既に説明されているところであります。ここでは監査委員の立場で適宜決算額に触れ、審査の所見を沿えながらご説明していきたいと思っております。

まず総括として全ての会計について取り上げております。平成28年度の決算について。一般会計の決算は、歳入総額で63億1,510万6,274円となっております。歳出総額は62億1,838万5,728円、歳入歳出差引残高は9,672万546円となっております。前年度と比較して、歳入歳出それぞれ15億5,425万9,322円と、15億7,430万2,639円とそれぞれ減少しておりますが、歳入歳出差引残高は2,004万3,317円の増となっております。

一方、特別会計は7会計の合計額をもって歳入歳出総額を記載しております。全会計の合計額について、歳入歳出差引残高は1億6,508万5,804円となり、前年度と比較して6,872万7,479円の増加となっております。この会計の残高に基金の積立残高を加算しますと、坂城町全体の資金残高がうかがえるわけでありまして、基金の残高につきましては、本年度2,420万4,256円の減少となりましたが、坂城町全体の資金残高は増加しております。なお、この増加金額は高い水準にありますので、今後も引き続き成長を期待しております。

次に、財政に関する指標を取りまとめました。四つの指標についていずれも比率をもって評価するものでありますが、一つの目安として受けとめていただきたい数値であります。まず、経常収支比率です。これは経常的経費、例えば人件費、公債費、物件費などですが、それに係る一般財源額について、経常一般財源の総額に対する割合でございます。比率が高いほど、財政の硬直化が進んでいるという見方になります。本年度は分母となる町税、とりわけ法人税ですけれども、収入が減少する一方で、分子となる経費はそう減少しなかったことにより、前年よりも7.5ポイント増の88.4%という結果となりました。経費の抑制には十分な配慮をお願いするところであります。

次に、財政力指数です。これは基準財政収入額の基準財政需要額に対する割合であります。それぞれが総務省で定める基準に沿って算定する理論上の指数ということになりますが、この数値が1に近いほど財源に余裕があると言われております。なお、この基準収入額について基準財政需要額に満たない場合には、普通交付税が交付がされるという仕組みにもなっております。

坂城町の状況は、3年平均値において0.027ポイントの増となりました。引き続きこの水準を維持して財政健全化に向けて努めていただきたいと思います。

公債費比率は、地方債元利償還金の標準財政規模に対する割合でございます。なお、当町では実施しておりませんが、繰上償還分は除かれることとなっております。また、実質公債費比率は下水道会計等を含めて計算した数値であります。公債費比率の8.2%、また実質公債費比率の、これも8.2%は財政に負担のない数値と判断しております。起債をしますと、それに伴う元利償還金が増加し、財政に対する負担割合が増す関係にあります。運用には財政規模との均衡を保ちながら十分留意する必要があると思います。

次に、一般会計の詳細についてであります。決算額については省略いたしますが、歳入歳出差引残高9,672万546円となり、そのうち3,700万円を地方自治法第233条の2の規定により基金として積み立て、残額の5,972万546円を翌年度に繰り越しております。

歳入の状況については款別収入状況を表にしてあります。項目として予算現額、調定額、収入済額、収入未済額、収入率、構成比について記載のとおりであります。

また、6ページになりますが、一般会計の歳入のうち、その構成比率が41.1%を占める町税について、その収入状況をまとめました。町民税の収入済額は11億3,743万5,747円で、前年度と比較して18.4%の減となり、中でも法人町民税については、4億1,989万7,100円で前年より37.8%の大幅な減少となりました。町税全体の収入済額では固定資産税、町たばこ税、入湯税がわずかながら減少しておりますが、軽自動車税については税率の改正に伴い増加している状況にあります。収入済額は25億9,569万9,301円で、前年度比8.9%の減少となりました。

一方、収入率について、町税全体では前年度比0.4ポイント向上しており、収入未済額の残高についても、本年度も多額の不納欠損を処理しましたがけれども、前年と比較して2,245万2,267円減少しており、徴収の努力の成果が見られます。また、長野県地方税滞納整理機構への移管による徴収の効果も見られます。未納額の回収には大変ご苦労されているところではありますが、引き続き徴収率の向上に努めていただきたいと思います。なお、不納欠損の処理につきましては、地方税法の規定に基づくものであり、やむを得ないものとして認めました。

8ページになりますが、歳出の状況について。歳出額は前年度に比較して15億7,430万2,639円の減となっております。その多くは教育費の減少が要因となっております。歳入の減少に相応して事業費が縮小しております。健全な財政運営の状態にあると考えます。

款別支出状況を表にしてあります。項目として予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額、

執行率、構成比について記載のとおりであります。また、平成28年度の主な事業を聞き取りしたものをまとめております。各事務事業について誠意取り組まれていると感じております。引き続き、住民、企業、行政が連携して活力ある地域づくりに取り組まれ、適切かつ効率的な予算の執行を望んでおります。

次に特別会計の詳細ですが、各会計について歳入歳出決算額は表のとおりであります。各会計ごとに収納の状況及び不納欠損の状況をまとめてありますので、お目通しいただいて説明のほうは省略させていただきます。

ページが少し飛びます。12ページですけれども、実質収支に関する調書についてご報告いたします。決算書のそれぞれの会計の末尾のページに記載されておりますが、いずれも適法に処理されており、計数は正確であるものと認めました。

次に基金の運用状況についてです。一般会計は15基金、特別会計は3基金となっております。基金の積み立ては適正な方法により積み立て、基金の取り崩しは一般会計においては基金名で申し上げますと公園整備基金、文教施設整備基金、びんぐし湯さん館施設整備等基金、工業振興施設等整備基金、水資源対策・営農推進基金、ふるさとまちづくり基金等々がありますが、また特別会計におきましては、国民健康保険基金があります。それぞれ適正な取り崩しと認めました。

ページでいきますと15ページになりますが、7月28日に本年度施工されました工事のうち、記載の4カ所について巡検いたしました。工事等検査箇所調書としてまとめてあります。いずれも計画どおり執行されていることを確認しております。

次に、指摘事項でございます。まとめ方として一般会計については各課ごとに、また特別会計については会計ごとにまとめてあります。過日の決算審査において、関係各課等により事業内容を聴取する中で、今後の課題として認識するものについて取りまとめました。各課におかれましては、実現に向けて取り組んでいただきたいと思います。

なお、この記述に至らなかった指摘事項につきましては、その場でその都度口頭にて検討をお願いしてあります。また、財政援助団体についても、監査の折に内容を伝えて、必要などの改善をお願いしてあります。個々の内容については省略いたしますが、お目通しいただきたいと思っております。

最後に財政健全化法に基づく財政健全化判断比率の審査結果についてであります。既に財政関係のほうから、またそれぞれのお立場で報告がなされているところではありますが、お目通しいただくことで省略させていただきますが、一つだけちょっと触れさせていただきますと、将来負担比率が今年マイナスになりました。これは債務の総額から充足額を引いて数字が出る場合に、それを標準財政規模で割って答えが出てくる、それがプラスで出てくるわけです。今年になって、その充足額が債務の総額を超えました。その結果、要するに債務額を満たされたとい

う結果に町の財政がなったということで、ここ数年ずっと数値が出ておったところ、ここに来てそれがマイナスとして表示された。非常にいい結果と受けとめております。

いずれにしても、坂城町の数値は全てにおきまして基準値の範囲内にありますので、引き続き将来に向けて健全な財政運営を期待しております。

以上ですが、平成28年度の決算報告とさせていただきます。

議長（塩野入君） 以上で提案理由の説明及び決算認定案に対する代表監査委員の報告が終わりました。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日5日から9月10日までの6日間は議案調査等のため休会といたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（塩野入君） 異議なしと認めます。

よって、明日5日から9月10日までの6日間は議案調査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は9月11日、午前9時より会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

(散会 午後 3時02分)

9月11日本会議再開（第2日目）

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番議員 | 塩野入 猛 君 | 8 番議員 | 塩 入 弘 文 君 |
| 2 〃 | 西 沢 悦 子 君 | 9 〃 | 塚 田 正 平 君 |
| 3 〃 | 小宮山 定 彦 君 | 10 〃 | 山 崎 正 志 君 |
| 4 〃 | 朝 倉 国 勝 君 | 11 〃 | 中 嶋 登 君 |
| 5 〃 | 柳 沢 収 君 | 12 〃 | 大 森 茂 彦 君 |
| 6 〃 | 滝 沢 幸 映 君 | 13 〃 | 入 日 時 子 君 |
| 7 〃 | 吉川 まゆみ 君 | 14 〃 | 塚 田 忠 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------------|-----------|
| 町 長 | 山 村 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮 下 和 久 君 |
| 教 育 長 | 宮 崎 義 也 君 |
| 会 計 管 理 者 | 塚 田 陽 一 君 |
| 総 務 課 長 | 青 木 知 之 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 柳 澤 博 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 山 崎 金 一 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 伊 達 博 巳 君 |
| 保 育 園 振 興 幹 | 小宮山 浩 一 君 |
| 産 業 振 興 課 長 | 大 井 裕 君 |
| 建 設 課 長 | 宮 嶋 敬 一 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 宮 下 和 久 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 池 上 浩 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 竹 内 祐 一 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 関 貞 巳 君 |
| 総 務 係 長 | 北 村 一 朗 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 堀 内 弘 達 君 |
| 財 政 係 長 | 長 崎 麻 子 君 |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | |
| 企 画 調 整 係 長 | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 臼 井 洋 一 君 |
| 議 会 書 記 | 竹 内 優 子 君 |
5. 開 議 午前9時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|-----------------------|----------|
| (1) 明るいまちへほか | 柳沢 収 議員 |
| (2) びんぐし湯さん館についてほか | 入日 時子 議員 |
| (3) 坂城高校存続への取り組みは | 山崎 正志 議員 |
| (4) 公共施設等総合管理計画についてほか | 西沢 悦子 議員 |
| (5) ワイナリー形成事業についてほか | 朝倉 国勝 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（塩野入君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

また、本日から13日までの3日間、カメラ等の使用の届け出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（塩野入君） 質問者はお手元に配付したとおり、13名であります。質問時間は答弁を含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお、通告者にもこれには格段のご協力をお願いをいたします。

それでは順番によりまして、最初に5番 柳沢収君の質問を許します。

5番（柳沢君） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

おわかりいただけましたでしょうか。今のは手話でございまして、「私のニックネームはおはよう議員です」という話をさせていただきました。障がい者支援組織の方からですね、阿部知事が冒頭にやっているから、柳沢さんもやってよと以前から言われていました。しかし、そんな余裕もなかったものですから、やらなかったのですけれども、調べて見ますと、長野県の阿部知事が記者会見において、「今から会見を始めます、よろしく願いいたします」と手話で話されているとのこと。記者会見ですから、その後はですね、手話通訳の方が手話通訳をやっておられるわけですが、昨年3月に長野県議会において長野県手話言語条例が成立し、県手話言語条例の4番目だそうです。北信越ブロックでは初めてということですが。

その5条にですね、県民の役割としまして、「県民は、基本理念にのっとり、手話に対する関心と理解を深めるとともに、手話の普及等に関する施策に協力するよう努めるもの」と定められております。そんなわけで中途半端なパフォーマンスに過ぎないかもしれませんが、手話の啓蒙のお役に立てればということで試してみました。

今回で10回目の一般質問になります。前回は地域の明るさ対策ということで、子供たちにスポットを当てさせていただきました。そこには気になる数字も出てきました。80人です。去年は100人、一去年は120人、坂城中学校のあいさつ隊に参加する生徒の数です。毎年減ってきております。今年は大人からのあいさつ運動の日取りも決まっておりません。学校長を初めとして先生方のご努力には敬服するものがございますが、その努力が生徒たちにどう伝わっているのか心配するところがございます。町におかれましても他人事とされぬことを望みます。

少し前に坂城中学校を去られた先生方にお話しを伺って歩き回ってみました。そんな中で、素晴らしい先生はたくさんおられたのですが、限界もかいま見えました。コミュニティスクールの必要性を感じ取ったわけでございます。つまり、坂城中学校のよき伝統は、素晴らしい先生方のお力だけでは未来まで残らないと感じたわけでございます。

片や、小学校におきましては大きな進展を見ております。前回は坂城小学校の児童会の本部役員が大人からのあいさつ運動に参加してくれたとの話をさせていただきました。今度は南条小学校の児童会です。南条小学校の児童会には、あいさつ歌声委員会というものがございます。今までは校舎の中であいさつ運動をされていたのですが、前回から校舎の外に出て、しかも自分たちでつくった青色のたすきをつけて、大人からのあいさつ運動に参加してくれるようになりました。金管バンドのハッピーブラスで見覚えのある顔もありましたから、ここでも頑張っているんだなとつくづく感心したわけでございます。

大勢の大人たちが集まって、子供たちにあいさつを強要しているように言われる方がいまだにおられますが、坂城町特有の観念論に捕らわれていないでしょうか。大人からのあいさつ運動もやりはじめて3年目に入りましたが、子供たちの生き生きとした変化を見るにつけ、やってきてよかったなと参加者は思っているのであります。対話のための対話では意味がないと最近と言われるようになりましたが、批判のための批判もどれほど意味があるのでしょうか。子供たちの自己有用感を高める試みに多くの町民が行動して参加する、それが坂城町だ、それが坂城町の特色だと言われるようになっていくことを希望します。

さて、今回は明るいまちへということで、今年度の新規採用職員研修についてお聞きするわけですが、このような場に立たせていただいている自分にも新人研修時代がございました。東京の調布市にあった研修所で3カ月みっちり、それは厳しい研修でございました。希望に燃えて入ってきた同期もたくさんやめていきました。時代だったのでしょかね、今はその研修

所もなくなり、厳しい新人研修はなくなっていると聞いておりますが、本町における新規採用職員研修が明るい希望を持たせるものになっているかお尋ねいたします。

山村町長の明るさは定評のあるところですが、職員も明るくなければ明るい町にはならないと思います。そして10年後、20年後の坂城町は今年入ってきた人が担っていくのです。そのときに事務が正確であれば、それでよしという町になっているのでしょうか。町民を見守る町になっているかは、今の研修が大きくかかわってくるのではないのでしょうか。

2年前の一般質問で小学校を中心とした地域コミュニティーを発展させるために、役場職員のOB、OGのお力をお借りしたらいかがとお尋ねしたところ、既に役場OB、OGの方が重要な役割を担っていただいているとの答弁をいただきました。確かに見渡せば大活躍されております。そして、2年前には役場職員の育成方針をお尋ねしたときに、町職員の目指す姿勢はスペシャリストではなく、オールラウンダーだというご回答もいただきました。

世の中にはいろんな考え方がございます。少子化や人口減が問題視される中、町民は少なくともよいのだという考え方、寡民思想と呼ばれている考え方、こんな考え方もあるようでございます。さらには流す情報の質を抑える政策もあるようでございます。もう何が何だかわからなくなってしまいます。ともかく世の中にはいろんな思想があるわけで、オールラウンダーを目指す教育がどのようなものであるか、複雑な社会で役立つものであるかは町民が注視するところでございます。そして、この教育を受けた人たちが役場のOB、OGとして大活躍される坂城町の未来がどんなものであるか知りたいのです。

今年度の新規採用職員研修の計画内容がどのようなものであって、実施した結果がどんな効果があったのか、おわかりいただければ、お教え願いたいと思います。明るい町にしてよ、年寄りが夢と希望を持てる町にしてよと町議会に送り出されました。お察しいただき、よろしく願いいたします。

次に今年度の接遇研修についてお伺いいたします。

接遇研修は職員全体で行っているということですが、以前の反省点を踏まえて、今年度も特色のある研修がなされていると思うのですが、反省点の改善は見られたのでしょうか。

電話口に出られる方がご自分の名前を言ったり、聞き逃しているのかもしれませんが、言わなかったりするのですが、直通電話と交換電話の話法のマニュアルはできているのでしょうか。交換手対応で相手が名乗ったときは、どのような取り次ぎをしておられるのでしょうか。

先日ありました、認知症を正しく理解する講演会で、「認知症の人が共に暮らせる地域を目指して」とのお話がありました。地域全体で認知症の方を見守る、そんな町に坂城町もなっしてほしいとお話がありました。鍵をかけなくても暮らせる町が認知症の人を抱える町として理想とお話でした。理想の町に近づくようにするには、やはり挨拶に注目しなければならないことだと思います。挨拶もせずに見守る社会って、これは監視社会じゃありませんか。そ

ういう社会って嫌ですよ。公の場所では対話対話と、対話が必要だという人に限って、日ごろ道で会っても横っ面なんです。子供たちは大勢の大人に挨拶をされると恥ずかしくあっても、嫌なものではありません。挨拶しても無視する大人に挨拶しろと指導されるのが嫌なのです。

役場内の挨拶につきまして質問させていただいたとき、無理強いはいけないねなどというお話もありましたが、道ですれ違ったときに挨拶したらなどと言っているのではありません。このあたりをとり違えてもらっては困ります。ましてや、この辺がですね、間違って町民に伝わっては困るのであります。道ですれ違うときの挨拶は、見守る社会や子供たちを元気づけるためのものであって、できるようになればいいねというもので、あいさつ看板などはその取り組みでございます。

役場内の挨拶につきましては、道半ばとか100点満点はまだまだというような感想をいただきますが、これはもう坂城中学校生徒会のいうところの「アタリマエ」という範疇の問題ではないかと思うのであります。民間にいましたときは、社員に対して挨拶「アタリマエ」の教育指導をしてきましたが、坂城町役場では違うようであります。

民間企業もいろいろで、時代も変わりますから、今ほどのようになっているかわかりませんが、景気もいまいちだが、役場に行ったら元気をもらったと、そんな町民の声が町の至るところから聞こえ、お礼の手紙が届き、役場の職員から元気をもらったと新聞の投稿が載る、そのような状況が目指すべき方向ではないでしょうか。

昨日の新聞にも元気な挨拶、心救われる思いとの投稿が載っておりました。何を好きこのんで一部の人たちに批判される役場内の挨拶を取り上げるものでしょうか。みんなよくやられている、無理強いはいかんとやっていけば無難ですが、このような質問を続けていかなくてもよい状況になってほしいものです。都会のど真ん中で挨拶をしたらなどと言っているのではありません。民間デパートの挨拶レベル、これぐらいは「アタリマエ」前に行ってほしいと思います。

町民はこれから坂城町を担っていく若手会議にとっても期待しております。今年の会議の状況はどんなのでしょうか。テーマは決まっているのでしょうか。あいさつ看板の塗りかえを検討していただけると、1年前に町長からご答弁をいただきましたが、その後進んでいないようでしたら、若手会議の本年度のテーマに入れていただきたいと、そして、ぜひ実現させていただきたいと思います。

できることなら何でもやりますなんて言ってですね、冒頭の手話も初めて恥ずかしながらやらせていただいたわけですが、若者のチャレンジ精神はもっとすごいと思いますので、上手に育てていただきたいと思います。

昨日、金井区の敬老会で坂城手話ダンススクールの皆さんによる熱演を見させていただきました。ところが、坂城町には手話通訳者のサークルがないと、障がい者の自立を支援する会合

でお聞きしました。若い役場職員がチャレンジしていただくと大変ありがたいと思います。熱き思いをお聞かせください。以上よろしく願いいたします。

町長（山村君） おはようございます。ただいま柳沢収議員さんから、1. 明るいまちへという
ことで、（イ）から（ハ）までご質問いただきました。私からは全体的な答弁をさせていただきます。その他詳細につきましては担当課長からご説明申し上げたいと思っております。

まず、イですけれども、役場職員の新規採用につきましては、毎年採用計画により定年退職者数や職員の年齢構成等によって募集人数、採用年齢を定め、試験を実施しているところであります。

本年度の採用は、一般行政、保健師、保育士としたところでありますが、試験では職種別に新卒枠に加えまして、社会人枠としても実施しております。特に専門職である保健師、保育士につきましては、現在の職員年齢構成も考慮する中で、受験資格の年齢に幅を持たせ、保育士につきましては新卒から保育経験の豊富な30歳代、40歳代での採用もしたところであります。

さて、（イ）の今年度の新規採用職員研修についてでありますけれども、前提としまして職種、年齢ともまちまちではありますが、地方公務員としていかにあるべきか、そういった観点で研修に参加していただいております。まず、採用に当たりまして、3月末には町の組織についてや情報セキュリティ、基幹業務系パソコン、財政関係研修などの内容について、現担当職員が講師となっており、町内の公共施設を中心に施設見学などの実地研修も行っております。

また、4月上旬には私が学院長となっております坂城町中小企業能力開発学院主催の新入社員研修に、町内企業に就職した新入社員とともに3日間にわたり、社会人としてのビジネスマナー、人間関係とコミュニケーションなど接遇を中心とした研修のほか、心と体のセルフケアや人権同和研修等に参加し、今年度は町全体で57人の受講者となっております。

役場職員の中小企業能力開発学院新入社員研修への参加は、以前は後段で実施する人権同和研修への参加のみでしたけれども、当町の企業へ就職する、坂城町という大きな枠で見れば、言わば同期生ということもあり、私が町長になった次の年から、ほかの企業の皆さんと同じく全ての研修に同期生として参加していただくことにしました。

なお、中小企業能力開発学院では、新入社員フォローアップ研修として、6月には職場内のコミュニケーションの基本を習得する研修を実施するとともに、9月末には職場で活躍するための必要な基礎知識を理解するキャリアビジョン編を計画しております。

研修に参加することで、坂城町という企業の町の職員として、ほかの企業の皆さんと同じテーブルで研修を受けたことは、自治体職員として改めて自覚できる研修会となったと思っております。

また、市町村職員研修センター主催の研修は、個々の自治体では実施することができない、

公務員として即戦力となるよう、県内市町村の新規採用職員が一堂に集まり、地方公務員として必要な基礎知識を習得する研修を前期・後期に分けて実施しております。

4月に実施した前期の職員研修は、2日間にわたり、地方公共団体の仕組みと仕事、地方公務員の心構えとサービスのほか、マナーの基本として接遇も含めた研修を行いました。

今月6日には、後期研修として現在の自分の強み、弱みを認識し、職務共感やモチベーションを高め、コミュニケーションのスキルを習得するための研修も行っております。

次に（ロ）今年度の接遇研修であります。接遇研修につきましては以前お話ししたと思いますが、チャレンジSAKAKIのプログラムの一環で職員から提案があり、実現しているものの一つであります。「今日からスタート」をキーワードに各課の枠を越え、目標の実現に向けた取り組みを進めるためのチャレンジSAKAKIは今年で7年目となりました。

例えば、子ども医療費の無料化に向けた取り組みですとか、若者・子育て世代の支援パンフレットの作成ですとか、ふるさと納税など数々の事業について、これらのプログラムから実現してまいりました。今後も職員が一丸となって各種施策の実現に鋭意努力してまいりたいと考えております。

とりわけ接遇研修に関しましては、昨年まで実施した接遇研修を踏まえ、電話応対も含め、より実践的な研修となるよう計画しているところであります。

次に、（ハ）の今年度の若手会議の状況はであります。若手会議は年齢の若い職員がフレッシュな応対をすることで職員全体に波及し、より気持ちのよい接遇が職場内に浸透することを目的に始まったもので、現在は、採用から5年目までの職員が月1回集まり、接遇のみならず、プレゼンテーション能力向上など自主的にテーマを定め、定期的を開催しております。

いずれにつきましても、町民の皆さんとの応対は新規採用であろうと、たとえベテランであろうとも坂城町役場職員として、日々前進し気持ちのよい応対ができるよう進めてまいりたいと考えております。

そのほか詳細につきましては、担当課長から答弁いたします。

総務課長（青木君） ロ．今年度の接遇研修はについてお答えいたします。

役場の接遇研修につきましては、チャレンジSAKAKIの中でも取り上げられ、毎年実施し研修しているものの一つでもあります。

昨年は、それまでの接遇研修が職員の中で生かされているか、委託先の研修機関による役場への問い合わせの電話や窓口応対など、覆面で接遇のチェックや電話応対についても調査したところであります。

職種柄かたい印象を受けるが、問い合わせに対して丁寧かつ的確に対応しているといった反面、来庁者への声かけは改善されているものの、庁舎入り口あたりのロビーでは声かけをする職員が固定化されているのではないかとといったことが課題点として研修会では指摘されました。

今年度については、今までの接遇研修に加え、より実践的な窓口や電話応対などのスキルアップについての研修を計画しております。

また、今年度から有線放送電話の通話機能の廃止に伴い、役場庁舎内には各課に直通電話を設置しております。直通電話は交換手を通して各内線電話をつなげる交換電話方式に対し、各課の電話が一斉に呼び出し音が鳴り、外線からの直通電話であることがわかるようにしております。

直通電話は交換手を通さず、直接外線からとなりますので、坂城町役場、課名、個人名の順に名乗ってからの応対になるよう心がけているところであり、臨機応変に考え対応したいと考えております。

直通電話や交換電話方式の共通として、相手方の意図をよく聞き、相手の立場に立って応対することが基本であることは従来から実施してきた接遇研修の基本でありますので、引き続き啓発していきたいと考えているところでございます。

次に、ハ、今年度の若手会議の状況はについてお答えいたします。

若手会議につきましては、先ほど町長から答弁があったとおり、チャレンジSAKAKIの職員接遇研修が発端で、毎月第2水曜日を基本として夕方集まり、毎回テーマを定めて会議を行っております。

今年度の若手会議のテーマはとのご質問でございますが、さきにも答弁したとおり年間を通してテーマを定めるのではなく、その時々課題等を若手会議メンバーが自主的に定めて開催しているところであり、昨年は職員の挨拶に対する標語も若手会議の中で検討し考えたものでございます。

なお、チャレンジSAKAKIにつきましては、新規採用職員が目線からも毎年提案してもらっておりますが、プレゼンテーションの研修としても若手会議で事前に発表し、2から5年目の先輩職員からアドバイスを得たりしております。また、そこから波及し、新規採用職員のみならず、他の若手会議のメンバーでも話す力を向上させようということでグループをつくり、スピーチを行い、自分ではわからない話し方や言葉の癖など、アドバイスをお互いに行ったり、また庁舎外の業務での注意点を話し合ったりしております。常に坂城町役場の職員としての自覚を持ち、町民の皆さんの目を意識し行動するといったことが話された場面では、頼もしく感じられたところでもあります。

いずれにいたしましても、私と総務係長がアドバイザーとして参加しておりますが、主体は新規採用職員を含む若手職員でありますので、若手会議の議題は彼らが決めているものでございます。

5番（柳沢君） 丁寧なご答弁をいただきまして、また、その内容につきましても町の企業と一緒に、あるいはまたほかの自治体と一緒に、しかもですね、いろいろな提案をされて、そして

もう実現もされていると、こういうお話を伺いました。本当にですね、頼もしいなという感じがします。これからもですね、この今の研修体制、こういうものを続けていただければと、そんなふうに思います。

次の質問に移ります。一般的にですね、医療の充実というものは病院の科数とか医師数として語られるのですが、病院が一つもない坂城町における医療の充実という問題ですね、こういうことを考えてみなければいけないのではないかと。それがどのようなものなのかと、医療の充実について考えられておられるかお聞きしたいと思います。

一般的に医療の充実度合いは病院の科数やその医師数ではかられているようですが、病院が一つもない坂城町ではどのように評価されているのでしょうか。最近、移住を考えられている方は、市町村の医療充実度を見ておられるとのことですが、そのようなランキングのウェブサイトがあるのをご存じでしょうか。

前日も一般質問で医療の充実ということでご質問をさせていただきましたが、あたかも坂城町は医療面において完璧なようなご答弁をいただきました。前回の答弁の中で坂城町の医療面において、もしかすると問題点を聞き漏らしたのかもしれないので、もしもそのようでしたら、ご答弁に基づきお示ししたいと思います。

もちろん、市町村を評価するウェブサイトにおいては、客観的な数字が評価の対象となっております。一般質問に対する町の答弁は考慮されないシステムになっていると思います。議会報告会、すなわちこれからの坂城町を語る会で、町民は町に病院が欲しいと言っておられましたが、このような意見は町に届いているのでしょうか。

近隣の町を見渡したとき、飯綱町にも信濃町にも、小布施町にも長和町にも、御代田町にも軽井沢町にも、佐久穂町にも小海町にも病院はあると。かつては上山田町にも丸子町にも、東部町にも望月町にも病院があったと。ないのは人口が坂城町より少ない山ノ内町、立科町、坂城町だと。一般質問で何度となくお伝えしてきましたけれども、今も間違いはないのでしょうか。

そして、今挙げた町の中で信濃町がですね、信濃町立信越病院の建てかえの検討チームを立ち上げたという情報に接しました。坂城町はこのことをどう考え、町民はどう感じているのでしょうか。9月議会に提出している16年度の決算案では、3年間で総額3億6千万円の基金積立を計上しているとのこと。

信濃町は、人口が約8,700人の町だそうです。平成29年度の一般会計予算額が約58億円とのことでもあります。そのような状況の中で、横川町長は人口の減少や高齢化の問題がある中、時代に即した医療体制を整えると説明しておられるとのこと。坂城町との違いはどこにあるのでしょうか。

坂城町は人口が少ないから、病院を建ててもやっていけないと言われます。では、信濃町さんのように人口が坂城町より少ない、こういうところもありますねと言いますと、今度は違う

理由を持ってきます。そして坂城町では病院は建てられない、こう言うわけです。つまりは、結論が決まっている町なのですかね。決まった結論を変えようとはしない。それで町民が納得するのでしょうか。町が努力していると称賛していただけたと思われませんか。コストの削減ばかり考えて、必要なものを削っていませんか。よく考えてみませんかということなのです。

日ごろから医療に感心をお持ちの方は3割しかいないという調査結果もあるようなので、坂城町の特徴ではないかもしれませんが、医師にかからないようにして、返って医療費を増大させているということはないでしょうか。町民みんなで考えてみましょう。

坂城町に病院はないのですが、入院患者はおられると思います。いるとしたら、どこに入院されておられるか。そのご家族は大変だと思いますが、どのような対応や生活をしておられるのでしょうか。入院患者やそのご家族、そして見舞いに行かなくてはと考えている関係者への配慮は、町レベルで不要な問題でしょうか。

長野県は長寿県だそうです、その秘密などという類の本もたくさん出版されております。そんな記事を目にするたびにですね、坂城町の女性の平均寿命は県下で最下位であって、しかも唯一全国平均以下だったよなという疎外感を感じるのであります。

昨日もですね、敬老会をいろんなところでやられたと思います。そのときに長野県は長寿県、日本は長寿だ、長野県は長寿だという話を皆さん誇らしくしていましたが、坂城町の女性が長寿なのかどうか、ここら辺のところをしっかりと情報を持って、そしてどうしたらいいかということを考えて、そういう敬老会、こういうものも必要ではないかというふうに思います。

長野の保健所を訪ねたときに、そうなんですかと、そういえば健康寿命も長くなかったですよねというお話を伺いました。県レベルなので関心は低くても仕方ありませんが、町の女性の平均寿命について、町が関心を持たれてもよいのではないのでしょうか。山村町政のもとで坂城町の女性の平均寿命が長くなったと、健康寿命も長くなったという情報に接したいものであります。ご答弁をお願いいたします。

福祉健康課長（伊達君） 2. 医療の充実とはということでご質問をいただきました。まず最初に、（イ）の坂城町における医療の充実とはについてからお答えをいたします。

まず、一般的に医療の充実度合いは何ではかかれているかという点でございます。長野県では毎年出生や死亡、保健、医療、薬事等の統計を収録した「長野県衛生年報」を発刊しており、この中には医師等の医療従事者数や医療施設数なども市町村ごとに出しておりますが、これをもって医療の充実度合いを順位づけしているものではございません。

また、民間ベースなどにおいては、医療に限らず、さまざまな市町村のランキングづけのようなものが見られますが、いずれも独自の視点で行われているものと理解をしております。

こうしたことから、公的に医療の充実度合いをはかる尺度はございませんが、国が勧める医

療機関の機能分化や連携が進む中においては、もし医療の充実度合いがはかれるのであれば、医療圏といった単位ではかられるべきものと考えているところでございます。

次に当町の医療の充実の考えでございますが、各都道府県には地域の実情に応じた医療を提供するため医療圏が設定されており、長野県におきましても医療機能の分担や連携、医療サービスの適正かつ効率的な提供のため、1次医療圏から3次医療圏が設定されております。町としては、このような医療圏という枠組みの中で医療機能の分担をし、急性期・回復期・慢性期のそれぞれの治療に必要な医療を提供できるよう各医療機関が連携し、地域医療の体制を整えることが医療の充実に向けて最も効果的な方法であると考えているところでございます。

こうした観点に加えまして、当町は長野・上田の両地域に接する地の利を生かし、長野医療圏における長野広域連合9市町村での病院群輪番制病院運営事業への運営費負担に加え、上田市、東御市、長和町、青木村の上小医療圏4市町村と共同で上田市内科・小児科初期救急センターの運営費を負担し、町民の皆さんの休日・夜間等における重症救急患者の診療や夜間の急患に対する体制を確保するとともに、千曲医師会及び埴科歯科医師会のご協力をいただき、休日当番医事業を千曲市と実施しております。

加えて、長野市にあるJA長野厚生連南長野医療センター篠ノ井総合病院や松代総合病院、須坂市にある県立須坂病院、3次医療を提供する佐久市にあるJA長野厚生連佐久総合病院佐久医療センターの施設整備に対する財政支援も行っておりますことはご案内のとおりでございます。

また、深刻化する医師など医療従事者の不足による医療の質の低下を招かないよう、信州上田医療センターの医師確保事業に対し、上田地域広域連合の4市町村と共同で医師確保経費について補助をするなど、町ではさまざまな経費を負担し、町民の皆さんが安心して医療の提供を受けられるよう体制を整えることにより、医療の充実が図られていると考えているところでございます。

続きまして、口の病院の入院状況はについてお答えいたします。

入院状況の把握につきましては、患者さんが受けた保険診療について、月ごとに医療機関が保険者へ請求する診療報酬明細書、いわゆるレセプトでございますけれども、これで把握は可能であります。

しかしながら、町民の皆さんが加入されている医療保険はさまざまで、それぞれの保険者が管理しているレセプトの状況を町が把握することはできませんので、町が把握できる国民健康保険加入者と後期高齢者医療保険加入者のレセプトの件数による入院状況を地域別に申し上げたいと思います。

まず、国保加入者の28年度実績では、長野市内の医療機関が全体の45.8%、上田市内の医療機関が28.8%、千曲市内の医療機関が11.7%などとなっております。また、後

期高齢者医療保険加入者は、こちらは27年度の実績になりますが、長野市内の医療機関が全体の34.3%、上田市内の医療機関が28.1%、千曲市内の医療機関が33.3%などとなっております。いずれにしましても、こうした入院の状況からも、当町周辺には町民の皆さんの入院を受け入れる医療機関が数多くあるということがうかがえると思っているところでございます。

5番（柳沢君） 非常に丁寧なご答弁をいただいたんですけども、ちょっと履き違えていただいているというのは、周りに病院があるから周りへ行っているんじゃないかと、坂城町に病院がないから周りへ行っているんです。坂城町に病院があったら、坂城町の病院に行くんです。それをですね、よその病院に行っているから、坂城町に病院は要らないという論理にはならない。

それからですね、医療の充実ということについて、県の統計とかいろいろ出されて、そういうものの基準というものはですね、ないというふうなお話をされたんですけども、よくお調べいただきましてですね、私は国のレベル、国で言うような充実とっている、そういうものの中からですね、医療の充実ということをおっしゃっています。県でどのようにおっしゃっているかというのは、先ほどですね、よくわからなかったということでございますけれども、国の医療の充実と、ここら辺のところでございます。また次回等においてですね、その辺の知識も深めていきたいなと思います。時間の都合もございますので、次の質問に移ります。

寄り添う自治ということで、役場の直通回線についてお尋ねします。

昨年12月に代表番号が一つしかない、NTTの電話番号を増やしていただけないかという一般質問をさせていただいたところですね、検討していきたいとのご回答をいただきました。その後、有線放送電話の事情も重なりまして、直通回線を増やしていただいたわけですが、PRが十分なのかという問題が発生してきております。75から始まる直通回線ができたときからPRを町民に促され、とりあえずメールなどでお知らせしていたのですが、「広報さかき」4月号で各課への直通回線が開設されましたとの記事に接したときには、これで町民から役場への情報伝達もスムーズになると喜びました。

ところが、5月号から9月号までを待っておりましたが、「広報さかき」に載っているのはお問い合わせ先として代表電話なのです。4月の広報におかけになりたい課が決まっている場合には、直通電話番号におかけいただくと、スムーズに電話をお継ぎできますとうたっているのですから、もっと直通電話回線をアピールしたほうがよいと思います。そしてですね、回線の増設も検討されたらどうでしょうか。適正回線数が調べられるようであるならば、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今までは、NTTの10回線のほかに有線の71回線があったわけで、計81回線が今は10回線に減っております。同僚からもつながらないという話を聞いていたわけですが、私も

それに当たってしまいまして、「ただいま電話が混み合っております。しばらくそのままお待ちください」と言われて、その後ですね、坂城町の歌がずっと流れるわけですね。耐えられなくなりまして電話を切って、しばらくしてまた電話をかけ直しても、また、ただいま電話が混み合っておりますと、こういうことで、その日は電話を諦めました。数日前にもそのようなことがございました。町民の皆様の中にも、このような事態に遭遇し不快感を持った方がおられないか心配であります。

また、これは第1の質問にも関連するのですが、女性の電話の音が小さく聞き取りづらいときがあります。このことはですね、個人差もありますし、またこちらの聴力が弱いのかもしれませんので、そういう場合、受話器に耳を押しつけるような対応をしております。問題はそこからでありまして、担当者にかわりますので、お待ちくださいと言われた後にですね、受話器に押しつけた耳に大音量の歌が流れてくるんですね。ちょっと嫌になってしまいます。保留中の歌の音量を下げるとかできないものでしょうか。民間であれば即対応していただけると思うのですが、以上の件につきご答弁をお願いいたします。

総務課長（青木君） 3. 寄り添う自治、イ. 直通回線のPRをについてお答えいたします。

町では有線放送電話の通話機能廃止に伴い、庁舎内については、交換手を通じて内線電話へつなげる従来の方法のほか、各課への直通電話をこの4月から開始いたしました。この直通電話につきましては先ほども触れましたが、課内全ての電話機の着信音が鳴ることで、外線から直接かかっていることがわかり、どの電話機をとっても対応ができ、交換電話方式で担当者へ直接つなげる方法と区別ができるようにしております。また、役場内から直接外線に電話することができるようにしたことで、交換手を通す回数を減らし、外線からつながりにくくするケースを少なくするようにしております。

ご質問の内線電話を載せる意味にはにつきましては、82局の3111は役場の代表番号であるため、交換手は要件をお聞きし担当係へつなげておりますが、内線番号を交換手に伝えることで担当係へ直接おつなぎできるということで、時間の短縮が図られるというメリットがございます。

また、直通番号につきましては、広報4月号でお知らせいたしましたが、現在は広報や役場からのチラシなど、代表番号と内線を載せている状況であり、今後は広報や町からのお知らせ、またはホームページ等に内線番号とあわせて直通電話番号を載せ、町民の皆さんが利用しやすいように努めてまいりたいと考えております。

次に、回線の増設はについてであります。現在、役場庁舎は10回線で電話応対をしているところでありますが、近隣の市町村の状況と比べ、比較的回線数は多い状況となっております。

しかし、役場の一部署へ集中して問い合わせがあったり、代表番号での通話の場合、交換手

がお客様の問い合わせ内容をお伺いしている間は、どうしても通話中となってしまうこと、また直通電話の際でも少人数の課では回線数が埋まっていなくても、内線電話全てが使用中の場合は、回線が混み合っていますというアナウンスが流れ、通話ができないということがあることもあり、100%通話が可能とは言い切れません。

また、保留中に流れている音楽の音量が大き過ぎるというご指摘につきましては、住民の方などからは、そのようなご意見等はいただいておりますが、音量調節については可能でありますので、調査する中で必要であれば対応してまいりたいと考えております。

有線放送電話の通話が廃止し約半年が経過しております。現在、大きな混乱には至っておりませんが、現在のところ、回線数の増設については考えていないところでございます。

5番（柳沢君） ただいまるる提案させていただいた状況につきましてですね、もう既に担当の総務課のほうでも考えておられるということでもありますので、ぜひですね、この直通回線のPR、そしてですね、現在はそういうふうな声が聞こえておられないということですが、なかなかですね、言いづらい部分もあったりして、もしかするとですね、この私の一般質問を境にですね、町民の方からそういえば俺も通じなかったよと、俺も通じなかったよと、こういうこともあるかもしれません。ぜひ今後もですね、そういうものを見続けていただきましてですね、さらなる改善、そして町民サービスということをやっていただきたいと思います。丁寧にご答弁ありがとうございました。以上で質問を終わります。

議長（塩野入君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前 9時53分～再開 午前10時03分）

議長（塩野入君） 再開いたします。

次に、13番 入日時子さんの質問を許します。

13番（入日さん） 通告に従い一般質問に入ります。

1. びんぐし湯さん館について

イ. 入館者を増やすために

びんぐし湯さん館は、平成14年4月に建設費約6億円をかけてオープンしました。今では町内外からたくさんの方が利用し愛される温泉になっています。平成14年度の湯さん館から町への納付金は5,262万9千円で、入館者は28万4,393人でした。

15年度は納付金4,956万5千円と、株の配当が220万円で合計5,176万5千円、入館者は30万7,419人。

16年度は納付金5,004万2千円と配当金が220万円で、合計5,224万2千円、入館者は28万8,447人。

17年度は納付金3,871万円と入湯税695万3千円、配当金が110万円で、合計4,676万3千円、入館者は29万2,372人。

18年度は納付金3,056万円と入湯税764万円、配当金66万円、合計3,886万円、入館者は28万5,278人。

19年度は納付金2,058万円と入湯税751万4千円、配当金66万円、合計2,875万4千円、入館者は28万618人。

20年度は納付金330万円と入湯税737万7千円、配当金66万円で、合計1,133万7千円、入館者は26万9,817人。

21年度は納付金650万円と入湯税714万8千円、配当金22万円、合計1,386万8千円で、入館者は26万1,208人。

22年度は年間券の値上げもあり、納付金は810万円と160万円増額になりました。入湯税は743万6千円、配当金は22万円で、合計1,575万6千円、入館者は27万1,191人でした。

23年度は納付金150万円と入湯税726万7千円、配当金22万円、合計898万7千円、入館者は26万5,619人。

24年度は開館から10年が経過したので、リニューアル工事を1億3,565万円かけて行い、休館期間もあったので、納付金は200万円、入湯税は671万円、配当金22万円で、合計893万円で、入館者は25万8,106人でした。

25年度は納付金300万円と入湯税714万円、配当金22万円で、合計1,036万円、入館者は26万2,257人。

26年度は納付金100万円と入湯税719万8千円、配当金22万円、合計841万8千円、入館者は27万4,552人です。

27年度は納付金300万円と入湯税706万4千円、配当金22万円、合計1,028万4千円で、入館者は26万8,580人です。

昨年28年度は納付金が600万円、入湯税が678万1千円、配当金が22万円、合計1,300万1千円で、入館者は26万3,912人でした。

開館当初と比べて、収入は約4分の1に減っていますし、入館者もピーク時と比べると4万3,507人減少しています。日帰り入浴施設は年数がたつとともに入館者が減る傾向にあり、湯さん館も例外ではありません。そこで、入館者を増やし、より多くの人に利用してもらえる施設になるよう、何点か提案したいと思います。

一つは、議会報告会で町民から要望がありました営業時間の延長です。夏場、特に日が長くなる4月から9月は朝9時から夜10時に延長するというのが私の提案です。特に農作業や残業などで遅くなったとき、夜の9時では8時半に従業員が片づけを始めるので、ゆっくり入ってられないなどの苦情も寄せられています。海外でもサマータイムがあるように、日照時間に合わせた運営も必要だと思います。

2点目は、県の観光機関でやっている「信州物味湯産手形」に加入し、全県に施設をPRすることです。これが「物味湯産手形」なんです、私も2回ほど購入して、県内の入浴施設を回りました。「物」は見どころの体験施設を指し、美術館や博物館などで、鉄の展示館なども対象になります。「味」は字の示すとおり味、食事どころ、町のおしぼりうどんや味ロジのバイキング等はよいと思います。「湯」はお風呂で、手形を持っていくと無料で入れるところと割り引きのところがあります。

28年度発行の手形では無料入浴施設が約50施設あり、このうち12施設まで無料で入浴できます。割引入浴施設は52あります。私が提案したいのは、割引施設として加入したらどうかということです。割引額は施設が自由に決められるし、ドリンクサービスでもオーケーです。「物味湯産手形」に載せるだけでも大いにPRになると思います。

3点目は障がい者割り引きです。現在、湯さん館は障がい者割り引きは100円ですが、障がい者には年間何枚か無料券を配ったり、障害者手帳を見せれば半額とか無料にしている自治体が多いです。白鳥園も一般は600円ですが、身体障害者手帳1級から3級の市民は無料、4級から6級の市民は350円です。精神障害者保健福祉手帳の1級から2級の市民は無料、3級の人350円となっています。市民以外は250円引きです。上田市の日帰り入浴施設は、障がい者は全て半額になっています。今年5月に開かれた、町の身体障害者福祉協会定期総会で、山村町長も湯さん館の割り引きについて半額以下か無料にするよう検討するということを祝辞で述べられたようなので、必ず実現すると期待しています。いつから、どのような割り引きになるのか、半額なのか無料なのか答弁を求めます。

また、消防団の割り引きですが、昨年3月議会でも湯さん館の入館料を消防団員は半額にできないかと質問しました。「信州消防団員応援ショップ事業」に加盟したので、消防団員カードを提示すると100円引きになるという町長の答弁でした。私は日々、町民の財産と安全を守るために活動している消防団員への感謝と応援の気持ちを込めて無料にすべきだと思います。そういう町の気持ちが伝われば、消防団に加入する人も増えるし、家族の協力も得やすいのではないのでしょうか。町の消防団員は湯さん館の入館料を無料にできないか、答弁を求めます。以上で1回目の質問を終わります。

町長（山村君） ただいま、湯さん館を毎日ご利用いただいている入日議員さんから非常に懇切丁寧なご質問をいただきました。入館者を増やすためにということでもありますけれども、私も毎日いろいろ考えております。それから毎月一遍、振興公社の社長としてもですね、経営会議で何としても入館者を増やすための方策はないかということを検討してもらっております。ただし、余り採算を度外視しても困るところであります。

今、入日さんから湯さん館が始まってからの毎年の入館者数などご説明いただきました。私どもで今考えている内容につきまして、振興公社の社長ともよく相談しましたので、これか

からお答えしたいと思っております。

まず、びんぐし湯さん館は心身の健康増進あるいは地域活性化等を図る施設として、先ほどお話がありました平成14年4月にオープンして、10年目の節目となる平成24年にリニューアルを経て、平成28年度末で413万人、累計ですね、を超えるお客様にご利用をいただいております。また、今お話がありました平成28年度のびんぐし湯さん館の入館者は26万3,912名となりまして、前年比マイナス1.7%と、前年実績を下回るという結果になりましたが、いろいろな今までやってきた施策の中で、例えば子育て家庭優待割引事業による利用者については増加しているという面もあります。また、昨年度は町民の皆様には配布している町民割引券を「坂城町町民ファミリー割引券」としまして、年2回発行し配布いたしました。これまで割引券1枚でお一人のご利用ということでしたけれども、ファミリー割引券としたことで、1枚で家族全員がご利用できるように利用枠を拡大し、町民の皆さんがより多く利用できるような取り組みも行い、さきにも触れましたが、開館以来400万人を超えるお客様をお迎えしているというところであります。

また、誘客という意味では、食堂におきましても新商品の開発や新たなセットメニューの提供など、利用促進も図ってまいりました。また、売店につきましても見やすい売り場づくりに心がけ、新規取引先の開拓や地場産の農産物を中心とした野菜売り場の充実を図り、利用者の皆さんからは好評をいただいているところであります。

このような取り組みを継続させる中で、今年度につきましては新たにファミリー割引券に食事100円割引券をセットとして、広報とあわせて全世帯に配布し、さらなる利用促進を図っているところであります。

さて、4月から9月の間、営業時間を9時から22時までに変更できないかというところでございますが、窓口、清掃業務等、そして設備の点検等、現状の体制では、すぐに実施するのはちょっと難しいかなと考えております。当面、利用時間につきましては現行で営業を行ってまいりたいと考えております。

また、館内に設置してあるご意見箱等によるお客様からのさまざまなご意見を参考としたり、また毎月開催する経営会議の中でも、より多くの方々にお越しいただける工夫について話をしており、まずはさまざまな利用促進メニューを考え、入館者の増に取り組んでまいりたいと考えております。

具体的な利用促進メニューとしましては、先ほど申し上げましたファミリー割引券プラス食事100円割引券の配布のほか、5月末から6月にかけて開催されました第12回ばら祭りにあわせて、入館料と食事をセットにした、「さかきばら祭りセット」の提供を皮切りに、7月22日から8月末までの間、入館料とソースカツ丼、そして巨峰ワインゼリーをセットにした湯さん館夏祭りセットや生ビールセットの提供を行い、大変好評をいただいたところであります。

す。

また、今月7日から鉄の展示館で始まりました特別展「大相撲と日本刀」の開催にあわせて、入館料とタオル、そしてソースカツ丼をセットにし、通常価格から550円割引きした大相撲セットの提供も行っているところであります。今後もさまざまなセットメニューを企画、検討してまいりたいと考えております。

さて、「物味湯産手形」への加入についてのご提案でございますが、この手形につきましては、一般社団法人長野県観光機構において取り組んでいる観光促進事業の取り組みでございます。この取り組みは長野県が誇る温泉をキーワードに、観光客のリピート化と県民の県内流動を活性化し、消費拡大を促進するため、平成25年度より手形の販売を開始し、今年で5年目の取り組みでございます。

平成29年度版では、対象温泉施設49のうち、最大12の温泉施設に入浴できる観光クーポン冊子で、そのほか割引き・特典を受けられる協賛施設が200施設以上となっております。これまでも湯さん館ではクーポン券による利用促進事業につきまして、「週刊長野」等への広告掲載によるクーポン券割引きなどを実施しておりますが、今後、クーポン券による割引きも含めたさまざまな利用促進事業を行っていく中で、「物味湯産手形」の取り組みにつきましても誘客を図る上で効果的であるかどうか費用対効果も考慮し、しかしながら、加入に向けて前向きに検討していきたいというふうに考えております。

続きまして、障がい者、消防団員割引きの拡充についてでございます。まず、障がいがある方で障害者手帳を提示された方につきましては、平成24年から介助者の方2人までを含めまして、通常500円の入館料を2割引きの400円でお入りいただいているところでございます。ほか市町村のさまざまな施設等におきましても、割引きを実施されているといろいろお聞きしておりますけれども、介助者の方2名も含めた入浴施設での割引きは、近隣の入浴施設では湯さん館独自のサービスなのかと考えております。

今年に入りまして、先ほどもお話がありましたけれども、いろいろご利用をいただくお客様からのご意見をいただきましたので、その割引きについて検討を行い、さらに割引率を高め、介助者2名の方も含めて5割引き、半額の入館料でお入りいただけるよう、湯さん館「ほっ湯HOTニュース」での宣伝もさせていただきまして、平成30年1月からの実施を予定しているところでございます。

また、障がい等のある皆様にも、より多くご利用いただけるよう、施設面につきましても工夫をしているところであります。昨年、信州パーキング・パーミット制度による駐車スペース2台分のスペースを含む、障がい者用駐車場を7台分に拡張したところでございます。障がい者等用駐車場につきましては、さまざまな事情により歩行が困難な方などが安心して駐車できるスペースを確保することで、誰もが気持ちよく外出できる福祉のまちづくりに資するところ

として、湯さん館としても積極的に取り組んでいるところでございます。スペースには色を塗り、看板表示もさせていただいておりますので、一般のご利用をいただく皆さんのご理解とご協力もお願いしたいと考えております。

続きまして、消防団員割り引きについてですが、県と県消防協会との協力で実施されている「信州消防団員応援ショップ事業」で、日夜地域の安全・安心を守るため活動している消防団員を応援するとともに、消防団活動をより活発にすることを目的に平成28年から始まっております。県内の消防団員やそのご家族に対して登録された店舗、施設において、料金の割引等の特典サービスを提供していただくことにより、全県で消防団活動を応援する機運を高めるとともに、地域の安全に対する関心を高め、地域の防災力向上につなげていくプロジェクトであります。

湯さん館といたしましても、この「信州消防団員応援ショップ事業」に加盟し、入館料100円引き、団員カードを提示された方を含む5名までを対象に実施をしております。こちらにつきましては、消防団の活性化、団員確保に資する事業として、また施設といたしますと、お客様の利用促進につながる取り組みとして実施しておりますが、昨年始まりました制度でもございますので、まずは現行制度にてそのPRを図っていきたいと考えております。

今後、湯さん館をより多くの消防団員の方にご利用いただけるよう、例えば分団等にご利用いただく際のメニュー等さまざまなサービスの提供について研究してまいりたいと考えております。

以上、利用促進を図るためのさまざまな事業に取り組んでおりますが、坂城町振興公社といたしましては、今期第17期の経営方針として、びんぐし湯さん館は「信州一愛される日帰り温泉施設」を営業目標として取り組んでおります。

PR活動の新たな取り組みといたしまして、びんぐし湯さん館の位置をですね、インターネットを利用して検索する際、これまでの施設の内部までご覧いただけなかったものを、浴場を初めとする施設内部でもご覧いただけるようにしました。施設の内部、特に露天風呂からの絶景もご覧いただけるようになっておりますので、眺望のよい温泉施設に多数のお客様が実際にお越しいただけることを期待しているところであります。

また、今年3月には入館者の利便性の向上を図る観点から、無線LAN、Wi-Fiですね、このサービスの提供を開始いたしました。Wi-Fi端末をお持ちの方であれば、館内に掲示してありますパスワードを入力していただくことで、簡単にどなたでも無料でインターネット通信をお楽しみいただけますので、ご利用いただきたいと思います。

いずれにしましても、今後も引き続き、明るく清潔な施設づくりに取り組み、お子様からお年寄りまでがゆっくりと安心してお過ごしただけたり、楽しんでいただける施設運営を行ってまいりたいと考えておりますので、より一層のご愛顧のほどをよろしくお願ひしたいと

思っております。

また、平成28年度の売り上げですけれども、1億8,700万ありますけれども、昔は始まったときは100%温泉の売り上げでしたけれども、現在は温泉よりも物販とか売店とかですね、宴会ですね、そちらのほうが売り上げが多くなってきました。これも新たなビジネス構造が変わってきたということで、いろんな意味で取り組んで、よりよい愛される施設として運営していきたいと思っております。以上であります。

13番（入日さん） ただいまの町長の答弁では、営業時間の延長はとりあえずは考えていないということでしたが、消防団で例えばポンプ操作の訓練などでちょっと汗をかいたので、夕方入りにきたいと思っても、ちょっと9時なので、8時半ぐらいになると片づけを始めるので、ゆっくり入っていただけないと。わざわざ東御市まで入りに行ったりとかしたことがあったので、もうちょっと時間が長ければ、消防団員等がそういうふうに汗をかいて疲れたときに入ってもらえるのかなど、そうずっと思っていました。それで、特に夏の期間はもうちょっと長くしてほしいという要望がありましたので今回取り上げましたが、こういうこともまた検討課題の一つとしていただきたいと思います。

それから、「信州物味湯産手形」には一応前向きで検討するということでしたので、よろしくお願いいたします。

それから、障がい者割引については、来年度から、来年の1月からですか、半額にするということでしたので、非常によかったと思います。

それから、消防団員割引ですが、現行のPRをしてということですが、例えば分団でそういう訓練の後に入りに入ったときは半額にするとか、そういう対策はとれると思うんですよ。その辺もぜひ検討していただきたいと思います。

先ほど収入を増やす方法もということでおっしゃいましたので、ちょっと私もそのことを考えたんですが、収入を増やす方法としては、町外の人年間券や半年券を値上げしたらどうでしょうかということです。日帰り入浴施設で年間券や半年券を発行しているところは少ないんですよ。値段もこんなに安いところはないし、千曲市では千曲市民には安い入浴料が設定されています。6億円の建設費を負担した町民との差があってもよいと思います。

75歳未満の人が月17日、年間券で204日通えば1回約162円ですし、75歳以上だと約152円です。月20日だと約138円と129円になります。千曲市のかめ乃湯は、公衆浴場ですが、露天風呂もあり充実しています。千曲市民は250円で、一般は350円です。公衆浴場と比べても年間券はお得になっていると思います。湯さん館は先ほど町長もおっしゃられましたように、町民の健康と福祉の増進も兼ねて建設されていますので、より多くの町民に利用してもらえるような施策も必要だと思います。

例えば、宴会で使うのに入館料をとるのはおかしいとか、食堂のメニューをもっとおいしく

してほしいという声が寄せられています。利用者の声に耳を傾け、改善できることは改善していく必要があると思います。

「物味湯産手形」は、びんぐし湯さん館だけでなく、飲食店やあいさい等の直売所、鉄の展示館等も加入対象になります。町のいろいろな分野が「物味湯産手形」に加入し、坂城の魅力を広く発信していけたらよいと思います。そのためにも、こういう取り組みがあることを大いにPRしてほしいと思います。

次の質問に入ります。2. 健康な体づくりについて

イ. 妊婦に歯周病検診を

以前、私は歯周病の検診の一般質問をして、節目検診を実現しました。今回は妊婦を対象に質問します。社会文教常任委員会の視察で、7月に上田市の「ひとまち元気・健康プラザうえだ」に行きました。その中で、妊婦が歯周病菌を持っていると早産や流産になりやすいので、無料で検診をしているという話がありました。ネットで調べたら早産、低体重児出産のリスクが3倍から7倍あるとのことでした。せっかく授かった子供が未熟児だったら、育てるにも大変な苦勞が生じます。そんなことが起こらないような対策が必要ではないでしょうか。丈夫で健やかな子供を無事出産するためにも、妊婦に歯周病の検診を無料でできないか答弁を求めます。

ロ. 子どもの体力づくりを

今の子供たちは生まれたときから車で移動することが多いため、足や体の筋肉が余り鍛えられていない気がします。上田市でも背筋が曲がっていたり、腰をおろして座れない子が増えているとのことでした。以前、坂城幼稚園でも子供たちの体力づくりのために信大の先生を呼んで、直線歩きやジグザグ歩き、横に転がるなどの運動を取り入れていました。昔は保育園でも側転などを教える保育士さんもいましたが、今は危険なので余り教えないようです。保育園の運動会では、跳び箱や平均台、前転などの種目はあります。幼稚園では竹馬でバランス感覚や敏捷性を養っています。毎年、小学校の運動会も見に行きますが、手をひらひらさせて走ったり、体がふらついてしまう子もいます。今は外遊びをしない子が増えているので、筋力が劣っているのではないのでしょうか。

全国で実施されている握力、上体起こし、体前屈、反復横跳び、20mシャトルラン、50m走、立ち幅跳び、ボール投げの8種目で、坂城町の3小学校5年男子の平均体力合計点は58.06で、県平均54.2や全国平均53.93よりよい成績でした。女子は町の平均が55.3で、県平均が55.29、全国平均55.54で全国平均より劣りました。

中学2年男子は、町が42.61、県平均が42.39、全国平均が42でした。中学2年女子は、町が52.19、県平均は48.65、全国平均は49.41で、中学2年生は男女とも全国平均や県平均を上回りました。

この体力測定の結果だけ見れば、余り問題はないように思いますが、木登りや鬼ごっこ、縄跳び等の外遊びに明け暮れた世代とは筋力や心臓の鍛え方が足りません。ある調査では、今の10代の子供たちの平均寿命は、このまま運動もしないで体を鍛えなければ50歳ぐらいになるのではないかとされています。もちろん運動量だけでなく、遺伝子組み換え食品や農薬による汚染等、食べ物から来る要素や放射線などの大気汚染もあります。

町でも体組成測定器を使った健康指導を特定健診後に行っているとのことですが、小・中学生にも体組成測定をして、体のバランスや体脂肪率などを各自で把握してもらい、健康に対する関心や運動の大切さを実感してもらうことや、学校でもクラスごとにどんな運動が必要かを把握し、体育の授業などに取り入れ、早期から健康な体づくりに取り組む必要があると考えます。子供たちの体力づくり、筋力をつける取り組みについて、どのように考えているのか、答弁を求めます。

ハ. インターバル速歩の普及を

インターバル速歩は1日15分、週4日以上を5カ月間続けたら、筋力や持久力が向上し、骨密度が増加し、生活習慣病のリスクの改善が見られたとの結果が出ています。また、1日30分、週4日以上続けると肥満解消、筋力アップ、高血糖、高血圧が改善されたとありました。町でも特定健診に力を入れていますが、健診を受けない人の大半が、肥満で言われることはわかっているという人が多い現状だと思います。

1日8千歩から1万歩のウォーキングより、わずか15分のインターバル速歩のほうが膝の屈伸の筋肉が13%から17%アップし、最大酸素摂取量も10%以上向上します。酸素摂取料が上がると、全身の持久力が高まり、心臓の病気や糖尿病などの生活習慣病になりにくい体になり、動脈硬化を予防する効果もあります。ウォーキングは筋肉を維持することはできても、筋力をつけることはできません。だからこそ、インターバル速歩が重要なのです。町でも何回かインターバル速歩の講習会を開いていますが、個人で持つ測定器、いわゆる3分ごとに時間を知らせる機器がなければ、個人で続けることは困難です。町でも国保会計の負担を減らすために、インターバル速歩をもっと普及するとともに、個人でも続けられるように、講師が来たときに、時間を知らせる機器を購入できるような体制がとれないか答弁を求めます。

保健センター所長（長崎さん） 2. 健康な体づくりについてのうち、イの妊婦の歯周疾患検診をと、ハのインターバル速歩の普及をについて順次お答えいたします。

健康増進法に基づく、第2次健康日本21では、歯及び口腔の健康状況は食生活や社会生活等に支障を来し、ひいては全身の健康に影響を与えるものとされております。歯の健康を保つことは、単に食べ物をそしゃくすることだけでなく、食事や会話を楽しむなど豊かな人生を送るための基礎となるものでございます。

歯周病が全身疾患や体の状況に影響を及ぼすことがあると、近年の研究により指摘され始め

ておりますが、これは歯周病による炎症が血流を介して全身に波及されるために起こることとされております。

また、妊娠中はホルモンの乱れなどにより、歯肉に炎症を起こしやすく、つわりの影響などで口の中的环境が変化し、虫歯や歯周病にかかりやすくなると言われており、妊娠中に歯周疾患が悪化すると、早産や低体重児の出生のリスクが高まる可能性があるとも言われております。このようなことから、妊婦の歯科検診の助成を行う市町村が県内でも増えてきております。

町では、妊娠中の歯、口腔の健康は大切なことと考えており、母子手帳交付の際に、妊娠中は虫歯や歯周病のリスクが高まることや、歯・口腔を健康に保つこと、虫歯の早期治療や歯科医での健診の必要性などの情報提供を行っておりますが、妊婦さんが健康で安心して出産をしていただくためにも、妊婦の歯周疾患につきましては、今後実施に向けて検討をしてみたいと考えております。

続いて、ハのインターバル速歩の普及をについてお答えいたします。

インターバル速歩の普及は速歩きとゆっくり歩きを交互に数分ずつ繰り返して行う運動のことで、信州大学の医学部が考案したウォーキング方法で、一定のペースで歩くよりも負荷が高く、足の筋肉量や持久力を高め、脂肪を燃焼しやすく、生活習慣病の予防に効果があると言われており、同大学で行った検証では、半年間で肥満度や血圧などの数値が最大20%改善されたとの報告もございます。

当町でもインターバル速歩につきましては、教育委員会が実施しております、ふれあい大学の講座として、平成20年度と24年度にそれぞれ1回開催しており、保健センターにおきましても、生活習慣病の予防と改善、筋力アップを目的に、平成26年10月に町の保健補導員を対象として1回、平成27年1月から3月に国保の特定保健指導の対象者及び健診未受診者を対象として3回の講習会を開催した経過がございます。

生活習慣病の予防と改善のため、保健センターでは健康づくり講座や生活習慣改善チャレンジ教室などを実施しておりますが、インターバル速歩の講習会につきましては、生活習慣病予防などの各種講座を開催する中で検討をしていきたいと考えております。

また、インターバル速歩を行う多くの方は、時計やタイマーなどのほか、スマートフォンのアプリなどを利用されている方もおいでになりますが、最近では音声で早歩きとゆっくり歩きのペースを変えるタイミングを知らせることができるインターバル速歩専用活動量計があります。

しかしながら、この活動量計の購入に当たっては、現在団体向けの販売が主で、個人販売は難しい状況とお聞きしております。このインターバル速歩専用活動量計は、特定の商品でありますので、インターバル速歩の講習会の際などに、講師等によるあっせんの場を設けることも一つの方法と考えております。

保育園振興幹（小宮山君） ロの子どもの体力づくりについてお答えいたします。

最初に、当町の保育園における体力づくりについて申し上げますと、「心身ともに健康で、友だちと本気で遊べる子ども」を年間目標といたしまして、子供たちが丈夫な体と豊かな心を持ち、健やかに成長できるよう保育に当たっているところでございます。

主な体力づくりといたしましては、日々の保育の中で散歩や体操、リズム遊び、かけっこあるいはマットや跳び箱、鉄棒やはんとう棒などの遊具を使って、体を十分に動かす遊びを取り入れております。

散歩につきましては、年少、年中、年長児クラスでは、長い距離で勾配のある場所を散歩コースとして行っております。具体的に申し上げますと、坂城保育園では土井ノ入やこんびら山までの散歩を、南条保育園では吉野健康広場や小丸山まで、村上保育園では、びんぐし公園の展望台までをそれぞれ散歩コースとして、また、このほかにも各園の近くにある公園などが散歩コースとなっております。また、3歳未満児においても、園周辺の散歩を日課としており、歩くことによって体力づくりを図っているところでございます。

また、遠足、園外保育もそれぞれ年2回ずつ実施しておりますが、秋の園外保育では、町内3保育園の年長児が葛尾城址までの登山を行っております。登山の途中でリタイアするお子さんも1人もなく、全員が毎年葛尾城址まで登り切ることができております。

また、平成26年度から年長児を対象に、就学に向けた発達フォロー事業として実施しております、すくすくランドでは、一人一人のお子さんの成長発達や行動改善を促すための運動プログラムに基づいた活動を行うことを目的として、体のさまざまな機能の働きを促すプログラムを取り入れる中で実施しております。

すくすくランドは6月から2月にかけて、9月の運動会、12月のお楽しみ会の月を除き、毎月実施しており、プログラムメニューも毎月変え、よりさまざまな運動が行えるよう実施しているところでございます。

主なプログラムメニューといたしましては、はいはいをして部屋の隅々を動き回ることによって全身運動に結びつくはいはい運動、バランス感覚を養うための平均台渡りやスケボー乗り、目と体の対応動作を養うケンパー跳び、膝を曲げないで手や指を床につけるロコモチェック体操、そしてボール投げなど多種にわたるメニューを取り入れております。

また、すくすくランドでは、臨床心理士や作業療法士に子供たちの様子を観察していただき、臨床心理士からは発達面、情緒面等の、また作業療法士からは身体面での指導、助言をいただいているところでございます。

また、保育園以外では3歳児から5歳児を対象としまして、教育委員会で生涯学習講座の一つとして、キッズスポーツ教室を行っております。この教室は専門の指導員に委託し、週1回、年に30回で、文化センターにおいて跳び箱やマット運動、ボールやリングを使った運動を

行っております。

ご質問にございます体力や筋力、持続力をつけるための運動につきましては、他市町村で取り組んでいるプログラムと名称や指導者こそ違いはありますが、内容的には子供たちの運動量を高めるための取り組みを他市町村同様に行っており、今後は日々の保育の中で、また生涯学習等の講座の中で子供の体力づくりに向け取り組んでまいりたいと考えております。

教育文化課長（宮下君） 子どもの体力づくりをについてお答えいたします。

現在、町においては、子供の体力の状況を把握するため、小学校4年生から中学校3年生までの児童・生徒を対象に、新体力テスト及び全国体力・運動能力、運動習慣等調査を実施しているところでございます。

このうち、全国体力・運動能力、運動習慣等調査では、国のスポーツ庁において、近年の子供の体力・運動能力等の状況に鑑み、小学校5年生及び中学校2年生を対象として、全国的な子供の体力・運動能力の状況を把握、分析することにより、子供の体力・運動能力の向上にかかわる施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることを目的に実施しているものです。議員さんのご質問のとおり、調査の内容といたしましては、小学校5年生では握力等8種目について実施し、中学校2年生では持久走を加えた種目で実施しております。

平成28年度調査の結果としましては、坂城町と県、国と比較しますと、小学校5年生男子と中学校2年生女子は、国、県と比べて体力度は高い状況にあり、小学校5年生女子と中学校2年生男子は、国、県とほぼ同等でございます。

また、個別の種目で見ますと、坂城町の児童はシャトルラン等の持久的体力が比較的劣っていることから、各小学校で調査の結果をもとに体力向上プランを作成し、全教職員が各校の課題を共有する中で、具体的な取り組み内容として、休み時間にスポーツチャレンジとしてクラス対抗の縄跳びを行ったり、各学級にサッカーボールを配り、ボール運動に親しみやすくする環境を整えたりして、体力の向上に努めています。また、学校行事でマラソン大会を開催し、持久力向上を図っています。

今後におきましても、このような調査結果をもとに坂城町の子供たちの体力向上を目指す中で、各学校が児童・生徒の体力・運動能力や運動習慣等を把握し、学校における体育・健康等に関する指導などの改善に役立てていきたいと考えています。

また、体組成計の活用につきましては、調査結果を踏まえる中で養護教諭、体育担当の先生、職員会等で検討してまいりまして、必要に応じ活用については検討していきたいと考えているところでございます。

13番（入日さん） 歯周病検診については、実施に向けた取り組みを検討したいということでしたので、非常によかったと思います。今みたいに少子化が問題になっている現在では、本当に一人でも多くの子供たちが健やかに生まれることが大切な課題ですので、ぜひ早期の実現を

お願いいたします。

子どもの体力づくりについては、保育園や学校などでいろいろな取り組みをしていることがわかりました。また、特に小学校では休み時間などを利用したクラス対抗の縄跳びなどで体力をつくっているということでしたので、そういうことを続けてもらいたいと思います。

それから、インターバル速歩については、今後もいろいろな機会です速歩の講習会を開催してもらうとともに、こういう機器の紹介もして、一人一人が継続できるような体制づくりをしていただきたいと思います。

それから、運動とともに大切なのが食事で、特にインターバル速歩の後、牛乳を1杯飲むというだけでたんぱく質量がとれて、運動効果も上がると。それから、運動の後のストレッチですね、そういうことをやることによって、よりその運動効果が倍増するということがあります。特に年をとると筋肉が落ちてきて、それを補うのはたんぱく質をとることだと教わりました。20歳に比べて70歳のたんぱく質摂取量は1.2倍必要だそうです。65歳以上の人に対して、たんぱく質量の表を渡して毎日の摂取料を記入し、運動と合わせた指導を行えば、より効果が上がります。これがたんぱく質量の表なんですけれど、大体体重1kgに対して0.2点のたんぱく質量が必要で、肉が100gで3点、50gで1.5点、魚が60から80gで2点、納豆1パックが1点、豆腐4分の1が1点、牛乳200ccが1点で、体重が60kgなら1日12点のたんぱく質量を摂取しなければなりません。

私もやってみましたが、なかなかこの12点取るというのは非常に大変です。でも、栄養のバランスを考えるよい機会になりました。年をとると、しつこいものや肉を敬遠しがちですが、筋力を維持し、筋力をつけるためには肉や魚が欠かせない食べ物だということを実感しています。

このようなたんぱく質量、点数チェック表等も広報や特定健診などで知らせて、運動と食事のバランスのとれた生活ができるよう指導するのも重要だと思います。多くの方が寝込まないで、ピンピンコロリと逝きたいと願っています。そのためにも毎日無理のない運動とバランスのとれた食事は大事です。行政も健康な町民を増やすために積極的に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、まとめに入ります。今年7月25日から3日間、町内9カ所で行われた議会報告会では139の方が参加してくれ、要望もたくさん寄せられました。それらを取りまとめて、6項目を町への要望書として9月8日に町長に提出しました。その他の多くの要望は、今後一般質問などで取り上げたいと思います。

さて、ことしの夏は梅雨明け後から梅雨空が続き、農作物への影響が心配されています。地球温暖化による異常気象はますます増大し、今後が非常に心配されます。この狭い地球の各地で紛争が起き、環境破壊が広がっています。また、後進国のCO₂排出量に歯どめがかからず、

地球温暖化に拍車がかかっています。何十億年という歳月をかけて誕生した、この美しい地球が今、紛争や排出ガスなどで傷つき、悲鳴を上げています。世界各地の氷河が物すごい速さでなくなっています。温暖化で台風も大型化し、竜巻も頻繁に起きています。私たち人類が生き続けるために、地球温暖化をもたらしている原因を早急に取り除く必要があります。

今年、国連の本会議で核兵器禁止条約が122カ国の賛成で採択されました。日本は核兵器廃絶の決議案を出しているにもかかわらず、条約に反対しました。日本は広島、長崎と二度の核爆弾を受けた世界で唯一の被爆国です。被爆は子供や孫にまで影響を与えました。福島原発事故で生活を奪われた人たちは、国も東電も責任はとってくれず、困っています。核と平和は共存できません。日本もアメリカに翻弄されるのではなく、国民の苦しみや悲しみを二度と繰り返さないためにも、一日も早い核兵器禁止条約に署名すべきだと思います。そして、一日も早く平和な美しい地球に戻ることを願って質問を終わります。

議長（塩野入君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時56分～再開 午前11時06分）

議長（塩野入君） 再開いたします。

次に、10番 山崎正志君の質問を許します。

10番（山崎君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

1. 坂城高校存続への取り組みはです。

イといたしまして、第2期高校再編に向けて。

第2期県立高校再編や高校教育のあり方を盛った学びの改革実施方針（案）づくりに向けて、県内旧12学区ごとに地域懇談会を県教委が開催いたしました。坂城町唯一の高校である坂城高校は、長野市南部から坂城町までの旧第4通学区に属しています。去る8月28日に千曲市のあんずホールで旧第4通学区の説明会及び意見交換会が学校関係者や保護者、地域住民など約280人の参加者のもと開催されました。坂城町からも山村町長並びに町会議員、学校関係者、地域の方々など多くの方々に参加されました。坂城町においての坂城高校に対する愛情がひしひしと感じられました。

そこで、私からの視点としては、県教委の一方的な意見交換をしたという既成事実をつくろうとする姿勢が見てとれましたが、出席された山村町長の率直なご意見をお伺いしたいと思います。

次に、坂城中学校の進学状況はどのようになっているかです。坂城中学校は旧第4通学区に属しているわけですが、隣接する長野地区の第3通学区、上田地区の第4通学区への進学者数及び坂城高校への進学者数のここ数年の推移はどのようになっているのか。また、第1期高校再編で手つかずであった旧第4通学区の将来の生徒数の推移はどのようになっているか答弁を

求めます。

そこで、子供の減少に伴い、坂城高校にも存続の危機が迫っている実情を踏まえて、現在の坂城高校の取り組みについて質問いたします。

続きまして、現在行われている坂城高校のレベルアップに対して、町として工業のみでなく、他業種の企業などとタイアップして、坂城高校の生徒を町の宝として育てる構想はいかなるものなのか質問いたします。

また、この先行われるであろう第3期以降の県立高校再編に向け、10年、20年先を見据えて坂城高校存続についてどう捉えているか答弁を求めて、第1回目の質問といたします。

町長（山村君） 坂城高校存続への取り組みはのご質問につきまして、私からは第2期高等学校再編に係る町の考えはにつきましてご答弁させていただきます。それ以外の質問につきましては、担当課長から申し上げます。

現在、県教育委員会では平成30年代の少子化に対応するため、平成40年ごろまでをめどとした第2期高等学校再編について検討を進めており、昨年の7月に開催されました県の定例教育委員会におきまして、第2期再編計画にかかわる今後のスケジュールが示されました。そのスケジュールでは、再編計画の基本理念、方針に関する考え方を含む「学びの改革基本構想（案）」の公表が行われ、パブリックコメントの実施や若手教員、高校生との意見交換後、今年3月に「学びの改革基本構想」が策定されました。

その中で、坂城高校は旧第4通学区では中山間地存立校として位置づけがされております。山崎議員さんのご質問のとおり、今年度は基本構想をもとに旧通学区ごとに、地域との懇談や教育関係者との意見交換を行っており、当町が含まれている旧第4通学区におきましても、先ほどお話がありました先月の8月23日に千曲市あんずホールで地域懇談会が開催されたところであります。

この県立高校再編に伴う「学びの改革基本構想」にかかわる地域懇談会には私も出席しましたが、当日は議員各位を初め坂城高校同窓会の皆様方、教育委員や学校関係者、商工会やテクノハート坂城協同組合の皆様など大勢の皆様にご参加いただきました。坂城高校存続に向けて強い関心を示していただいたというところであります。

懇談会では、旧第4通学区の坂城高校、屋代南高校、長野南高校などの高校のPTA・同窓会の皆さんから、学びの改革にかかわるそれぞれの高校の思いが発言されました。

今回の懇談会をどう思うかという質問でございますが、坂城高校につきましては、同窓会顧問の臼井さんが坂城高校は長い歴史の中で地域とともに歩み、さまざまな地域事業に参画し、地域との交流を深めており、地域に欠かせない高校であると力説され、PRの場になったのではないかと考えております。

今年10月には、旧通学区ごとの再編計画の方向性に関する考え方を含む「学びの改革実施

方針（案）」の公表が行われ、再度地域懇談会の開催等を経た後、来年3月に学びの計画実施方針が策定されます。

そして、30年度以降、この実施方針により旧通学区ごとに検討が進められ、まとまったところから具体的な再編計画が策定される予定でございます。現時点では、坂城高校の扱いが具体化されるのは30年度以降という状況でございます。

さて、坂城高校は組合立農蚕、蚕ですね、学校として創立以来100余年、時代の要請に応じて、その立ち位置を変化させつつ歴史を重ね、その間1万1千余の卒業生を送り出し、地域産業、地域社会に貢献する人材を育成する使命を担ってきたところであります。

平成21年度以降におきましては、「3Cでいこう」を合い言葉に、この3CのCというのはコミュニケーション、コラボレーション、キャリアの頭文字の「C」でございますが、県下普通高校に先駆けて、「産業社会と人間」を必修科目として教育課程に位置づけ、地域の企業との連携を活用したインターンシップ事業等のキャリア教育を軸に教育活動に取り組んでおります。

また、坂城どんどんやタイ国研修事業等の町事業への参加や保育園・小中学校・地域との交流を積極的に行っており、地域の高校として重要な役割を果たしているところでございます。

坂城高校では、「心を込めて 心を研ぎ 心輝く」を新たな校訓に、地域と社会に貢献する人材の育成を目指しております。先ほど申し上げましたとおり、現在は企業・地域との連携を図っておりますが、地域の立地や特性を生かしたキャリア教育のさらなる充実、地域との連携強化等が学びの改革の目指す方向とされているところから、坂城高校においてもワイナリーなどの農業関係についての取り組みにつきましても、今後の展望としていとお聞きしておりますので、町といたしましても、高校と連携を図る中で協力・支援をしまいたいと考えております。

また、現在では明確な再編計画が示されていない現状の中ですが、10年、20年先はどうかという話でございますが、何とも言えないところでありますけれども、坂城高校は町にとりまして重要な高校であると認識しております。今後におきましても、坂城高校を発展させる会の皆さんと連携を図る中で、存続に向けた取り組みを推進してまいりたいと考えております。

教育文化課長（宮下君） 私からは、ご質問のありました坂城中学校の進学状況及び坂城高校の現状、将来の生徒数の推移などにつきまして、順次ご答弁いたします。

まず、坂城中学校の進学状況ですが、平成26年度が138名、平成27年度が150名、平成28年度が124名となっており、進学率についてはほぼ100%となっております。また、進学先につきましては、公立高校に約8割が進学し、2割の生徒については私立高校等へ進学している状況であります。

続いて、旧通学区ごとの進学状況でございますが、旧第4通学区では、平成26年度は49名、平成27年度は46名、平成28年度が39名となっており、坂城高校にも平成26年度は22名、平成27年度は18名、平成28年度が10名の生徒が進学している状況であります。

また、他の通学区の入学状況では、上田市を含む旧第5通学区へは、平成26年度39名、平成27年度66名、平成28年度38名の生徒が進学し、その他長野市を含む旧第3通学区や小諸市を含む旧第6通学区にも毎年若干名進学している状況であります。

現在の旧第4通学区の現状としましては、今年の中学校卒業予定者1,990人が県の予測によりますと、14年後の2031年には旧第4通学区の中学校卒業予定者が、今年卒業する1,990人より475人減少し、1,515人となる見込みであります。

子供の減少に対して、坂城高校を存続させるための取り組みにつきましては、学校・PTA・行政・地域等が一体となり、地域や子供たちにとって、坂城高校が魅力のある高校になるよう、坂城町の特性を生かした特色あるキャリア教育の充実や地域との連携・協働をより一層図りながら、多面的に取り組んでいく必要があると考えております。

坂城高校では坂城高校の学習プログラムの大きな特徴としまして、学習指導要領にない学校設定科目として「産業社会と人間」という科目を1・2学年が必修で学習しております。これは産業カウンセラーによる定期的な支援・指導を受けながら、町や企業との連携を活用したキャリア教育を軸に捉えた学習であり、企業見学やインターンシップもこの中に含まれます。まさに工業の町坂城町にある高校としてのメリットを十分生かした学習であり、将来の進路選択にもつながるものとして力を入れて取り組んでいるとお聞きしております。

また、先ほど町長も答弁申し上げましたが、キャリア教育を核として3Cの力をつけ、地域社会から求められる人材を育成することを目標に、教職員の先生方が取り組んでいるとお聞きしているところでございます。

10番（山崎君） 町長と課長から答弁をいただきました。それでは再質問に入りたいと思います。

まず、第1期県立高校再編に当たりまして、坂城高校が多部制・単位制の候補に挙がりました。そのときは署名活動あるいはのぼり旗を立てて、坂城高校を普通科で残そうと町、PTA並びに町当局も含めて大勢の方にご協力いただきました。当時、私は1回目のPTA会長をやっていたので、皆さん方には大変ご協力をありがとうございました。

今回のあんずホールで行われた県の説明会及び懇談会において、今回の旧第4通学区におきまして、屋代南高校が存続に対する危機感から、多部制・単位制の候補として立候補という形で手を挙げられました。そこで、この多部制・単位制について教育長の見解をお伺いしたいと思います。

教育長（宮崎君） 多部制・単位制についてお答えいたします。

議員さん言われたようにですね、8月23日の学びの改革の懇談会の中で、しかも最初の説明段階において屋代南高校の同窓会長さんが多部制・単位制高校の導入を表明されたわけでございますけれども、正直申し上げまして大変驚きました。この時点で多部制・単位制の受け入れということでもありますので、本来でしたら、もう少し先でもというふうにも考えたわけでございますけれども、そこに並々ならない決意というものを感じ取ることができました。

ご質問については、県立高校のことでございますので、私の立場でいろいろ申し上げることはできないので、まずご理解いただきたいというふうに思います。しかし、地元の坂城高校につきましては、本当に町にとっても大変重要な高校でありまして、この地で存続してほしいというふうに思っています。

ただ、先ほどの多部制・単位制の話ということになりますと、現時点の中では東信に東御清翔高校というものができています。これは東信の中でも比較的北に近い東御市。そういった中で北信各地域に多部制・単位制についてはつくっていききたいというような意向もあるやに伺っておりますけれども、北信の中でどこを選択していくかというのは、これからということの中です。屋代南高校ということになりますと、これは北信の南になります。坂城高校はそういった間に挟まれるということになりますので、やっぱり坂城高校の魅力を高めるために、先ほど町長からも、あるいは課長からも申しあげましたけれども、この地域を挙げて取り組む必要があるなというふうに考えているところであります。以上でございます。

10番（山崎君） 教育長のお話のとおり、多部制・単位制というのは今、旧第5通学区ですね、東御高校から東御清翔高校になったと。第5通学区、第6通学を合わせて、ほぼ東信地区という形だと思うんですね。旧第1、第2、第3通学区が北信地区の今の現在の第1通学区で、旧第5、第6通学区を合わせたところが第2通学区という言い方になっています。

屋代南高校が手を挙げた部分で、よっぽどの危機感があったという形も事実わかっております。これは質問というわけじゃないですけども、私の知り合いの中にも東御清翔高校の多部制・単位制に行っている子がいます。そういう部分で坂中からもそういう子も多分何人か行かれるパターンになると思いますけれども、その重要性は私も十分わかっております。屋代南高校が手を挙げましたけれども、立地的には本当は私は前から申していますけれども、長野市の中心部にできればいいなという考えを私は持っております。

坂城高校野球部、9月9日、昨日かな。土曜日かな。ですね、北部高校と軽井沢高校との連合、3校の連合で須坂創生高校に10回サヨナラ勝ちしております。これは一応、私の長男が野球部出身だったので、一応ご報告ということで。今度は単独チームで勝利できるように願っているところであります。

私も昭和49年に12学区制が敷かれました。そのときの私は1期生であります。坂中が

ちょうど第4通学区ですから、私はどうしても行くんだったら、生活圈である上田方面に行きたかったという部分もありまして、受験生としてやきもきしたことを覚えております。前の年が、48年はオイルショックで、49年にそういうことになって10月ごろに。坂城高校は、そうやって生活圈が上田方面もあるという形で調整校という形で、第5通学区の受験も許された経緯があります。そうやって県立高校へ進学する中学生においても、その選択肢がこうやって高校改革で減ってしまうというのは、とてもいろいろ苦勞する部分もあるんじゃないかと思っております。

14年後には旧第4通学区において、現在よりも475人の中学卒業予定者が減少するというデータがあります。単純に40人学級としますと、12クラス分もの中学卒業予定者が減ってしまうというわけです。

坂城高校存続に向けては、今回の再編においては大丈夫なような気がいたしますが、この先、坂城高校にも高校再編の大波が押し寄せてくることは明白であります。そこで、坂城高校をその大波から守るために、町としてはどのような手を差し伸べていくのか。現在の子供、ワイナリー、いろいろな部分で考えていきたいというお話がありました。本当に坂城町の宝であります。その辺を町長としてはどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

町長（山村君） 次の再編は大分先のことでありますけれども、先ほど申し上げましたけれども、坂城町にとって非常に大切な高校である。なおかつ、地域と密着しております。また、普通高校としてはありますけれども、いろんな今後ですね、より実践的な町に特化した科、町にいるから、こういうプログラムができるというものも開発していただいてですね、揺るぎない高校にしていだければと思っております。

先ほど申し上げましたけれども、平成21年に3Cという、これはコミュニケーション、コラボレーション、キャリア、言わば実践面の3Cということを学校の中で位置づけて、頑張ってきていただきました。私はここ数年ですね、それはそれとして、もっと学校の校是、学校のモットーとして心にしみ渡る、学生が入った瞬間から卒業するまで、毎日毎日心に刻む言葉を学校として決めてもらいたいということで、前の田中校長先生、現在の小林校長先生含めてですね、つくっていただいたのが「心を込めて 心を研ぎ 心輝く」、これは校歌から一部とった文字でありますけれども、こういう新たな校是、校訓をつくっていただきました。これですね、将来を見据えた志が高い学生が育っていくんじゃないかというふうに大変期待しておりますので、そういう意味で町を挙げて応援していきたいというように考えております。

10番（山崎君） この議場にも数名の坂城高校のOBの方がいらっしゃいます。私も子供4人が坂城高校を卒業して、まだ現在1名坂城高校に在学中であります。昭和62年生まれの長男、そして平成3年生まれの次男、平成5年生まれの次女は町内企業に勤めています。平成元年生まれの長女は埼玉県で小学校の教員をしております。偏差値重視の高校進学ではあります

が、坂城高校での伸びしろを伸ばす教育は重要だと私も思っております。地域住民などを含め、町当局とも連携をとり、坂城高校の存続について考えていきたいと思っております。

坂城高校を発展させる会でも、この間私もPTA会長として7月7日でしたかね、ありましたね。そのときに司会を務めたわけですけれども、町長並びに議長からもいろいろな意見をいただきました。坂城高校を発展させる会、言うまでもなく、第1期高校再編のときに平成17年6月24日に第1期の高校再編が県のほうから出されました。そのときに坂城高校が多部制・単位制への候補となったときに署名活動を行い、最終的には2万7,058筆の署名をいただき、当時の同窓会長であった高橋さん、そして副会長だった、今顧問をやっている前会長の臼井さんと県教委のほうにその要請署名を提出したわけでありまして。その後、発展させる会として、今まで至っているのが現状であります。

当時の県教委の案でも、北信地区の多部制・単位制を20年度に北信から1校ということで、屋代南が候補に挙げられた事例がありました。坂城高校は皆様のご協力並びに町当局等の連携をとり、今に至っています。

ここで一つ提案というよりも、なかなか難しい話でありますけれども、第2通学区には工業高校がありません。第3通学区には長野工業高校、第4通学区には上田千曲高校、そして第6通学区には今は昔の北佐久農業高校が佐久平総合高校に変わって、あと臼田高校と合併して工業科があります。本当に坂城町にとって工業重視しているのは事実であります。カリキュラムとして、そういう部分でなかなか難しいけど、工業科が設立できると、本当はいいなと思っております。私も知っている方から聞きますと、工業高校でそういう旋盤等の技術を取得すると、3級の試験に受かって、資格を取ることができるということが言われています。特に工業の町でありますから、即戦力としての技術というものは工場も企業も欲しいのではないかと思います。一から教えるよりも、3級を持っていれば次に2級を受けられると、そういう部分で、できればそういうことができればいいなという感じではありますけれども、なかなか難しい。

また、今はITの時代であります。町長もそちらのほうにはたけている部分があると思えます。そこで、今企業と連携という話がありました。町長はITの高校での活用、あるいはそういう部分での支援というものはどういうふうに考えているのかお伺いいたします。

町長（山村君） 先ほどから通告もなしでいろいろ質問をしますけれども、それはそれとしましてですね、まず今の現状では、まず今度の再編を乗り切るといいますから、ここで工業高校化とかですね、そういう話を出すとごちゃごちゃになっちゃうと思えますから、当面は今の普通高校で中山間地、それにつこうということで頑張るといことでもあります。

しかしながら、昔の工業高校と違いまして、最近はいろんな総合科目といいますかね、ITですとかハードの技術も入れた総合的な学科をつくるというのも、ご存じのようにたくさんあります。坂城町はグローバルな企業がたくさんあります。ですから、単に昔の旋盤技術だけ

じゃなくて、グローバルな観点を視野に置いた形ですね、どのような高校生がニーズがあるのか、あるいは大学を卒業してから、また坂城で働くためにもニーズがあるのかですね、それはじっくり見きわめていきたいと思っています。昔のような一つのプログラム、一つの科ではなくて、総合的な学科、これにはグローバルな要素も必要だと思います。いろんな要素を考えてですね、町長としても支援していきたいというふうに思っております。以上です。

10番（山崎君） 町長としても坂城高校は町にとって重要な地位にあると。また支援もしていく、いろいろなグローバルな観点、いろいろな視野を持って外に出ていける、社会に出ていく子供たちを育てるためには、支援を惜しまないというお話で、とても前向きな答弁をいただきました。

これからまだまだ波が来るでしょう。本当に瀬戸際というところになってしまうかもしれません。でも、それを食いとめるためにも、今から何かしらの手を打って、坂城高校の存続に向けて皆さんと協力していきたいと思っています。以上をもちまして、私の一般質問といたします。

議長（塩野入君） ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。
(休憩 午前11時40分～再開 午後 1時30分)

議長（塩野入君） 再開いたします。

次に、2番 西沢悦子さんの質問を許します。

2番（西沢さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

最初に、1. 公共施設等総合管理計画についてです。

人口減少や財政状況に見合った公共施設等の更新、統廃合、長寿命化を進めるための第一歩となる坂城町公共施設等総合管理計画が今年3月策定されました。私もこの策定にかかわらせていただきましたが、今まで当たり前のように利用してきた道路、橋なども含めた公共施設を維持管理しながら、将来人口、財政規模、住民ニーズに見合った適正配置を図るという難しい判断が求められる内容です。

私は、この計画がまちづくりの基本になるという思いから、平成26年9月議会以来4回にわたり一般質問を行ってきました。今回で5回目となります。いよいよ計画が策定され、個々の施設の個別施設計画を進める段階になりました。この計画は平成42年までの14年間となりますが、個別施設計画について住民合意を得ることが成功の鍵だと思います。計画策定の経過の透明性を高め公開し、住民とともに作るという考えで進めてほしいと思います。そこで、次の項目について質問いたします。

イとして、その内容はです。

県内自治体の公共施設縮減に向けた数値目標の設定状況が8月15日の新聞報道で発表されました。県内自治体の6割に当たる県と48市町村が縮減数値目標を設け、29市町村は説明

なく設定をすると混乱を招く、また住民全体で議論してほしいなどの理由から数値目標の設定を見送っています。それぞれの市町村の考え方により、建築物の延べ床面積、また維持費、更新費、あるいは施設全体を対象に縮減の数値を設定しています。当町は2030年、平成42年度までに建築物の延べ床面積を10%削減とする目標を設定していますが、その根拠についてお尋ねします。

また、この縮減の数値目標を設定するに当たり、平成42年の将来人口、将来人口推計の1万3,372人をもとにしていると思いますが、最近よく耳にするのが、国も含めて全ての自治体の人口ビジョンは甘過ぎるのではないかという意見です。とはいえ、これは目標値ですので、ある程度とはとも思いますが、14年後の人口が1万3,372人を超えているか、あるいは大きく下回ってしまうかは予想のつかないことです。計画が動き出すと、変更はなかなかできないというのも事実です。人口推計の見直しについて、どのように考えているでしょうか。

次に、この計画を取り組むために、施設の情報、更新、改修の計画等の情報を一元管理し、適切に維持管理が実施できる体制をつくるということですが、具体的にどのような庁内体制になるでしょうか。また、最終的には住民合意がされ、初めて計画が実行されるわけです。この計画の内容について、今までに住民に対して、どのように説明をしてきたでしょうか。

次に口として、今後の計画はです。

今年度の計画では個別施設計画策定に向けて基礎資料を作成し、住民とのワークショップを開催する予定ですが、その進捗状況についてお聞きします。

次に、公共施設等総合管理計画の中で、用途廃止し速やかに除去するとした旧学校給食センター、南条集会所についての状況をお聞きします。また、除去する際には、本年度総務省が創設した有利な起債制度、公共施設等適正管理推進事業債を充てることのできるのかどうかについてもお尋ねいたします。

次に、町営住宅につきましては老朽化、耐震性が確保できない、また今後居住予定がない住宅など問題点は明らかで、適正な維持管理が難しく、すぐに取りかからなければならない状況です。町営住宅の今後の計画については、個別施設計画の中で検討するのではなく、別の検討組織を立ち上げ、すぐに計画に入るべきと思いますが、お考えをお聞きします。また最後に、平成30年度より個別施設計画に入る予定となっておりますが、現在の状況で間に合うのかどうかについてもお聞きいたします。以上で1回目の質問といたします。

町長（山村君） ただいま、西沢議員さんから公共施設等総合管理計画についてということでご質問をいただきました。本テーマは非常に重要であり、また長期にわたるテーマであります。私からは全体的な考え方についてお答え申し上げまして、詳細につきましては、担当課長から答弁申し上げます。

公共施設等総合管理計画は、公共施設等の老朽化対策が課題となっている中で、人口減少等により施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減と平準化を進め、最適な配置を目指すものであります。

当町は、文化センターなどの文化系施設、小・中学校などの学校教育系施設、保育園・児童館などの子育て支援施設、役場庁舎などの行政系施設など、大分類11類型で延べ110の公共建築物のほか、道路、橋梁、下水道といったインフラ施設を保有しております。

計画の策定に当たりましては、施設ごとに建築年度、延べ床面積、構造などを精査する中で、公共施設等の全体の状況を把握するとともに、当町を取り巻く現況や将来の見通しを分析し、これらを踏まえた公共施設等の管理の基本的な方針を取りまとめ、坂城町の公共施設等総合管理計画として平成29年3月に策定いたしました。その内容につきましては、町のホームページ、「広報さかき」によりお知らせをしてきたところでございます。

また、計画の策定段階で、各施設を管理する担当課から施設の状況、維持管理の状況、管理に関する基本的な考え方を聴取し、素案として取りまとめ、西沢議員さんにもご協力いただきましたが、町内各種団体や産業関係者などによる計画策定委員会の意見を踏まえ、まとめたものとなっております。

計画期間につきましては、国の指針において、少なくとも10年以上の期間とすることが要請されており、町の最上位計画である総合計画との整合を図っていくため、第6次総合計画の最終年次に当たる平成42年度までの14年間として設定しております。

この計画期間における数値目標につきましては、公共建築物保有量の縮減目標として、施設保有量を今後14年間で10%削減を目指すことといたしました。

公共施設等の数量の適正性、品質の適正性、コストの適正性といった観点から、施設の利用需要や配置なども考慮する中で、施設の更新、統廃合、長寿命化、除去等を計画的に進め、公共施設等の最適化に努めてまいりたいと考えております。

また、計画期間において、社会情勢や国の施策などの変化があった場合には、必要に応じて計画内容を見直すこととしておりますが、町の第6次長期総合計画の策定にあわせ、人口動向や施設の管理状況について再確認を行い、総合計画との整合を図ってまいりたいと存じております。

今後は、公共施設等総合管理計画の次のステップとして個別施設計画の策定を進めていくこととなります。個別施設計画は、施設ごとの特性や維持管理などに係る取り組み状況を踏まえつつ、計画期間、対策内容や実施時期などについて定めていくこととなりますが、策定に当たっては住民の皆様の意見やニーズを踏まえたものとするため、現在、長野大学の松下先生にもご協力いただく中で、公共施設に関する住民向け冊子の作成と町民によるワークショップの

開催に向けて準備を進めております。

国からは平成32年度までに個別施設計画の策定を求められておりますが、各施設の現状を踏まえ、効率的・効果的な管理運営に向けて、速やかに策定作業に取り組んでまいりたいと考えております。

企画政策課長（柳澤君） 公共施設等総合管理計画について、イ．その内容は、そしてロ．今後の計画はについて順次答弁申し上げます。

まず、公共施設等の管理の数値目標についてでございますが、公共建築物保有量の縮減目標として、施設保有量を今後14年間、平成42年度までに10%の削減を目指すこととしております。

この数値目標は、将来的に町民1人当たりが負担する施設の維持更新費を抑制するため、施設総量を段階的に削減していこうということで、町民1人当たりが保有する公共建築物の延べ床面積を指標として設定しており、平成27年国勢調査人口1万4,871人、平成42年将来推計人口1万3,372人、現在町が保有する公共建築物の延べ床面積の合計7万4,511.14㎡をもとに算出したところでございます。

町民1人当たりが保有する公共建築物の延べ床面積は、平成27年度が5.01㎡、目標年次の平成42年度は推計ですが、5.57㎡となり、その差が10%となることから、町民1人当たりが負担する施設の維持費等について、現状維持をしていくために必要な目安として設定したものでございます。

なお、道路、橋梁、下水道などのインフラ施設につきましては、生活に必要不可欠な施設であり、総量の削減や廃止は現実的でないことから、数値目標は設けておりませんが、計画的な点検、修繕、更新等を行い、長寿命化を図ることで、維持管理におけるトータルコストの削減を目指すことといたしました。

平成42年の将来推計人口につきましては、町の人口ビジョンにおける将来展望人口を用いておりますが、その動向によっては、目標設定など計画を見直さなくてはならない状況も考えられます。

社会情勢や国の施策などの変化があった場合には、必要に応じて計画内容を見直すこととしておりますので、町の第6次長期総合計画の策定にあわせて、人口動向を初め計画内容の検証を行ってまいりたいと存じます。

庁内体制につきましては、施設の基礎情報のほか更新や改修に関する中長期的な計画などのデータを管財部門である企画政策課で一元管理し、所管課ごとの縦割りではなく、各課と連携を図る中で、公共施設等のマネジメントに必要な情報が全庁的に共有できる仕組みや適切な維持・更新等の管理を実施することができるよう、全庁横断的な推進体制の構築を進めてまいりたいと考えております。

住民への計画の周知につきましては、町ホームページに計画書と概要版を掲載しているほか、「広報さかき」4月号において、計画の目標と公共施設の管理に関する基本的な考え方についてお知らせをいたしたところでございます。

住民とのワークショップの開催に向けた進捗状況につきましては、個別施設計画の策定に向けた基礎調査業務として、今年度、長野大学に公共施設に関する住民向け冊子の作成と住民との合意形成に向けたワークショップの開催について業務委託をしております。

今回、住民との合意形成を図る一つ的手段としてワークショップに取り組みますが、単に町民の皆さんから意見を聞く場ということではなく、現在の公共施設等に関する課題を町民の皆さんと共有し、ともに解決策や方向性を見出せる場にしていきたいと考えております。

そのためには、町民の皆さんの公共施設に対する意識の変革が求められ、相当ハードルが高くなると思われませんが、そこを大学の知見にて利用者と管理者の相互理解や話し合いでの論点整理といったサポートをお願いすることといたしました。

現在、町の公共施設等総合管理計画の策定にも携わっていただいた環境ツーリズム学部の松下准教授にご協力いただく中で、長野大学の学生たちが若者視点で町の公共施設の現状や計画を町民にわかりやすく伝えるツールとして、冊子などの資料の作成を進めており、ワークショップについては、12月の開催に向けて準備を進めているところでございます。

続きまして、旧給食センターと南条集会所の除却でございますが、南条集会所につきましては、今年度実施いたします南条児童館の建設にあわせて除却をいたします。一方、旧給食センターにつきましては、土地の後利用を検討していく中で、平成29年度から31年度の実施計画において、平成31年度での除却を位置づけているところでございます。

次に、公共施設等適正管理推進事業債につきましては、今年度新たに創設された事業債で、これまでの集約化、複合化、あるいは転用、除却に加えまして、長寿命化、立地適正化、市町村役場機能緊急保全といった事業も対象とされており、期間は平成29年度から平成33年度までとされております。

事業区分により要件は異なりますが、除却事業に関しては充当率90%で、公共施設等総合管理計画に基づき行われる事業が対象とされておりますので、町の計画に掲載されている施設の除却であれば対象となるものでございます。

個別施設計画は、来年度から本格的に策定作業に着手してまいります。町長から答弁もございましたが、速やかに策定作業に取り組み、利用者ニーズを捉える中で、最大の効果が得られるように施設ごとのあり方について検討してまいりたいと考えております。

建設課長（宮嶋君） ロ. 今後の計画はの町営住宅についてお答えいたします。

現在、町の公営住宅につきましては、平成13年に建設しました旭ヶ丘ハイツや、平成20年に建設しました中之条団地は、昭和56年の建築基準法施行令の新耐震基準に基づき設

計・施工されておりますので、耐震性は十分確保されておりますが、旭ヶ丘、網掛、戌久保、上平団地と横尾団地の一部を含めた団地につきましては、耐用年数の30年を超えている状況でございます。また、昭和56年以前の建設であり、新耐震基準を満たしておらず、耐震化がされていない状況でございます。

このような状況から、町では平成22年度に坂城町公営住宅等長寿命化計画を策定し、その計画に基づきまして長期的な視野に立った計画的な修繕を実施してまいりました。

耐用年数が過ぎた耐震性を確保できない住宅については、団地内での集約化の推進を考慮し、これからの跡地利用を含め、計画的に用途廃止、削減を検討しているところでございます。

現在、坂城町の公営住宅等のストックにつきましては、民間賃貸住宅の増加や住民ニーズの多様化により、空き部屋が若干目立っている状況であります。今後の需要や地域バランスなどを勘案いたしまして、既存ストックの適正な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

個別施設計画は、来年度から全庁的に本格的な策定作業に着手していくこととなりますが、町営住宅につきましては、坂城町公営住宅等長寿命化計画に基づき、管理等を進めているところであり、個別施設計画の策定に当たっては長寿命化計画の再検討、見直しを行い、個別施設計画に反映させるとともに、国の制度など関連する事業などを取り入れ、安全かつ安心な町営住宅を提供するよう、町営住宅の長寿命化と適切な維持管理に生かしてまいりたいと考えております。

2番（西沢さん） 2回目の質問をいたします。最初に情報を一元管理し、適切に維持管理ができる庁内体制というところで、全庁横断的な体制であると。情報管理は企画政策課のほうで行うというようなお話でございましたが、これ具体的に横断的という、その辺のところは具体的にどういう考え方なのでしょうか。お聞きしたいと思います。

それから、推計人口の見直しにつきましては、第6次長期総合計画の中でというようなお話ですが、そうしますと第6次長期総合計画のときまでは見直しをしていかないのか。それとも状況によっては見直しをしていくのかという、その辺の考え方をお聞きします。

それから、住民への説明というところで、長大の松下先生にいろいろお願いして、住民向けの冊子をつくる、またワークショップなども業務委託されているということですが、このワークショップに参加する住民、町民は、どんな方法でどんな規模で選ばれるのかどうか。

それから、旧学校給食センターについてですが、旧学校給食センターにつきましては、議会報告会の中でも町民の皆さんから要望が寄せられ、ほかの5項目の要望とともに、この8日、町長宛てに正式要望したものであります。その中で、有利な起債という面でちょっと私聞き漏らしてしまったんですが、今年総務省で発表した、その起債は使えないということでしょうか。ちょっと確認をさせてください。

それから、現場を見ていただければ、これはいろんな状況がわかると思うんですけども、

計画は31年計画ということでございますが、後利用については検討は始まっているのかどうか。

それから、維持管理についてですが、これは教育委員会の担当だと思いますが、今の状況をごどのように見ているのでしょうか。以上お伺いいたします。

企画政策課長（柳澤君） 第2回目の質問に順次お答えをしてみたいと思います。

まず、総合管理計画の推進にあたりまして、全庁的な横断的な組織という部分でございます。施設の管理につきましては、基本的にはやはり関係課のほうで分担してやっていくような状況になりますけれども、そういった部分を取りまとめを企画政策課のほうで行いまして、情報共有といった部分を進めていきたいという考え方でございます。

それから、人口推計の見直しといった状況であります。この部分につきましては、基本的にまず一番近い見直しが間もなく策定となります平成33年度からの計画になります、第6次長期総合計画になってこようかと思っております。それまでの間でありまして、人口ビジョンといった部分の様相もあります。また、現在、町の人口でありますけれども、企業活動の状況、あるいはまた町の各種の政策によりまして、今年に入りまして転入超過の月が続くといったところで、人口減少抑制が進んでおりまして、いい傾向ではあるんですけれども、そういったところを踏まえまして、まずは第6次長期総合計画に向けての見直しというところを第1番目と考えているところでございます。

それから、住民の皆さんが参加するワークショップといった部分の考え方であります。先ほど第1回目の議員さんの質問からもあったとおり、これまで公共施設、皆さん方は便利にご利用がされてきたと思っております。そういったところなんですけれども、今後につきましては、統廃合あるいは複合化といった考え方を持っていただくというような状況をお示しをしていかなければいけない状況になってこようかと思っております。そういった意識改革というところをやっていく機会にしたいというふうに考えておりますけれども、当面、ワークショップの参加者につきましては、各施設の利用のご代表といったところをまずちょっとご説明をして、情報共有といった部分で進めていきたいというところでございます。

それから、起債の部分であります。起債につきましては先ほど少し触れましたけれども、今年度から整備がされました地方債が活用できようかと考えております。除却事業に関しましては充当率90%というところで、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる事業が対象となってきますので、そこに書かれている事業に関しましては起債の対象になるという考え方でございます。

教育文化課長（宮下君） 旧給食センターの後利用はというご質問でありますけれども、ご案内のとおり、旧給食センター用地は町道と町道の間で段差もあります。また、中学校に隣接しているという場所でもあります。例えば造成して払い下げるとか、中学校の敷地として活用する

などといったことも考えられるところであります。今後、解体時期も踏まえまして、町全体の公共施設等管理計画を進めていく中で検討してまいりたいと考えているところでございます。

また、旧給食センターの維持管理でございますけれども、食育学校給食センターの所長、また必要によって課員も一緒になり、草刈り等行っております。また、必要に応じて修繕等も行い、維持管理に努めているところでございます。

2番（西沢さん） 推計人口の見直しにつきましては、近いところで平成33年の第6次長期総合計画に向けてという内容でございます。計画の基礎になるのは人口ですので、人口動向を細かくチェックして、正確な数字を反映させていただきたいと思っております。

それから、住民への説明というところで、今までの計画について、例えば文化センター、保健センターについては老朽化であるとか維持管理、町民ニーズの点から、今後どうしたら一番いいでしょうかと、そのようなことを考える計画が始まりますという、そういう具体的な計画の内容を説明されてきたかというところがちょっと疑問に感じました。

そしてワークショップについて、まず利用者の代表の方ということですが、この利用者の代表の方々だけの話では多分まとまらないと思っておりますけれども、その後のまとめていく過程では、どうしてお考えでいらっしゃるかお伺いしたいと思っております。

それから、これは計画について一番初めにお聞きすればよかったと思うんですが、町全体のランドデザインをどのように考えていくかということです。町内公共施設や町有地などについて、町民の皆さんからはいろいろな意見をお聞きしています。まずその全体の構想を考えた上で、個々の公共施設の計画に入るほうが、それが順序ではないかというふうに思うんですが、この点については、どのようにお考えでしょうか。

企画政策課長（柳澤君） まず、住民の合意という部分であります。先ほども少し触れましたけれども、これまで個別に施設利用をされてきたというような状況があります。そういった部分、現在、人口の減少は抑制されている傾向ではあるんですけれども、将来的にはやはり高齢化が着実に進みまして、生産年齢人口が減少していくことから、財政の面での影響が懸念され、その一方で、施設管理の維持管理には必ず費用がかかってくる、こういったところをまず住民の皆さんに説明をする中で、理解を得ていきたいという考え方でございます。

ワークショップは当面、今年度につきましては行いますけれども、次年度以降個別計画の策定といった中で、必要に応じて公共施設等総合管理計画で行いましたような外部の方々の有識者の方々にお集まりをいただいて、説明をしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、全体構想という部分であります。公共施設等総合管理計画の部分でありますけれども、町の将来の最適化をどのように行っていくのかという部分で、これからの公共施設につきまして更新をしていくのか、長寿命化による維持管理を図るのか、また機能を集約できる施

設について統合などをする全体構想を描く中で、効率的な住民サービスの提供が必要と考えているところであります。

この部分でありますけれども、どの施設につきまして大規模改修などで長寿命化によりまして管理をしていくのか、あるいは数ある施設のどの施設を統合、複合化していくのか。特に町には文化施設あるいは社会教育、学校教育施設、また保健福祉施設ですとか子育て支援の施設といったいろんな分野の施設がありますので、どの分野を統合あるいは複合化していくのかというような部分、さまざまな組み合わせがございますので、その方向づけもかなりハードルの高い作業となるような状況でございます。これにつきましても、個別施設計画の策定にあわせまして、まず庁舎内の関係各課、全体と連携を図りながら、構想を描いてまいりたいと考えております。

2番（西沢さん） 済みません、もう一つ。町営住宅についてお伺いいたします。今のご答弁で町営住宅等長寿命化計画の中で集約化、用途廃止を検討していくというお話でございましたが、それも平成32年までに個別施設計画が策定されるのに合わせて、その辺を完了させていくのかどうかという、その点についてお伺いいたします。

建設課長（宮嶋君） 再質問についてお答えいたします。坂城町公営住宅等長寿命化計画につきましては、この計画をもとにですね、個別施設計画のほうに移行するような形で検討しながら、その中に繰り入れて、再度検討して見直しを図っていききたい、そういうことでございます。

2番（西沢さん） 個々の公共施設につきましては、それぞれに利益、不利益、使う人にとってもありますし、意見集約というのはとても難しいことだと思います。経過の透明性を高めて、住民合意を図りながら進めることが大切だと思います。非常に労力のかかる計画ですが、最後まで計画が完成できるようにお願いしたいと思います。

次に、2としてがん対策についてお伺いいたします。

今、国民の2人に1人ががんにかかり、毎年およそ100万人が新しくがんと診断されると言われています。そして、あらゆる病気の中で最も死亡率も高く、死因の第1位を占めています。このような状況の中で、がんを一つの病気と捉えるのではなく、町民の健康対策の一番の柱として取り組んでほしいとの思いから、この質問をいたします。

イとして、がん予防についてです。

国民の誰もがかかる可能性のある病気ですが、がんの危険因子を減らすために、まず予防が大切です。町の健康づくり計画では、がん予防のために生活習慣の改善が必要とした上で、がん予防に努める人を増加させる。また、その対策として健康教育、健康相談の場面を通じて指導するとしていますが、この健康教育、健康相談の具体的な取り組みについてお聞きします。また、その成果についてもお尋ねいたします。

次にロとして、がん検診についてです。

「広報さかき」9月号にも保健センターだよりの中でがん検診を取り上げています。最近の医療の進歩は目覚ましく、早期発見、早期治療により、およそ9割以上の方が治ると言われています。初期にはほとんど自覚症状がないことから、検診による早期発見が重要なことは誰でも承知していることと思います。

「血液1滴、がん13種診断。体への負担少なく、早期発見で医療費削減」新聞記事のこの見出しを見て、がん検診技術もついにここまでと思いましたが、実際に検査法として利用が始まるのは数年先になるようです。現在のがん検診は受けるのが苦痛、また痛みを伴う、お金がかかるなどの理由でなかなか受診率が上がらない現状があります。

そこで、受診率向上に向けて質問をいたします。初めに、当町の検診の状況についてお聞きします。28年度の各種がん検診の状況について、受診率とがん発見数は。また精密検査を要する人で、受診しなかった人はいたのでしょうか。

次に、過去3年間で受診率がアップしたものについて、その理由をお聞きします。次に乳がんについて、罹患率のピークが40代後半で、ほかのがんと比べて若く、働き盛り、子育てと女性にとって一番忙しい時期と重なるため、検診を受けることについて特に30代、40代の女性にはハードルが高いのではないかと思います。この年代の女性も含めて、特別に配慮した受診勧奨が必要と思いますが、乳がん検診の受診勧奨について、35歳の節目検診のほかどのような方法があるのでしょうか。

次に、がん検診全体の受診率向上の取り組みについて具体的にお聞きします。ハとしてがん教育についてです。

文部科学省は平成26年より、がん教育のあり方に関する検討会を設置し、がんは誰でもがかかる可能性のある病気、タブー視することなく正しい知識を学ぶべきとして、モデル事業を実施してきました。その背景には家族のがんを子供にどう伝えたいかという、実際に現場の声があったと聞いています。そしてその目的は予防と早期発見であります。

また、次期学習指導要領に取り扱いが明記されると聞いております。神戸市の中学校で行われた、がん専門医による授業の一部がテレビで放映されました。「健康な大人の体の中では毎日数千個のがん細胞が生まれている。そのうち自分の免疫をくぐり抜けた細胞ががん化し、1年でおよそ100万人のがん患者が生まれるが、早期発見による早期治療により、9割以上が治る」との話が印象的でした。この授業を受けた生徒の中には、「両親に検診を受けてほしいと話す」また「自分も受診できる年齢になったら、検診を受けるつもり」などとコメントをしていました。

このように、がん教育はがん予防対策に大きな効果があると思います。町内小・中学校の取り組みについてお伺いいたします。以上で1回目の質問といたします。

福祉健康課長（伊達君） 2. がん対策について、私からは、（イ）のがん予防についてと

(ロ) のがん検診について順次お答えいたします。

厚生労働省によりますと、我が国のがんによる死亡者数は年間30万人を超え、3人に1人ががんにより亡くなっているという統計が示されております。当町におきましても、平成8年以降、町民の死亡原因の1位はがんとなっており、がんの予防と早期発見、早期治療が重要と考えているところでございます。

また、国立がん研究センターなどの研究により、生活習慣とがんの関係が明らかにされ、生活習慣の改善で多くのがんの予防ができるとの報告もされております。

町の健康づくり計画「すこやかさかき21」では、がん予防として生活習慣を改善し、がん予防に努める人を増加させるための対策として健康教育、健康相談を通じて指導を実施しております。

ご質問の健康教育、健康相談の具体的な取り組みにつきましては、健康教育としまして生活習慣の改善で多くのがんが予防できることから、生活習慣の予防・改善の大切さを知っていたくために、平成26年度、27年度に地区健康づくり講座を町内全地区で開催し、平成28年度におきましては、生活習慣の予防・改善のきっかけづくりを目的として、生活習慣チャレンジ教室を年8回開催いたしました。

この教室開催の成果といたしましては、受講された方へのアンケート調査で、89%の方が教室で学んだ減塩や運動を実践していると回答され、また、56%の方が健康状態がよくなったと回答されており、ご自身の生活習慣の見直しができ、健康意識の向上が図られているものと考えており、今後も引き続き生活習慣を改善し、がん予防に努める人を増やすために、がん予防とがんの早期発見の重要性の啓発に努めてまいりたいと考えております。

また、健康相談につきましては、ただいま申し上げました地区健康づくり講座や生活習慣チャレンジ教室において、受講後などに個別の相談にも応じているほか、さらに特定健診の結果報告会や保健センターへ直接お電話をいただくなど、個別の相談にも対応をしているところでございます。

続きまして、(ロ) のがん検診についてお答えいたします。

平成28年度のがん検診受診率とがん発見数につきましては、胃検診が受診率7.2%、がんの発見者数は1人。大腸検診が受診率25.3%、がんの発見者数は3人。子宮がん検診が受診率18.8%、がん発見者数はゼロ。乳房検診が受診率21.2%、がん発見者数は2人。肺がん検診が受診率22%、がん発見数ゼロ。前立腺がん検診が受診率22.5%、がん発見者数は1人でございました。

また、要精検者で再検査を受診されなかった人数につきましては、胃検診が43人中6人、大腸検診が69人中14人、乳房検診は27人中1人、肺がん検診が46人中4人、前立腺がん検診が25人中7人で、子宮がん検診での未受診者はおりませんでした。

過去3年間で受診率がアップした検診につきましては、前立腺がん検診と乳房検診でアップをしており、その要因といたしましては、国・県・町などによる予防と早期発見のための啓発活動に加え、前立腺がん検診は町の特定健診や一般健診の集団健診の際に行われる検診で、血液検査でがんの可能性を調べることができるため、その手軽さも受診率の向上につながっていると考えております。また、乳房検診につきましては、最近のマスコミ報道などにより、一層関心が高まったことも要因の一つと考えております。

また、国立がん研究センターの統計によりますと、乳がんの罹患率は30歳代から増加し、40歳代後半から50歳代前半がピークとなり、その後は減少傾向にあります。

このことから、当町では35歳の節目年齢の方は超音波検診による乳房検診の自己負担を2,200円のところ1,200円で受けられる受診券を配布しているほか、40歳の節目年齢の方には、国の補助事業を活用してマンモグラフィー検査による乳房検診の自己負担を無料とするクーポン券を配布し、受診勧奨を行っております。

また、40歳代の女性は子育てや仕事などで検診に来られない方もおられますので、受診時間を予約制とし、極力お待たせをすることのないよう、受診される皆様のご希望の時間をお聞きしながら受診しやすい体制づくりに努めているところでございます。

また、今後休日や夕方の時間帯の検診についてのご要望がありましたら、委託先であります長野県健康づくり事業団と検討してまいりたいと考えております。

次に、がん検診全体の受診率向上の取り組みにつきましては、町民の皆さんの健康意識の向上に向けた健康づくり講座などの実施や広報紙、町ホームページ、有線放送などで広報・啓発活動を行うのに加え、今年度から大腸検診を胃検診の際にも行えるセット検診や町内の医療機関と委託契約を締結し、町内医療機関で個別に大腸検診ができるようにいたしました。

また、がん検診未受診者への受診の勧奨通知を送付するなど、受診率の向上に向けての取り組みを進めてまいりたいと考えております。

教育文化課長（宮下君） 私からは、がん教育の小中学校での取り組みについてお答えいたします。

現在の学校におけるがん教育にかかわる健康教育では、生涯を通じてみずからの健康を適切に管理し改善していく資質や能力を育成することを目指して実施されているところであります。小学校の現行の学習指導要領では、保健の授業の中で病気の予防について理解できるようにすることを目標としており、がんなどの生活習慣病などの生活行動が主な要因となって起こる病気の予防や、がんの原因とされる喫煙、飲酒などの行為は健康を損なう要因となることなどを学んでいます。

また、中学校においても、同じく学習指導要領の中で健康な社会と疾病の予防について理解を深めることができるようにすることを目標に、がんに関係があるとされる生活習慣病や飲酒

や喫煙の影響について授業で取り扱っており、保健の授業のほかに道德教育でも「いのちの教育」として、個人の健康は、健康を保持増進するための社会の取り組みと密接なかかわりがあることを学んでいます。

がんは一生のうちに日本人の2人に1人がかかり、死亡原因の第1位を占める体の病気です。家族はもとより、子供自身のがんに冒される可能性も少なくありません。そのようなことから、次期学習指導要領には中学校の保健分野で生活習慣病のがんを取り扱うことが明記されました。

町といたしましても、日本人の死亡原因として最も多いがんについて、がんそのものの理解やがん患者に対する正しい理解を深めるため、学校教育においても、がんについて学び、正しく理解し、適切な態度や行動をとることが求められていることから、健康と命の大切さを育むという視点に立って、引き続きがん教育の指導に取り組んでいきたいと考えております。

2番（西沢さん） がん対策について、2回目の質問をいたします。今、ご答弁の中でちょっと驚いたというか、要精検の方で精密検査を受けておられない方が胃検診では43人中6人、大腸検診では69人中14人と、かなり多い方が受けていないということなんですが、こういう方々についてどのような働きかけをしてきたのでしょうか。

それから、もう一つは乳がん検診の受診者の年齢構成について、わかる範囲で結構ですので、お答えいただきたいと思います。

それから乳房検診、マンモグラフィー検査の結果報告について、前回一般質問を行ったときに検査結果の報告は長野県健康づくり事業団に委託をしていて、その内容は異常なし、要精検に加えて乳腺密度が濃く、マンモグラフィー検査では十分な所見を読み取れません、超音波を用いた詳しい検査を受けられることをお勧めしますという3種類でお知らせをしているということでした。国ではようやく高濃度乳房と判定された受診者にその内容を知らせる体制を整備するという方針ということですから、比べて当町の取り組みは本当に先を行っていると思います。この高濃度乳房と判定された受診者には、再度超音波による検査が受けられるよう、受診料の助成も含めて、その制度をつくってほしいと思いますが、お考えをお聞きます。

福祉健康課長（伊達君） 2回目のご質問にお答えいたします。まず、要精検者で未受診者の方についてでございますけれども、私どものほうで把握できた時点で再勧奨ということでご通知を差し上げているところでございます。

それから、乳房検診受診者と年齢構成ということでございますけれども、年代別に28年度の受診率を申し上げます。30歳代が13.5%、40歳代が29.5%、50歳代が18.7%、60歳代が26.1%、70歳代が11.1%、80歳代が1.1%ということですので、がんの乳がん罹患者のピークとなる40歳から50歳代の方が全体のおよそ半数という形になってございます。

マンモグラフィーの高濃度乳腺とされた方への対応ということでございます。今、ご質問に

ありましたように、私どもでは高濃度乳腺の方にはお知らせとして、検査では十分所見を読み取れなかったということに記載するとともに、要精密検査ということをお伝えして、できるだけ早く受診をしていただくようお勧めをしているところによりまして、検査のほうは保険適用ということでお受けいただけるかと思えますけれども、その自己負担分に対する助成ということについては、今後ちょっと課題とさせていただきたいと思っております。以上でございます。

2番（西沢さん） 乳がん検診について30代、40代が13.5、29.5ということですので、もう少し受けていただきたいと思うのが気持ちです。

それともう1点、がんリスク検査ということで、血液中アミノ酸濃度測定検査というもので、がん発症リスクがあるかないかを判断するというものですが、これは1回5ccの採血で男性は4種類、女性は5種類のがんリスクを評価するものです。平成27年に私は一般質問を行いました。そのときのご答弁の中で、県内では3医療機関が取り扱っているの、一般的ではないということと、その後扱っている医療機関が増えればというようなお話でございましたが、現在、長野県内ではどの程度の医療機関がこれの取り扱いをしているかということをお聞きしたいと思えます。

福祉健康課長（伊達君） ご質問の件でございますけれども、これは1回の採血で6種類のがんリスクの予想が可能と言われている血液中のアミノ酸濃度の測定検査ということだと理解しておりますけれども、今、議員さんおっしゃったように、平成27年度においては3医療機関が取り扱っているということでしたが、現在私どもで把握している状況ですと、県内で6医療機関ということでありまして。徐々にということでありまして、広がっているということがうかがえるかと思えます。

2番（西沢さん） がんリスク検査の取扱医療機関が6医療機関ということでございます。この6医療機関が実際に一般的に認知されているかどうかということは、また見方があるところだと思いますが、がんを発見するその検査と、がんにかかるリスクを発見する検査と、この二つを合わせて今後がん対策の柱として検討をしていただきたいというふうに思います。それにつきましては今後の検討課題ということで、これから先々検討をしていっていただきたいというふうに考えております。

まとめとして、今回の質問の中で感じたことを申し上げたいと思えます。毎日混沌とした世界情勢や経済状況、また気象状況でも記録的短時間大雨情報、また50年に一度の記録的な大雨に関する情報など頻繁に耳に入ります。このようなとき、この町の将来、未来が誰もが住み続けたい町であるために、今何をしたらいいかと考えるときに少し焦りにも似た気持ちがございまして。公共施設にしても健康なまちづくりにしても、一步ずつ前へ進むしかないというふうに思います。以上で私の一般質問を終わります。

議長（塩野入君） ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午後 2時28分～再開 午後 2時38分)

議長（塩野入君） 再開いたします。

次に、4番 朝倉国勝君の質問を許します。

4番（朝倉君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をしたいと思っております。

当坂城町は戦後の高度経済成長の波に乗り、大勢の企業家の努力が実りまして、製造業の町、ものづくりの町として発展し、現在に至っております。また、当地は中山間地に位置することから、坂城町は田園工業地帯であることを合い言葉に農・工・商のバランスのとれたまちづくりを標榜し、現在に至っているということも言われております。

しかし、時代が変わりまして、現在は少子高齢化の時代となり、人口減対策がどの市町村でも真剣に考え、それを克服するためにあらゆる施策を用いて生き残りをかけた競争が熾烈に展開されている現況でございます。

我が坂城町におきましても、この競争に打ち勝ち継続して発展をするためには、いろいろな施策の展開が必要と考えているところでございますが、その施策が町内外の皆様から支持していただくことが大変重要なことだというふうに思っております。優秀な技能、技術集団であるものづくりの町としての魅力や、先人が築かれましたブランドでありますリンゴ、ブドウ、バラ、ねずみ大根、お米等が手入れされた圃場、そして豊かな里山の原風景の中で子育ての完備した町、この要素がマッチングすることで、他市町村との違いを表現し、継続して魅力ある坂城町の構成ができ、活性化につながっていく必要を強く感じるところでございます。

その中で中山間地に立地する我が町としては、農業の持つ多岐にわたる機能を有効に活用し、住むことが心地よい環境の維持が極めて重要であると思っております。農業は極めて地味な産業でございますが、坂城町の魅力をアップしたり、あるいは構成する基礎を担っているものと考えております。幾ら工業の町で発展しても、あるいは、子育て支援が充実している町であっても、周囲の田畑や里山の荒廃が多くなれば、町外の皆様から支持が得られません。特に今盛んに叫ばれている少子高齢化時代の進展する中では、その感を強く、繰り返しになりますけれども、持つものでございます。このような考え方から、今回は農業の振興について重点的に2項目に絞って質問させていただきたいと、こう考えます。

第1の質問は、ワイナリー形成事業であります。

ワイナリー形成事業は山村町政となり、町の将来の夢に向けた事業として展開をされております。今近隣の他市町村でも盛んに地方創生あるいは村おこし、町おこしといった言葉の中でワイナリー形成事業が千曲川ワインバレー構想というようなことで、本当にいろいろな市町村が競争でこの事業の成功を担いながら活動しております。

そういう中におきましては、やっぱり町もぜひ名乗りを上げた以上、他市町村に伍してこの

競争に勝っていく必要があります。それには町としての特色や独自性というものを確立していかなければ、この競争には勝ち残れないという感も強く持つものでございます。

そこで、ワイナリー形成事業も一応10年間というふうな大きな時代の期間の設定をして推進をしているわけですが、植栽を始めてから今年で5年を迎え、一応事業の中間点に差ししかろうとしています。そういう面ではいろいろな実験を経ておりますので、一応将来を想定できるんじゃないかというようなことから、以下の質問に入りたいと思います。

イといたしましては、5年間の実証栽培試験をまとめてですね、栽培技術として坂城町においては一番特色がある品種は何か。そして栽培技術上もいろいろ課題はあると思うんですけども、栽培技術上あるいは採算性を含めて推奨できる品種は何か。大まかに赤系、白系とありますけれども、それらを含めて見解を伺いたいというふうに思います。

ロといたしましては、ワイナリー形成事業の後半に向けての方向づけでございます。

現在、坂城町には私どもの出身者でございますイトーヨーカ堂の伊藤会長さんがいらっしゃいまして、生食用のブドウでは坂城のブドウということで、巨峰ということで、本当に大都会でブランド化に成功しております。そういう面では現在、生食用の栽培農家が大変多いわけですが、一方で、高齢化もしております。そしてまた後継者も十分な充足率はございません。あわせて、これから省力栽培によって大規模化ができるワイナリー事業が進んでいくということになりますと、坂城町のブドウ栽培の産地形成について、生食用とワイナリーをどんな形ですみ分けをさせて振興していこうとお考えになっているのか。特に上沖土地改良区の中沢会長の言葉をお借りしますと、あと三、四年で生食用の重立った栽培農家がほとんどリタイアするというふうに書いてございます。ということになりますと、その引き受け等がということが、これから坂城町にとっては大変関心の多いところでございます。そういうことについて、町として振興策をどうしようとしているのか、考え方をお聞きしたいと思います。

ハといたしましては、小規模ワイナリー向けの機器の開発についてというテーマでございます。

坂城ならではの付加価値の高い、しかも特色のあるワインをつくるということにつきましては、大規模ではなくて小規模でワインができる機器が必要じゃないかというふうに考えます。今、青木村のワイン工場を見てきたこともあるんですけども、本当にヨーロッパから輸入している機械でございますので、そこで醸造をやっている技師の方にお聞きしても、こんなにでかい機械は要らないんだと。もっと小さくて小回りのある機械がいいんだというふうなこともおっしゃっております。特にこの千曲川ワインバレー構想をしているところでも、この地域でワイナリーを開設しようとする、そんなに大きな規模の機械じゃなくて手ごろな機械がいいんじゃないかなというふうに、私は専門じゃないので、そう思うわけですが。

そうなりますと、やはり坂城町はものづくりの町ということもございますので、町の製

造業の皆様のご協力をいただいて、機器の開発をする考えがないかどうか、これについてもひとつご見解をいただきたいと思います。

あわせてもう1点、この機器の開発については提案をしたいと思うんですが、果樹ですね、ブドウ酒をつくる場合はブドウジュースとそれから糖分を入れるワインというものがあるんだそうですけれども、果樹がこれだけ盛んな地域でございまして、ジュースの加工設備がぜひ欲しいというふうに思っておるわけです。私も毎年ブドウジュースをつくって、販売はしていませんけど、個々の皆さんにお配りしたりしているんですが、今自分のブランドで発売するジュースをつくるには、この近辺では飯田の小池先生のところにお持ちしていかないと販売できるジュースはできないんです。

そういうことからすると、ジュースの果汁を搾る、ジュースをつくる機械もワイナリーの機械の前半の部分をカバーする機械があれば、ジュースが加工できますし、その機械ができますと、はね出しのようなリンゴやブドウや果樹もですね、ジュースとして販売できる。農家の付加価値の向上になるというようなこともございまして、あわせてこの辺の機器の開発をしたらどうかということをご提案し、あわせて見解を求めたいというふうに思います。

2でございまして、今年町内の若い起業家の皆さんがワイナリーを始められるという、大変うれしいニュースが入ってきております。そうしますと、やっぱりまだこの地域でワイン文化の形成という言葉、大変まだ緒についていないというふうに私も判断しております。できることならば、そういう皆さんの応援をするというようなことで、町を挙げて乾杯条例のようなものをつくれればよろしいんでしょうけれども、それもちょっとまだ時期尚早というふうなこともございまして、ワイン文化を形成する施策として、何か町で計画する事項があるかどうか、これもあわせてご質問をしたいと思います。第1回目の質問については以上であります。

町長（山村君） ただいま朝倉議員さんからワイナリー形成事業ということで、イからニへ大幅広く多岐にわたって質問をいただきました。若干お時間をいただきまして、順番に私のほうから答えたいと思います。

今お話がありましたけれども、当町の農業環境は特産である巨峰ですとかシャインマスカットなどのブドウやリンゴなどの果樹栽培を筆頭に、水稻や施設園芸による花卉など、地理的要件を生かした多彩な農業生産が展開される一方、高齢化や担い手不足などの影響で荒廃農地が増加しているという現状がございまして。

こうした状況の中で、ワイナリー形成事業につきましては、将来的なワイン用ブドウの産地化など1次産業にとどまらず、ワインによる6次産業化、他産業への波及とあわせて、町の活性化につながることを目的として、平成23年度に関係団体の皆様で構成する検討会の中で、今後の取り組みについて検討を開始いたしました。

2年目となる平成24年度には、ワイン用ブドウの品種適性の実証と栽培技術の習得などを

目的といたしまして、四ツ屋地籍に試験圃場を設けるとともに、ワイナリー形成事業に伴う農業の担い手を公募し、2名を選考いたしました。

以降、農業支援センターさんとともに担い手などと連携し、サントリーワインインターナショナル株式会社の技術指導のもと、ワイン用ブドウの栽培管理などの事業を進めてまいりました。

また、この年より、ワイン文化の浸透を図る目的として、坂城産の巨峰を使用した巨峰ワインを国内で唯一ワイン学科のあります山梨大学の日本ワインの権威で名教授が社長を務められたフジッコワイナリーに醸造をお願いして、坂城町振興公社により商品化をいたしました。

商品には、ロゼのほかスパークリングワインもラインナップに加え、継続販売を行っており、現在では坂城産巨峰ワインシリーズとして広く定着しつつあります。

スパークリングワインは本格ワインとして評価が高く、またロゼにつきましても毎年改良を加える中で非常に好評をいただいております、今後もワイン普及啓発の一翼を担う商品になると考えております。

さて、実証試験の3年目を迎えました平成27年度は、約700kgのワイン用ブドウを収穫する中、当初より栽培指導を行っていただきましたサントリーに試験醸造を委託し、でき上がったワインを平成23年度に組織をいたしました検討会や関係者の皆さんにご試飲いただき、感想やご意見をいただくとともに、醸造元のサントリーからブドウ及びワインの分析と品質評価を実施していただきました。

サントリーの評は、まだ若木ではあるけれども、ほかの有名な産地と比較して全く遜色のないレベルで、潜在能力も十分あり、成木になったときに非常に楽しみであるという、高い評価をいただいたところであります。

また、実証試験の4年目を迎えた昨年度、平成28年度につきましては、約1,300kgを収穫する中、引き続きサントリーに醸造をお願いし、坂城町振興公社により、赤・白、2種類のワイン「坂城プレミアムワイン」を商品化し、販売を開始いたしました。

今年3月には、この坂城町振興公社と町が連携を図り、さかきワイナリー形成推進事業検討委員会を開催する中、坂城プレミアムワインの試飲にあわせまして、地元食材等を使用したワインに合う料理の試作及び試食を行いました。

また、町内での具体的な動きといたしまして、担い手を含むワイナリー創業を計画する若者が法人を設立し、事業を展開する意向があることから、その計画及び今後の展望などをご説明いただきました。会議では委員会メンバーからも応援していく声が数多く出されました。

この若者たちは、これまでの5年間の試験圃場における実証試験のデータなども参考に、生産規模や事業形態など工夫をする中で、採算性につきましても十分期待が持てると考えているところであります。

同席していただいたサントリーからは、試験圃場での実証試験を含めたこれまでの取り組みとともに、ブドウの分析結果、及びワインの評価についてのご報告をいただきましたが、その中で赤系の品種であるカベルネ・ソーヴィニオンは、長野県内でも坂城町が一番良質なブドウが栽培でき、産地として有名になることも十分可能であるとの具体的な評価もいただきました。

また、白系の中のリースリングという品種につきましては、ほかの産地とは違った坂城町の特徴が出ており、独自のブランドとして確立できる要素があるという評価をいただいております。このリースリングというのはドイツ系の高地でつくられる白ワインですね。

また、以前から申し上げておりますが、サントリーにつきましては、世界的に見ても高品質なワインづくりに取り組んでおられます。特に産地にこだわり、国産ブドウを使用したジャパンプレミアム産地シリーズは、輸入ワインとは別格の位置づけの商品として提供しておられます。また、世界各国の名門ワイナリーの経営に携わるなど、グローバルなワインビジネスを展開しております。

このように、国際的にもレベルの高いワインづくりをしておられるワインメーカーと直接かわり、国際レベルの視点を持って、今回特定の品種について具体的に評価いただけたことは、今後の産地化に向けた取り組みを含め、ワイナリー形成事業を推進していく上で大きな原動力になるものと考えております。

ワイナリー形成事業の今後の展開につきましては、先ほど、担い手を含むワイナリー創業を計画する若者が設立した法人について申し上げましたが、今年度中にワイナリーとレストランの施設整備に着手し、来年の収穫時期までには創業予定と聞いております。

レストランでは、坂城産の食材を積極的に使用するというお話もいただいております。ワイナリーで醸造したワインについては、レストランで提供するほか、広く販売を予定しており、坂城町をPRしていきたいというお話も伺っております。

また、近い将来、坂城町の品種であるリンゴを使ったシードルの製造も予定しており、用途に合わせた設備投資も計画しているということで、ワインのブランド化、6次産業化を含めたワイナリー形成事業の中心的存在になると考えております。

こうした動きのある中で、町の施策にて必要なこととして、ワイナリー創業に関する支援策の展開があります。創業の際は資金調達が必要となりますことから、これまで融資制度の相談など、人的な支援を行ってきたところであります。

融資以外の資金調達の方法といたしましては、インターネットを媒介する、いわゆるクラウドファンディングの利用も可能なことから、新たな創業支援策として、今年度よりクラウドファンディング活用支援補助事業を創設いたしました。この制度につきましては、ワイナリーだけではなく、中小企業や個人事業主等の創業や新規事業開拓にかかる支援策としてもご利用、ご活用いただけるものとなっております。

また、ワイナリー形成事業を進めていく上で最も重要であることは、ワイン用ブドウの産地化であると考えております。町内でのワイン用ブドウは、当初、試験圃場がある四ツ屋地籍だけでしたが、これまでに中之条、南日名、入横尾に広がり、現在2.8haが整備されております。

町では産地化を目指し、生産者の発掘やワイン用ブドウの苗木及び棚の敷設など、資材等の購入補助などをこれまで行ってきましたが、新たな支援策を講ずることとして、今年度より、荒廃農地や低利用農地を対象として農地再生や土壌改良を実施するための荒廃農地等再生利用補助事業を創設したところであります。

これらの支援や助成制度等を有効にご活用いただくことで、高齢化や担い手不足などの影響等により増加した荒廃農地の解消や栽培面積の面的な広がり、生産者の確保などにつながっていくことを期待するところであります。

また、町の農業の基幹である果樹栽培の中でも、生食用のブドウにつきましては、巨峰のほかシャインマスカットやナガノパープルなどの生産意欲が高く、農業の農産物販売額全体の6割を占めるほどであります。地域で培ったブドウ栽培の技術力はワイン用ブドウ栽培にとっても必ずや生かせるものと思われまます。また、今後の情勢や生産者の動向によりましては、将来的に省力化や経営規模拡大の取り組みが可能なワイン用ブドウへの転換も見込まれるところであります。

また今回、ワイナリー創業を計画する若者が法人をつくり、事業を展開するという仕組みで農業に参画する手法がとられますが、法人化へ移行する取り組みは将来的に地域農業を維持するためにも期待されるところであります。

続きまして、ワインの醸造やジュース加工などができる機器の開発についてであります。本町は中小企業が集積する工業を中心とする、「ものづくりのまち」として産業振興とともに発展してきたところであります。

ワイナリー形成事業につきましても、ものづくり技術の高度化、高付加価値化や技術を生かした新たな視点での産業といった観点から、町内の工業技術、たくみのわざを生かした参画や連携などを考える中で、ワイン用ブドウを搾るための搾汁機等の開発につきましても、企業の皆様にもご相談をしてきたところでもあります。

町内の産業連携が見える形で具現化するというストーリー性や町内企業のPRにもつながること、また、町内にとどまらず、ワイナリー創業に関連した周辺市町村などからの需要も見込まれるところですが、一方で需要の数量というところでは、やや課題もあるかと思われるところであります。そういった部分も踏まえながら引き続きご相談していきたいと考えております。

また、ワイン文化の形成ということですが、これまで坂城産の巨峰を使った巨峰ワインシリーズにつきましては、町内外のスーパーやコンビニエンスストア及び町内企業販売を進め、

坂城ワインを皆さんに広げてまいりました。

また、ばら祭り、あるいは「あいさい」でのねずみ大根まつり、坂城駅前でのふード市、農協のぶどう祭りなどでは、主催するお祭りの実行委員会やあるいは商工会等のご協力をいただき、お披露目や試飲販売を通して、ワインを意識していただくとともに、町外においても東御ワインフェスタや千曲市のうまいもの物産展などで坂城ワインのPRを行い、町内外にワイン文化の浸透を図ってまいりました。

また、町と振興公社が連携を図り、独自に開発したワインセミナーやプレミアムワインの販売にあわせまして、テイस्टینگとマリアージュ、これはワインと食べ物を組み合わせるといことですが、マリアージュの基本についてのセミナーの開催などのほか、千曲川ワインバレー特区連絡協議会でのワイン講習会や交流会なども行う中、町民の皆さんにもご参加いただいたところであります。こうした機会には、より多くの町民の皆さんに参加いただくことで、ワイン文化が一層広がっていくものと考えておりますので、今後も引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

ワイナリー形成事業につきましては、ワイン用ブドウの生産から醸造、販売などさまざまな産業が結びつく事業展開となり、多くの時間や工夫が必要となります。今後も産業と地域の活性化を図るため、ワイナリー形成事業を通じ、将来に向けて「ワインのまち 坂城」が形成できるよう事業展開を図ってまいりたいと考えております。

4番（朝倉君） いろいろなお話をありがとうございました。再質問をさせていただきますが、ワイナリー形成事業の機器の開発のことで、これから前向きに検討していきたいというふうな話がありましたが、私は提案としてですね、今、埼玉工業大学、金沢工業大学、信州大学、長野大学というような大学といろいろな連携を含めて、いろいろな取り組みをしております。坂城町にはテクノセンターという一つの機関もございますので、ぜひ私はこの際にですね、産学官合同で何か形のできることをやることも、町としては非常に重要なことだというふうに思っておりますし、ワイナリー形成事業ということこれから始めていきますと、新しい商業の展開も視野に入ってくるんじゃないかというふうなこともございますので、ぜひお願いしたいことは、今提携している大学とですね、強力にこの問題について連携して、何か新しいことにぜひチャレンジしていただきたいというようなことを考えているんですが、町長の見解をいただきたいと思っております。

町長（山村君） 私はワインを始めたらどうですかと、皆さんと相談し始めた平成23年、24年、そのころから町の企業経営者の1人は、このワインというものは非常に裾野の大きなビジネスで、部品点数も数万点を超えるようになると、いろんな種類のができると、それでなにかおかつほとんどの人がイタリー製とかオーストリーとか海外の大きな設備を輸入をせざるを得なくて、輸入すると、それを整備するのにまた誰か頼まないといけないということで、もう

ちょっと小型のものをつくってですね、それで極端に言えば、トラックに乗っけて、近隣の市町村を回っていくということもできるのではないかとすることは前から申し上げていました。

多分それはですね、そのとおりで、いろいろご相談していきたいと思っているんですけども、いきなり新品でやる、新しいもので始めるってなかなか厳しいものがありますので、ワイナリーができてですね、あと関連の設備が必要になってくるということで、その段階でですね、非常に大きな裾野がありますので、進めていきたいと思っております。

それから、例えばワインの関連するものといっても、ワインオープナーから初めいろいろなものがあります。それも含めて考えていきたいと思っております。それから食文化との関係もありますので、さっき言われた連携している大学などとですね、どういうところで何ができるのか、また興味をどの大学がどういう特色を持っているのかということ、これはまた大学と相談しながらですね、連携プログラムの中に一つでも二つでも入れていければなというふうに思っております。以上です。

4番（朝倉君） それでは、2点目の質問に移ります。2点目の質問につきましては、水田農業の振興についてであります。

農業の持つ多面的機能は前段の話の中でも申し上げましたように、とりわけ長野県、私どものような中山間地の地域では、その機能を疲弊させますと、町の活性度が云々されるというふうな事態にもなりかけてくる、大変なことだというふうに思っております。特に近年ですね、米の消費量の落ち込みや食生活の変化により、長年にわたりまして政府として減反政策を進め、一方、栽培農家の高齢化、担い手の不足、後継者の不足、それから一番重点的にダメージを受けているのは、米価の下落がですね、米栽培農家によりましては、まことに厳しい環境に今直面をしております。

我が坂城町におきましては、特に水稻栽培に関しては民間の業者さんに全てお任せというふうなことで、委託栽培や作業委託等をお願いしたり、あるいはまた自分でこんなようなものを食べたいということで兼業でやられている皆さんというようなことがあるわけですが、大体約半分以上は数人の専門の業者がご担当されて、本当にその方々は大変な努力をされて、水田の耕作を維持して、そんなに荒れているところもなく、今の原風景が形成されるように考えております。

先ほど申し上げましたように、大幅な米価の下落が現実の中で、輸出に数を求めようとする動きもあるんですけども、それもですね、そんなに経営の今の大変なところを、激変するような要素はございません。したがって、今後経営の安定化を専門のメーカーさんが図ることについては、本当にいろんな本人の努力は無論でございますけれども、やっぱり今課題として考えられることは、農地の集約、集積、それから賃借料が米価が高いときに設定されているところが大変あるものですから、こういうようなことが専門農家さんのみではなかなか個々

の農家との調整が難しく、経営を厳しくし、経営原価を圧迫しているということで、安定するには道半ばの状態であります。

今、水田専門農家が抱えているこのような課題をですね、JAやあるいは町、専門農家が連携を含めて今から対応していきませんかとですね、例えば専門農家も1件ダウンしてしまうと、本当に誰がやるんだいというふうな本当に難しい情勢に陥るというふうなことでございまして、農業委員会の中でも、一部の委員からはちょっと今の米づくりをお願いしている専門メーカーさんの何かトラブルったときにどうするのか、何か考えていかなきゃいけないんじゃないかというような声も出てきているような状況でございます。

そんな状況を踏まえましてですね、まず1として、中間管理機構、JA、町の連携による農地の集約・集積、賃借料の平準化等原価の低減、軽減の合理化に資するような方策について、町としてお考えがあるかどうかお聞きしたいというふうに思います。

2点目といたしましては、原価低減や県営の合理化の施策として、新技術の普及が近々といいますか、将来必要と考えておりますけれども、まだまだ苗を育てて、田植えをして、稲刈りをするという昔ながらの経営をしているところでございますので、この辺について何か町として考え方はおありかどうかお聞きしたいと。

それから3点目でございますけれども、農業の農家は手取りを増やしたり、家畜の飼料も外国に依存していることが多いので、お米を使って飼料米という施策がですね、国の農業再生協議会のテーマとしても上がってきておるんですけれども、まだ当地のJAについては、ほとんど手がつけられないというような状況でございます。これらについてもですね、来年減反政策というものも国の手から離れそうなんですけど、まだ続くというお話もでございます。そういう中で坂城町も飼料米というものについては、一つの将来に対する大きなテーマではないかというふうに考えておりますので、この辺の普及についてのお考えについてどう考えているか、3点についてお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

産業振興課長（大井君） 水田農業の振興策について順次お答えをいたします。

初めに農地の集積・集約化のご質問でございますが、国の米政策につきましては、米の価格安定を図ることや食糧安全保障、食料自給率の確保を図ることなどを主たる目的として実施をされております。また、米の価格は需要と供給のバランスによって保たれておりますが、需要量自体も全体で年間8万tずつ減少していることから、国は需給調整を効果的に推進するため、各都道府県にその年の生産できる米の量を生産目標数量として配分し、経営所得安定対策交付金による助成を行い、食料自給力や自給力の向上のため、麦、大豆、飼料用米など戦略作物による産地化を図ることとしております。

その中で、国は平成30年産米以降、生産数量目標の配分は廃止し、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ、行政による生産目標数量の配分に頼らずとも、生産者、集荷業者、農協な

どが中心となって需要に応じた生産を行うことを求めています。

これを受けて、県農業再生協議会は全国の需要動向等を踏まえた主食用米の生産数量目安値を地域協議会に提示し、需要に見合った米の生産の実現に向けた取り組みを推進する方向で現在検討が進められております。

このような情勢の中、当町の水稲農家は、自家消費をする米を生産する飯米農家と米を出荷する販売農家がおいでになります。販売農家の中でも特に大規模水稲農家については、経営資源となる農地と労力及び農業機械の効率的な利用を図るため、農地の集積・集約化は最も重要な課題となっております。そのため、個々の農家による自助努力はもちろんのこと、地域全体としても農地の集積・集約化を図るために協力、連携していくことは、地域農業を維持していく上でも必要なことであると考えております。

現在、町では農業委員会において農地のあっせんや農地利用調整の取り組みを通じた農地集積・集約化を実践しているほか、農業支援センターを主体として、将来にわたって地域の中心となる農家と、その農家に貸しつける農地を有機的に結びつけるため、「人・農地プラン」を実践しております。

この「人・農地プラン」は、全国的にも高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などで、5年後、10年後の展望が描けないといった現状を踏まえ、地域農業の将来像を地域で話し合っ、合意形成を図り、プランとして取りまとめ、農地の再編を進めることで、効果的に地域農業を維持することなどを目的としております。

また、農地の集積や集約化を行うに当たり、制度として活用するものが農地中間管理機構による農地の流動化であり、農業をリタイアする農家の農地や飛び地になっている農地を集積・集約化したり、規模を拡大したい農家の意向などを助成制度を有効に活用しながら橋渡しをする役割を担っております。

町といたしましては、これらの制度を活用しつつ、特に大規模水稲農家を中心とした地域や農家同士の協議を踏まえ、農業の集積・集約化の進展を図ってまいりたいと考えております。

続いて、稲作の新技术のことについて、専門的に水稲直播栽培、いわゆる水稲、お米の直まきの栽培に対するご質問だと思いますが、この水稲直播、直まき栽培につきましては、稲作農業の担い手が不足する中で、米づくりの労力の4分の1を占めるとされる育苗、苗づくりや田植えの作業が不要となることで省力化が図られ、低コスト化、作業労力の平準化やさらなる水稲の経営規模の拡大など、さまざまなメリットがあるものとして全国的にも注目されております。

また以前、千曲市において直播栽培、直まき栽培を行った際に、もみから芽が出る時期に鳥の食害や用水が流れていない期間に、直まきを行うための水利確保、また早い段階から周辺の水田へ水が流入する可能性があることや直まき用の機械導入などが課題とされておりますが、

新たな栽培技術を導入するメリットも大きいことから、県下でも水稲地帯を中心に栽培が普及している状況でございます。町といたしましては、農協とも連携の上、機械導入支援や経営規模の面的拡大などを通じて、水稲の直まき栽培への取り組みを推進してまいりたいと考えております。

次に、飼料用米等の普及についてのご質問でございますけれども、一般的に家畜の飼料として水稲を利用する場合、稲の茎や葉を利用する青刈り稲や、稲の実る前に穂と茎や葉を同時に収穫し発酵させ、牛の飼料用にする稲発酵粗飼料、また実ったもみを使う飼料用米といったものに分けられておりますが、その中でも全国的に作付面積が急増しているのが飼料用米でございます。

この飼料用米について、ふだん米として食べられている稲を使用する場合、作付前にあらかじめ家畜用の飼料として栽培することで、稲作全体の需給バランスが図られ、米価安定につながることができ、またトウモロコシなどの飼料用輸入穀物のかわりに利用することで、輸入飼料の高騰による畜産農家の生産コストの変動リスクを抑制し、耕作を行わなくなった農地の増加に対する水田の有効活用を図ることなどが期待されております。

また、飼料用米が増加している背景として、従来、米として栽培されている品種も用いることができるため、農家の栽培に対する不安が少ないことや、栽培するための農業機械なども従来使用している農機具で対応できること、また生産量に応じた国の支援が受けられることなどがございます。

また、農協の上部組織であるJA全農（全国農業協同組合連合会）では、飼料用米の前年実績が48万tであったものを、29年産米については25%増の60万tを生産目標として、全国産地に飼料用米の生産協力を求めていることなどが挙げられております。

一方、飼料用米の生産については、収量はもちろん、生産コストの抑制や独自の地域内流通及び販売先を確保していなければ、必ずしも農家の所得向上にはつながらないことのほか、家畜の飼料として米をつくることへの農家の抵抗感が強いことも懸念されております。

町では、水稲の需給調整と水田活用による産地づくりを担う坂城町農業再生協議会において、国の産地交付金を活用しながら、飼料用米を転作作物として定着させる取り組みを推進し、今後、実需ニーズに応じて交付金の活用による飼料用米の作付を図る一方、地域普及のための検討を進めてまいりたいと考えております。

4番（朝倉君） いろいろとお考えをお伺いして、ありがとうございます。回答は要りませんが、果樹についても水稲栽培についてもですね、現在、坂城町で農地を中間管理機構を通して貸借というのは1件もないわけですね。将来、農業経営の安定化というのは中間管理機構を通して農地の集積・集約ということは、全体避けて通れない課題でもありますし、特に賃借料というものもですね、平準化ということが大変私は中間管理機構の果たす役割は大きいよう

な気がするんです。そういう意味からして、ぜひ町の絶大なご支援をいただいて、これが進んでいくように、ぜひお願いしたいということと、もう1点ですが、昨日農業新聞を見ましたら、全国的にですね、先ほど私がくどいほど申し上げていますように、農業の多面的機能を失ったら、大変町が疲弊してしまうということで、積極的に動いている農協ではですね、農業法人の設立がすごく盛んに今やっているんです。農業法人がなぜできるかという、担い手がないということなんですよ。やっぱり、農業法人にして、そこで働く人を確保して、自分たちでやっぱりその地域を守るということをしないと、もう農業もやっていけないという社会的な環境になってきているというふうなことを見まして、ああそうかなということを感じました。

私どもの地域でもですね、どうも農協さんが農業に関してはちょっと民間任せというところが多いわけですので、町としてもいろいろそこへ入ることが難しい要素がありますけれども、中間管理機構ということ動かすことによって、やっぱり農協と町と、それから経営する専業農家がですね、一体となって地域農業を活性化していく。それで経営が安定してもうかる農業をつくるということは、本当にくどいようですが、坂城町が本当に地域の人に住んでみたい、坂城町に行けば、あんなにきれいな畑や田んぼがあったり、原風景があったり、工業の町だなということを書いて住んでいただくような、そんなまちづくりのために、ぜひ地味な作業でございますけれども、農業については格段のご配慮をお願いしたいと、こういうふうに思います。

それから3点目の質問でございますが、先ほど同僚議員から同様の質問がなされまして、町の回答として前向きに検討したいという答弁がありました。同じ質問でございまして、かぶるところがあるかと思っておりますけれども、短時間で話をしていきたいと思っております。

いずれにしても、今は少子高齢化の時代の中でございますので、本当に少子高齢化じゃなくても子供は国や町の宝でございます。本当に大事にして、町や国をしょって立つ子供たちがすくすくと成長できる社会、これはどうしても必要不可欠なものだというふうに思います。

最近ですね、歯科医師会におきましては妊娠中に虫歯や歯周病に感染していると、早期低体重児出産や心疾患、糖尿病、骨粗しょう症、誤嚥性肺炎等を発生するということが歯科医師会の中で問題提起をされ、何とかこれに対する手だてをしなければいけないということで、現在歯科医師会が中心となって妊婦の歯科検診の提唱をしております。

近隣でもですね、平成27年長野市で実施され、翌28年には上田市、千曲市で実施されているそうでございます。坂城町でも子育て日本一を目指している町でございますので、少子高齢化の中で子供の誕生ということは大変喜ばしいことでございますので、早期にこの歯科検診が導入されることを提案したいというふうに思います。お考えをお聞きしたいと思います。

保健センター所長（長崎さん） 3. 妊婦の歯科検診についてお答えいたします。

妊婦の歯科検診につきましては、午前中の入日議員さんのご質問にもお答えしましたが、歯

や口腔の健康は、豊かな人生を送るための基礎となるものでございます。

近年の研究では、歯周病による炎症が血液を介して全身に波及し、歯周病が全身疾患や体の状況に影響を及ぼすことがあると指摘もある中、町におきましても、歯を失う大きな原因となる歯周疾患の予防と早期発見を推進し、高齢期においても健康を維持し、食べる楽しみを享受できるよう、40歳、50歳、60歳、70歳の節目年齢の方に歯周疾患検診を実施しているところでございます。

また、特に妊娠中は体調や口腔環境の変化により、虫歯や歯周病にかかりやすくなると言われており、ご質問にありましたように、妊娠中に歯周疾患が悪化すると、早産や低体重児の出生のリスクが高まるとも言われております。

こういったことを受け、町でも妊婦さんに対しては母子手帳交付の際に、妊娠中は虫歯や歯周病のリスクが高まることや歯、口腔を健康に保つこと、虫歯の早期治療や歯科医での検診の必要性などを情報提供を行っておりますが、今後さらにその必要性に鑑み、妊婦の歯周疾患検診につきましては、実施に向けた検討をしてみたいと考えております。

4番（朝倉君） 前向きなご答弁ありがとうございました。ぜひ一日も早く、この提案が実ることをお祈りして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（塩野入君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明日9日は、午前9時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後 3時31分）

9月12日本会議再開（第3日目）

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|------|-----------|------|-----------|
| 1番議員 | 塩野入 猛 君 | 8番議員 | 塩 入 弘 文 君 |
| 2 〃 | 西 沢 悦 子 君 | 9 〃 | 塚 田 正 平 君 |
| 3 〃 | 小宮山 定 彦 君 | 10 〃 | 山 崎 正 志 君 |
| 4 〃 | 朝 倉 国 勝 君 | 11 〃 | 中 嶋 登 君 |
| 5 〃 | 柳 沢 収 君 | 12 〃 | 大 森 茂 彦 君 |
| 6 〃 | 滝 沢 幸 映 君 | 13 〃 | 入 日 時 子 君 |
| 7 〃 | 吉川 まゆみ 君 | 14 〃 | 塚 田 忠 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------------|-----------|
| 町 長 | 山 村 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮 下 和 久 君 |
| 教 育 長 | 宮 崎 義 也 君 |
| 会 計 管 理 者 | 塚 田 陽 一 君 |
| 総 務 課 長 | 青 木 知 之 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 柳 澤 博 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 山 崎 金 一 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 伊 達 博 巳 君 |
| 保 育 園 振 興 幹 | 小宮山 浩 一 君 |
| 産 業 振 興 課 長 | 大 井 裕 君 |
| 建 設 課 長 | 宮 嶋 敬 一 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 宮 下 和 久 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 池 上 浩 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 竹 内 祐 一 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 関 貞 巳 君 |
| 総 務 係 長 | 北 村 一 朗 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 北 村 一 朗 君 |
| 財 政 係 長 | 堀 内 弘 達 君 |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 堀 内 弘 達 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | 堀 内 弘 達 君 |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 長 崎 麻 子 君 |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 臼 井 洋 一 君 |
| 議 会 書 記 | 竹 内 優 子 君 |
5. 開 議 午前9時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|--------------------|----------|
| (1) 婚活支援についてほか | 吉川まゆみ 議員 |
| (2) 国保の県への移行についてほか | 大森 茂彦 議員 |
| (3) 里山整備についてほか | 塚田 正平 議員 |
| (4) 防災力向上に向けてほか | 滝沢 幸映 議員 |
| (5) 町内総合防災についてほか | 中嶋 登 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（塩野入君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（塩野入君） 最初に7番 吉川まゆみさんの質問を許します。

7番（吉川さん） おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

1. 婚活支援について

当町では、町の将来像を地域の活力と暮らしの豊かさを創生する坂城町と掲げ、「坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中で4項目の基本目標を定め、その達成に向けさまざまな事業を展開してまいりました。その全ては坂城町に住みたい、住み続けたいと思えるまちづくりが目標であり、将来展望である2040年に人口1万3千人、2060年には1万2千人を維持することを目指しての取り組みであります。町長の招集挨拶にもありましたが、移住定住策を打ち出し、既に今年度、町外からの補助金申請が3件あったということで、その効果に大いに期待を寄せております。

さて、移住定住、これは人口増には最も大事ですが、それ以前にもっと大事なのが婚活であります。現在、結婚・出産や家庭を持つことに対する価値観、個人のライフスタイルが多様化する中で、未婚化・晩婚化が急速に進行しております。未婚者の9割近くが結婚の希望を持っている一方で、男女ともに適当な相手にめぐり合わない人が多い状況です。

さて、長野県ではハピネスナビ信州として次世代サポート課が平成25年7月に婚活の応援を始めました。県内の婚活に関する情報を一元的に発信するポータルサイトです。そこには、

ながの結婚・子育て応援宣言が発信され、その内容は、「長野県の人口は、今後、長期にわたって減少が続き、20年間で約30万人もの減少が見込まれています。こうした状況認識を県民が共有し、結婚や出産について、個人の考え方や価値観を尊重しつつ、社会全体で次の世代を育むための環境づくりや支援に取り組むことが必要となっています。結婚や子育てを応援し、確かな暮らしが営まれる美しい信州を創るために、次の取組を連携して進めていくことをここに宣言します。」とありました。

そして、その中に、1番に上げてあったのが出会いの機会の拡大（婚活支援）でありました。またその上で、長野県では市町村や民間団体、企業と連携し、オール信州で婚姻件数を増加させるための拠点として、長野県婚活支援センターを昨年10月オープンいたしました。いよいよ県も本腰を入れて、このように目に見える形で結婚への環境づくりや支援を始めました。

では、当町ではどうでしょうか。総合戦略の中の基本目標②の中の具体的事業として、婚活応援事業があります。その内容は、若者の結婚を支援するため、結婚相談コーディネーターによる結婚相談や町内の若者の出会いの機会、場づくりを拡充すると定義しております。そして、平成31年度末までに15組の成婚のカップル誕生を目指しています。

そこで、これまでの取り組みとその成果、また課題について幾つかお尋ねをいたします。

イとして、ヤングヒューマンネットワーク事業について。

町では、婚活支援事業をヤングヒューマンネットワーク事業として町社会福祉協議会に補助をする中で行っています。とりわけ、この取り組みに期待がかかるわけですが、では平成28年度の事業の内容とその成果はどうだったでしょうか。その点と、また相談事業ですが、28年度、29年度の登録者数と、そして相談件数、またお見合いの件数についてもお尋ねいたします。

ロとして、出会いサポートの取り組みについて。

以前、27年12月の質問でも、この婚活支援の充実について行ったわけですが、その折に課長の答弁の中で、テクノハート坂城協同組合に支援を行う中で、企業の皆さんの婚活支援を充実する方向で検討を進めていく、そして多くの出会いの場を提供し、1人でも多くの方が成婚されるよう支援を行ってまいりますとおっしゃってございました。そこで、これまでの取り組みの状況はどうでしょうか。その点についてお尋ねいたします。以上で1回目の質問を終わります。

町長（山村君） おはようございます。ただいま吉川議員さんから、1. 婚活支援について、それから、ヤングヒューマンネットワーク事業について、あるいは出会いサポートの取り組みについてというお話がありました。私からは婚活支援につきまして全般的にお答えしまして、詳細につきましては、いろいろの施策を打っておりますので、担当課長のほうから答弁させます。

さて、町では昨年3月に策定しました坂城町人口ビジョンに基づく人口の将来展望の実現に

向け、「坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、雇用や人の流れ、結婚・出産・子育て、地域づくり・暮らしといった観点から施策の展開を図っているところであります。また、今年も年明けにですね、坂城町として、「イクボス・温かボス宣言」などもしたところでございます。

いろいろなこういう取り組みによりまして、減少傾向が続いてきました転入と転出の差、いわゆる社会動態が、本年3月から8月までの間、7月のマイナス1を除きプラスに転じており、特に5月はプラス24、直近の8月にはプラス27人と大きく改善してきております。

一方、出生と死亡の差となる自然動態、これは長くマイナスの状況が続いております。しかしながら、先ほど申し上げました社会動態と自然動態の計、いわゆるこれが人口の増減になるわけでありましてけれども、これも4月1日と9月1日を比較しますと、プラス19人ということで、長らくずっと減る一方だった人口も増えてきたというところであります。しかしながら、いずれにしましても、町としても、とにかく出生数の増加というのを大きな課題として捉え、婚活を支援する事業にも力を入れているところであります。

町の社会福祉協議会で実施しているヤングヒューマンネットワーク事業も、結婚専門相談コーディネーターによる各種相談やお見合いのほか、婚活パーティーの開催など、結婚を希望する方に出会いの機会の提供やきっかけづくりをお手伝いする事業として、町でも補助金を交付し事業の支援を行っております。特に平成26年度からは町の事業補助を増額する中で、町単独での婚活イベントを別に実施し、町の職員も運営スタッフとして参加するなど、婚活支援の取り組みの強化を行っているところであります。

また、このほか、町の新たな取り組みとして、平成26年度からは、スポーツ推進委員の皆さんが中心となって、気軽なスポーツを通じて出会いのチャンスをつくる「スポーツde婚活スポこん！」や、平成28年度からは、テクノハート坂城協同組合が主に町内企業に勤務する方を対象とした交流会をそれぞれ開催するなど、新たな交流機会の拡大に向けた取り組みを行っているところであります。

昨年度、平成28年度におきましては、残念ながら日程の調整がつかず、スポこんの開催は見送りとなりましたが、テクノハート坂城協同組合主催による交流会は大変多くの方にご参加いただく中で3回開催し、5月は軽スポーツとバーベキュー、10月は軽スポーツと昼食、12月はコンサート鑑賞とクリスマスディナーを通じて、日ごろ別の企業の方とは交流の機会が少ない町内企業に勤める皆さんが交流を図ったところで、大変好評をいただいているというところであります。

結婚への第一歩は出会いから始まります。まずは、こうした出会いの場を創出するとともに、結婚・定住・出産・子育て、それぞれのプロセスに切れ目のない支援を行うことで、町内で生まれ育つ子供たちを増やしてまいりたいと考えております。

福祉健康課長（伊達君） 私からは、（イ）のヤングヒューマンネットワーク事業について、その事業内容や成果、相談事業の状況などについてお答えをいたします。

平成28年度のイベントの関係といたしましては、坂城町と千曲市の両社会福祉協議会が連携して、計3回の婚活パーティーと、セミナーを1回開催し、また町社協単独でも婚活パーティーを1回開催しております。

婚活パーティーの状況ですが、平成28年9月に行った「恋するビアガーデン」には、男性27人、女性23人の計50人が参加し、このうちカップルとなったのが10組。12月に行いましたクリスマスパーティーには、男性24人、女性24人の計48人が参加し、カップルとなりましたのが5組。2月に行いましたスプリングパーティーには、男性23人、女性14人の計37人が参加し、カップルとなったのが7組となっております。また、本年3月には町社協単独で婚活パーティーを実施し、男性13人、女性9人の計22人のご参加をいただき、4組のカップルが成立しており、28年度においては婚活パーティーを通じて計26組のカップルが誕生しています。

次に、結婚相談事業の状況についてでございますが、結婚相談所には、28年度末、また現在も同数となりますけれども、男性14名、女性3名の17名が登録されております。相談件数といたしましては、28年度が49件、今年度は7月末までで33件ということで、昨年度より多い状況で推移をしているところでございます。結婚相談所では、ご本人やその親御さんからの相談をお受けしたり、お見合いのコーディネートなどを行っており、28年度は21件、本年度はこれまで5件のお見合いを調整するなど、結婚を希望する方が1件でも多く成婚されるようサポートを行っているところでございます。

7番（吉川さん） 2回目の質問をいたします。ただいま町長より今までの当町での婚活の取り組みについて、また課長より具体的な報告をいただきました。町では千曲市、町社協とともに、セミナー、婚活を行っていただき、また町単独でも行っていただく中で、26組のカップルが誕生したということで、これはすごいことだと思います。

そして、何点かその取り組みについてお伺いしたいと思います。ヤングヒューマンネットワーク事業では、イベント開催から相談事業と幅広く手がけていただいているわけですが、担当は何人で行っていただいているのでしょうか、これが1点。

それから、このイベント開催をやっているわけですが、この中で、こんなことで困惑している、苦慮していること等ありましたらお答えください。

また、相談事業、現在、29年度は33件ということで、かなりのペースで件数が増えておりますが、この中で登録者が少ないということ、また昨年度、相談件数が少なかったわけですが、このことについてどのように捉えているか。この3点についてお伺いしたいと思います。

福祉健康課長（伊達君） 再質問にお答えいたします。まず、ヤングヒューマンネットワーク事

業、こちらを担っている担当者ということでございますけれども、こちら現在、メインで担当している方、お一人ということでお聞きをしております。

また、イベント開催等で苦慮している点ということでございますけれども、こちらのほうは、まずは参加者数をおおむね男女の均衡を図らなければいけないという部分が挙げられるかと思えます。また、男女の年齢構成の調整、参加者のプライバシーの保護など、数多くの配慮が必要となるというところが挙げられるかと思えます。特に、実際やっておりますと女性の応募が少ないという場合が多く、こうした場合には広い範囲で参加を呼びかけているということで対応しているということでございます。

また、参加者の皆さんからいただいたアンケートの中には、話をする時間がもう少し欲しいですとか、フリータイムがなかなか苦手だという方もいらっしゃいます。また、シャイな人への工夫が欲しいといった感想も寄せられておりますので、今後のイベントを開催していく上での課題になってこようかと思っております。

もう1点、結婚相談事業の関係でございます。先ほど申し上げましたとおり、今年度、これまで33件ということで、昨年度よりは多い状況でございますけれども、結婚相談につきましては、経験豊かなコーディネーターに、ご本人の希望などをじっくり相談することができる場所ということで、プライバシーも守られることから、イベントなどでは、なかなかなじめないという方にも大変有効な事業だと考えております。また、こちらへの登録者が増えることで、マッチングの機会も増えるということでございますので、結婚を希望する方にはなるべく多く登録をしていただきたいと思いますと思っております。

今後は町社会福祉協議会とも連携をする中で、例えばイベントに参加される方にPRをしたりですとか、町内企業への周知、また親しみやすい名称への変更、登録要件等々について、町社会福祉協議会とともに検討をしてみたいと考えているところでございます。

7番（吉川さん） 現在、担当者は1人でやっていたというので、私も聞き取りをさせていただいたわけですが、大変多忙な中で、このイベント開催を担っていただいております。そして、今も相談事業も増えてきているというお話が課長のほうからもありましたが、またイベントもやはり男性は多く集まる、ところが、女性を探すのに大変苦慮しているというお話をお聞きしまして、もう少し厚くしていただけたらと思いました。

そして、1点、お伺いしたいわけですが、24年度がこのイベント開催の中で、婚活の中で成婚された方が2組、25年度が1組、そして26年度が2組と以前お聞きしておりますが、27年度から今回この15組を目標にしているわけですが、成婚数はどのような結果が出ていのでしょうか。また、それに対する評価はどのように捉えているのでしょうか。

そして、今もPRがというお話があったわけですが、私も最初にお話ししたましたが、オール信州で長野県婚活支援センターと連携をとれるようになっております。そういう中でも、

もっともっと連携をして、情報を得る手段をとっていけるんじゃないかと思いますが、その点。

それから、もう1点、婚活支援センターの中には婚活サポーターの育成を今、行っております、県で。この講座を受けますとサポーターになれまして、そして地域でグループをつくって、おせっかいをやいていくというわけですか、要するに間に立っていくということで、今、県下で取り組みが始まっております。そのサポーターの養成講座への、町でも、もっともっと声をかけて、ここに参加する方を増やしていかれたらと思いますが、その点についての見解を伺いたいと思います。

福祉健康課長（伊達君） まず、27年度以降の成婚数と、またその評価ということでお答えをいたします。婚活イベントや結婚相談事業を通じて、成婚者数でございますけれども、27年度が3組、28年度が4組、また本年度、既に3組ということでございます。こちらが成婚されたということで、一連の婚活支援の取り組みによりまして、一定の成果があらわれていると、思っているところでございます。今後も1組でも多く成婚されるよう期待をしているというところでございます。

それと、県の婚活支援センターの関係でございます。先ほど吉川議員さんのほうからお話がありましたとおり、県の婚活支援センターでは、個別相談のほか、出会いイベントの情報を発信するハピネスナビ信州やデータベースを使った「ながの結婚マッチングシステム」、また婚活サポーターによるお見合いのお世話など、さまざまな角度からの婚活支援を行っているところでございます。当町でもハピネスナビ信州により婚活パーティーなどの情報発信を行っているところでございますけれども、今後についても積極的な活用を図る中で、情報発信のより効果的な媒体として活用してまいりたいと考えております。

また、婚活支援センターの婚活サポーターでございますけれども、当町でも現在4名の方、登録をされておられ、結婚を希望される方への支援をしていただいているところでございます。

町でも、サポーターの皆さんの支援により多くの方の成婚に結びつけられるよう、機会を捉えてPRをしてまいりたいと思います。また同時に、お世話をしていただけるサポーターの登録についても、ぜひお勧めをできればと思っております。また広報等、機会がありましたら、そんな周知も図ってまいりたいと考えているところでございます。

7番（吉川さん） 先ほどの情報発信についてなんですけれども、この婚活、登録すること自身がなかなかご存じじゃないという方も町民の中にはいらっしゃると思います。なかなか社協の冊子といいますか、来ますね、社協だよりが来るわけですが、それを手にとって見る若い方は、なかなかいないと思うんです。そういう意味でも、もっともっと周知をしっかりとやっていただきたいと思っています。

それで、1点、先ほど課長の中からも「ながの結婚マッチングシステム」というお話が出た

んですが、これがマッチングシステムというものでありまして、ここに登録をいたしますと、長野県中の方の情報が、一覧が全部見られるわけです。そうしますと、例えば今ですと町内の今、登録されていた17名でしたか、男性14、女性3人でしたか、その方の情報しか見られないわけです。そういう意味で、マッチングシステムに、ぜひ登録を、うちの自治体としても、自治体としてもといいますか、相談所として登録をしていただきたいと思います。これは要望です。これは、やはり登録することによって、データをいつでも見られるようになりますので、利用する方が常に見に来るわけです。そうしますと、それを管理する方がいなきゃならないという意味で、今の状況ですと大変厳しいかなと思いました。ですので、その辺をもうちょっと厚く体制強化をしていただくように要望しておきたいと思います。

では、先ほど、スポこんと若者交流会のお話がありました。今回、今もお聞きした中で、かなりの方がアンケートでもいい反応の回答をいただいております。これからもきっと続けていかれるかと思うんですが、このアンケート調査をされた中で、その結果からどのような手応えがあったか、またこの開催の成果はどうだったか、この点についてと、今後どのようにこれから交流会、またスポこんについては取り組んでいくのか、その点についてお聞きいたします。

教育文化課長（宮下君） 私からは、「スポーツd e 婚活」についてお答えいたします。「スポーツd e 婚活」につきましましては、平成27年3月7日に第1回「スポーツd e 婚活」を開催し、この9月10日には、3回目となる「スポーツd e 婚活」を開催したところであります。

「スポーツd e 婚活」を始めた経緯でございますが、当町にはスポーツ推進委員が10名おり、平素より住民のスポーツの推進に努めております。スポーツ推進委員が活動していく中で、スポーツを題材にした講座などでは、なかなか若者が集まらないといった問題を抱えておりました。スポーツ推進委員の中で、若者にスポーツに触れてもらうにはどうしたらいいか、どうすれば集まっていたかをお話し合う中で、レクリエーションスポーツを通じて出会いの場をつくってみてはどうかということから、スポーツと婚活をあわせてやってみようということになり、企画をしたところでございます。このスポこんは、スポーツ推進委員のアイデアから生まれたものであり、スポーツ推進委員もみずからの自主事業と捉え、推進委員が中心となり取り組んでおります。

スポこんの開催状況ですが、平成27年3月に開催しました第1回においては、男性が24名、女性が24名、総勢48名の参加があり、スポーツ交流では、「ワンバウンドふらばーるバレー」やスマイルボウリングを行い、第2部の交流パーティーでは、一定の時間内でお互いをPRし、順次交代していくといったお見合い回転寿司等を行い、参加者からは楽しかったという声もいただいております。

平成28年3月には第2回スポこんを開催し、男性14名、女性16名、計30名の参加を得ております。第2回目は、幾つもの種目を取り入れたために時間がかかり過ぎ、みんなが疲

れてしまったという前回の経験を生かし、スポーツ交流では、「ワンバウンドふらばーるバレー」を行い、交流パーティーでも大いに盛り上がっていたようでございます。第2回では、お帰りの際にアンケートにご記入いただいております。「ふらばーるバレー、楽しかったです」や「久しぶりに体を動かして楽しかった」といったご意見や、「想像していたよりフランクな雰囲気の中で楽しめました」、「次回も参加したいです」などといったうれしい意見もいただいております。

第3回目は先日の9月10日に開催し、男性15名、女性17名、合計32名が参加し、スポーツ交流では、みんなの緊張をほぐしながら自己紹介などの情報を提供するアイスブレイクを取り入れ、前回、前々回と好評でありました「ワンバウンドふらばーるバレー」を明るく楽しい雰囲気の中で開催することができました。交流パーティーでは、1対1のお見合い形式ではなく、グループで情報交換を行うなど、気軽に話し合い、笑い声の絶えない楽しい時間を過ごすことができましたようです。

「スポーツde婚活」も今回で3回目となったわけですが、今回は社会福祉協議会のご協力もいただく中で、県のホームページにも掲載し参加者の募集を行うなどPRに努めたところがありますが、出会いを求めている皆さんに、いかに情報の提供ができるかが今後の課題となっているところであります。

「スポーツde婚活」につきましては、会社のレクリエーションや仲間が集まったときなどに活用していただくなど、スポーツ推進の一助にさせていただくとともに、「スポーツde婚活」に参加した皆さんが友達になり、やがてはその中から意中の相手を見つけて結婚、そして坂城町に住んでいただくことを期待するところであります。今後も若者に出会いの場を提供できるよう、多くの皆さんに参加いただける企画を計画してまいりたいと考えております。

産業振興課長（大井君） テクノハートによる交流会についてお答えをいたします。平成28年度の成果につきましては、移住定住促進事業において、町内在住の方や町内の事業所に勤めている方々の交流の場を提供することにより、出会いや交際のきっかけとなり、結婚を契機に坂城町に移住・定住していただくため、合計3回の交流会を実施いたしました。

昨年5月に開催した交流会には、男性38名、女性21名の合計59名の方にご参加いただいております。また、10月の交流会には、男性18名、女性16名の合計34名の方に参加していただき、内容といたしましては、それぞれ軽スポーツと一緒に汗を流していただいた後に、バーベキューなどの交流会を行い、企業の枠を越えて大勢の方に交流を図っていただきました。さらに、12月23日には、第3回となる交流会を開催し、男性20名、女性30名の合計50名の方にご参加をいただき、クリスマスパーティーを開催いたしました。初回や2回目とは趣向を変えて、当町出身の川島亜子さんをお招きし、サクソフオーン演奏を聞きながら、当町在住のシニアソムリエ成澤篤人さんによる坂城産ワイン及び坂城の食材を使用したイタリ

ア料理を堪能していただき、楽しいひとときを参加者の皆さんと過ごしていただくことができました。

また、参加者の反応につきましては、第2回、第3回の交流会の際、アンケートを実施しており、その内容は、「参加された方々が親切で話しやすかったのでよかった」との意見や「レクリエーションが楽しかったが、体力的につらかった」、「おいしい料理をいただきながら楽しい音楽を聴けて楽しい時間が過ごせた」、「いろいろな方と交流会ができて有意義な週末になった」など好評な意見が多く、参加者の皆さんの交流が深められたと考えております。

また、今後につきましては、来月、10月14日に第1回目の交流会を計画しており、今回は信州の代表的な料理であるそばをテーマに、参加者にそば打ち体験をしていただくことで参加者の一体感を深め、みずから打ったそばを食べながらの交流会を予定しております。また、12月にはクリスマスディナーとして、昨年大変好評でありました川島亜子さんによる演奏を聞きながら、おいしい料理を食べ、参加者の皆さんに楽しい時間を過ごしていただく交流会も予定しております。

この交流会により、参加者同士の交流が、交際、結婚につながり、坂城町に住んでいただけるよう、参加者の声を反映し、大勢の皆さんに参加していただけるよう工夫してまいりたいと考えております。また、多数の皆さんにお集まりいただく機会ですので、町の魅力や子育て支援の施策など、PRもあわせて行ってまいりたいと考えております。

7番（吉川さん） 今お聞きした中では、大変好評だったと、手応えがあるということで、参加者もかなりの方が、企業の皆様、町外からの皆様も参加していただいております。本当に計画をしていただく中で、大変な思いの中で、この何回か計画して実行していただきましたが、本当に町にとっても、これはすばらしい取り組みだと思います。

そこで、1点、今も課長のほうからも情報の提供がこれからのネックだというお話がありました。私はこの婚活について、なかなか見えてこない部分、一生懸命やっていたらいいんですが、町として皆さんご存じかどうかという点がちょっと疑問に思いました、そこで当町の婚活支援全体の情報発信の中心はどこにあるのでしょうか。

その点と、担当課がそれぞれイベントごとに違うわけですが、ぜひ町のホームページにもこの婚活情報のサイトを一括で見られるようなものを掲載していただけないかということをお願いしたいと思いますが、その点についての見解をお伺いしたいと思います。

福祉健康課長（伊達君） 町の婚活イベントの情報発信ということで、お答えをいたします。現在、町の婚活イベントなどは、今お答えをしましたとおり、福祉健康課、産業振興課、教育文化課というところがメインになって、それぞれが周知、参加の募集などを行っているという状況でございます。

ご指摘のように、こうした情報を集約する中で発信していくということで、より多くの方が

情報に触れ、ご自分に合ったイベントを選択していただけるということにもなりますし、より多くの方にイベント等にご参加をいただけるということにもなるかと思えます。

こうしたことを踏まえまして、中心ということではないんですけども、事業を実施する各担当課及び町の総合的な情報発信を担う企画政策課を交える中で、情報の共有をするとともに、婚活支援の全体的な情報を最も効果的にお伝えする方法についても調整を図ってまいりたいと考えているところでございます。

7番（吉川さん） 今もお話しいただいたように、見える形で、ぜひこのいい取り組みをしているのに、町民全体でやはり共有をして、そしてオール坂城でこの婚活を進めていかなければいけない大きな課題だと思えますので、ぜひお願いしたいと思えます。そして、先ほども申しましたが、ながの結婚マッチングシステム、このサイトをぜひうちでも取り入れていただくように、そのためにどのような体制をとらなきゃいけないかということも出てくると思えますが、これも要望としてお願いしておきたいと思えます。

それでは、次の質問に移ります。利用者のための公共交通とは。

イとして、循環バスについて。

先日、大きな手術をされた77歳の婦人の方から、こんな電話がかかってまいりました。今までは車に乗っていたので感じなかったけれども、初めて整骨院に行くために循環バスに乗った、歩けば20分かかるのに3分で着いた、とてもありがたかった、そして、その後、でも、いつ乗っても私1人で、このままだと廃止になってしまうんじゃないかと心配ですという言葉が返ってきました。また、買い物に行くのはいいけれど、帰りの時間がうまく合わないので結局タクシーをお願いするようになってしまおうと言っておりました。このごろ私のところにはこのような循環バスについての声が多く寄せられています。それだけ生活に欠かせない地域の足を必要とする方が増えてきているということだと思えます。

その中でお尋ねいたします。循環バスについて、1点。26年度から現在までの利用者の数と1日平均の利用者の状況はどうでしょうか。また、27年度にニーズ調査を実施されましたが、その後、改善された点についてもお尋ねいたします。

ロとして、デマンド交通についてです。

当町では、循環バス、平成13年から民間委託をして行っております。そして、停留所も60カ所以上と多くの場所を設け、住民サービスを図っていただきました。利用者のニーズについて考えますと、そろそろデマンド交通システムについても検討が必要かと思えました。このシステムについては、以前からお話もありますのでご存じかと思えますが、1点違うのは個人が予約をして利用するという点でございます。このデマンド交通システムは平成14年1月、福島県の小高町を皮切りに全国の自治体で利用されております。

それでは、このデマンド交通システムの導入についてもご意見を伺いたいと思えます。これ

で1回目の質問といたします。

建設課長（宮嶋君） 利用者のための公共交通とは、イ．循環バスについてから順次お答えします。

坂城町循環バスの平成26年度から現在までの利用状況につきましては、現在運行している北回り、南回りの年間乗車総数は、平成26年度は2万1,705人で、1日平均74人。平成27年度は1万8,824人で、1日平均64人。平成28年度は1万8,374人で、1日平均62人。平成29年度は4月から8月までの集計で6,894人で、1日平均55人という状況でございます。

次に、ニーズ調査後の改善された点についてでございますが、平成27年度に、より優しい地域公共交通を目指して、循環バス運行に対しましてのアンケート調査を実施いたしました。調査はご利用される方を対象に、運行時間に合わせ午前7時から午後6時までの終日、運行している北回り、南回りのバスに職員が乗り込み、乗車されている方から直接聞き取りにより調査を行いました。

調査の内容は、年代、性別、居住地等の基本的な情報に加え、利用目的、利用時間、信州上田医療センターまでの利用経験の状況を初め、循環バスの運行等に係る要望などをお聞きいたしました。

調査の結果は、びんぐし湯さん館、役場等公共施設、医療機関、買い物等へのご利用が多く、利用状況につきましては、ほぼ毎日や週3日から4日の利用で、午前9時から11時ごろの利用と午後1時から4時ごろの利用が多い状況でありました。利用者は女性の方が多く71%、年齢別では60代の方が27%、70歳以上の方が64%で、循環バスを利用される91%以上の方は60歳代以上の方でありました。信州上田医療センターまでの利用経験者は24%という状況でありました。

循環バスの運行についての要望といたしましては、電車との接続の改善をしてほしい、車両を大きくしてほしい、小型化してほしい、どこでもとまれるようにしてほしいといった要望や、アリオ上田店行き便が欲しいなどの要望がありました。また、特に1台の車両については、乗りおりするステップを低くしてほしい、次のバス停がわからないので案内表示をしてほしいなどのご要望がありました。

アンケート調査の意見、要望に対しまして、平成27年度からリースにより新たにもう1台の車両を更新し、乗降時の電動格納式補助ステップや乗降口左右に手すりを取りつけ、次にとまるバス停を示す表示機及び音声案内など装備した車両を配備いたしました。電車との接続については、例年、しなの鉄道のダイヤ改正にあわせ、できる限り改善し、循環バスの時刻表を改正いたしております。

また、この4月からは、日名沢・北日名・南日名間で、路線上のどこからでも乗車が可能と

なる、「どこでもノレール」の社会実験を実施し、運行を導入し開始いたしました。この「どこでもノレール」でございますが、利用者に押しボタン送信機を貸与し、決められた循環バスの路線上でバスが見えてきたところで送信ボタンを押し、運転手に知らせ乗車するといった内容のものでございます。運転手に停車を知らせる押しボタン送信機は、小型、軽量で携帯してもかさばらない大きさで、首にかけることも可能になっております。また、送信機は100m先まで電波が届きますので、バスが見えたらボタンを押し、早めに運転手に知らせることができ、安全に利用者の待つ場所に停車することができます。

今回、交通量の多い国道や県道、産業道路、市街地などは除き、運行に安全な区間として日名沢から南日名区間に限定し実証実験を行い、利用者の皆様からご好評をいただきましたことから運行を開始しております。

今後、大勢の皆様にお知らせし、「どこでもノレール」の運行区間の拡大や乗りおりが可能となるよう協議・検討し、さらなる利便性の向上を目指し、利用しやすい循環バスの運行に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、デマンド交通について、住民のニーズや地域の実情に即した例とデマンド交通の導入ということでございますが、デマンド交通は従来の路線バスのように定期的に運行する定時・定路線型の交通システムとは違い、事前予約によりルートを選定したり、起終点間の経路を自由に運行したりする、需要に応じて運行を行う交通システムであります。このシステムの特徴は、利用者が事前に予約し、それに伴ってバスの乗降場所、運行時間などが変わる仕組みになっており、乗り合いタクシー、予約が必要なバスのようなイメージであります。

デマンド交通のメリットは、バス停まで歩く必要がなくなる。事前予約により、利用者がいる場合のみ運行する。予約が入った停車地のみ経由するので、目的地まで短時間に着くことができる。また、戸口から戸口への輸送が可能で、高齢者に優しい輸送手段であることなどあります。

デメリットは、利用者にとって予約が必要である。利用したくても予約の状況で利用ができないことがある。乗降地の異なる利用者を乗り合いで輸送することから、目的地の到着時間が異なる場合がある。車両がマイクロバスより小さいことから、一度に乗車できる人数が制限される。また、事前に登録が必要となるなどが挙げられます。また、デマンド交通の運行に際しては、予約受付システム、受付センターやオペレーターなどの運行経費や車両の購入のほか、ステップや手すりの取り付けや、ラッピングなどの改造費用もかかり、運行経費の増加が課題となっておりまいます。

先ほどご答弁申し上げましたが、今年度から路線上のどこからでも乗車が可能となる、「どこでもノレール」の社会実験を実施し、運行開始し、地域の皆さんの利便性が図られており、さらに運行区間の拡大をしてまいりたいと考えております。

また、高齢者等の交通事故防止と免許返納者の方の移動手段の支援施策として、運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書の交付を受けた町民の方が、この9月から循環バスを利用する際に、運転経歴証明書を運転手にご提示いただくと運賃が無料となるようにいたしました。

町といたしましては、当面、現状のマイクロバス2台の体制の維持を基本としながら、新たに始めた運行や支援などの充実を図り、高齢者や障がい者を初め一般の方にも大いにご利用いただけるよう、ソフト・ハード面から利用しやすい運行を目指してまいりたいと考えているところでございます。

7番（吉川さん） ご丁寧な説明、ありがとうございます。時間がなくなってしまいました。私からは3点ほどお願いしたいと思います。今、自主返納の方にも町長がこの9月1日から無料ということで、すばらしい、なかなかない施策を打ち出してくださいました。本当にこれが利用者増へつながることを望みたいと思いますが、1点ですね、今、循環バス、今後も続けていくというお話でしたが、現在、28年度は約2,500万をかけて循環バスの運行を行っています。それに対して利用している方からの運賃収入が103万円ということでございました。住民サービスですので、それはそれということで、言ってしまうとそれまでなのですが、この点についてどうお考えかということが1点。

それから、デマンド交通ですが、私も佐久穂町に行ってまいりましたが、最初は大変だったのですが、このデマンド交通、利用者には大変喜ばれているということでありました。その中で、今後この取り組みとして、ぜひ全町的にアンケートを実施していただき、今の循環バスと、そしてまたデマンド交通についてご説明をしていただく中で、町民の皆様がどのように今、地域の足についてお考えいただいているか、このアンケートを実施できないか。

それから、今も今後このままいくと言いましたが、このデマンド交通システム、箇所を決めて、今すぐでなくてもいいのですが、地域を決めて実施できないか。この3点についてお伺いいたします。済みません、簡潔に答弁をお願いします。

建設課長（宮嶋君） 委託料と利用状況から見て、その費用対効果はというようなことの内容のご質問について、まずお答えしたいと思います。循環バスの委託料は、議員さんがおっしゃるとおり約2,500万円ほどかかっております。また、運賃もそのような状況でございます。また、1日平均60人ぐらいという状況ではございますが、こういった動向から見ますと循環バスの費用対効果は余り芳しくないかなと思います。しかしながら、この循環バスはそういったことじゃなくて、費用対効果を満たすというためじゃなくて、交通弱者、買い物弱者、あるいは小学生、通学者の交通のために運行しているという内容でございますので、今後も新たに始めました運行支援の充実を図り、より利用しやすい運行を目指してまいりたいと考えております。しかしながら、費用対効果も上がるように努めてまいりたいと考えております。

次に、住民ニーズ調査についてでございますが、27年度に行いました。次回のアンケート

調査には、そういったことも含めて調査できれば、お聞きできればと考えております。

それから、もう1点、デマンド交通の今後についてでございますが、実証実験等につきまして等ありますが、町につきましては、今後、交通システムのあり方についてどのような方法が坂城町に適しているかというようなことも、研究、検討しながら考えてまいりたいと思っております。

7番（吉川さん） 公共交通は多くの利用者のために役立つなければ意味がありません。そのためには利用に対する調査も大変必要かと思えますし、抜本的に改善もしなければいけないこともあるかもしれません。今も今後このまま継続をしていくというお話がありましたが、今年も町地域公共交通会議が来年度の利用に向けて開催されると思えますが、しっかりとその点について、その会の中で協議をして、どんな点を改善して、そして町民の皆様が少しでも多くの方が、六十何人でなくて利用していただけるようになるかという点をしっかりと協議していただきたいと思えます。

そして安曇野市でも、このデマンド交通、導入しておりますが、ここは社会福祉協議会が中心となって行っております。それはどうしてかといいますと、社会福祉協議会が中心になることで、乗っている方の状況が全部把握できるということでございます。これから乗られる方は高齢者がどんどん増えてくるわけですが、社協が運営することで一人一人の状況が手にとるようにわかるということで、もしこれからご検討していただく中では、ぜひ社協が運営主体となるような形で検討をお願いしたいと思います。

では、3点目のセカンドブック事業について。

イとして、親子の絆を深めるセカンドブックを。

当町は平成16年11月からファーストブック事業、いわゆるブックスタートを始めました。生後7カ月の健診時に図書館司書の方が読み聞かせや絵本の楽しさなどについてお話をしていただき、そして10冊の絵本の中から2冊を選んで読み聞かせについて、コットンバックに入れてパンフレットとともにプレゼントされております。昨年度も75名の乳児に贈呈されたと同いました。このファーストブック事業、そして現在、ほかの自治体でも今、セカンドブック事業を取り入れております。

現在、若い世代を取り巻く生活環境が大きく変化しておりまして、若いお母さんが早くから働きに出ております。そういう中で、3歳のときに3歳の健診が保健センターで最後の健診となります。そういう意味でも、3歳というこの貴重な時期に、ぜひ当町でもセカンドブックをプレゼントしてはと思えますが、それについての見解を伺います。

福祉健康課長（伊達君） セカンドブック事業についてお答えいたします。町では、お子さんが小さいころから本に親しみ、豊かな感受性を育むとともに、読み聞かせなどを通じて親子のきずなを深められるよう、平成16年度よりブックスタート事業を実施しており、昨年度までの

13年間で1,344人のお子さんに絵本のプレゼントをしてまいりました。

ご質問いただきましたセカンドブック事業は、お子さんがある程度の年齢に達したところで本をプレゼントするということでもありますけれども、何よりもこうした時期に子供の成長に合わせて身近に多くの本に出会える環境づくりが重要だと考えているところでございます。

町では、子育て支援センターや町立図書館の絵本などの充実に努めており、子育て支援センターでは絵本を620冊、紙芝居を150冊所有しているのに加え、町立図書館より270冊の絵本と50冊の紙芝居を借り、3カ月に一度は本の入れかえを行っております。また、町立図書館には1万1,100冊の絵本の蔵書があり、昨年度は490冊の絵本を購入し、また座ってお話ができるスペースもございます。いずれも常に新しい本に出会えるという環境を整えているところでございます。

幼児期は、豊かな感性とともに好奇心や探求心、思考力を養う大切な時期であり、読書だけでなく子供同士の交わりや仲間とのかかわり、家庭以外の環境に触れることも、こうした力を培う大きな要素になると考えており、まずは常に絵本に触れることができ、ほかの人も交流もできる子育て支援センターや町立図書館に足を運んでいただけるよう、PRを図ってまいりたいと考えているところでございます。

7番（吉川さん） 新しい本に出会う環境を整えていますという答弁でありました。この読み聞かせ、私も最近では膝の中に1歳の孫を入れて体験しておりますが、この読み聞かせは赤ちゃんの体の発育にミルクが必要であるように、赤ちゃんの言葉と心を育むために愛情に包まれた抱っこの温かさの中で言葉と心を通わせる時間が大切であると言われております。このブックスタート事業の効果についてどのように捉えているのでしょうか、お願いいたします。

福祉健康課長（伊達君） ブックスタート事業の効果ということで、お答えをいたします。ブックスタート事業につきましては、本の贈呈後、アンケートなどでの確認はしておりませんが、この事業により絵本が好きになったといった声などをお聞きしているところでございます。子育て支援センターでの絵本の貸し出し状況を見ましても、利用者数、貸出冊数は年々増加傾向にあり、ブックスタートをきっかけに絵本を借りに来るといったこともあるのではないかと考えているところでございます。

ブックスタートは単なる読書支援でなく、親子の愛着形成の手段ともなっておりますので、子育て支援、また親子への支援の重要な事業として今後も取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

7番（吉川さん） 環境を整える中で、子育て支援センターに足を運んでいただく若いお母さんたちが増えていけばいいわけですが、中にはなかなかそういう場所に出向けないという家族も、また子供さん、親御さんがいらっしゃると思います。そんな意味でも、この点についてこれからも検討していただきたいわけですが、軽井沢町では、やはり3歳児健診時にボラン

ティアの方が大型の絵本の読み聞かせをして、そして5冊の絵本の中から1冊プレゼントしていると伺いました。図書館に行けば絵本がある、また保護者みずから購入することは、そう難しいことではないと思いますが、ここで大事なのは、あえて行政がこれを実施する、この事業の意義や思いを保護者の方に伝えていく、この活字離れの中で、そのことが大きな意味があると思っております。小さな取り組みですが、その子の人生の中で大きな意味を持つ取り組みだと思しますので、今後の施策の中で検討を願いたいと思っております。

今日は大変、時間が足りなくなっていました。さて、この自然豊かな坂城町、子育て世代からお年寄りまで、この町はいいなと口々に言っていただけのように、私もこれからも皆さんの声を粘り強く届けてまいります。以上で私の一般質問を終わります。

議長（塩野入君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時00分～再開 午前10時10分）

議長（塩野入君） 再開いたします。

次に、12番 大森茂彦君の質問を許します。

12番（大森君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

1. 国保の県への移行について

これは6月議会に続き、今回2回目の質問となります。来年4月、社会保障制度の中で医療にかかわる国保、介護保険、障がい福祉の三つの分野が大きく見直されます。国保については、これまで2回の試算では市町村独自の法定外繰り入れが含まれず、国保税が最大7割以上になる、これは毎日新聞で埼玉県の事例を出しておりました。というところや、県下の泰阜村でも1.5倍などの試算が出ており、住民からの不安と怒りが、その声が上がっておりました。今回、第3回の試算の最大の特徴は、厚労省が制度移行に伴う保険料あるいは保険税負担の急変、これを極力避ける姿勢を明確にしたことであります。

イといたしまして、第3回目の試算結果はどうであったか。

第3回試算では、平成30年度の公費拡充分、これは1,700億円のうち1,200億円の充充分や医療費の伸びが低かった平成29年2月診療分までの実績が反映されております。さらに28年度に法定外繰り入れや基金取り崩し等で保険税増加を抑制した市町村は同額を、同じ金額を29年度に繰り入れた上で試算していいことになっております。長野県が行った坂城町の試算結果、これについてどうであったかご答弁願います。

二つ目に、市町村ごとの実際の1人当たりの保険税額、そして世帯当たり保険税額との比較も求めることになっております。坂城町のそれぞれの額はどうかであったのでしょうか。

次に、厚労省は都道府県及び市町村が試算結果を公表することも認めており、町として公表すべきと思いますが、これについてどうか。以上、3点について答弁を求め、1回目の質問といたします。

町長（山村君） ただいま大森議員さんから、1としまして国保の県への移行について、（イ）で第3回目の試算結果はというご質問がありましたけれども、私からは（イ）の第3回目の試算結果についてお答え申し上げます。

国民健康保険は、平成30年度の制度改革により財政の運営主体が県に移行されます。そこで、県では県下全体の保険給付費を賄うために、各市町村がそれぞれ被保険者の皆さんに納めていただく国民健康保険税を主な財源として県に納める国民健康保険事業納付金、いわゆる納付金を算定し、提示することとなります。

第3回目の試算に関しましては、8月中をめどに県から示されることになっておりましたが、現時点におきましては、まだ県から提供されていないという状況であります。県に確認しましたところ、スケジュールとしますと今月中旬ということですので、間もなく市町村に示される予定で、県ではこれをもって今月下旬に県の国保運営協議会に諮ることとされております。なお、県の国保運営協議会は公開されますので、結果的に県内の試算内容に関しまして公にされるものと思われま。

納付金の試算につきましては、これまでも昨年度に2回行われましたが、試算の趣旨が新体制に移行する30年度以降の納付金の配分方法や激変緩和条件の検討などを目的としているため、あくまでも内部的な参考値として捉えているところであります。

今回示される第3回目の試算では、これまでの試算とは異なり新制度を前提に行われ、例えば、保険料の伸びが急増する場合の激変緩和措置を本年度の保険料率に対して試験的に当てはめたり、医療給付費等が自然に増加する一定割合をパターン化して推計し計算されるなど、これまでの試算よりは制度改革以降実際に算定される形に近づくものと思っておりますが、これをもって来年度の実際の数値になるものではございません。

また、納付金算定の基礎となる数字を推計するに当たって用いられる国の各種係数に関しましても、29年度予算ベースのものを用いているため、実際の30年度の納付金額算定に関するものは今後改めて示されていくということとなっております。

県から示される試算内容としましては、主に町が納めるべき納付金の総額と同時に、市町村が本来その加入者に対して賦課すべき標準保険料率として、当町を含む多くの市町村で用いられている所得割・資産割の料率と均等割・平等割の金額による4方式と、資産割を除いた3方式との二つの保険料率が示されることとなります。

町といたしましては、示された試算結果に用いられたデータや算出の根拠等内容を精査し、将来的な医療費等の推計と賦課する保険税について、町の国保運営協議会のご意見をいただく中で検討してまいりたいと考えております。

また、公表につきましては、県の国保運営協議会での審議の経過を見る中で、適切に対応してまいりたいと考えております。

12番（大森君） 残念ながらまだ公表されないということですが、厚労省はですね、全国の県に対して8月までに厚労省へ報告するようというふうに提出を求めています。そういう点で、もう月半ばになってきておりますので、今、町長からの答弁で県は中旬に知らせるということで、近々のうちに報告が来るかというふうに思うわけでありませう。

1点お尋ねしたいんですが、保険料率の計算方式で、4方式、特に資産割等が含まれた内容についてと、それと、それを外した内容ということでの計算が出されると思うんですが、これについては当町はどのような方向、あるいは県はどのような方向で、どちらを採用して行うのか。あるいはそれぞれの自治体が自由に選択してできるのか。その点についてはどのような方向で進んでいるのでしょうか。

福祉健康課長（伊達君） 税率の賦課の方法、今おっしゃられたように4方式と3方式というパターンが示されるということでございます。本件におきましては、医療給付費分については、ほとんどが4方式という状況でございます。今お尋ねにあった資産割、資産税割についても、こちらのほうは料率がですね、かなり市町村によってばらつきがあるという中であります。基本的には4方式にするか3方式にするかというのは市町村の中の決めという形になるかと存じますけれども、県のほうでは参考として3方式によるものも示すということになっております。

12番（大森君） 県が公表しなければ何の議論も今回進まないということになるわけですが、6月議会で制度全体について一般質問を行わせていただきまして、そこでの制度的な内容については明らかになってきておりますけれども、やはりこれは県からそれぞれの自治体へ通知があった場合に審議会を開いて検討して公表していくということですので、速やかに公表を求めていきたいというふうに思います。それでは、次の一般質問に入ります。

2といたしまして、誰もが安心して暮らせる町に。

町は「ともに生きる福祉と健康のまちづくり」を目標に、坂城駅にエレベーターの設置を初め、グリーンベルト化やバリアフリー化などを進めてきております。一方、国は平成15年度に法定の障害福祉サービスは措置から利用料が発生する支援費制度をスタートさせました。これは福祉の市場化であり、営利事業体、株式会社の参入を可能といたしました。平成18年4月には障害者自立支援法が施行、この内容は、身体・知的・精神の3障がいの支援を一元化するというので、それぞれの障がいの支援が見えにくくなりました。平成25年4月には障害者総合支援法に改め、介護保険優先原則の導入が行われました。平成28年5月には障害者自立支援法の改正法が成立しました。そして、これは来年4月から施行となります。この改正法に基づいて今回の町障害福祉計画第5期計画を策定することになります。これを踏まえて質問に入りたいと思います。

イといたしまして、これまで行われてきた第4期障害福祉計画の現状は。

3点についてお尋ねいたします。一つは、第4期計画における成果と残された課題はどんな

ものがあるでしょうか。

二つ目には、障がい者の地域移行について。特に精神についてであります。29年度末までに千曲市と連携して千曲・坂城地域の地域資源を活用した機能分担による面的な整備を目指すとして、町内にある空き家のグループホームへの活用検討など基盤確保についても研究することですけれども、この進捗状況はどうなっているのでしょうか。

三つ目には、私は2年前、27年9月議会において第5次長期総合計画後期計画の見直しの中で、グループホームを初めサービス基盤の整備について、事業所等への支援も含め検討することや、長野市との連携中枢都市圏構想の検討の中でも精神障がい者地域生活支援コーディネーターの共同設置も協議すると、このように町長は答弁されておりました。この経過についても答弁を求めるものであります。

ロといたしまして、第5期計画策定におけるサービスの創設と拡大についてであります。

これについても3点についてお尋ねいたします。自立生活援助の創設が行われますが、これはどんなサービスの内容になるのでしょうか。

二つ目に、就労定着支援の創設、これも新たにつくられます。この内容はどうでしょうか。

三つ目に、重度訪問介護の訪問先が拡大されますが、これはどのようなサービスなのかお尋ねをいたします。

ハといたしまして、障がい者サービスの介護保険サービスへの移行の問題。これについてですが、障がいのある人が65歳になると障害福祉から介護保険制度へ移行させられ、サービスが切り下げられるものもあります。介護へ移行した方の人数は何人でしょうか。

次に、厚労省は一律に介護保険を優先させないこと、介護保険で十分なサービスが受けられない場合は、それに上乗せして障害福祉サービスを受けられるように適切な運用をするよう通達を出していると言いますが、町の対応はどのようになっているのかお尋ねをして、1回目の質問といたします。

福祉健康課長（伊達君） 誰もが安心して暮らせる町にということで、（イ）の第4期障害福祉計画の現状はから順次お答えをいたします。

障害福祉計画は、障がい者が地域で安心して暮らし、自立した生活を送ることができる社会を実現していくために、障害者総合支援法に基づいて、障害福祉サービス等の提供体制確保のために、国が定める基本指針に即して都道府県、市区町村が作成するもので、3年を1期として平成18年度から策定されており、本年度は平成27年度を初年度として策定された第4期計画の最終年度ということになっております。

第4期障害福祉計画は、平成25年の障害者総合支援法の施行を踏まえ、障がい者が地域で暮らせる自立と共生社会の実現を基本理念とし、施設入所者の地域生活への移行、地域生活支援拠点等の整備、福祉施設から一般就労への移行を成果目標として目標値を設定しております。

これまでの成果と課題ということでございますが、まだ計画期間中でございますので途中経過としてお答えをいたします。まず、施設入所者の地域生活への移行についてでございます。今年7月に1名の方が入所施設を退所されました。目標値は計画期間中に3名の方が地域生活への移行を、また施設入所者数としては1名の削減を見込んでおりますので、最終年度となります今年度の今後の状況について確認をしてみたいと考えているところでございます。

先ほどご質問にありました千曲市との連携における地域資源を活用した面的な整備を目指していく地域生活支援拠点等の整備につきましては、国の指針において整備期間を平成30年度から始まる次期、第5期計画期間まで延長する方向を示しております。しかしながら、坂城・千曲圏域におきましては、既存資源の活用による面的な機能確保をベースとして、千曲・坂城地域自立支援協議会等との連携を図る中で、なるべく早い時期に体制整備ができるよう、継続して協議を進めているところでございます。

また、福祉施設から一般就労への移行についてでございます。就労移行支援事業の利用者数は、27年度末が13名、28年度末が4名、今年度は現段階で3名となっており、年度により利用者数に差はありますが、一般就労に移行した方は、平成27年度で1名、28年度で3名となっており、今年度においても8月から1名の方の一般企業での就労が決まるなど、成果目標値であります3名を上回る状況となっております。

障がいの方が自立して生活をするためには、就労ということも一つの大きな要素となります。就労移行支援などのサービスにより、就労に必要な知識や能力を身につけ、数多くの方が一般就労につながるよう、相談支援事業所、サービス提供事業所と連携して支援を継続してまいりたいと思っております。

次に、精神障がい者の地域移行についてですが、精神障がいを初め、3障がいに対応した相談支援機能の充実を図るとともに、地域移行支援を行う一般相談支援事業所との連携や緊急時の相談、受け入れなど、障がい者の地域移行を総合的に支援していく地域生活支援拠点については、先ほどお答えしたとおり整備に向けた協議を進めているところでございます。

空き家のグループホームへの活用につきましては、利用者が共同生活を行うことから、居室の状況やプライバシーの確保、設備等の課題があり、町で紹介できる物件がなく、活用には至っていないという状況でございます。

また、第5次長期総合計画後期基本計画の中でも位置づけられているグループホームなど障がい者支援施設の整備につきましては、坂城・千曲圏域での基盤の充実という観点から、町でも建設補助を行う中で、今年度、精神障がいの方を受け入れるグループホームが新たに上山田地区に開設されたところで、当町からも現在お一人の方が利用されているという状況でございます。

特に長期入院中などの精神障がい者を初めとする障がい者の地域移行支援につきましては全

国的な課題となっており、長野圏域においても長野地域連携中枢都市圏ビジョンの事業として、28年度より専任のコーディネーターを圏域で設置し、長期入院している精神障がい者の方の病院と地域への橋渡し、退院へのアプローチ支援が行われております。

町といたしましても、精神障がいの方が自分の選んだ地域で自分らしく生活するための社会復帰や社会活動への参加の促進のため、関係機関と連携して必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、(ロ)の第5期計画策定におけるサービスの創設と拡大についてのご質問にお答えいたします。第5期障害福祉計画につきましては、平成30年度から32年度の3カ年を計画期間とし、国の理念、基本指針を踏まえた成果目標と、必要となるサービス提供量の見込みを活動指標として設定し、今年度中の策定に向けて準備を進めているところでございます。第5期のスタートである平成30年4月には、障害者総合支援法等が改正・施行され、障害福祉サービスに新たに自立生活援助、就労定着支援の二つのサービスが創設され、重度訪問介護サービスの訪問先も拡大されることとなります。

自立生活援助は、障がい者施設やグループホーム等で生活していた障がい者が、ひとり暮らしを始めたときに定期的な訪問などを行い、日常生活上の課題や地域住民との関係などを確認し、必要な助言や支援を行うことで、地域移行を支援するものとなっております。

就労定着支援は、就労移行支援などの障害福祉サービスを利用し、一般就労に移行した障がい者について、就労した企業等への定着を目的として、就労に伴う環境変化により生じる生活面の課題解決に向け、企業と連携し、働く障がい者の支援を行うものとなっております。

重度訪問介護の訪問先の拡大は、これまで居宅だけとなっていた訪問先を、障害支援区分が6の状態にあり、日常的に在宅で重度訪問介護を受けている方が医療機関に入院した場合は、入院先にも訪問先を拡大することで、障がい者それぞれが必要とする介護特性を入院後の医療機関においても継続して保つことを目的とするものとなっております。

第5期障害福祉計画においては、これらの創設、拡充された新たなサービスを見込み量に加えて策定してまいるということとなっております。

次に、(ハ)の障害者サービスの介護保険サービスへの移行の問題についてお答えいたします。障害福祉サービス及び介護保険サービスの利用に当たっては、障害者総合支援法により介護保険優先の原則が規定されており、障害福祉サービスを利用されている方も65歳に到達された際には、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、介護保険の認定調査を受け、認定段階に応じたご負担をいただく中で介護保険サービスを利用していただくこととなります。

しかしながら、利用していたサービスが行動援護、同行援護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援など障害福祉サービス固有のものである場合は、65歳以上も継続した利用が可能

であり、車椅子などの補装具についても身体状況により、障害福祉サービスでの購入ができる場合もございます。また、施設やグループホームを利用している場合など、障害福祉サービスで受けていた支援に相当するサービスを介護保険で受けることが難しいと判断される時は、入所を継続する対応や、在宅で居宅介護を受けていた障がい者の方が介護保険への切りかえ後、介護保険サービスのみでは不足するといった場合には、障害福祉サービスを上乘せ支給するなどの判断を行っております。

障害者総合支援法が施行された平成25年度以降の町の状況について申し上げますと、25年度は65歳以上で障害福祉サービスを受給されていた15名のうち、14名がそのまま障害福祉サービスを継続し、1名の方が介護保険に移行されました。26年度以降は、介護保険サービスのみの利用に移行した人はおらず、26年度は17人のうちお一人、27年度は22人のうちお一人、28年度は26人のうち3の方が介護保険サービスを利用するようになりましたが、あわせてサービスの不足分について障害福祉サービスを上乘せしており、利用者のご意向や状況を踏まえる中で適切な運用をしているところでございます。

今後も、障害福祉サービスから介護保険サービスに移行にしたことで、障がい者の日常生活などに支障が生じることのないよう対応を図ってまいりたいと考えているところでございます。

12番（大森君） それぞれご答弁をいただきました。第4期計画における成果と課題という点で、特に障がい者の皆さんに対する共同生活等を行うグループホームということが一番大きな課題として残されてきているのかなというふうにするわけですが、共同生活するためにプライバシーの問題だとか、あるいは施設、空き家の構造的な問題等、やっぱりあるかと思うんですが、そういう点では千曲・坂城内で探すということになれば、それだけの物件、なかなか見つからないということがあるかもしれませんが、やはりもう少し財政的支援もしながらですね、そういう施設運営をする団体に対して、やはり早急な対処をとっていくということが必要ではないかというふうに思います。このことができて初めて第5期の計画が進められるというふうになると思うんですが、この点についてはどんなような方向性でこれまでに行われるのでしょうか。それ1点、ちょっとお尋ねしたいと思います。

福祉健康課長（伊達君） グループホームに関してのご質問でございますけれども、先ほどのご答弁の中でも申し上げましたように、本年、上山田地区にグループホームが1軒開設したということでございます。こちらは精神障がい者の方も受け入れる施設ということで、これについては町のほうでも財政援助をしているということでございます。

こうしたようにですね、必要に応じてですね、町のほうでも財政支援をしてまいるという形になろうかと思っておりますけれども、事業者等の意向を踏まえる中で、また千曲・坂城圏域ということになりますと千曲市さんとの調整も当然出てまいりますので、そうした点を踏まえながら今後においても対応を検討してまいるということになるかと存じます。

1 2 番（大森君） 長野地域連携中枢都市圏構想ということで、障がい者地域コーディネーターの共同設置ということで動き始めたということですが、これについては長野市との動きもありますので、ぜひ長野市の方向性も踏まえながら、また町の要望、あるいは意見等も出していただきながら進めていっていただきたいというふうに思います。

次に、ハの障害者サービスの介護保険の移行の点ですけれども、全国の自治体で行われているのは、結構強制的に介護保険に移行させるという形があるんですが、人数的に介護保険へ移行の人数を見ますと、それほどでもないんですが、これについては介護保険でのサービスの内容提供できるものが、そんなになんという判断でよろしいでしょうか。それについてお尋ねいたします。

福祉健康課長（伊達君） サービスの介護保険への移行ということでございます。当町におきましては、先ほど申し上げたとおりの移行者の状況ということでございますけれども、介護保険の場合は、その認定される介護度によって当然受けられるサービスの回数ですとか量が決まっています。その中ではどうしても足りないという場合は、これは当然ながら障がいのほうでカバーをしていくということになります。また、そもそも介護保険、やはり障がいの方はそれぞれ固有の特性を持っていらっしゃるということに鑑みまして、ご本人のご意向ですとか、ご家族のお話をよく聞く中で、介護保険に移行することで障がいの部分が削られてしまうということのないように私どもは留意してやっているということでございますので、今後もそのような対応をしてまいりたいと考えているところでございます。

1 2 番（大森君） 介護保険でない、足りない分については上乘せして、あるいは障害者福祉支援のほうで実施されるということですので、今後もその点については利用者のご意向をきちっと受けとめて実施していただきたいと思いますということを願っております。

次に、来年4月から始まる第5期計画策定についてでありますけれども、3点が大きく、2点が創設され、1点が拡大ということであるんですが、自立生活支援ということでは、障がい者施設だとか、あるいはグループホーム等からのひとり暮らしを進めるという、こういう方々に対する支援をしていくわけですけれども、サービスの利用についてですね、いろんな条件があるわけですが、具体的な対象者としては障がい者支援施設等の対象、グループホーム、精神病院等の医療機関を退院した者であって、障がいに起因する疾病等により入院していた人というふうに条件でなっていて、しかし、退院から3カ月以内の者に限るとというのが定義されているわけです。この点について、特に精神の場合、サービスを利用して、その後、再発したという場合にですね、こういうときに退院から3カ月以内、まず短過ぎるんじゃないかということや、自立支援サービスを利用する、再度これを利用することができるのかどうか。こういう点についてもですね、やはり明確に利用しやすいように延長できるような、そんな方向性がとれるのかどうかお尋ねいたします。

福祉健康課長（伊達君） お尋ねのありました自立生活援助を含めた新たに創設されるサービス、それと重度訪問介護の訪問先の拡充といった新たな仕組みの部分につきましては、法の大きな体系の中では決まっているということになるかと思えますけれども、具体的な運用ですとか基準については、まだ私どものほうに明確に示されておらないということでございます。先般、県のほうに確認しましたところ、県のほうにも国から特段細かい指示は今のところ来ていないということでございますので、今後そのような情報の中で、こういった仕組みになっていくのか、細かい部分については精査をしていきたいと考えております。

12番（大森君） 今のご答弁いただき、あと2と3、質問してもしょうがないということになるかもしれませんが、それでも障がいの皆さんも気にされていることでありますし、また国のほうへですね、一応の案が出てきたところでは若干の、例えば退院から3カ月以内とするという者に限るというのをですね、半年に延長するぐらい程度でおさめるということもあるわけですから、大体大筋はこの線で行くという内容だというふうに思うんです。これまでのいろんな施策や法律等であっても、本当に若干の手直しということで、どこが変わったんだろうかということすらわからないような手直しぐらいしか出ていないということから考えればですね、この退院から3カ月以内の者に限るという、この期間も半年あるいは1年以内ということになってですね、その後は悪く言えば放り出すという形になるんじゃないかというのを心配するわけです。

次に、就労定着支援の創設ということで、これまでも就労支援ということは行ってきております。特に今回、定着ということが創設として大きな点であるというふうに思うわけです。これは本当に日常生活等、いろんな点で障がいを持っている方、スムーズに移行できないということや、時間を決めたり時間どおりに出勤したり、決められた作業をするというようなことがなかなか大変だというふうに思うわけですが、こういう支援が定着するような支援ができるということは非常にいい方向だなというふうに感じたわけですが、これについてのですね、こういう支援を受けるサービスの利用期間というのは、1年ごとに支給決定期間を更新して3年間となっているということです。障がいを持っている方においては、生活面の課題について、3年間も当然必要がない方もいらっしゃると思うんですが、それ以上支援が必要な方もいるんじゃないかというふうに思うわけです。この3年間という期限を切るということでは、やはり問題ではないかというふうに思います。これについても厚労省からまだ何とも来ていないと、通知来ていないということですので、これについても答弁求めてもやむを得ないなというふうに思うんですが、やはりこれについても手直しとしたら5年とかという期限になってくるということで、やっぱりある程度無期限というのが原則的に必要ではないかというふうに私は考えます。あるいは県なりからの意見聴取があった場合には、やはりこの点についてきちっと指摘していただきたいというふうに要望したいというふうに思います。

次に、3番目の重度訪問介護の訪問先が拡大されるということで、これまでは重度訪問介護事業所はですね、居宅との関係だけで行われていたんですが、今度は病院とか施設へ入所あるいは入院する場合にも、こういう方々が利用されている場合には、ヘルパーを引き続き病院等へも派遣できて、そして、そのニーズを的確に医療従事者に伝えるということで、障がいをお持ちの方の精神状態あるいは体の状態、これらについても医療従事者と心通じ合ったことで支援していくということで、これについては非常に拡大されて、いい内容になるのではないかと期待するところでございます。

次に、ハとしまして障害者サービスの介護保険の移行の点ですけれども、これについては先ほど質問いたしましたね。申しわけございません。

それでは、先ほどの期限等について、あるものについてですね、私が提案した、無期限とは言いませんが、ある程度5年とか、あるいは10年とか、こういう期限も相当長期の支援というのが必要だというふうに思うわけですが、それについて県への意見聴取の場合には、県へのそのような意向を要請してほしいということですが、それについてはどのようにお考えでしょうか。

福祉健康課長（伊達君） サービスの利用期限のお尋ねでございます。サービスについては、これ法定で行われるものでございますので、その中の裁量としてどのくらいできるかという問題はございますけれども、もしそういう意見聴取のような機会があれば、そんなご意見があるということでお話はしてまいりたいと考えております。

12番（大森君） ぜひそのように改めていただくということで、強く求めていきたいというふうに思います。

次に、3番目の枯損木処理についてお尋ねいたします。6月議会において、同僚議員からも枯損木処理についての問題を取り上げられました。また、今回ほかの議員さんも里山等の整備も含めて質問がありますので、今回、私はピンポイントで質問をいたします。

国道18号線からしなの鉄道葛尾トンネルの間の大宮地区の急峻な斜面の松枯れがひどく、枯損木の多くが斜面の下方に向けて倒れているのが確認できます。この直下に住んでいる方は枯損木の落下で被害が出るのではないかと心配されております。6月議会の報告でも、町は今年度この箇所について落石防止対策工事を予定しているという答弁がありました。この工事とあわせて枯損木の撤去も必要ではないかと思うのであります。

最近の異常気象はどこでも土砂災害が起きる状況となっております。また、国道を行き交う車からでもよく見えるところであります。町が進める定住・移住促進の上からも、また町の景観としても、いいイメージではありません。そして、これから秋の長雨も心配されるところであります。枯損木撤去についての答弁を求めます。

産業振興課長（大井君） 枯損木の処理のご質問についてお答えをいたします。初めに、枯損木

は立ち枯れし白骨化した樹木のことですが、町内においても全般的な広がりが見られ、そのまま何も手をつけずにいると倒木のおそれとなるため、その対応に苦慮しているところでございます。

この枯損木は松林に多く見られ、その原因は松くい虫被害によるもので、町では守るべき松林を明確化し、伐倒駆除を初め空中散布の実施など防除対策を進めておりますが、全て被害木を処理することは困難で、枯損木が増加している状況でございます。

ご質問の大宮地区の森林につきましては、保安林に指定されており、以前より県が主体となって国の補助金を活用し、落石防護柵等の治山工事が実施されてきたところでございます。

今回の工事につきましては、斜面の岩に亀裂が入っていたり浮き石があることから、県に対し落石防止の工事を要望し、平成26年度に工事に着手したのですが、その後、国の予算配分が行われず、工事が一時中断しており、しなの鉄道からも強く要望され、また昨年度、28年度に2件の落石が発生したこともあり、本年度、再開されることとなったものでございます。

工事の施工方法といたしましては、大きな岩をワイヤロープで固定し、浮き石等に網状のワイヤネットをかけるといった内容となります。また、今年度は県の工事計画全体の予算措置がなされていないため、来年度以降も引き続き工事を施工するよう県に要望を行ったところでございます。

この工事にあわせて枯損木の処理ができないかということでございますけれども、実際に被害が出ており、より危険な落石防止のための工事を優先して実施してまいりたいと考えております。また、この大宮地区の森林は守るべき松林に指定され、重点的に松くい虫被害対策を実施する森林ではございますが、ご質問のとおり非常に急峻で伐倒駆除が困難なため新たな松くい虫の被害木も発生しており、枯損木が増加している状況となっております。この急峻な場所で枯損木の処理作業を実施した場合、新たな落石を誘発するおそれがあり、通常の搬出処理が非常に困難な箇所でもございます。そういった状況でございますので、落石防止工事完了後、治山工事での対応を県に要望してまいりたいと考えております。

12番（大森君） この地域について、ご答弁では保安林の指定があり守るべき松林であるということで、非常に大切な、また景観上も大切な松林ということになるわけですが、実際に倒木して倒れている木についてですね、横に倒れていけばまだ元気な木の間でですね、ぐっと頑張ることができるかもしれませんが、国道から見ても下に向いて木が倒れているという状況が、もう何本もあるわけです。落石防止だけでは、やはり処理できないということ、処理というのは安全を確保できないということもあるんですが、それよりも治山という点での落石防止工事がですね、26年度に着手して、まだ橋をかけてあるようですけれども、これ中断しているということと、また、しなの鉄道からもやはり何とかしてほしいという要望が出ているわけです。

から、県の、しなの鉄道も県とのかかわりが非常に強いところであるわけですから、ここについてはですね、やっぱり早急な対応が必要だというふうに思います。

県に対しても、やっぱりこのところは、事故が起きてからは何とも言えないというか、事故が起きるまで何もしないということではなくて、事故が起きる前に未然に防いでいくという、こういう防災対策というのが必要だというふうに思います。これについてですね、やはり県が本当にどこまで本気でこの公共交通機関の鉄道を守り、そして町民の生活を守っていくかという点はですね、もっと強力に要求し推し進めていってほしいというふうに考えるわけですが、もう一度それ、決意のほどをちょっと求めたいというふうに思います。

産業振興課長（大井君） 倒木等のお話でございますけれども、まず先ほども申しあげましたけれども、落石が発生しておりますので、まず落石の防止の工事を優先してまいりたいというふうには考えてございます。

また、県が主体となって治山事業を行っていただいておりますけれども、打ち合わせ等については綿密に行っておりますが、具体的にどのぐらいの意気込みでやるかというようなことではお伺いしてございませんので、そこら辺については何とも申し上げられないところですが、治山事業として県が主体となって進めていただくということで打ち合わせをし、現在も今年度も事業を進めておるところでございます。

また、町としてもそういった倒木の危険防止、もしくは景観の関係もございまして、今後、県に治山事業として、その後の倒木処理についても進めていただくように要望してまいりたいというふうに考えてございます。

12番（大森君） 決意のほどをお伺いいたしました。そのような方向で、ぜひご努力願いたいというふうに思います。

いつも時間ぎりぎりになりますので、後回しにしておったんですが、特に今回、医療・社会保障にかかわる3点の計画、制度が見直されるということでありまして、これについて特に国保についてですね、追加で私の考えを述べたいというふうに思います。

国保の都道府県化は国保を抱える構造的な問題の解決と国は言っておりますが、この解決というよりも医療費の適正化と収納強化のためであるということでは明らかではないでしょうか。

2013年に出された社会保障制度改革国民会議の最終報告書は都道府県化の狙いについて、医療提供体制の主体と国保給付の主体を都道府県に一体的に担わせることで効率的な医療費抑制ができるようになり、医療提供水準に見合う保険料も検討が可能になると、このように述べ、医療費抑制であるということストレートに明記しているわけでありまして。医療提供体制の管理は都道府県の仕事というふうになりますが、国は再構築を掲げ医療機関ごとの2025年の医療の必要量を示す地域医療構想を都道府県に策定をさせて、都道府県ごとの医療費抑制を競わせております。

政府は2015年当時の病床、ベッド数ですが、約20万床を削減し、2025年時点で115万から119万ベッドにするという計画を示しております。2025年までに33万ベッド数が削減されることになるわけでありまして。長野県では2015年時点の1万9,769のベッド数から、25年には1万6,839ベッドにするということで、2,930ベッドの削減計画を策定しております。

そして、国保では調整交付金、納付金、保険者努力支援制度、国保運営方針などを使って制度の中に医療費抑制の仕組みを組み込ませています。医療提供体制だけでなく、保険給付との両面から効率よく医療費抑制を推進しようとするのが都道府県化の一番の狙いではないかと私は考えております。誰もが安心して受けられる医療制度、一つは誰もが払える保険税であること、二つ目は保険証1枚でいつでもどこでも誰でも必要な医療が受けられる制度にしてほしいものであります。

また、最後に要望でございますが、本当は質問に入れなきゃというように思っていたんですが、ちょっと落としましたけれども、今、おたふく風邪が結構はやっております。特にこれは子供さんの場合、片耳だけの難聴になりやすいということで、親のほうはなかなか難聴になったのは気がつかないということで、やはり予防接種、これが必要だというふうに思うんですが、これは要望としてですね、助成等も考えていただければということをお願いいたしまして私の一般質問を終わります。

議長（塩野入君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時06分～再開 午前11時16分）

議長（塩野入君） 再開いたします。

次に、9番 塚田正平君の質問を許します。

9番（塚田君） ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。2年ぶりの質問ということで大変緊張もして、新人議員の皆さんから大変なプレッシャーを受けての一般質問を行います。

世界気象機関WMOは、今年の東半球の5月、6月の気温は記録的で、パキスタンで54度、アラブ首長国連邦では50度と、観測史上最高を記録するなど地球温暖化に伴う現象としていいます。温暖化は漁獲量の減少や農作物の生育異常、干ばつや洪水、局部的豪雨の多発など深刻な影響が指摘されております。アメリカのトランプ政権は温暖化対策の国際的枠組み、パリ協定の離脱を宣言しました。そのアメリカ南部を襲った大型ハリケーンは史上最多の豪雨を記録し、大きな被害を出したところです。温暖化対策は一国の課題ではなく、パリ協定の温室効果ガス削減目標の達成は全ての国々の人々の暮らしにかかわる問題であります。

今年の日本の夏は記録的な豪雨により九州北部や秋田県では水害により甚大な被害が相次ぎました。また、関東や東北地方の長雨は東京都心で16日間、仙台では35日間降雨の連続記

録など、今まで経験したことのない大量の雨による土砂崩れや河川の氾濫などを見るにつけ、改めて水田や山林の保水力と環境の保全に果たしている役割に感心するものであります。質問に入ります。

1. 里山の整備について

国土の7割を占める森林、坂城町は68%。木材供給を初め国土の保全や水源の涵養など多面的な機能を有する緑の資源であり、地球温暖化の防止と広く恩恵をもたらす一方、木材価格の採算悪化と担い手不足による森林の荒廃は危機的状況であります。

初めに、イ. 耕作放棄地の森林編入事業について。

森林・原野化した耕作放棄地は野生鳥獣の温床と森林整備の足かせとなっています。森林地域調査の結果と非農地化の実施状況を伺います。

ロ. 森林・林業再生プランについて

安定的な林業経営の基盤づくりの指針を定めた再生プランは平成23年から10年間である事業であり、この進捗状況を伺います。

ハ. 森林税について

県は健全な森林づくりの推進を目的に平成20年に長野県森林づくり県民税を導入し、間伐事業を初め松くい虫被害木の伐倒駆除、鳥獣害対策の緩衝帯整備等に活用されたところであります。当初は5年間に限定した超過課税でしたが、1期目から使った額が税収より大幅に下回り、2期目が終了する29年度末には残高が6億円に達する見込みであります。過大な森林税を使い切るために起きた大北森林組合による補助金不正事件では、組合の不正受給のうち森林税分だけでも2億2千万円余りに上っております。

1. 森林税による事業内容と結果は

1. 大北森林組合補助金不正受給を受けての緊急点検と実施状況は

1. 市町村アンケートの内容と結果は

以上で1回目の質問といたします。

産業振興課長（大井君） 里山整備について順次お答えをいたします。初めに、イの耕作放棄地の森林編入事業についてお答えを申し上げます。平成21年度の農地法改正により、管内農地の有効活用を図るため農地利用状況調査の実施が義務づけられました。本年度の調査につきましては、8月21日から31日にかけて農業委員と産業振興課職員で8班編成を組み、いわゆる農地パトロールとして実施をいたしました。

調査結果につきましては、現在、県へ報告に向け集計中でございますが、昨年度、平成28年度の状況を申し上げますと、A分類の再生可能な農地につきましては32ha、B分類の再生困難な農地につきましては243haとなっております。B分類のうち山間地にある農地について、今後、森林として植林等の整備を行うためには、農業委員会の議決により農地台

帳より記載を外す必要がございます。

現在、森林として整備が可能になるよう、昨年度と、また今年度の利用状況調査のデータを踏まえ、非農地の判断をするための事務手続を進めているところでございます。山間地ということから所有者不明農地もありますが、所有者が明確な農地からそれぞれの意向を確認し、また町の農業振興地域整備計画との関連等を総合的に勘案する中で、年次ごと計画的に進めてまいりたいと考えております。

次に、ロの森林・林業再生プランについてお答え申し上げます。森林・林業再生プランは、林業経営の効率化を図るため、森林整備事業を大規模化し木材利用を活性化するため、平成21年12月に国が策定し、あわせて補助事業の見直しが行われたものでございます。これにより、補助金を受けるためには搬出間伐を主体とした一定規模以上の森林経営計画を作成することが義務づけられたものでございます。

これを受けて、長野県では平成17年度に策定した長野県森林づくり指針を改定し、平成23年度から32年度までの10年間を期間とする新たな指針を策定いたしました。さらにこの指針を実施するため、例えば間伐面積につきましては、指針策定前年度となる平成22年度末の現状の値2万2,196haを計画期間の10年間で累計18万4千haにするなど数値目標を掲げ、平成23年から27年度を前期、28年度から32年度を後期とした長野県森林づくりアクションプランを策定し、これに基づいて森林整備事業が進められております。

このアクションプランの進捗状況について、平成23年度から27年度の前期分が終了しておりますので、その進捗率を申し上げますと、間伐面積が2万2,196haから累積で10万8,700haにするという目標を設定し、約9万9千haが整備され進捗率は91%となっております。また、間伐材搬出量を14万3千 m^3 から17万1千 m^3 にするという目標に対して、平成27年度の実績は17万5千 m^3 で、102%の進捗率となっております。また、作業道の延長を1,997kmから2,985kmにするという目標に対して、2,788kmが整備され93%の進捗率となっております。林業就労者数は2,567人から2,767人にするという目標にしてはしておりましたが、世代交代が進み若い就業者の採用も行っておりましたが、危険性の高い業種であるため、就労していただく人材の発掘がなかなか進まず、実績は1,789人で、進捗率といたしましては約65%となっております。

続いて、ハの森林税についてお答えいたします。長野県森林づくり県民税、いわゆる森林税につきましては、おかれていた間伐を推進するため、平成20年度から24年度まで期間を切って導入された県民税ですが、平成25年度からさらに5年間延長されたものでございます。毎年徴収する森林税の総額の約2割が森林づくり推進支援金として市町村に配分されており、当町へは平成25年度から28年度までの4年間で合計397万2千円が配分され、平成29年度、今年度は112万9千円の見込みで、5年間の合計は510万1千円が交付される

予定となっております。

また、森林づくり推進支援金を原資として町が実施いたしました事業内容や効果について主なものを申し上げますと、初めに、間伐材として範囲を決めて一定規模の森林を整備した事業所へ支援金を活用して補助金を交付することで事業所による間伐が行われ、森林所有者の負担軽減が図られております。次に、国庫補助などの対象とならない里山において地域住民が行うやぶ払いや搬出間伐などの里山整備に支援することにより景観が整備され、搬出した木材の有効活用が図られております。また、町が実施する松くい虫防除事業の対象とならない森林等について地域住民が伐倒処理を行う事業を支援し、景観の保全、危険防止が図られております。次に、小学生の県産材を使用したマイ箸やコースター、ブックエンド等の作成活動を支援することで、将来地域を担っていく子供たちが森林への興味を持つためのきっかけづくりになっているとも考えております。

続きまして、大北森林組合の補助金不正受給を受けて、長野地域振興局管内に同様の案件がないか、平成26年度から27年度にかけて当時の長野地方事務所が平成22年度から25年度に実施した1,811件のうち370件を抽出調査したところ、不正案件はなかったとのことでした。また、町内で県の補助事業により森林整備事業を実施している長野森林組合に確認をしたところ、補助金申請事務などについて内部チェックをより厳格化して対応しているとお伺いしております。

次に、森林づくり県民税に関するアンケート調査につきましては、みんなで支える森林づくり県民会議等において今後の森林づくり県民税のあり方を検討する資料とするため実施されたものでございます。調査の対象といたしましては、県民を初め企業や市町村などに行ったもので、調査期間は本年6月中旬から7月中旬にかけての約1カ月間で実施されたものでございます。

ご質問のアンケート調査の主な内容と調査結果について申し上げますと、複数回答とされておりますが、現在、森林づくり県民税活用事業のうち大切な取り組みについてとの設問に対し、県民及び企業の60%以上、市町村等においては約85%が間伐事業と回答しております。次に多かったものは、県民及び企業の約60%、市町村等の85%が市町村独自の森林づくりへの支援と回答をしております。このほか、県民及び企業においては木材利用の促進、市町村は間伐材の搬出となっており、また平成30年度以降の森林づくり県民税の存続につきましては、市町村は既に市長会及び町村会を通じて存続の要望を県に提出しておりますので、県民並びに企業に対して実施したアンケートでは、現行のまま継続、新しい取り組み内容を加えて継続、全く新しい取り組みとして継続といった継続賛成の回答を県民の72.5%、企業の78.1%が回答しております。一方、継続すべきではないとする継続反対の回答は県民が8%、企業においてはゼロ%でございました。また、わからない、無回答は県民が19.5%、

企業は22%といった調査結果となっております。

9番（塚田君） 2回目の質問に入りますが、今の答弁は要するに森林編入事業、また再生プラン、これについて県のことなんか私は聞いていないんですよ、町のことを聞いているんですよ。町の進捗状況はどうかと。そして、今、集団化している町の里山、この間伐状況を聞いているんです。それわかりますか。だから、県のことを私は聞いているんじゃないと。町の状況を聞いているんです。だから、今まで答えられたことは全て県の集約したものですよね。違う。じゃあ具体的な町の間伐の状況を伺います。

そういう中で、森林税によるこの事業が、今アンケートも言われました。アンケートは、それは県民アンケートですよ。私が聞いたのは市町村アンケートの内容はどうだったかと、その結果を聞いているんです。県民アンケートの結果は私はわかっていますから。

そして、森林税について、県の税制研究会は森林づくり推進支援金、これは非常に使い勝手のいい支援金で市町村は大変有効に使っているというわけですが、この研究会では、この支援金は補助金のような厳格な審査がないということで、どんな目的でどんな成果があったかというところは非常に疑問だと。これは県民アンケートの中でもやっぱり森林税の使われ方がわからないと、そういうことが多く73%の方が回答しているわけでありまして。そして、2期目の継続の前提条件として、要するに5年前ですよ、この森林税を継続するに当たっては搬出間伐が十分進んでいないということなんですよ。一番はこの森林税が有効に使われないという中身、6億円も基金が残ってしまうということは、一番大きな事業である搬出間伐集団化がされていない、おくられているということでありまして。ですから、今最初に言いましたように、町内の搬出間伐集団化の今の現状と進捗状況をちょっと伺いたいと思います。

それで、あと長野森林組合の更殖支所、機械設備と人材など経営規模と間伐、松くい虫伐倒駆除の実績を伺います。これは、森林整備はほとんど森林組合が受け持っているわけです。町内でも民間の事業者はなしと、千曲市に1件ありますかね。ですから、坂城町の場合は、ほとんど松くい虫の伐倒駆除と間伐の事業については森林組合が全て行っているわけです。その内容を伺いたいと。そして、区有林、民有林の里山整備の相談と依頼状況を伺います。

次に、登山道と遊歩道の整備、また町境界と防火帯の整備については、私、7月の南条小学校の鏡台山の登山にサポートとして参加しました。このときに、せっかく登った鏡台山から坂城町が見えないんですよ。前に千曲市と防火帯の整備をして、この鏡台山からの見晴らしをよくしたというようなことも聞いております。昔、埴科郡17町村の小学校が鏡台山で約2千人が集まって運動会を開いたと言われるような面影は今ありません。このように遊歩道とか登山道、防火帯の整備についてはどのように考えているのか。

また、国の森林環境税の内容につきましては、今現在37府県が森林税を導入しております。この導入している中で、新しい国の森林環境税が導入された場合に、非常に事業内容が似通っ

ていると、その整合性と二重課税になるという、そういうおそれも指摘されています。そのようなかで、国の森林環境税の内容を伺って2回目の質問とします。

産業振興課長（大井君） 幾つか再質問をいただきましたので、順次お答えをさせていただきますと思います。

町内の搬出間伐の状況についてという、まずご質問でございましたが、こちらについて推進支援金等を活用する中で実施をしてまいってきたところでございますけれども、何せ交付額が決定されて配分が決まっておりますので、その範囲の中で順次実施をしておるところでございます。

次に、長野森林組合の状況でございますけれども、当町におきまして主に実施していただいているところは更殖支所となりますけれども、更殖支所が実施した森林組合の間伐と松くい虫の被害木の伐倒駆除等の状況でございますけれども、平成25年から28年度までの4年間で当町での実績を申し上げますと、間伐につきましては49.1haを実施いたしました。また、松くい虫被害木の伐倒駆除は、県の補助金を活用し長野森林組合が独自に実施した松くい虫伐倒駆除が1,873m³でございます。また、町が平成25年から28年度に発注した伐倒駆除3,028m³のうち、1,535m³を長野森林組合が受注をしており、合計3,408m³の伐倒駆除を実施してございます。

次に、区有林、民有林の里山整備についてのご相談等につきましては、産業振興課農林整備係のほうへお問い合わせをいただく中で対応してまいりたいというふうに考えてございます。また、産業振興課だけでは対応が困難な場合などは長野地域振興局林業普及指導員や長野森林組合等と対応してまいりたいと考えております。相談実績といたしましては、中之条区や上五明区から間伐の相談を受け、県の林業普及指導員に積極的に対応していただいた結果、集団的な間伐を実施することもできてございます。

それから、森林環境税のご質問でございますけれども、国で平成30年度に税制改正において結論を得るとされている（仮称）森林環境税につきましては、地球温暖化対策の一環として市町村の森林整備を支援することを目的として、現在、国において検討がなされているところでございます。しかし、長野県の森林税のように地方で超過課税されている事業とのすみ分けについても検討課題となっており、詳細についてはいまだ示されておりませんので、今後の国の動向を注視してまいりたいと考えてございます。

長野森林組合更殖支所につきましてでございますけれども、機械、設備については搬出間伐、作業員用の高性能林業機械3台を配属しており、本年度新たに1台を導入する予定となっております。また、職員につきましては、事務職員が正規職員3名、嘱託職員2名、合計5名で、現場作業を行う通年雇用の技能職の職員は9名体制といった中で、町内の森林整備を実施していただいております。そういった中で、この長野森林組合において鏡台山等の山林について

も整備等、順次行っていただくとような状況になってございます。

9番（塚田君） 時間がないから3回目の質問はしませんけれども、今お答えの中でないもので集団化による搬出間伐、これについては今現在、和平と横引と上平が進んでいるはずです。これは平成26年度から31年度の予定で進んでいるから、その状況は今どのくらい進捗があるかということをお聞きしたいんですが、結構です。

それで森林組合、実働部隊が9人ということでもありますけれども、これは更埴支所、千曲市と坂城町の管轄であります。そして今、高性能機械で間伐を行う場合には作業道を設けて、そして高性能機械で間伐をしないと搬出ができないと、そういう中で機械化も相当進んでいるわけです。また、実働の作業員も9人ということでもありますけれども、この9人が果たして千曲市と坂城町をカバーできる数字かどうかと。また、搬出間伐が進まない原因として所有者がわからないとか、そういうことがありまして、なかなか手間取っていて、今計画どおり進んでいないと、そういうことをまず申し上げたいというふうに思います。

それでは、次の質問に入ります。長野広域ごみ処理についてですが、2015年の長野県民が1人1日当たりに出した可燃ごみの量が全国最少で2年連続の1位でありました。全国平均が939gに対して長野県は836gであり、その特徴は農村部での家庭ごみの自家処理が多いことだと言われております。

ところで、坂城町は972gと全国・県の平均を上回り、隣の千曲市、上田市よりもはるかに多い結果であります。町はごみ減量化に向けて平成32年までの5年間の一般廃棄物処理基本計画を策定して、27年度実績で10%、439tの削減目標であり、そのうち厨芥類、生ごみは16%、50t、町民1人当たり5gであります。食品ロス削減においては宴会などの3010運動の周知もうたわっております。

初めに、イ．葛尾組合のごみ処理状況について伺います。

22年のごみ袋有料化により、ごみ量は大幅に減少したものの、その後はリバウンドしたごみ量の推移、また町の広報による28年度自治区などのごみ減量と資源化の懇談会の開催もあり、前年比151tの削減が図られたとのことですが、ごみ減量化の取り組みを伺います。また、葛尾組合の30年以降のごみ処理は広域全体の問題であります。町長の招集挨拶にもあった町民説明会の趣旨を伺います。

ロ．B焼却施設について

長野広域連合2月議会において、連合長よりB焼却施設は地元合意が得られず、大幅におくられるとの見通しが示されました。町議会では、これまで24年の東日本大震災に係る災害廃棄物の受け入れ処理に関する要望書と、今年3月の広域連合長宛てのB焼却施設の早期稼働に関する要望書を提出したところであります。千曲市の建設地が環境アセスメントを受け入れてから5年、3月末に建設地の隣区がようやく地元合意しました。千曲市に建設されるB焼却施設

の建設計画と稼働年度、また稼働のおくれによる影響を伺って1回目の質問といたします。

町長（山村君） 塚田議員さんから久しぶりに厳しいご質問をいろいろいただいております。

2番目の質問ということで、長野広域ごみ処理についてでありますけれども、これも塚田議員さんが長野広域の議員さんとしても参加されておりますので、もうご存じの内容だと思えますけれども、整理しまして、イの葛尾組合ごみ処理状況、それから、ロのB焼却施設について全体的な状況をお話し申し上げまして、詳細につきまして担当課長から答弁させていただきます。

先ほどもお話ありましたけれども、長野広域連合が整備を進めているごみ処理施設の整備につきましては、平成12年3月に策定されました長野地域ごみ処理広域化基本計画により、既存のごみ処理施設を集約し、ごみ焼却施設を長野市、これはA焼却施設と、千曲市、B焼却施設に、最終処分場を須坂市に整備することが決定され、関係市町村等で連携して事業が進められてきたところであります。現時点の計画では、この3施設とも施設の稼働目標年度は平成30年度中とされております。

さて、本町のごみを搬入する計画であるB焼却施設につきましては、千曲市において平成21年8月に屋代地区が建設候補地に決定され、以降、地元区である屋代五区及び屋代六区との協議を経て、平成28年3月には屋代五区から建設について基本同意を得られたところでありますが、引き続き協議が行われ、平成29年3月、屋代六区から建設に係る基本同意が得られたところから、同月29日に屋代五区、屋代六区、千曲市、長野広域連合により建設に関する基本協定が締結されたものであります。

一方、葛尾組合焼却施設の状況につきましては、長野広域連合で整備を進めているB焼却施設の平成30年度中の稼働目標を受け、平成30年度までの稼働に向けて施設の維持管理・改修計画を立て、保守点検や定期的な整備、補修等を行い、適正なごみ処理を進めてきたところであります。このことから、かねてより長野広域連合には、計画どおり平成30年度の稼働を目指し最大限の努力をいただくよう要請してきたところであります。しかしながら、現在、正式にスケジュールは示されておりませんが、新聞報道等によるとB焼却施設の稼働は平成32年度中の稼働を目指すと言われております。

ご質問にありましたB焼却施設の稼働のおくれによる影響でございますが、稼働がおくれる間、葛尾組合の組合長といたしまして、坂城町と千曲市のごみを、町長としては当然のことながら坂城町のごみをどう処理するかが最大の課題と考えております。おくれに伴うごみ処理につきましては、長野広域連合圏域のほかの施設へ搬入する方法、民間の焼却施設等へ処理を委託する方法、葛尾組合のごみ焼却施設を継続する方法などが考えられるところでありますが、いずれにつきましても、住民の皆さんに対するサービス低下がないようにしていかなければならないものと考えております。

つきましては、招集挨拶でも申し上げましたが、まずは長野広域連合、坂城町、葛尾組合主

催により9月29日午後7時より坂城町文化センターで開催する町民説明会において、施設整備に係る経過や今後の予定等をご説明し、町民の皆さんのご意見をいただいた上で、B焼却施設の稼働がおくれる間のごみ処理について長野広域連合と協議してまいりたいと考えております。

また、ごみ焼却停止後の廃炉につきましては、B焼却施設へ移行後に焼却施設の解体、撤去を行う予定となっておりますが、跡地の利活用等につきましては、今後、葛尾組合を中心に検討されていくものと考えております。

いずれにしましても、今後も一日も早いB焼却施設の稼働に向け、長野広域連合に最大限の努力をいただくよう要請してまいりたいと考えております。

住民環境課長（山崎君） （イ）ごみ処理状況についてお答えいたします。本町におきましては、葛尾組合と連携を図る中で、平成3年に新聞、雑誌、段ボールの分別回収開始、平成6年に可燃ごみ指定袋の導入、平成8年に瓶、缶の分別回収開始及び不燃ごみ指定袋の導入、平成9年からはペットボトルの収集開始など、ごみの減量化、資源化を図るための取り組みを進めてまいりました。しかし、排出されるごみの中には、紙類や布類などの多くの資源物が含まれていることなどから、これらの分別を徹底し、一層のごみの減量化とリサイクルを進めるために、平成22年4月よりごみ処理の有料化を開始したところであります。

有料化後のごみ量の推移はとのご質問でございますが、町の家系系可燃ごみの排出量は、有料化前年の平成21年度は2,771tでしたが、有料化後の平成22年度は2,601tで前年比170tの減、平成23年度は2,615tで同じく前年比14tの増、平成24年度は2,623tで8tの増、平成25年度は2,546tで77tの減、平成26年度は2,572tで26tの増、平成27年度は2,575tで3tの増、平成28年度は2,460tで115tの減でございます。ごみ処理有料化導入に伴い一旦減少した後、増減を繰り返しながら減少傾向となっております。

次に、ごみ減量化の取り組みにつきましては、瓶、缶、ペットボトル、紙類等の資源物を収集日に出せない方々の利便性を図るため、平成22年度より毎月1回のサンデーリサイクルを開始し、その後、平成26年度からはさらなる利便性を図り、可燃ごみを減らし資源物の回収を進めるため月2回へと増設し、年間約50tの資源物を回収しているところであります。また、平成26年5月より、サンデーリサイクルにあわせ小型家電リサイクルを開始し、年間約10tの使用済み小型家電を回収し、大切な資源としてリサイクルを推進してまいりました。平成25年度、平成28年度には全27区においてごみ減量化・資源化懇談会を開催し、再度ごみの分別徹底等の周知を図り、ごみの減量化等に向けて町民の皆さんのご協力をお願いしてきたところであります。引き続き、町民の皆さんのご理解、ご協力をいただく中で、一層のごみの減量化、資源化を進めてまいります。

9番（塚田君） 2回目の質問をしたいと思います。ごみ減量化については、長くいろんな取り組みの中で徐々に減ってはきているんですが、この前の私の質問に対する答弁の中で、ごみが200t減れば処理経費が400万円浮くということで、ごみ減量化は非常に大切だなということを感じて今回の質問に入ったわけですが、ごみの減量化の取り組みについて質問します。

家庭ごみが減少している反面に、事業系のごみが増えているんですね。今、報告の中では、ごみ全体の量が報告されておりますけれども、事業系のごみが増えていると。そして、事業系のごみは産業廃棄物以外のごみとしていますが、このごみの内容はどんな内容でしょうか。また、事業所等における減量化の取り組みと指導について。また、ものづくりの町のごみ量の特徴と課題について伺います。

それと、じゃあもう一つ、広域連合による町民説明会について。24年度、文化センターでの町民説明会で、私は事務局の説明では説明責任がとれないじゃないかと。そのとおり30年の稼働延長も今回責任をとれないというふうな状況であります。そのような中で、私は連合長の出席を求めました。今回の説明会では連合長は来られるのか、またどのような説明委員が来られるか、その辺をお願いします。

住民環境課長（山崎君） 最初に再質問にお答えいたします。最初に事業系ごみの件でございますけれども、坂城町の事業系ごみでございますが、徐々に減少傾向にございます。平成26年度でございますけれども、1,873t、前年度13tの減、27年度につきましては1,821t、52tの減、28年度につきましては1,745tで76tの減という状況でございます。

事業系ごみの減量の対策はでございますけれども、事業系一般廃棄物の処理につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び町条例において事業活動に伴って生じた廃棄物は事業者みずからの責任において適正に処理することが定められております。現在、葛尾組合におきましては、家庭から排出される廃棄物の処理に影響を及ぼさない範囲として事業系ごみの受け入れを行っているところであります。

事業系廃棄物の処理でございますけれども、1、葛尾組合へ自己搬入する、2、許可業者に処理を委託する、3、小規模事業者は管理者である区長さんが認めた場合に町のごみ収集所を特別に利用する、そのいずれかの方法で行われております。もとより事業所におきましては、環境を管理する仕組みであるISO14001の取得や、中小事業者等が自主的に環境配慮に対する取り組みを行うエコアクション21の取得など、既にごみの減量化、資源化に取り組んでいただいているところでございますが、本年3月には年間の排出量が多い上位20事業所に職員が直接訪問し、事業系ごみのさらなる削減についてご協力をお願いしているところです。そのほか町ホームページや広報などにおいても削減に向けて啓発を行っております。引き続き

事業所の皆様のご協力をいただき、事業系ごみの排出量削減に向け進めてまいりたいと考えております。

次に、今月29日の町民説明会の件でございますけれども、その当日につきましては長野広域連合の連合長がお見えになってご説明をするという予定になってございます。千曲市の市長も出席して説明をするという予定になってございます。

9番（塚田君） 今、事業系のごみの答弁がありましたけれども、長野広域連合の調べによりますと、この事業系のごみ、坂城町では45%を占めると、そういうふうに言われています。45%、ほとんど半分、町のごみ。一般家庭のごみを本当に町民の皆さんが一生懸命資源化にしたり削減をしても、この事業系のごみの多さ、これは非常に大きな問題になると。

それで、私がちょっともう1点聞きたいのは、このごみ量によって長野広域、今、A焼却施設が28年度から建設されていますけれども、建設は今、借金でやっていると思うんですけれども、この返済のときに、このごみ量が大変大きく影響すると。そして、この稼働後も管理運営についても、ごみ量が大きな比重を占めると。それが町民の負担になるということでありませうけれども、この建設にかかわるごみ量が90%、そして人口割が10%と。A焼却施設の借り入れの返済はいつ始まるんでしょうか。それについては、前の答弁では前々年度のごみ量によって計算されるということでもありますから、28年度は私は非常に大切な年であったというふうに思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

住民環境課長（山崎君） ご質問にお答えをいたします。ごみ量割でございますけれども、ごみ量につきましては、前々年度のごみ量が基準になるというものでございます。ですから、30年度事業につきましては28年度のごみ量割が基準になるということでございます。

起債の償還でございますけれども、既に28年度建設分につきましては償還は29年度から償還が始まっております。そういう状況で、最終が予定では、長野広域連合からもらった資料によりますと平成45年度が最終という予定でございます。

9番（塚田君） 今、長野広域連合の建設されているA焼却施設が29年度から建設費の償還が始まるということでありませう。そうすると27年度のごみ量が29年度の返済からかかわってくる。そして、28年度分は30年度ということでありませう。今度この建設費の償還とあわせて、30年度3月ですか、A焼却施設が稼働すると、そうすると稼働における管理運営費、これもごみ量100%ということですよ。ですから、今後ともこのごみ減量については厳しくしていかないと我々の償還負担が非常に多くなるということでありませうから、その辺をお願いしたいというふうに思います。

次に、副町長にお伺いします。今まで声を聞いたことがないから。副町長に聞くというのは、長野広域連合では事務方と、そしてその次に副市町村長会があります。そして、その後、理事会というふうな段取りで、それから議会が開催されるということでありませう。私たちは最終処

分場も含めまして、B焼却施設については特に今は微妙な段階だと、こういうふうな報告を受けていたから、私たちは表立って千曲市が今どうなっているのかと、そういうことを言うことを控えておったんです。でも、現実にはこのようにだらだらと延びてきた経過も、これは事務方と、また副市町村長会がそれぞれの地域の事情はある中でも大筋の調整をする場であったと私は理解しております。加盟団体がそれぞれの抱える実情や課題は共有し、そしてまた、その中で方針を決められなければならないというふうに思っています。しかし、実際は広域連合の中で理事会が終わった翌日には新聞報道されて、もうB焼却施設はだめだとかいいとか、すぐ報道されちゃうんですよ。

だから、この点についても広域連合の議会ではいろんな情報が全然入ってこない中で、事務方とか理事会で決定したことが、もう全て決定のようにとされてきたと、そういう点では議会軽視ではないかというふうにやっぱり言われている所存であります。そういう上でも、事務方と副市町村長会の情報の共有と意見交換などについて、どのようにされているのか。そして、どのように決定されているのか。その辺をお伺いしたいと思います。

副町長（宮下君） ただいま長野広域連合の副市町村長会に多大なご評価をいただいたということですが、現実的に副市町村長会で大方の方針を決めるというようなことは現実的にはございません。状況としまして、副市町村長会というのは確かにございますし、その上に理事会があって首長さんたちの集まり会、そして議会という形になりますし、私どもの前のときには事務連絡会という形で課長等、事務方の会議というものがございます。

現実的に開かれたので言いますと、例えば今年4月には正副市町村長会というのがありまして、これは年度が始まるようになりますので、顔合わせという部分もございますが、ここでやるのは4月の議会、臨時会にかけられる議案についての検討といえますか報告がございました。これは長野市の黒田副市長さんが退任されてということに係る人事の関係等でございます。7月にもございまして、7月には副市町村長会でございますが、これは今、議員さんがおっしゃったように理事会、それから議会、7月臨時会にかかわる案件についての報告を受ける場でございます。

議員さんといたしまして、先ほど説明ありましたが、長野広域、立派な事務局を用意しているという状況でございますので、例えばB施設の事務事業を推進するに当たっては広域連合の環境推進課が中心になって行います。そこに千曲市の廃棄物対策課がサポートに入るという状況でございます。個々の内容について、ああだこうだという形のものが私どものところで報告されることはないということでございます。

今、議員さんがおっしゃったとおり、B施設に対しては非常に微妙な問題があるということで、余り発言も私どももしてこなかったのは事実であります。ですけれども、町長が組合長をしておりますので、葛尾組合の議会の招集挨拶等におきましても、町長として組合長として断

固として30年の3月以降についてはやらないというようなことも言ったのは、それは千曲市の議員さんたちに葛尾組合の議員さんたちも力になってくれというようなことをお願いする部分もございまして、そこでも組合長は、私は組合長として坂城の町長として必要があればB施設の千曲市の説明会にも出席しますというようなことまで言っている部分は、千曲市に対しての牽制球でもあり、長野広域への牽制球でもあったというふうに考えております。

今、現実的におくれるという状況の話の中で、先ほど議員さんもおっしゃったけれども、理事長が見えないと説明責任ができないじゃないかということで、それはもちろん組合長である町長も広域の理事会において、これは加藤市長さんに、ぜひ坂城に来ていただかなきゃならないということで申し上げて、今回、言い方おかしいですけども、坂城の町長、長野市の市長、そして千曲市の市長ということで、3人の首長さんの日程を調整するのは大変厳しい状況でありますけれども、今月の29日に開催できるということであります。

これにつきましては、私たち坂城町の住民が出すごみの処理、そしてもちろん今おっしゃったけれども、事業系のごみ、大変多うございますので、これについてもこの処理をどうするかと大変大きな問題であります。少なくとも私どもが町民の皆様の、要するに負担をいかに少なくするかと、今後、要するにB施設が開設するまでの間どうやって少なくするかということも考えなきゃならないということでありまして、もう始まっていますA施設、B施設の負担の割合というものも毎年見直しをされるわけですので、今後ごみをどうやって減量させていくのかというのは事業系を含めてご協力をいただかなきゃならない。ですから、事業系のごみのあり方というものにつきましては、十数年前から長野広域の中で問題として取り上げてきていますので、今後引き続き、そういう点につきましては注視して注文をつけてまいりたいというふうに考えております。

9番（塚田君） 時間がありませんので、今、副町長に答弁を求めたのは、最終処分場の須坂、これが地元合意されてから、またすったもんだして、今度は用地買収に入ればまた進まない。だから見切り発車で建設が始まっていると。そういうことが、地元合意されたら本来ならば即、設計から建設に入る段取りだと、そういうふうに思いますけれども、地元合意されても、またまた何かもめていると。そこら辺は、そういう副市町村長会ではいろんな情報がなかったのかと、そんなことがあったもんで、そういう質問をしました。

時間がありませんから、まとめに入ります。日本の地球温暖化対策はG20、20カ国の中で最低のランクであります。住宅の省エネ水準は高い反面に、二酸化炭素を大量に排出する石炭エネルギーの供給が全体の30%を占めるのが原因であります。英国とフランスは国内全ての石炭火力発電所の閉鎖を決め、また温室効果ガス排出量1位の中国は開発途中を含め石炭による火力発電所約100基の廃止を決めております。温暖化対策は全ての国の人々の暮らしにかかわる問題であります。私たちは省エネと資源に関心を持ち、ごみの削減など環境に配慮し

た生活を心がけたいものであります。以上で私の一般質問を終わります。

議長（塩野入君） ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午後 0時16分～再開 午後 1時30分）

議長（塩野入君） 再開いたします。

次に、6番 滝沢幸映君の質問を許します。

6番（滝沢君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問いたします。

当町でも毎年この時期、防災週間に合わせ総合防災訓練を実施しておりますが、日本列島で発生する多くの災害を目の当たりにしまして、私たちは必ず自分に降りかかることとして捉え、常日ごろから防災への意識を持ち続けなければならないと思うところです。

さて、近年の雨の降り方は局地化、集中化、激甚化しており、ますます地域住民、自主防災会、消防団、行政とのハード・ソフト面の正確な情報網の強化と連携、そして何より迅速な行動が求められるときであります。

さて、ハザードマップが昨年度改定されたのと本年7月の九州北部豪雨、議会報告会での意見、要望、懸念を受けての質問といたします。

1. 防災力向上に向けて

イ. 防災ハザードマップについて

1. 土砂災害警戒区域、特別警戒区域における土石流、急傾斜、地すべりの各警戒区域の分布状況と箇所数は。

改定されたハザードマップの警戒区域の凡例は、土砂災害警戒区域と特別警戒区域として分類されておりますが、それぞれ内容を伺います。

2. 町はハザードマップから災害の危険度をどのように捉えているのでしょうか。

土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンですが、ここに大きな不安があります。浸水想定区域の広がり浸水深10m未満地区の面積も増えています。改定版から町の現状をどのように捉えているのでしょうか。

3. 町内河川の砂防ダム、河川周辺樹木の状況は。

議会報告会で不安と懸念の意見も出されましたが、九州北部豪雨では樹木の流出が大きな災害につながったわけです。また、砂防ダムも満杯の状況があります。現状をお聞きいたします。

4. 「まるごとまちごとハザードマップ」、土石流センサーとハード面の対策は。

「まるごとまちごとハザードマップ」は平成27年12月議会で新たにハザードマップが改定された際に検討するとの答弁がありました。その後の対策への考えはどうでしょうか。これも議会報告会で提案があった件です。土石流センサーは土中の水分量から土砂災害を予知できるとして塩尻市が採用しておりますが、当町の場合、考えはどうでしょうか。

5. 警戒区域内の避難所、消防詰所、非常食備蓄庫の今後の対応は。

改定版では警戒区域・浸水想定区域内に多くの重要施設が存在しております。災害を想定した場合、今後の対応をお聞きます。

6. 防災講座の開催状況は、また今後の推進は。

災害の危険度は各区で想定されるレベルが違うわけですが、地域で把握している部分もあると思いますが、再認識、再確認することと、行政もその現状を共有し、災害時の心得を発信する必要があります。町民の防災力向上に向け重要な取り組みと考えますが、対応はいかがでしょうか。

次に、ロ. 情報収集と発信について伺います。

1. 各警戒情報の取得方法と、それによる町の対応は。また、風水害による災害対策本部設置基準は。

2. 避難指示レベルでの各区及び町民への情報伝達手段と方法は。

町はどのような手順で各警戒情報を得るのでしょうか。そして、その情報によりどのような体制、対応を図るのか。また、対策本部設置は27年12月議会の答弁で、各情報から警戒態勢をとり、課長会議による配備検討会、町内パトロール、危険箇所の状況把握と気象情報を総合的に判断し本部を立ち上げるとしていて、避難勧告、避難指示も対策本部設置後、本部長より発令とあります。しかし、近年の豪雨災害を見ましても局地に集中し激甚化しており、対策本部立ち上げ後の情報伝達では大きなおくれをとることが予想されます。改定版のハザードマップ及び近年の豪雨災害を勘案し、新たな対応の必要が迫られていると考えます。町民への情報伝達手段とあわせ答弁願います。

3. 近隣市町村、県との連携は。

災害時は広域的な被害に及ぶことが想定されます。有事の際の連携について伺います。以上、1回目の質問をいたします。

町長（山村君） ただいま滝沢議員さんから、1の防災力向上に向けてということで、詳細にわたりましてご質問をいただきました。私のほうからは全体的な考え方をお答え申し上げまして、担当課長から個々に詳細については説明させていただきます。

坂城町の防災ハザードマップにつきましては、約7年ぶりに改定し、平成28年にA1判ですね、折り込んでA4判の形の防災ハザードマップを全戸配布いたしました。また、公共施設や公民館、学校、避難所、従業員50人以上の町内事業所などには、見開きA3の冊子版の防災ハザードマップを配布いたしました。この2種類の防災ハザードマップにつきましては、町のホームページにも公開しており、必要に応じてダウンロードをすることもできますので、ご活用いただければと思っております。また、坂城町へ転入されてこられた方につきましても、転入届の受付の際に住民環境課の窓口においてお渡ししております。

今回改定いたしました坂城町防災ハザードマップは、千曲川河川事務所より公表された千曲川浸水想定区域や、ため池決壊による浸水想定区域などを新たに取り込んでおります。特に、千曲川浸水想定区域は、これまで100年に一度の確率の降雨を想定し作成されておりましたが、平成27年に改定された水防法に基づき、想定し得る最大規模の千年に一度の確率の降雨を想定し作成されたため、これまでの浸水想定区域をはるかに上回る広範囲の区域が浸水区域となっております。

近年では、東日本大震災や長野県北部地震、御嶽山噴火や神城断層地震など大規模災害が発生したことから、これを契機に各自主防災会においても災害に備えた防災活動を実践していたところでもあります。

県では、個人の防災意識を高め、家庭や地域を中心にして、自助・共助を基本として地域防災力の向上のため、「地域の防災力をアップしよう！」という出前講座を実施しております。講座には、災害への備えや自主防災活動に関する講義、また、地図を囲み、皆で地域の情報を共有し議論しながら災害対策を考える実践型講義、避難所運営講座等があり、既に網掛区、上五明区、御所沢区において出前講座が開催されております。町では毎年、区長会の際に出前講座についてのご案内をしておりますが、町といたしましても、さかきふれあい大学において災害時の心得についての出前講座を開催しておりますので、地域での防災活動の一環としてご活用いただければと思います。

また、各自主防災会が行う防災訓練の際には、消防署職員や地元消防団に講師をお願いし、避難誘導訓練、初期消火訓練等を実施している区もごございます。防災訓練の実施方法や講師の派遣等に関しまして、不明な点がございましたら、住民環境課へご相談いただければと思います。

さて、現在、町では「つながる あんしん 坂城町」をキーワードに、トータルメディアコミュニケーション施設整備事業を進めており、防災対策の一環としてデジタル防災行政無線整備工事を進めているところをごございます。屋外スピーカーにつきましては、一部、高性能スピーカーを導入し、各小学校や公民館など避難場所に指定されている施設を主要な設置場所として、役場を含め25カ所に整備予定でございませう。

また、町民全ての皆様に情報伝達が行える手段といたしまして、戸別受信機を全戸及び事業所に無償貸与にて配布する計画でございませう。今年度中をめどに有線放送加入世帯への配布を行い、来年7月ごろには全戸及び事業所への配布を完了する予定でございませう。今後、詳しい配布方法などにつきましては、「広報さかき」、町のホームページでお知らせするほか、説明会を開催する中で、ご説明させていただく予定であります。

戸別受信機の機能といたしましては、町からのお知らせなどを放送するほか、緊急放送の際には、普段は音量をオフ、または小さく設定してありましても自動的に最大音量となり、ほか

の放送より優先して放送が流れる仕組みとなります。また、ほかのメディアと連携させることにより、戸別受信機や屋外スピーカーだけでなく、町のホームページ、緊急速報メール、登録型のさかきまちすぐメール、上田ケーブルビジョンのL字放送等へも自動で配信するシステムとなっております。

Jアラートによる情報が受信された際は、自動起動装置が作動して防災行政無線と連動し、これらの通信媒体に自動配信することから、職員が手動で情報発信を行うことなく、町民の皆さんへ直ちに情報伝達を行うことが可能となります。

なお、8月29日のミサイル発射に伴い、全国瞬時警報システムJアラートを通じて国から伝達された緊急情報を、さかきまちすぐメールの配信とL字放送が連動しなかった事案につきましては、原因を究明し至急改善を行いました。今後、このようなことが起こらないよう徹底を図ってまいります。

また、新しく整備される本システムは無線方式ですので、有事の際なども断線の心配もございませんし、役場庁舎の親局及び屋外スピーカーには停電時でも機能するよう長時間対応のバッテリーを搭載し、確実に機能するよう施設整備を進めております。

続きまして、近隣市町村、県との連携はでございますが、災害時の広域的な連携は必要不可欠なものとなっております。町ではこのような事態を想定し、物資の供給、医療救護、情報伝達、人的な支援等の各種応急復旧活動に関する応援協定を県や近隣市町村、民間事業者と締結しております。先月も隣接する青木村で発生した断水事故の際は、ペットボトルの飲料水とあわせて応急給水栓をお届けしてご利用いただいたところであります。

また、7月26日に県庁において県企業局が給水している長野市、上田市、千曲市、坂城町と水道管理者である県企業局との間で、災害時の応急活動の連携に関する協定を締結いたしました。この協定は、関係市町と県企業局の情報共有に関する事、災害時の応急給水活動に関する事、応急給水活動において水を補給する施設の相互利用に関する事、広報活動の協力に関する事などで、役割分担を明確に定めて、関係機関が連携して応急活動を迅速かつ的確に実施する体制を整えるものでございます。

情報共有では、町から避難所の開設状況、道路の被災状況等を連絡し、県企業局から上水道の被災状況、断水状況、復旧見通し等の連絡を受け、住民の皆様に必要な情報を屋外スピーカーや、すぐメール、ケーブルテレビ等により効果的に広報してまいります。

また、協定にも位置づけられております上水道の応急給水拠点となる「安心の蛇口」の坂城町第1号が完成し、8月24日に坂城町文化センター体育館東側駐車場でお披露目式がとり行われ、利用できるようになりました。この「安心の蛇口」は、長野県企業局が、地震などの災害が起きてもそこに行けば水が飲める、水が出る蛇口として管内市町の中核避難所となる施設に設置を進めているもので、応急給水栓を接続すると10個の蛇口から水を出すことができま

す。今後、坂城小学校、南条小学校、村上小学校の3小学校に追加整備される予定となっており、応急給水訓練に利用するとともに、断水発生時の応急給水拠点として利用してまいります。

災害時等の断水発生状況により、町は長野県企業局と近隣市町村と連携して県企業局の給水車を配置する避難所や、安心の蛇口等施設の相互利用も含めた応急給水活動の調整等を行い、迅速な応急給水が可能となりました。今後は、協定に基づいて実践的な合同訓練を実施するなど、災害対策の強化、向上を図ってまいります。

建設課長（宮嶋君） イ. 防災ハザードマップについて、順次お答えいたします。土砂災害警戒区域、特別警戒区域における土石流、急傾斜、地すべりの各警戒区域の分布状況と箇所数でございますが、土砂災害の警戒区域は土砂災害防止法に基づき指定する区域で、土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域に分類されております。

土砂災害警戒区域は、長野県が土砂災害により被害を受けるおそれのある場所の地形や地質、土地の利用状況などの調査により指定されており、土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域であり、イエローゾーンと呼ばれている区域でございます。

また、土砂災害特別警戒区域は土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合、建築物に損害が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域となっており、レッドゾーンと呼ばれている区域でございます。

町内の土砂災害警戒区域につきましては、平成22年に千曲川右岸側に急傾斜地の崩壊25カ所、土石流25カ所が指定され、平成23年に千曲川左岸側に急傾斜地の崩壊15カ所、土石流14カ所が指定され、平成28年には地すべり1カ所が新たに指定されたところでございます。合計いたしますと、急傾斜地の崩壊40カ所、土石流39カ所、地すべり1カ所となっております。なお、そのうち土砂災害特別警戒区域につきましては、千曲川右岸側は急傾斜地の崩壊14カ所、土石流20カ所、千曲川左岸側は急傾斜地の崩壊15カ所、土石流8カ所となっております。

続きまして、町は防災ハザードマップから災害の危険度をどのように捉えているかでございますが、先ほど町長の答弁でもお答えいたしましたとおり、今回改定いたしました坂城町防災ハザードマップには、千曲川浸水想定区域が想定し得る最大規模の千年に一度の確率の降雨を想定し作成されております。これまでの浸水想定区域をはるかに上回る広範囲の区域が浸水想定区域となっており、浸水深もより深くなっているため、より一層の防災・減災対策を高めていかなければならないと思っております。

そのため、町では災害発生の未然防止と軽減を図ることを目的に、重要水防箇所や土砂災害の危険箇所につきましては、毎年、千曲川河川事務所、千曲建設事務所などと合同巡視を実施し点検を行っております。

防災・減災には対策工事に莫大な費用がかかり、また町単独の事業では非常に難しい状況であるため、警戒箇所、危険箇所などにつきましては、毎年、国土交通省や北陸地方整備局、県などに要望活動を実施し、早期に防災対策工事に着手し整備していただけるよう働きかけを行っております。

また、今回、改定された防災ハザードマップをご覧ください、ご自宅周辺にどのような危険性、災害の発生しそうな場所があるのか、ご自宅から一番近い避難所はどこか、その避難所までの一番安全なルートはどこかなど、万が一に備え、ご家族や地域の皆様と話し合い、ルールなどを決めていただくことも必要なことでありますので、ぜひご活用いただきたいと思いますとおります。

有事の際は安全な避難場所へ素早く移動できるよう、区や関係団体と連携し、避難誘導訓練など防災訓練を行い、住民の皆様の災害に対する知識や意識の高揚を図ることにより、みずからの命を自分で守れる行動を即座に起こし、被害を最小限にとどめるよう努めていくとともに、防災・減災対策のより一層の強化、充実に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、町内河川の砂防ダム、河川周辺の樹木の状況はでございますが、町内の土砂災害警戒区域の防災対策として、土石流につきましては町から県に要望し、平成24年度から千曲建設事務所において、洞岩沢川及び名沢川の砂防河川の上流に土石流を防ぐための砂防堰堤の新設工事に着手していただき、洞岩沢川においては平成28年度に1基の砂防堰堤が完成したところでございます。

洞岩沢川、名沢川に建設される新たな砂防堰堤は、堰堤の中央部に透過部がある透過型砂防堰堤が採用されており、通常は下流へ土砂を流下させ、大きな出水時には、流出土砂の抑制・調整及び流木を食いとめる働きを持っている堰堤となっております。また、砂防堰堤新設工事の際は、樹木の流出などにより大規模な災害に至らないよう、砂防堰堤上の土砂が堆積する範囲の樹木の伐倒処理を行っております。

一級河川及び砂防河川などの町内主要河川につきましても、堤防の築堤や河川内の土砂撤去、樹木の伐倒、除草及び護岸の新設など、地元からの要望や現地の状況等を確認の上、千曲川河川事務所及び千曲建設事務所などに要望し、災害の予防的保全に努め、減災対策を図っております。

続きまして、「まるごとまちごとハザードマップ」、土石流センサー等ハード面の対策はでございますが、「まるごとまちごとハザードマップ」につきましては、国土交通省が平成18年に新たな取り組みとして始めたもので、町なかの電柱などに標識等を張り出すことによって、河川が氾濫したときに予想される浸水の深さや洪水時の避難場所をわかりやすく表示するもので、歩きながら自分の町の危険性を体感できるだけでなく、避難所の場所を日ごろから知ることなど、いざというときに的確に行動するための知識を得られることが特徴となって

おります。

坂城町防災ハザードマップは、千曲川河川事務所より公表された千曲川浸水想定区域に改定いたしました。が、ため池決壊による浸水想定区域も加えたことから浸水想定区域がより広がっている状況となり、どの避難所へ避難をするか、どのルートを使用し避難所まで逃げるのか迷ってしまうような状況となっております。

町内全域に、「まるごとまちごとハザードマップ」の標識等を設置いたしますと多額の設置費用がかかりますが、有事の際、避難のおくれ等により多くの住民が孤立してしまうことを防止し、また避難所等に関する情報を生活空間である町なかに表示することにより、防災に対する知識の普及・浸透を図り、命を守るために非常に有効な手段であることから、関係各課及び関係機関も含め、今後さらに設置に向け検討してまいりたいと考えております。

続きまして、塩尻市に設置したという土石流センサーでございますが、塩尻市では市内の3カ所に設置しており、いずれも土石流の土砂災害特別警戒区域内で、過去に土砂災害が発生した箇所に設置しているとお聞きしております。

従来の土砂災害の危険度の推定は、土中にどの程度水分が含まれているのかを主に雨量データなどから推定しておりましたが、斜面にセンサー端末を設置したことにより、雨がどの程度浸透したのか、浸透していく水分量を定期的に測定し、ネットワークを用いてサーバーに集積し、土砂災害の危険度を判定できるようになったとのことです。

また、センサーを設置したことにより、土砂災害危険度につきまして、今まで気象データや雨量データなどをもとに推定して、避難準備情報や避難勧告、避難指示などの発令を検討しておりましたが、従来と比較し広域に多深度のデータを測定できるようになったことから、気象データや雨量データに加え、サーバーに集積されたデータの数値により検討できるようになり、避難勧告・避難指示等に関する判断基準が明確化されたとお聞きしました。

坂城町につきましては、ここ数年、大規模な災害は発生していないものの、昨今のゲリラ豪雨や台風など、災害はいつどこで発生するかわからない状況でもあることから、土石流センサーの設置等につきましては今後研究してまいりたいと考えております。

次に、防災に関する町内のハード対策でございますが、河川に関する工事といたしましては、平成27年度及び28年度には、網掛区と上平区の境にあります入川や上平の権現沢に土石流などを防ぐ溪流保全工事を千曲建設事務所に着手していただき、権現沢につきましては既に工事が完了しております。同じく平成28年度に北日名の日名沢川の中央橋下流において、千曲建設事務所発注の県単河川改良工事により河川の護岸工事を実施していただき完成しております。

土砂災害関連工事では、土砂災害警戒区域の急傾斜地の崩壊に指定されました網掛地区につきまして、平成27年度より、十六夜観月堂下の山裾に土砂崩落被害を防ぐための重力式擁壁

の設置工事を千曲建設事務所に着手していただいているところでございます。

続きまして、防災講座の開催状況は、また今後の推進はについてでございますが、県や町による出前講座、消防署職員を講師に行う避難誘導訓練や初期消火訓練などを実施しておりますが、そのほか県が事業主体となり、地区の防災ハザードマップのデータ作成までを支援する住民主導型防災マップ支援事業を実施しております。

平成28年度には、その事業を活用いたしまして、上平地区において上平地区独自の防災ハザードマップを作成いたしました。防災ハザードマップの作成には、区長さんを初め区の役員や常会長の皆様、毎回おおよそ40名にお集まりいただき、3回の住民懇談会を開催し、上平地区の防災ハザードマップ作成に向けて検討を重ねました。

住民懇談会では、防災の知識を高めるためのDVDの視聴による学習や、過去の災害発生箇所の抽出による危険箇所マップの作成、避難所になり得る場所、避難経路の検討、地域独自の自主避難基準の設定などについても話し合いをしていただき、平成29年5月に上平地区防災ハザードマップが完成し、全戸配布されました。今年度は、上平地区と同じ住民主導型防災マップ支援事業を活用し、金井地区において防災ハザードマップを作成中でございます。

このような県の事業も活用しながら、地区の防災ハザードマップ作成支援や、住民一人一人の防災知識・意識の向上を目指し、住民主導型避難態勢を支援していきたいと考えております。

住民環境課長（山崎君） (イ)のうち警戒区域内の避難所、消防詰所、非常食備蓄庫の今後の対応はについて、お答えいたします。さかきまち防災ハザードマップに記載されている避難場所・避難施設50カ所のうち、浸水想定区域内にあるものは19カ所、土砂災害警戒区域内等にあるものは12カ所でございます。また、消防団詰所は12カ所ございますが、そのうち浸水想定区域内が7カ所、土砂災害警戒区域内等が4カ所ございます。防災倉庫につきましては、坂城地区、村上地区、南条・中之条地区の計3カ所ありますが、2カ所が浸水想定区域内にございます。

坂城町は、千曲川が中央を流れ、集落が千曲川の周囲や扇状地の端などに形成されております。そのような区域の多くは浸水想定区域や土砂災害警戒区域の指定がされております。各区の集会所や公民館、学校等の避難所、消防団詰所、防災倉庫につきましては、当然のことながら、ほとんどが集落の中に配置がされておりますので、その多くが浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内に存在していることになります。

災害には、風水害や地震災害、大規模火災などさまざまな種類がございます。例えば、豪雨や台風により千曲川の氾濫が予想される際には、浸水想定区域外の避難所への誘導や、地震や長雨により土砂崩れのおそれがある場合には、土砂災害警戒区域外の避難所へ避難していただくなど、気象庁や県などから発表される情報や現場の状況を確認する中で、状況に応じた的確な避難勧告、避難指示等を行うことで対応してまいりたいと考えているところでございます。同様

に、消防団詰所につきましても、災害の種類により、災害に巻き込まれる危険性がある場合には、詰所以外を拠点とした活動を指示いたします。また、備蓄庫につきましては、一部が浸水想定区域内にあることから、今後、備蓄保管のあり方について研究してまいりたいと考えております。

総務課長（青木君） ロ. 情報収集と発信についてお答えいたします。最初に、各警戒情報の取得方法とそれによる町の対応はにつきましては、大雨の場合には長野地方気象台等の気象情報のほか、県防災行政無線から各種注意報・警報、国土交通省による千曲川生田地籍における水位観測をしている川の防災情報などを総合的に取得し、対応することとしております。

特に台風による大雨につきましては、日本に接近する前から情報把握ができますので、気象予報士の資格を持つ職員からの情報等をもとに課長等による配備検討会を開催し、台風の進路等を注視し情報共有する中で対応することとしております。

しかし、近年のゲリラ豪雨等は突然発生し、災害のおそれがある雨量が局地的に達することも多くなってきていることも事実であり、さきの情報収集の方法とは別に長野県河川砂防情報ステーションによる雨量予測情報、これは局地的に発生する豪雨等を時系列で予測するものですが、加えて洪水予報、土砂災害危険度雨量予測等も併用して情報入手しているところでございます。

それらの情報を総合的に入手し、災害が発生するおそれがあると判断した場合は、災害対策本部を設置する前段階として警戒態勢をとることとしております。その後、配備検討会を招集し、横断的に連絡がとれる体制を強化し、職員による町内パトロールを実施する中で危険箇所の把握をしておりますが、広範囲に達する場合は職員の人数にも限りがあり、区長さんを初め町民の皆さんからの情報が必要となりますので、改めて情報提供などご協力をお願いするものであります。

なお、防災行政無線の整備にあわせ、南条・中之条地区、坂城地区、村上地区に新たに雨量計を設置するとともに、千曲川など河川監視ができるよう監視カメラを町内4台設置し、あわせて河川に水位計を3カ所設置することで、リアルタイムで各地域における局地的な情報も入手することとしております。

次に、風水害による災害対策本部設置基準はについてお答えいたします。風水害による災害対策本部設置の時期といたしましては、町長は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、町長が必要と認めるときは災害対策基本法の規定により坂城町災害対策本部を設置するとされ、設置基準としては、暴風、大雨、洪水等の警報の一つ以上が発表され、応急対策の必要が認められたとき。国土交通大臣または県知事が水防警報を発表し、応急対策の必要が認められたとき。災害が広範囲な地域にわたり、または拡大するおそれがあるとき。災害救助法が適用されたとき。その他激甚な災害が発生し、または発生するおそれがあるときとされてい

ます。

なお、避難勧告や避難指示につきましては災害対策本部設置後に災害対策本部長から発令されますが、災害に関する広報活動につきましては、災害発生前から災害の規模や動向、今後の予想を検討し、これに対処するため災害防止に必要な事項をわかりやすくまとめ、広報車や屋外告知放送等を利用し実施することとされ、町民の皆さんへ迅速かつ的確な情報を伝達する情報伝達活動を行うこととなっております。

次に、避難指示レベルでの各区及び町民への情報伝達手順と方法についてはお答えいたします。まず、Jアラートは大地震等大規模災害や武力攻撃事態等が発生した際に、国民の保護のために必要な情報を通信衛星を利用して瞬時に全国の地方公共団体に伝達するとともに、緊急情報を国民へ迅速に伝達するシステムとなっております。

坂城町では、Jアラート機器で受信した情報は、自動起動装置を介して緊急速報メールや登録型のさかきまちすぐメール、上田ケーブルビジョンのL字放送で町民の皆さんに伝達する仕組みになっており、先日の連動しなかった事案につきましては改善を行ったところでございます。

また、現在、町では有線放送設備の老朽化に伴い、デジタル防災行政無線の整備を進めておりますので、整備完了と同時にJアラートと接続し、各家庭に配布する戸別受信機や屋外スピーカーを介して皆さんに情報を発信する予定となっております。

有線放送電話による屋内及び屋外のスピーカーから情報伝達のほか、広報車による周知も図り、加えて町ホームページにおいても情報の発信を行うことで、緊急時には町民の皆さんへ確実な情報が伝わるよう、二重三重の情報伝達手段を講じてまいるところでございます。

次に、近隣市町村、県との連携についてはお答えいたします。近年は大地震による家屋の倒壊や土砂崩れ、大規模な河川の氾濫等、甚大かつ広域的な被害が発生し、災害時の広域的な連携が必要不可欠であり、物資の供給、医療救護、情報伝達、人的な支援等の各種応急復旧活動に関する応援協定を県や近隣市町村、民間事業者と締結しております。

まず、県内の市町村において災害が発生し、市町村単独での災害対応ができない場合に市町村間で応援を行う長野県市町村災害時相互応援協定がございます。

協定の内容ですが、食料、飲料水、医薬品、被災者救出に必要な資機材等の供給や人員の派遣を市町村間で相互に行うものであります。応援体制につきましては、県内を10ブロックに分け、そのブロック間で相互応援を行うこととなっており、坂城町は、長野市、須坂市、千曲市、小布施町、信濃町、飯綱町、小川村、高山村で構成される長野ブロックに属しております。

また、県内の消防本部においても相互応援協定を締結し、消防応援、救助・救急応援等を互いに行う体制が構築されております。ほかにも千曲医師会と災害時の医療救護についての協定を締結し、災害発生時には医療救護班の派遣要請を行う中で被災者の医療救護活動をしていた

だくことになっており、郵便局とは被災状況や被災住民の避難先の情報提供についての協力協定を、町建設業災害防止協会とは災害時における応急処置に関する協定を締結し、町からの要請により、必要とされる人員、資機材等の調達をしていただくことになっております。

さらに、JAや生活協同組合コープながのによる食料、飲料水の供給、北陸コカ・コーラボトリング株式会社及びサントリービバレッジサービス株式会社との自動販売機内の飲料水の無償提供、県LPガス協会との災害発生時の緊急点検、仮設住宅及び避難所へのガスの供給、県石油商業組合との避難所への石油類の優先供給など、各種団体と応援・協定等を締結しており、有事の際に対応できる体制づくりに努めているところでございます。

6番（滝沢君） ただいま町長、各担当課長より大変ボリュームのある丁寧な答弁をいただきました。そして、町の防災に関する取り組み、多岐にわたりましたけれども、確認をさせていただきました。そして、押さえておくべき重要なポイントが非常に多かったなということがあります。ちょっと所見のほう時間が関係で個別にちょっとできませんが、やはり一番重要なのが来年度導入されます防災行政無線ですね、やはりこれは全町民に向けて正確で迅速な情報発信のためには、これは一日も早い導入が待たれるわけです。関係課におかれましては、引き続き計画の遂行をお願いしたいと思います。

それと、もう1点は、いろいろありましたけれども、やはり町民の方ですね、やはり同じ情報を共有するという意味で、やはり防災講座ですね、今、上平のほうでは独自で防災ハザードマップをつくられたということで、非常に先進的な取り組みをされていると思うんですが、やはりほかの地区でも同じような状況があるところがあると思いますので、この間の8月11日、県北部の局地豪雨が発生した際にですね、2万2千人余の方に避難勧告が発令されたわけですが、実際に避難されたのは6名という記事がございました。中には区長さんで避難勧告は考えていなかったというような方もいらっしゃったわけです。ですから、やはりそういう区長さんというのは坂城町でも毎年かわる方が多いと思うんですが、やはりいろんな機会を通じて防災講座を含め、それから区長会等を通じてですね、そういう周知を、これはもう繰り返し、やはり町のほうから発信をしていただく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

あとJアラートですが、やはりこれは今度、防災行政無線と連動されるということでありますので、やはりこれは危機管理上重要な情報発信手段だと思いますので、確実な運用をお願いしたいと思います。

その上で、3点、再質問させていただきます。情報収集と発信ということですが、町と自主防災会、それと区長さんということを先ほども言いましたけれども、この情報収集、情報交換ということで、やはり双方向できる、そういう確立した手段というのが今後求められると思うんですが、今後、双方向可能な防災行政無線の導入の計画等について伺います。

2番目、来年度、防災行政無線が導入されますが、各区ごとの情報発信ですね、これ今までページング放送ということですが、これの対応は防災行政無線導入の際にはどういう対応をされるのでしょうか。登録何人できるのか、それから区民全員に漏れなく情報発信できるかというようなことをお聞きしたいと思います。

それとですね、火の見やぐら、これ町に幾つかあると思うんですが、実は先ごろ御所沢区の火の見やぐらを撤去して、ここに屋外スピーカーを設置するということを聞いております。火の見やぐらは地域防災のシンボリックな位置づけと、半鐘はハザードマップでは打鐘にて防災情報の伝達をするということもあります。質問としては、現在、町内に何基の火の見やぐらがあつて、また今後ですね、ほかの箇所の火の見やぐらを撤去して屋外スピーカー設置への動きがあるのかどうかお伺いをしたいと思います。

住民環境課長（山崎君） 再質問の一つ目、双方向可能な防災行政無線の導入計画についてでございますけれども、現在、町には車載型や携帯型の移動局と役場との間、または移動局同士で通信を行う移動系防災行政無線がございます。この移動系防災行政無線は昭和58年に整備したアナログ式のものであり、既に導入から30年以上が経過し老朽化も進んでいることから、町では、現在、移動系防災行政無線のデジタル化への移行を検討しているところでございます。災害時には移動系防災行政無線が、町と各区自主防災会とを結ぶ確実な情報伝達手段の一つになるものと認識しておりますので、今後、無線デジタル化への移行を検討する中で、あわせて研究をしまいたいと考えております。なお、現在整備を進めている同報系防災行政無線におきましても、双方向可能な子局が7カ所設置される予定でございます。

次に、火の見やぐらについてでございますが、火の見やぐらは現在、町内に27カ所ございます。同報系防災行政無線整備に伴う屋外スピーカーの設置につきましては、御所沢区につきましては、ほかに屋外スピーカーを設置する場所がなく、火の見やぐらの老朽化も進んでいることから、地元区長さん、消防団と協議をした結果、火の見やぐらを撤去し、その箇所にスピーカーを設置することにいたしましたものでございます。ほかの地区で火の見やぐらを撤去し屋外スピーカーを設置することは現在のところ考えておりません。

企画政策課長（柳澤君） 現在、整備中のデジタル防災行政無線同報系に関する地区別放送機能についてお答えをいたします。これまで有線放送電話でもご利用いただいております、区長さんが区民の皆さんに対してお知らせなどを放送する地区別放送と同様の機能につきまして、防災行政無線でも整備する予定でございます。有線放送電話の場合につきましては、区長宅や公民館の有線の電話機を使用しておりましたが、新しく導入するシステムでは、区長さんなど複数の役員の方で事前登録をいたしました電話番号の携帯電話または固定電話から専用ダイヤルに電話をかけていただき、放送内容を予約していただく方法となります。あらかじめ登録した電話番号ごとに放送を流す地区を設定しますので、対象となる地区全部の戸別受信機に放送

できる仕組みを予定しているところでございます。

6番（滝沢君） 再度のご答弁いただきました。ちょっとまとめということで、させていただきますけれども、地域の防災・減災のためにはですね、今後とも自主防災会、消防団、行政、各関係機関のご尽力をお願いするところであります。それから一番肝心なのは、やはり先ほど町長も言われましたが、自助・共助、やはりそれに備えて自分の身を守るということが一番重要ではないかということが一番感じた次第でございます。

また、防災行政無線ですね、これにつきましては、今後説明会も開催されるということをお聞きしておりますので、その際もですね、ぜひとも災害時の情報伝達ということで、きめ細やかな説明をお願いしたいと思います。

では、次の質問に移りたいと思います。町ではさまざまな子育て支援策を実施されております。その中で、ある金融機関の試算で保育園から大学卒業までの19年間の教育費の総額は国公立、私立の場合で1,180万円から2,600万円、大学だけの費用を見ましても国公立、私立で680万円から945万円とのデータがあります。さまざまな選択肢はあると思いますが、1人のお子さんでこれだけ多くの資金が必要なわけで、2人、3人となるとさらにその額は増し、保護者の負担も大きくなっていくわけです。

町も保育料を3人目から無料と打ち出しているということは、なるべく多くのお子さんを産み育ててほしいとの思いがあるはずですが、しかし、義務教育が終わり高等教育へと進むと考えたとき、3人、4人の子供の教育費を果たして準備できるだろうかとためらってしまう場合もあると思います。そんな将来への不安を少しでも軽減できる施策があれば、これから高校、大学へと進路を考えているご家族も、出産、子育てへと夢を持っているご家族も安心して道を開いていけるのではないのでしょうか。

そこで今回、中所得者層向けに新たな奨学金制度導入をということで提案させていただきます。

2. 定住促進策について

イ. Uターン促進に向けて

1. 町奨学金の内容と実績は。

まず町の制度の内容と過去3年間の実績をお聞きします。

2. 新たな奨学金制度の導入を。

昨年、視察研修をした奈義町でも取り組んでおりましたが、今回、下仁田町の定住促進策として、高校生と大学生を対象とする新たな奨学金制度について取り上げます。まず、保護者は町内四つの金融機関いずれかと学資ローンを契約し、ローンは保護者が金融機関に返済します。町は四つの金融機関と包括連携に関する協定を結びます。そして、子供が卒業し町に戻って定住すれば町がローン返済費用として、最大、高校生月額3万円、大学生月額5万円で、毎年

4月末日までに実績報告書と請求書を町長に提出し補助を受けることができます。本年4月から導入し現在60名ほどの方が申し込んでいるということで、財源はふるさと納税の寄附金2千万円と企業版ふるさと納税の寄附金500万円の計2,500万円を基金としております。

当町の場合、ここ数年の中学校卒業数は、山崎議員の答弁がありましたが、県のデータで昨年の大学進学率48.9%から換算しますと60名から74名程度の方が坂城町から大学へ進学されていることが予想できます。この新しい奨学金制度がUターン促進として、より多くの子供たちが帰ってきてくれることを私は期待していきたいと思っております。町の見解を伺います。

教育文化課長（宮下君） 初めに、町奨学金制度の内容と実績についてお答えいたします。町では、義務教育を終えて進学し、能力があるにもかかわらず経済的理由によって就学が困難な者に対して奨学金を給与することを目的とし、その事業運営のために奨学基金を設置し給付型の奨学金制度を実施しております。

奨学金の給与については、坂城町奨学基金の設置、管理及び処分並びに奨学金の給与に関する条例及び坂城町奨学金給与規則の規定に基づき給与しております。出願手続といたしましては、卒業した学校長または在学する学校長等の推薦を受け、願書に推薦調書を添えて提出していただくことになっております。要件的には、所得や他の奨学金を利用していないことなどが要件となっており、奨学金の給与額は月額5千円以内とし、年額に換算すると6万円以内となっております。

奨学金の給与件数の過去3年の実績であります。平成26年度については高校生3名、大学生2名、大学院生1名の計6名、27年度は高校生6名、大学生1名、大学院生1名の計8名、平成28年度が高校生8名、大学生1名、大学院生1名の計10名となっております。また、平成29年につきましては、現在、高校生10名、大学生1名の計11名から申請がされております。

新たな奨学金制度の導入はというご質問ですが、坂城町では昭和46年度より給付型の奨学金制度を行っておりますが、日本学生支援機構や市町村などの奨学金制度の多くは貸与型であり、近年、雇用環境の変化等に伴い、貸与型の奨学金の返済などにかかわる諸問題がクローズアップされております。そうした状況下、国においては、所得制限等の要件があり対象者が限定されたものではあります。給付型の奨学金制度を2018年度から本格スタートすることとしています。また、既に制度化されている無利子奨学金についても、給付条件の見直しを行う中で、予算増を図ったところでもあります。

ご質問のありました群馬県下仁田町などで行われている奨学金制度は、地元の金融機関と連携を図る中で、卒業後の住所要件により奨学ローンの元金と利息相当額を基金から補助するというものですが、その原資は行政だけでなく町民や事業者からの寄附やふるさと納税などが

充てられているとお聞きしております。地域全体で子供たちを応援するという観点からすると、いい制度であると思いますが、果たして中長期的に財源の確保ができ、継続的に基金運用ができるのか、住所要件での補助はあるが、奨学ローンであるなど、もう少し研究する必要があると考えております。現在、実施している市、町の状況を見る中で、今後、研究はしていきたいと考えております。

いずれにしましても、奨学金の給与、貸与も受けられず、勉学に熱心で熱意のある若者が進学を断念せざるを得ない状況は、今後の坂城町を担う人材育成の観点からも課題ではないかと考えるところであります。坂城町では、先ほども申し上げましたように、40年以上前から先駆的に給付型の奨学金制度に取り組んでおり、昨年までに262名に給与しているところでございます。今後、国で始まる給付型の奨学金制度の動向を見る中で、原資である基金残額、給与状況を勘案し、給付額や要件等の検討をする中で、まず現行制度の拡充などに向けて研究をしていきたいと考えております。

6番（滝沢君） ただいま担当課長よりご答弁いただきました。町の給付型給付金制度がですね、今お話しのように40年以上前から既に実施されていたというのは驚嘆をいたしまして、非常に多くの方が利用されていたということ、この場で知ることができました。今、答弁にもありましたけれども、国の給付型の奨学金の動き、それから町内でもある企業で育英奨学金制度を実施されている企業がございますけれども、今これから、いろんな観点から研究をされていくということでもありますので、ぜひそこら辺も勘案していただいて検討をしていただければと思います。

ちょっと時間があれですが、町長にですね、最後一言お伺いしたいんですけども、先月15日、成人式で成人代表の方がですね、私は将来、坂城町に帰って貢献したいという力強い発言がありました。私たちにとって、これほどうれしい言葉はないと思います。私は実感として、やはりこれは目に見える施策であること、それから人への投資という目的でですね、インパクトのある有効な施策とは思っているんですけども、この奨学金制度について、もしお考えがあれば、ちょっとご一考いただきたいんですが。

町長（山村君） もう時間がありませんので、簡潔に申し上げたいと思います。今、担当課長から申し上げましたように、坂城町は昭和46年から給付型を始めていると、これはすばらしいことだと思います。教育基金を設定してという話なんですけれども、私は必ずしもですね、Uターンを目指すために大学か高校か、学校を出て戻ってきたら元本と利子返してやるというのは、ちょっとどうかなという感じはします。それよりはやっぱり給付型、坂城町で始めているものを課長も充実したいと言っていますので、金額を増やすか数を増やすか、そういう方向で、若いころは自由に外へ行って頑張ってくいと、いずれ戻ってくるような方向がいいかなというふうに思っております。いろいろ検討したいと思っております。

6番（滝沢君） いろんな方向から、ぜひともですね、検討いただいて、これは実現するかどうかまだこれから私も研究をしてみたいですが、検討のほうをよろしく願いいたします。以上、私の一般質問を終わります。

議長（塩野入君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後 2時30分～再開 午後 2時40分）

議長（塩野入君） 再開いたします。

次に、11番 中嶋登君の質問を許します。

11番（中嶋君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

さて、去る7月25、26、28日と、まさに節目となる第10回目の議会報告会が開かれました。思い起こせば十数年前、議会改革が日本で一番進んでいる北海道の栗山町へ研修に行き、よいことはすぐ取り入れるようにと私も提案した1人でありました。数年後、長野県で一番議会改革が進んでいるということで、市町村会より坂城町議会、軽井沢町議会、小布施町議会、3町村議会が表彰されたことが昨日のように思い浮かびます。例年のことではありますが、定着した議会改革の中の議会報告会の中で、町民の皆様より質問されたことを中心に今回の一般質問を行うものであります。

①町内総合防災について

去る8月27日に町総合防災訓練が旧坂城地区を中心に坂城小学校で開催され、約800人の町民が訓練に参加されたことは皆様ご周知のとおりであります。私の友人である、ある区の区長さんが言うには、坂城どんだんのときよりも多くの区民が集まってくれたと話しており、防災訓練の大切さが周知されてきたあらわれであり、ありがたいとも言っておりました。

（イ）各区の自主防災会の実状は

今回のJアラート問題、そして3.11以来、町民の防災意識が向上していることは大変よいことであり、町内各区で自主防災会をつくったり、また区内の避難マップを作成したり独自の工夫をしている区もあると聞きますが、この実情をお尋ねするものであります。先ほど申し上げましたように、今の防災ということで、町民の皆さんがいろんな意味で真剣に取り組んで、先ほども滝沢議員、そして昨日の入日議員、同じようにやっぱり今、防災関係が大事だということでの取り組みだと思えます。ましてや先ほど町側からもご答弁がありました、本来100年に一遍だなんていうことがですね、いよいよ千年に一遍と、とんでもないことですよね。でも、そういうことを想定して防災意識を高め、万が一のときにはそういうことに対峙をしていかなければいけないということでの私はあらわれで、ある意味これも大切なことであり、場合によっては、ちょっと言葉が悪いかもしれませんが、いいことだと思っています、この時代。

(ロ) 安心カプセルの普及は

この問題は二つの会場から質問が出て、町民の関心の高さが感じられました。私も何度も質問をしておりますが、カプセルの町内配布の状況を、普及が町内で一番うまくいっている四ツ屋方式を参考に町のお考えをお尋ねするものであります。なお、せんだって町の広報に全戸配布で更新用の用紙を入れていただいたこと、町民PRも含めてありがたく思っております。できれば2年か3年に一遍ぐらいはこういうことをお考えいただければ、なお私はありがたいと思うものであります。

(ハ) 中之条区へ備蓄庫を

坂城町を四つの行政区として考えた場合、旧坂城地区、村上地区、南条地区には防災用の備蓄庫が数年前に整備されましたが、坂城町の中心であり、先ほども町長答弁がございました、まさにせんだって町長の肝いりで作っていただいた安心の蛇口、中之条の区民は大喜びです、いいものを町長つくってくれたと。こんなお言葉も私は聞いておるわけではありますが、残念ながら中之条区には、いまだに防災庫などが整備されていないということでもあります。区民要望も以前から多く出ており、一刻も早く整備していただきたいと思いますが、町のお考えをお尋ねしたいと思います。以上で1回目の質問とさせていただきます。

住民環境課長（山崎君） (イ) 各区の自主防災会の実状は及び (ハ) 中之条区へ備蓄庫をについてお答えいたします。

自主防災会は、自分たちの地域は自分たちで守るという考えや連帯感に基づき地域住民により結成された組織であり、災害による被害を予防し軽減するために、地域の方々が連携し防災活動を行う共助の中核を担っていただいております。特に大規模な災害が発生した際には、電話の不通や道路の途絶、電気・水道などのライフライン被害により、行政や消防など公的機関の応急活動に支障を来すおそれがあります。そのような事態に備え、住民が連携して地域の被害を最小限に抑えることが自主防災会の主な役割となっており、現在、町内の自治区に設置がされております。

各区の自主防災会の実情でございますが、自主防災活動の一環として町の地域づくり活動支援事業を活用して防災マップ等を作成した区はこれまでに12区あり、今年度に防災マップの作成に取り組んでいただいている区もございます。また、いざ災害となった場合には、負傷者の救護、初期消火、住民の避難誘導、避難所の運営などに従事していただくことから、町総合防災訓練への参加はもとより、各自主防災会においても積極的に独自の防災訓練や防災講座を開催していただいているところでございます。

今までに県の防災に関する出前講座を開催した区は3区あり、また、今年、消防署職員や地元消防団員を講師に、消火訓練、通報訓練、消火訓練等の防災訓練を実施した区は12区ございました。災害の未然防止、被害の軽減を図るためには、行政機関のみならず、地域住民の皆

さんにおかれましても日ごろから災害に対する備えをしていただくとともに、災害時における自主防災会の防災活動が重要なものとなってきております。

町といたしましては、各地域の自主防災会の活動を支援し、行政、消防機関等が連携しながら、安全で住みよい災害に強いまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、(ハ) 中之条区へ備蓄庫をでございますが、町で備蓄品を保管している備蓄庫につきましては、坂城地区については第7分団詰所に併設されている町防災センター、村上地区については第10分団詰所に併設の村上地区備蓄庫、南条及び中之条地区については第3分団詰所に併設される備蓄庫の計3カ所がございます。

備蓄品につきましては、大規模災害が発生した際の避難者数を人口の約1割、災害発生から救援物資が届くまでの日数を2日と想定し、食料品は長期保存が可能なクラッカーなどを9,600食、飲料水は1.5リットルのミネラルウォーターを6,400本を計画的に備蓄しております。その他、簡易トイレや毛布、ブルーシートなどの災害用資機材、土のう、スコップなどの水防資機材を各備蓄庫に分散して保管しているところでございます。

中之条区へ備蓄庫をとのご質問でございますが、先ほどもご答弁申し上げましたが、南条地区及び中之条地区に1カ所ということで、南条第3分団詰所に設置してございます。災害に備えて食料品や飲料水などを保管するスペースの面では、現在の町内3カ所の備蓄庫で足りているものと考えております。

しかしながら、災害時には必要な物品を迅速に避難所等に届けるという面では、その立場所等も重要になってまいりますので、備蓄のあり方について地域の現状や地理的な状況等を踏まえる中で、今後、研究してまいりたいと考えております。

企画政策課長（柳澤君） ロの安心カプセルの普及はについてお答えいたします。救急医療情報キット、通称安心カプセルにつきましては、あらかじめ本人が救急医療時に必要な情報を容器に入れておくことで、緊急時に本人が救急隊へ既往症等の説明をすることができない場合でも、迅速かつ適切な対応を受けることが期待できることから、地域づくり活動支援事業などをご活用いただく中で、平成25年度時点で4区の自主防災会が既に導入してございました。

こうした状況の中、全町的な導入、配布に向けての支援についてのご要望をいただく中で、平成26年度から28年度にかけて希望数の取りまとめを行う中、各自主防災会への配布を行ってまいりました。導入当初は、各自主防災会の判断により要介護世帯や高齢者世帯をメインに配布を行っていた自主防災会もございましたが、毎年全世帯配布を呼びかける中、昨年には町からの配布も含めまして、全27区の自主防災会、約5,100世帯への導入が完了したところでございます。

導入に当たりましては、配布をして完結するものではなく、各家庭の世帯状況やご家族の持病、かかりつけの病院や常備薬の種類、緊急時の連絡先といった不測の事態に備えて、必要な

情報を安心カードにご記入いただき、保管場所の設置の徹底など、いざというときにその効果を発揮することができる状況にしなければならないところでございます。

ご質問にありました四ツ屋区につきましては、町の地域づくり活動支援事業補助金を活用し、防災マップの作成や案内板の作成など防災体制の見直しと区民の防災意識の高揚に取り組まれました。この活動と連携し、救急医療情報キットの説明会や設置状況の調査の実施、戸別訪問による救急医療情報キットの保管状況の確認等を行うなど、きめ細やかに対応をされております。また、ご家族の常備薬の種類や持病など、記載内容を最新の情報にしておく必要性についても機会があるごとに広報など、フォローアップにも力をいただいております。

こうした四ツ屋区の取り組みは、昨年2月の区長会において四ツ屋区で主体的にかかわっていただいた方から事例報告を行っていただき、区長の皆さんに活動をご紹介させていただいた経過がございます。一部の区では、四ツ屋区の取り組み事例を参考に、配布状況や保管状況の確認などの取り組みを行っていると聞いておりますが、各区の自主防災会において組織体制が異なることから、全ての自主防災会が一律で同じ取り組みを行うことは厳しいものと考えております。

町といたしましては、区長会などを通して各世帯への設置状況の確認、配布時の説明の徹底等、働きかけを行ってまいりましたが、引き続き、こうした働きかけや事例紹介等の機会を設けることなどの対応としてまいりたいと考えております。

また、安心カードにつきましては、ご記入いただいた情報が年々古くなることから、定期的に情報の更新が必要になると考えられます。町が配布を始めてから3年が経過していることから更新の時期と考えまして、今月の「広報さかき」9月号に、カード更新の説明及び記入例とともに、安心カードの用紙について、とじ込み印刷という方法で掲載させていただいたところでございます。なお、各区の自主防災会に対しましては、8月定例区長会におきまして「広報さかき」への掲載の説明をするとともに、改めまして区民の皆様への説明や対応についてお願いをしてきたところでございます。

今後につきましても、区長会などを通しまして転入者への救急医療情報キットの配布や安心カード更新の際の対応などを支援していくとともに、適切な場所への保管などについてPRをしていきたいと考えております。

11番（中嶋君） ただいま両課長よりご答弁をいただきました。今お話をずっと聞きますと、先ほど私ちょっと申し上げましたけれども、やはり防災に対しては各区も本当に真剣に取り組んできているな、いいことだなというふうに思います。27区がある区の中で、どこもいろんな知恵を絞りながら、先ほども課長からございました、多少やっぱり温度差はあるんでしょう。そうは言いますが27区みんな、12区でマップつくったよとか、それから出前講座なんかも、えらいやっていたらいるなんていうようなお話も聞いてびっくりしました。こんなに

やっぱり各地区、各区で区長さんたち本気でやっているなということがよくわかりました。

そこで、中之条区においては先ほども、南中という考え方もありますから、消防の場合は、それはそれでいいんですが、できれば、最後にはまた今後考えていくよというようなご答弁を課長からいただきましたので、それでいいのかなと私は思っております。

なぜ私そういうことを言うかといいますとですね、特に中之条は自主防災会の関係の中で、土のうをですね、今の大水ついたりとか、それから国道は大分、国で直していただきましたから、よくなったんですが、中之条、中條神社の近辺のところは湖になった時代があったんです。それで、ゲリラ豪雨なんか来ますとですね、下町のほうが水浸しになって、床上までは行かなかったんですが、床下浸水が10カ所ぐらいあったようなこともございました。

あれはちょっとここで話せば皆さんに怒られるかもしれませんが、実は床下のときに3千円だか5千円出たんですよ。それを知らないでいて、え、おい、ちょっと町の法律の中にあつたぞなんていうようなことで、急遽それをですね、私が中之条の床下浸水のうちへみんなお話をしあって、町へ請求出しておくんなど。町の職員もすぐ速やかに行って見ていただいて、うちの下のところへちょっと潜ってもらって、この辺まで水来ているわなんていうようなことで、あの当時お金を七、八軒のうちへ出していただいて、大変感謝されたなんていうようなこともありました。

でありますので、そんな流れから考えますと、どうも中之条はどうしてもやっぱり今の爆弾低気圧、ゲリラ豪雨のときに水が入るといようなあれがありましてですね、自主防災会、自分が中之条の会長やっているから偉ぶって言うわけじゃないんですが、4カ所にですね、土のうを自由に持って行ってくださいと、そんなようなことをやってみました。そうしたら、皆さんやっぱり自分のうち、もちろん大事です。そんなことは当たり前の話ですが、そんな中で大勢の皆さんが自分のうちへ大水つかないように土のうを、うちの入り口のところにずっと並べるように、ざっくりではございますが、200ぐらいの土のうは皆さんお持ちになって、そうは言いましても、一ところまた20ぐらいの土のうを全部置いてあります。それで、私も土のうのところへ書いておいたんですが、ああいうものを持っていくときに、人に見られたら嫌だなんて、きょろきょろして持っていきようじゃ、私はいけないと。だから、そこへこういうように書くと、自由にお持ちくださいというようにしたら、もう中之条のもんちきょろきょろしないで正々堂々とみんな持っていきような、そんな配慮もして200ぐらいかと。当然これは町のご協力も得ての話でありますので、その部分では大変ありがたく区民も思っております。

そんな中で、先ほどのまた話が戻りますが、課長からもご答弁がありました。そうは言いましても、これから考えていくようなお言葉をいただきましたので、ぜひまたひとつ、その辺はよろしく願いをしておきたいと思えます。

それから、今の安心カプセルであります、これも私もいろいろ、ここで一般質問させてい

ただいたり、いろいろしたんですが、今の課長のお話を聞くと、26年から28年にかけて全町にいいよカプセルが波及したといひましようか、行き渡ったと、これもありがたいことです。27区、5、100世帯、全部行き渡ったと、これはよかったと思っております。1人でも多くのやっばり私は命を助けたい、こういうことでありますので、ある意味、私の念願がかなったかなと。

先ほども、これも私も言いましたし、課長からもご答弁あったわけですが、今のただカプセル配っただけじゃだめだよと。更新の用紙を書いていかなきゃいけないと。それに対してもきちっとした判断をいただきまして、3年に一遍というようなことになったので、今回は全部、全戸に入れたよということを今おっしゃられたわけですが、これがありがたいことなんです。大変いいことを町は、私はやっていると思います。ですから、これは継続して、さっきも言いましたが、少なくとも3年に一遍ぐらひは同じようなことをして、町民に対してですね、啓蒙活動を行うとともにですね、町民の命を守ると、そういうことで今後ともよろしくお願ひをしておきたいと思ひます。

さて、2番目の質問に入ります。

②今後の消防団について

(イ) 団員確保は

少子高齢化の影響をもろに受けて、全国的にも消防団員確保は難しい時代であり、私もこの問題は何度も一般質問したり、いろいろな提案もしてきましたが、今の町の現状をお尋ねするものであります。なお、成人式の日にも文化センターロビーにおいて団員増員のため、初めての試みかと思ひますが、消防主任みずからはっぴをまとい、分団長とともに行動を行っていたことに、まさに私は敬意を表するものであります。

(ロ) 活性化計画は

この案件もですね、議会報告会で、これは元分団長よりご提言がございました。どういうことかと申しますとですね、中野市では去年から6年計画で消防団活性化計画が進められているが参考に欲しいと、このようなことを元分団長の町民の方にお話を伺ひました。早速、私も中野市の消防課の担当者にお話を伺ひました。そうしましたらですね、パソコンから落とせるとのお話でしたので、早速、中野市消防団活性化計画書をコピーして確認をさせていただきました。

魅力ある消防団にしていくため、若い団員を増員していくなど地域との協力、企業との協力、市の大幅な援助、消防体制の充実など実情を踏まえて未来志向的な、なかなかうまくまとまった計画書でありました。それで、ここにございます。これが中野市でつくられたものでございます。13ページぐらひの冊子で、ちょっとあれなんです、一瞬この中の理念をちょっとご報告しておきたいと思ひます。

今申し上げましたように、13ページにわたっているわけではありますが、第1章から第5章まであります。第1章は中野市消防団活性化計画の概要、第2章は消防団を取り巻く環境、第3章は基本構想、第4章は消防団活性化対策、第5章が進行管理、それから資料が中野市消防団の現状が入ったものの冊子でございます。特に第4章のですね、消防団活性化対策というのは、1として消防団員の確保、2として女性団員の拡充、3として処遇の改善、4として組織体制の強化、5として施設・装備の充実、6として教育と訓練の充実、7として地域との連携というようなことを事細かに書いてあるということでもあります。

時間もありますので、理念をちょっと読ませていただきたいと思います。策定に当たり、こんな考えなんだよというような中野市の消防局の考え方でもあります。

「消防団は『自分たちのまちは自分たちで守る』という精神に基づき、普段はそれぞれに職業を持つ地域住民を中心に構成された組織であり、近年全国各地で頻繁に発生している大規模災害では、地元消防団員が自らも被災者である厳しい状況の中で、住民の生命や財産等を守るため不眠不休の懸命な災害活動が行われ、住民の消防団に対する信頼・信用・安心、そして期待は更に大きくなっています。一方、社会経済の変化に伴い、被雇用者の占める割合の増加、平均年齢の上昇等が進み、少子化、人口減少社会への移行等もあって、消防団を取り巻く環境は大きく変化し、団員の確保が難しく消防団活動を十全に果たせなくなることが懸念されます。また、東日本大震災を機に平成25年12月には、『消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律』が制定され、地方公共団体は、消防団への加入促進、団員の処遇改善、装備の充実、団員の教育訓練の充実等に関して、必要な措置を講ずることとされました。このようなことから、今後の消防団の方向性を定めるとともに、消防団の活性化を推進するため『中野市消防団活性化計画』を策定することとしました。」という理念が書かれて、ここからいろいろなお話がこの冊子には書かれておるということでもありますので、まさに我が町も魅力ある未来型消防団づくりを見据えですね、坂城町消防団活性化計画書を私は作成するべきと思いますが、町のお考えをお尋ねいたします。以上であります。

町長（山村君） ただいま中嶋議員さんから、2番目としまして今後の消防団についてというお話でご質問いただきました。各自治体がいろいろな工夫を今取り組んでいるということかと思いますが、また中野市の事例などをご披露いただきまして、いろいろ参考にしていきたいと思っておりますが、坂城町の今後の消防団についてというご質問でございます。現在の取り組み、いろんなことをやっております。それを含めましてご回答申し上げます。

まず初めに、招集挨拶でも申し上げましたが、坂城町消防団におきましては、去る7月30日、中野市運動公園で開催されました長野県消防ポンプ操法大会に埴科代表として第2分団が出場し、27年ぶりに見事5位入賞を果たされたということでもあります。また、6月に町内で発生した行方不明者の捜索では、行方不明者を無事発見した功績が認められ、千曲警察署

長から感謝状をいただくなど、昼夜を問わない活動に感謝を申し上げるとともに、その功績に大きな評価をいたすところでございます。

それではまず最初に、伊の団員の確保についてでございますけれども、お話もありましたように、近年は少子化や就労形態の多様化ですとか社会環境の変化等により、新入団員の確保が非常に困難になってきております。このような状況は当町のみならず、県内あるいは全国の消防団においても大きな課題となっているところでございます。

さて、新入団員数でございますが、平成28年度は18人ございました。そのうち3名が女性団員。平成29年度は、8月末現在で9名で、そのうち5名が女性団員でございます。ちなみに今までいた女性も含めると、現在、女性団員は9名になっているということで、年々増えているということでもあります。

これまで新入団員の勧誘活動は、分団長を中心に各分団が家庭を直接訪問されるなどして実施しているほか、区長会への協力依頼、成人式でのチラシ配布、町民運動会・交通安全町民大会での消防団PRなどを行っていただいております。今年度は、分団長が成人式の日に文化センターロビーに、先ほどお話ありましたけれども、ロビーで成人をお祝いするとともに、直接消防団のPRを実施したところ、お二人の新成人から、今は大学生であり県外にいるが、卒業後は坂城に戻り入団するという大変ありがたいお話もあったと聞いております。また、役場住民環境課内に新入団員募集の表示をしたり、庁舎玄関に消防団員募集に関するのぼり旗を掲出したところ、これから高校を卒業する子に紹介するので、チラシ等はないかと声をかけくださる方もいらっしゃいます。

消防団の新たな取り組みといたしまして、消防団長、副団長、分団長の消防団幹部の皆様が新入団員の確保は大変難しいという共通認識を持つ中で、価値観の多様化が進む今日において若者が消防団のどのようなところに魅力を感じるのか、どういった消防団であれば入団したいと感じるのかを知り対応するために、入団後間もない団員から意見を聞く場を設けるともお聞きしておりますので、町としましても支援してまいりたいと考えております。

また、消防団員やその家族を支援する信州消防団員応援ショップ事業、これは県内の消防団員やその家族が県内各地の登録店舗において団員カードを提示することにより、店舗が独自に定めたサービスを受けられるものでございます。町内では現在4店舗が応援ショップの登録をさせていただいております。びんぐし湯さん館では団員やその同伴者に対して入館料の割引、これ500円を400円ということでもありますけれども、を実施しているほか、ローンの金利優遇や、積み立ての新規契約に対し図書カードを進呈する金融機関、ガソリン・灯油等の値引きをするガソリンスタンドがございます。店側にとっても新たな顧客拡大と社会貢献に取り組む店舗としてのイメージアップになり、消防団員の加入促進にもつながるものでありますので、町内の店舗の皆さんに呼びかけ、登録店舗を増やすとともに応援ショップ事業のPRに努めて

まいりたいと考えております。

また、従業員が消防団員として原則2名以上入団しており、消防団活動に協力している事業所に対し表示証を交付し、事業所が社会貢献を果たしているということを広く知らせる消防団協力事業所表示制度には、町内5社に登録いただいております。この制度にご登録いただくことによりまして、事業者は法人事業税、個人事業税の減税を受けられるというメリットもございますので、より多くの事業所に呼びかけ、従業員が消防に入団しやすく活動しやすい環境づくりを進めてまいります。

団員の確保につきましては家族の理解が何より大事であります。加えて地域や事業所の協力が不可欠でもありますので、今後も消防団の活動や活躍を皆様にご理解いただけるようPRし、団員の確保に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、口の活性化計画でございますが、先ほどご紹介ありました、ご質問のとおり、中野市では中野市消防団活性化計画を平成28年11月に策定いたしました。この計画は消防団を取り巻く環境の変化や現状を分析し、消防団の目指す将来像を設定した上で、どのような活性化施策が必要かを定めたものであり、消防団員の確保など目標値を設定した七つの施策を掲げております。

事業の主なものとしましては、消防団協力事業所表示制度の推進、結婚支援事業の実施、女性団員の活動分野の拡充や活動しやすい環境の整備、信州消防団員応援ショップ事業への参加推進、組織のあり方等についての研究、施設や車両・資機材等の計画的な整備、研修や訓練の拡充等となっております。

消防団独自の活性化計画を作成し、それぞれに目標値を設定していることは評価いたすところでございますが、内容的には当町でも既に消防団活性化のために取り組んでいるものが多いというふうに理解しております。

坂城町でも消防団活性化計画を策定したらどうかというご質問ですけれども、坂城町におきましては、長期総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略において、消防団を地域防災力を高める上で不可欠なものとして位置づけておりまして、総合戦略では女性消防団員を31年度までに5名に増やすという評価目標を設定しており、また新入消防団員数も評価目標に加えていきたいとも考えております。加えて、消防団応援ショップや消防団協力事業所の登録についての目標設定等につきましても、今後さらに検討してまいりたいと考えております。

消防団員は地域住民の生命・財産を守ることを目的とし、また、自分たちの地域は自分たちが守るとの消防精神のもと、火災等の出動はもとより、水防訓練、総合防災訓練、救命講習等の各種訓練や、毎月1日と15日に行う火災防止巡回広報、3月から5月にかけて行う山火事防止広報、年末特別警戒などさまざまな活動を実施していただいております。

町としましても、消防団の活性化が図られるよう、また魅力ある消防団となるよう消防団と

の連携を深め、積極的な支援策をこれからも進めてまいりたいと考えております。

11番（中嶋君） 町長から今、ご答弁ございました。先ほども私、申し上げましたように、よかったです。成人式のときに、うまくやったですね。2人も入っていただいたようなお話を聞きました、ちょっと言葉は悪いですが、してやったりと、うまくいったぞと。また、来年、再来年と同じようにやって、若者たちをお願いをして、消防団員確保を余計お願いしておきたいと。

ただいま、町長がおっしゃっていましたが、団員募集に関してはいろんなルートを使ってですね、今一生懸命やっているんだと、そういうことがよく伝わってきました、18人である9人である女性が3人、6人と大勢入ってきたと。いい方向に向かっているのかなと思っております。油断しないでですね、しっかり取り組んでいただければありがたいかなと。

それから、今も中野市の消防団の活性化計画のお話を申し上げたんですが、これはうまくまとまっていたので、これなかなかいいなと思ったんですが、今、町長おっしゃるように、割合、おらっちもこれ既にやっているぞと、こういうような部分もここに幾つかありました。それで、町長はきっと必ずや、これ町長もパソコン上で、得意でありますから、中野市のこれ引っ張り出して読んだと思いますが、その中でですね、我が坂城町は長期総合計画等の関係できちとしたものを作成しておるわけですが、今、町長おっしゃられたように、新団員のところがどうだとか、言うなれば中野市のいいようなところを取り組んでやっていこうというような、私、いうふうに受けたもんで、それならいいなと。何もよそのうちのそっくりまねすることは、私はないと思っています。ただ、私よくいつも言うんですが、いいことはまねしようよと。やって同じことだったら、まねすることないんだから、場合によっては坂城のほうが進んでいる場合もありますから、そんなふうな評価でございますので、そうは言いますが、こういうものを研究しながら他町村のいいところをまねしたり、自分のところでやっていることはどんどん先へ進んでいただければ、私はありがたいものだと思います。

今、町長からもいろいろご答弁いただいたんですが、一つ、町長、ちょっと提案がありまして、実はこれは昨日、入日議員からも提案があった件であります、実はですね、私もある分団長よりこんな提言をいただいたわけです。実は冬の火事で、いてつく寒さの現場で消火活動をして終わった後、寒い自宅に帰ってきたときにむなしさを感じると。何なんだと。そんなとき、この分団長が言うには、全分団員でびんぐし湯さん館へ全員を連れて行って、そのときにできれば無料にさせていただきたいなと。せめて体をぬくめさせてあげたいと、こんなことを言っておりました。そして、これはちょっと皮肉めいたこともちょっと分団長、言っておったんですが、そして、消防団員になった人でなきやわからないわいと、こんなことを言っておりました。

ですから、実は私はもう、私も消防団、本気でやっていた時代がありました。10年連続郡

大会優勝したなんていうような実績を持っております。四十数年前のことを思い出しました。ああ、それではと。分団長にこんな話をしました。余り分団長たち本気でやっているのに過去の栄光でもって、俺はおまえたちとは違うわ、俺らのころはこうだったわなんていうことは、私は余り言いたくないほうでしたが、そのことは一言ちょっと、こんな話をしました。

俺も昔の東京農産、今のロビニアです、あの火事的时候は夜11時ごろから次の朝8時ごろまで9時間消火活動をしたときのことを思い出した。はっぴががちがちに凍って、もちろんこれ真冬の1月か2月ごろだったんですよ。はっぴががちがちに凍ってしまい、もう既に寒いを通り越しまして、体中の感覚がなくなっても、前に火があれば水かけていますという、俺もそんな思い出あるわと。もちろん、そのときに工場は全焼でした。全部燃えてしまいました。

それで、撤収するときにホースが巻けないんです、がちがちに凍りまして。私は当時、今は4分団ですが、第2分団の自動車を分団長に言われて持ってまいりまして、自動車の後ろのほうへホースを皆さん長いままひっかけるような格好をして、消防車へつけました。10本、20本のホースつなげたんですが、それを全部持ってまいりまして、それで先ほども火の見やぐら、いろいろ問題になっておりましたが、火の見やぐらも実は当時とっても大事なものでありまして、私も何度か上へ上って半鐘をたたいたこともあります。それから、逆にそうじゃなくて今言ったように、ホースをあそこへかけなければならない。それが大変だったです。がちがちに凍っているやつですから。それを何とか1時間、2時間かけて、分団長や班長たちに怒られながら、私、若いころでしたから一番上へ上れと言われてまして、高いところへ上って、かちかちのホースを引き上げてやったなんていうようなことがありました。そんなような私の経験があったもんで、分団長の言っていることはよくわかるというような話をいたしました。

そして、町長、今回の質問となったわけでありまして。ですから、先ほども信州消防団員応援ショップ事業で、たしかびんぐし湯さん館も100円だか50円だか、まけるような割引券もつくってあるようでありまして、町長ご答弁いただきたい。こんなときぐらい無料にできないかお尋ねをいたします。

町長（山村君） 　どんな形でできるかですね、ちょっと考えます。消防団の方が寒い作業が終わって、びんぐし湯さん館やってる、夜ですね、そこでみんなで宴会しようとか、懇親会やろうかといったときの割引をちょっと考えます、どうするか。びんぐし湯さん館の社長とも相談して決めます。消防団割引の何かセットを考えるようにできればと思います。検討します。

11番（中嶋君） 　町長、すばらしいですね。即答でお答えいただきました。消防団のためにいろいろ考えてくれていたと。ぜひお願いしておきたいと思います。びんぐし湯さん館の社長にも、ひとつよろしくお伝えくださいませ。

まさにまとめられませんが、今回の質問は、総合防災に関する質問でありましたが、タイムリーという、これは不謹慎であるが、北朝鮮問題であります。町長の招集挨拶でJアラート

と、さかきまちすぐメールが発動しなかったことに関してはおわびの言葉がありましたが、今後は絶対にこのようなことがないよう全町民にかわりお願いをしておきたいと思います。

私も六十数年生きてきて、まだ信じられません。こんなことが今起きているんですね。まさに2017年8月29日早朝6時2分、うちの3台ある携帯が聞いたことのない音が鳴り響き、驚いて目を覚まして携帯を見ると、「ミサイル発射。ミサイル発射。北朝鮮からミサイルが発射された模様です。頑丈な建物や地下に避難してください。」これ総務省ですよ。自衛隊関係かと思いましたが、しかも消防庁ですよ。これが真っ先に届いた全文でありました。

その後、12分ぐらいたったら、またエリアメールが入りました。「ミサイル通過。ミサイル通過。先程、この地域の上空をミサイルが通過した模様です。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡して下さい。」総務省、同じく消防庁です。何という国ですかね、日本は。誰が守っているんでしょうかね。防衛省どうなっているんだと。自衛隊どうなっているんだと。わけわからない国です。今お話し申し上げたように、今これが第2回目の全文でありました。

ミサイルが発射されて12分間の間に自分の命を守り町民の命を守るために、我々町会議員は何をしたらいいんでしょうか。どうするんですか。今、起きているんだよ、この時代に。とんでもないことですよ。私なんかは、もういい年ですから、あともう少しだなと思って、こんなことはないなど。第二次世界大戦が終わってから、私、生まれた人間ですから、戦争を知らない子供たちですよ。どうですか。えらいことじゃないですか。

今まではアメリカの核の傘のもとで守られているという安心感、長崎・広島に被爆国であり、非核三原則を守る国であった。何よりも不戦の誓いであり、平和憲法の9条を大切にしている国であった。しかしながら、現実はお隣の金正恩の国である朝鮮民主主義人民共和国、これは北朝鮮であります。日本全土を射程距離とするミサイルを保有し、原爆はもとより水素爆弾まで開発し、世界で一番威張っている、あのアメリカまでも脅かす存在となり、我が国日本も今までのように安閑とはしては行かない事態に私はなりつつあるものだと思っております。日本も現実逃避をしていて、たっぷり平和につかっており、まさに平和ぼけになっていたのか、北朝鮮はえらいところまできちゃった、えらいことになっている。

これは私、昨日少し書いた文章でありますから、国連の安全保障理事会、安保理での北朝鮮制裁採決で、どのようなことが決定するかわからないが、いろんな考え方が世界中あります。であります。私に言わせれば金正恩がですね、暴走しないように、もう祈るのみであります。そして、12月議会では我々は坂城町の議員であります、核シェルターをつくるような議論を行わないよう、これまた祈るのみであります。何という世界になってしまったのでしょうか。

そしてまた、町長、町としてどのように対処していくのか。町民の安心・安全を一番に考え、

的確な情報収集をしていただきまして、きちっとした坂城町町民の方向づけを、私は、町長、定めていってほしいと思うものであります。最後に一句添えます。

平和ボケ大きなツケを誰払う 平和ボケ大きなツケを誰払う

これにて私の一般質問を終わりいたします。ありがとうございました。

議長（塩野入君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

次回は明日13日、午前9時から会議を開き、一般質問及び一般会計決算案総括質疑、各特別会計決算案総括質疑等を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦勞様でした。

(散会 午後 3時29分)

9月13日本会議再開（第4日目）

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番議員 | 塩野入 猛 君 | 8 番議員 | 塩 入 弘 文 君 |
| 2 〃 | 西 沢 悦 子 君 | 9 〃 | 塚 田 正 平 君 |
| 3 〃 | 小宮山 定 彦 君 | 10 〃 | 山 崎 正 志 君 |
| 4 〃 | 朝 倉 国 勝 君 | 11 〃 | 中 嶋 登 君 |
| 5 〃 | 柳 沢 収 君 | 12 〃 | 大 森 茂 彦 君 |
| 6 〃 | 滝 沢 幸 映 君 | 13 〃 | 入 日 時 子 君 |
| 7 〃 | 吉川 まゆみ 君 | 14 〃 | 塚 田 忠 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------------|-----------|
| 町 長 | 山 村 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮 下 和 久 君 |
| 教 育 長 | 宮 崎 義 也 君 |
| 会 計 管 理 者 | 塚 田 陽 一 君 |
| 総 務 課 長 | 青 木 知 之 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 柳 澤 博 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 山 崎 金 一 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 伊 達 博 巳 君 |
| 保 育 園 振 興 幹 | 小宮山 浩 一 君 |
| 産 業 振 興 課 長 | 大 井 裕 君 |
| 建 設 課 長 | 宮 嶋 敬 一 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 宮 下 和 久 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 池 上 浩 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 竹 内 祐 一 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 関 貞 巳 君 |
| 総 務 係 長 | 北 村 一 朗 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | |
| 財 政 係 長 | |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 堀 内 弘 達 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 長 崎 麻 子 君 |
| 代 表 監 査 委 員 | 大 橋 房 夫 君 |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 臼 井 洋 一 君 |
| 議 会 書 記 | 竹 内 優 子 君 |
5. 開 議 午前9時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- (1) 特定健診と医療費についてほか 小宮山定彦 議員
(2) 道路用地についてほか 塚田 忠 議員
(3) 介護保険制度はどうなるのほか 塩入 弘文 議員

第 2 議案第 3 2 号 平成 2 8 年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について

第 3 議案第 3 3 号 平成 2 8 年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について

第 4 議案第 3 4 号 平成 2 8 年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第 5 議案第 3 5 号 平成 2 8 年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 6 議案第 3 6 号 平成 2 8 年度坂城町工業地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 7 議案第 3 7 号 平成 2 8 年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 8 議案第 3 8 号 平成 2 8 年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第 9 議案第 3 9 号 平成 2 8 年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（塩野入君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 1 4 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、教育長、宮崎義也君から本日午前中、欠席の届け出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第 1 「一般質問」

議長（塩野入君） 最初に 3 番 小宮山定彦君の質問を許します。

3 番（小宮山君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。今回は二つのテーマについて質問します。

一つは、このところ毎回取り上げている国民健康保険です。4回目になります。特定健診と医療費及び健診料の自己負担分無料化に焦点を当てて質問いたします。

もう一つのテーマは、昨年9月、1年ぶりにワイナリー形成推進事業の進展状況についてお聞きします。

1. 特定健診と医療費について

人口の高齢化に伴い、国全体の医療費は年々増加し、数年前に40兆円を超えました。平成元年の国民医療費に比べ、その約2倍になるとのことです。すさまじい医療費の伸びです。このままだと、世界に誇る国民皆保険制度が維持できるか、危ぶまれております。また比較的大きな企業の社員が加入している健康保険組合は全国で約1,400組合あり、約2,900万人の人が加入しているそうですが、財政難で2025年までに4分の1が解散するとの予測が、最近新聞報道されました。昨日の大森議員の一般質問にもありましたが、国民健康保険、いわゆる市町村国保も財政運営が来年度より県に移管されます。そうした状況の中で、国民健康保険制度について、イ、ロ、ハの順に質問します。

イ、国民健康保険、以下略して国保と言います、国保特定健診について、基本的な事柄を2点お聞きします。国保特定健診の受診率と、特定保健指導の実施率が当町においてこのところ向上しているようですが、27年度と28年度の数値をもう一度教えてください。あわせて、県平均と、県下77市町村における順位もお願いします。

次に当町の特定健診の検査項目と、保健指導を実施した人数とその内容はどのようなものかお聞きします。

次にロの、1人当たり医療費については、1点目として国保被保険者1人当たり医療費の金額と県平均、県内順位をやはり27年度と28年度についてどうであったか。

2点目は、当町には医療費が高額な患者数が多いのか、その割合がほかの市町村と比較して多いのか。また国保被保険者の中で、高齢者の占める割合が高いと3月の答弁にありましたが、データでお示しいただきたいと思います。

最後にハの、国保特定健診の健診料の自己負担についてですが、特定健診が始まった平成20年度からこの10年間、集団健診では心電図検査費用を含めて2,500円、医療機関で受ける個別健診では心電図検査なしで2,600円で、それは変わっていないと聞いています。ほかの市町村では、途中で見直しがあるところが多いのですが、当町ではかつて一度も見直しがありません。そこで、健診料の自己負担額は毎年どのようにして決まっているのかお聞きします。また自己負担額を無料にした場合と、千円にした場合、それぞれ財政負担増はどのくらいと試算されるかお聞きします。確定値の出ている27年度の当町の受診率54%でどうなるか、国で出している29年度までの達成目標値60%、また当町の目標値65%それぞれの場合についてお願いいたします。第1回目の質問は以上です。

町長（山村君） おはようございます。小宮山議員さんから、特定健診と医療費についてということで、イからハまでご質問をいただきました。私からは全般的なことをお答えしまして、詳細につきましては担当課長から答弁させます。

特定健診につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、平成20年度より各保険者において実施することとされ、国民健康保険の保険者である町においても40歳から74歳の国保加入者を対象として実施しております。

特定健診は健康で自立した生活を送るために、早期から生活習慣病の発症予防、重症化予防を図るとともに、医療費の適正化につなげるためにも重要な事業として、町でも特定健診の受診率を65%を目標に、さまざまな取り組みをしております。

受診率向上を図るための取り組みといたしまして、平成26年度からは、特定健診開始年齢である40歳スタート健診で補助を開始し、これに加えて今年度からは50歳節目健診の健診料金補助を行う中で、健診の受診勧奨と健康意識の啓発を図っております。

また、集団健診では、受診しやすい健診の体制づくりとして、平日の昼間に受診できない方等を対象としまして、夜間健診や休日健診も取り入れ、平日に受診できない方への利便性の向上または未受診者への個別勧奨など、受診率の向上に努めております。

こうした取り組みにより、平成27年度の受診率は54.1%に向上し、初めて50%を超え、生活習慣病の発症リスクが高い方に行う特定保健指導の実施率は79.7%と、県平均に比べ高い水準になっております。

また40歳スタート健診対象者の受診状況としましては、平成27年度の実績でございますが、対象者26人中11人が受診され、42.3%の受診率となっており、41歳から44歳までの方の受診率28.7%に比べ、戸別訪問などによる受診勧奨により、高い受診率となっておりますが、40歳スタート健診をきっかけに毎年受診をしていただけるよう、今後も勧奨してまいりたいと考えております。

また、国民健康保険の1人当たりの医療費につきましては、平成28年度の速報値が県内で高いほうから7番目となっており、特定健診や特定保健指導を粘り強く進めることで、病気の早期発見と重症化の予防を図ってまいります。

当町で実施しております特定健診につきましては、当町の国保加入者の心疾患罹患率が高いことに鑑み、集団健診では実施当初の平成20年度より、心電図検査を含めた健診としております。受診される方には、心電図検査の費用を含め2,500円の自己負担をいただいておりますが、特定健診につきましては、各市町村で検査項目も異なるため、ほかの市町村との単純な比較はできないものと考えております。

特定健診の自己負担額につきましては、国保特別会計の財政運営とも密接にかかわる問題でありますので、予算編成過程において決定をしております。また、国民健康保険は来年度から、

財政運営の主体が県に移行するという大きな変革期にある中であります。特定健診の自己負担額につきましては、制度改正が町の国保に及ぼす影響を見きわめつつ、総合的に判断してまいります。先ほどお話ありました財政負担状況ですね、それもよく鑑みて検討していきたいというふうに思っております。

今後も国民健康保険の加入者の皆さんに、健康な生活を送っていただけるよう、特定健診の受診率の向上を図るとともに、保健師などによる保健指導等の早期介入などにより、生活習慣病の予防・改善を支援し、健康増進を図ってまいりたいと考えております。

福祉健康課長（伊達君） 特定健診と医療費について、（イ）の国保特定健診についてから、順次お答えしてまいります。

特定健診の受診率及び特定保健指導の実施率、長野県平均、また県内順位につきましては、平成27年度の当町の特定健診受診率は54.1%で、県内市町村国保の平均値45.2%を8.9ポイント上回り、県内順位では26位ということになってございます。また27年度特定保健指導の実施率、こちらは当町が79.7%で、こちらも県内市町村国保の平均値52%を27.7ポイント上回り、県内順位は19位となっております。

28年度でございますが、手元にある最新の速報値でございますけれども、当町の特定健診の受診率は51.9%で、県平均の44.1%を7.8ポイント上回り、県内順位が29位、また特定保健指導の実施率は、当町が36.4%で、県平均の23.1%を13.3ポイント上回っており、県内順位は30位となっております。今後も特定健診の受診率及び特定保健指導の実施率向上に向け、特定健診の受診勧奨と、町民の皆さんの健康意識への啓発を、また特定保健指導の対象者につきましては、定期的な面接相談等を実施し、生活習慣の改善状況を確認しながら、継続的な支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、特定健診の検査項目についてでありますけれども、町の保健センターで行う集団健診につきましては、「国の特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」に定められている身長、体重、腹囲、BMIなどの身体計測と、肝機能検査、血圧測定、尿検査、血糖検査、血中脂質検査などの基本的な項目のほか、生活習慣病の重症化の進展を早期に把握するため、詳細な健診項目として心電図検査、貧血検査を全ての方に、眼底検査につきましては、希望者または医師が必要と判断した方に受診をしていただいております。

また、個別健診につきましては、基本的な項目及び貧血検査は受診される全ての方に、また心電図検査は希望者または医師が必要と判断した方に受診をしていただいております。

特定保健指導につきましては、特定健診の結果から生活習慣病の発症リスクが高い方に対し、保健師や管理栄養士が対象者の身体の状態にあわせて、生活習慣の改善に向けた保健指導としてそれぞれに合った生活習慣改善のための行動計画を作成し、初回面接から6カ月後に健康状態や生活習慣の改善状況を面接などで確認しております。

特定保健指導は、生活習慣病の発症リスクの程度により、動機づけ支援と積極的支援に区分され、よりリスクが高い方については積極的支援を行っており、初回面接後も生活習慣の改善が継続的に行えるよう電話相談や訪問を行うなど、きめ細かな支援を行っております。特定保健指導の対象者につきましては、平成27年度の実績では、動機づけ支援が113人、積極的支援が36人で行いました。

次に(ロ)1人当たり医療費についてお答えいたします。国民健康保険の1人当たり医療費につきましては、市町村ごとにその金額と県内の順位が毎年4月に速報値として、10月に確定値として公表されております。

平成27年度の確定値は、当町の国民健康保険1人当たり医療費が39万1,870円で、県内で8番目に高い結果であり、県内市町村平均の34万3,105円より4万8,765円高い状況で行いました。また本年4月末に公表されました28年度の速報値では、坂城町の1人当たり医療費は39万9,107円で、県内7番目に高い結果となっております。なお、県内77市町村の平均が34万4,808円であり、この平均より5万4千円ほど高い状況となっております。平成28年度は現状、速報値ということでございますけれども、27年度の確定値と比較いたしますと、県内順位については一つ上昇し、1人当たり医療費も7,237円の増加ということになってございます。

次に、医療費が高額な方が多いのかというご質問でございますけれども、患者さんが受けた保険診療について、月ごと医療機関が保険者へ請求する診療報酬明細書、いわゆるレセプト1件当たりが100万円以上となる件数等として状況を申し上げたいと思います。

平成27年度でございますが、療養給付費のレセプト総件数6万180件に対し、100万円以上のレセプトは142件で行いました。全体の0.2%に当たります。平成28年度は同様に療養給付費のレセプト総件数5万9,260件に対し、157件が100万円以上ということで、全体の0.3%ということでございます。また、1レセプト当たり100万円以上となった対象者数につきましては、平成27年度は国保被保険者数3,748人に対して96人で2.3%、平成28年度は被保険者数3,507人に対して103人で2.9%ということでございます。

このような数字でございますけれども、他市町村において同じ条件で公表されている数値がございませんので、他の市町村との比較ができないという状況でございますので、人数として医療費が高額となる方が多いのかどうかはわかりかねるという状況でございます。

また、国保被保険者のうち、高齢者の占める割合に関してでございますが、65歳から74歳までの方が全体に占める割合を高齢化率ということで定義されているということでございます。他との比較が可能なデータとしましては、平成28年3月末の数値ということで申し上げますが、県平均が42.9%であるのに対しまして、坂城町は50.1%と

なっております。県内の順位といたしましては、高いほうから14番目ということで、高齢者の割合は比較的高い状況にあるということが言えるかと思えます。また、平成29年3月末時点における当町の国保の高齢化率は、52.1%となっております。全体の被保険者数が減少していく中で、高齢化が進んでいるという状況になっていると考えております。

次に（ハ）の特定健診の健診料の自己負担についてお答えをいたします。国民健康保険の特定健診の受診方法には、保健センターや文化センターで行います集団健診と、千曲医師会管内の医療機関で行う個別健診、人間ドックを受診される方などがございますけれども、当町の受診状況を見ますと、集団健診を受けられる方が46.1%となっており、多くの方が保健センター等で行われる集団健診で特定健診を受診されております。特定健診につきましては、平成20年度から集団健診は心電図検査を含めた健診を行っており、健診の自己負担額といたしましては、心電図の費用を含めた2,500円で改定はされておらないということがございます。

特定健診の自己負担以外の国保負担分につきましては、国保特別会計において、主には加入者の皆さんから納めていただいた国民健康保険税によって賄われておりますので、健診の自己負担額につきましては、国保特別会計の予算編成過程において、検討、決定をしているというところでございます。

次に、特定健診の自己負担を無料にした場合の財政負担増はどれぐらいになるかということについてでございます。特定健診の健診方法につきましては、先ほど申し上げましたように集団健診、個別健診、人間ドック等さまざまな健診方法があり、どの健診を受診されたかなどによっていろいろな条件で計算額が変わってきますけれども、ここでは平成27年度の健診の実績の数値により試算をいたしました。その結果、自己負担額を無料にした場合の財政負担につきましては、受診率が54%の場合はおおむね190万円の増、受診率60%の場合はおおむね230万円の増、受診率65%の場合はおおむね260万円の増ということになります。また、自己負担額を千円にした場合の財政負担増につきましては、受診率が54%の場合はおおむね120万円の増、受診率60%の場合はおおむね150万円の増、受診率65%の場合はおおむね170万円の増という試算結果でございました。以上でございます。

3番（小宮山君） 2回目の質問に入ります。平成20年に特定健診、特定保健指導のこの制度が始まった初回の受診率は、たしか44.3%だったと思います。それで今回、確定値は27年度ですからそれを使いますと、27年度は54.1%、約10%の健診の受診率の伸び率、数字の上ではそうです。ただ、私はそこで実質的な受診率は伸びているかということをして2回目の質問としてまずお尋ねしたいと思えます。

54.1%というのは、この数字は目標の65%に比べるとまだ10%以上の開きはあるものの、先ほども答弁にありましたように、県平均やほかの市町村と比較すると、全く悪い数字とは言えないと思えます。職場健診などの結果を白用紙で本人から、また既に通院している際

の血液検査などの結果を医療機関からピンク用紙で保健センターに提出してもらい、それを情報提供と言うようですが、その健診結果の情報提供書提出をもって、特定健診を受診したとみなすことがこの数年来、実施されています。その回収作業は特例業務と呼ばれ、積極的に推進されてきたと以前のご答弁で伺いました。それが受診率の向上に寄与している旨のお話もありました。確定値、先ほど示していただきました確定値の出ている27年度受診率54.1%というのは、県下で77市町村中26位、23町だけでは7位だそうです。特定保健指導率に至っては、実施率79.7%というのはさらに好成績で、77市町村中19位とのことで、23町で数えましたら6位に位置しています。

1人当たり医療費もこうだとよいのですが、それはさておき、1人当たり医療費もこうだとよいというのは、健診率は県下の中でもいいほうだと、受診率は、特定保健指導の実施率もいいほうだと。ただそれが、1人当たり医療費の削減になかなかつながっていない。それが私、当初からどういうことなのかということで、しつこく毎回取り上げてきました。ある程度は納得できる部分もあります。

そのことはさておき、受診率の話に戻りますが、ここで数字のマジックというようなものが気になります。確かに先ほど申しましたように、初年度から27年度に約10%、確かに伸びています。だけれども、これが実質的な受診率、それが伸びていると言えるか、私はさほど伸びているとは思えません。どういうことかと言いますと、平成20年度から平成22年度までの3年間は、先ほど申しました白用紙とかピンク用紙による情報提供書そのものはありませんでした。平成23年度に医療機関からのピンク用紙による情報提供が、平成24年度から本人からの白用紙による情報提供が導入され、それでだんだん受診率が上がり、さらに平成27年度には白用紙の回収訪問を実施することにより、これが特例業務ということだそうです。することにより、一気に54.1%に向上したという経緯だと思われます。つまり、年度によって受診者数のカウントの仕方が違い、受診率の出し方も同じではないのです。特定健診の始まった初年度、平成20年の情報提供分を入れない44%と、情報提供分を入れた平成27年の54%の間に、これを約10%伸びがあると言っていいのでしょうか。平成27年の54.1%という数字は、げたを履かせた数字ではないかと、そう疑っているのでは決してありません。信頼に足る正真正銘の数字です。それは確信しております。そうではなくて、平成20年にも職場やかかりつけ医で特定健診と同一ではないにしても、似たような健診を受けた人はいたはずで、それがカウントされなかった。もしカウントされていたら、最初の44.3%どころか、実質的にはその時点で50%を超えていたのではないかと推測されます。この点についてどうお考えかお聞かせ願いたいと思います。

福祉健康課長（伊達君） 平成20年度のときの特例業務なり情報提供なりというところがございますけれども、こちらはそもそも20年度から特定健診スタートしたわけですが、そ

の当時は国からの示され方もそういう考え方はなかったということでございます。今の段階です、平成20年度にそれに該当したものがどのぐらいあったかというのは、私どもでも全く把握できませんので、例えばその時点で50%あったと、それを含めれば50%だったのかどうかということも、ちょっと確たる数字を持っておりませんので、お答えはいたしかねるということをお願いをしたいと思います。

3番（小宮山君） 確たる数字がないということですが、大体の傾向は私、調べましてわかりました。それは情報提供分を除いた町の健診、集団健診と個別健診、それと人間ドックの数は平成20年から出ていますから、その分の受診率、その形での受診率には大きな変化が見られないということがわかりました。

ちょっと数字も挙げます。情報提供分を除いた特定健診の受診率です。平成20年約44%、平成21年39%、平成22年40%、平成23年37%、平成24年40%、平成25年39%、平成26年38%、平成27年41%。大体40%プラスマイナス数%で、この10年間ずっと来ています。これ逆に言いますと、未受診者の割合は減っていないということが言えるんじゃないでしょうか。どうでしょうか。

福祉健康課長（伊達君） お答えいたします。今、小宮山議員さんから、多分特例業務ですとか情報提供を除いての推移ということでお調べをいただいたと承知をしております。一番重要なのは、要は特定健診に該当するような検査、同じ項目の検査を医療機関なりで受けられている、一番はそこが重要なことだと思っています。集団健診と個別健診、人間ドックだけで判断するのではなくて、同じものを受けているのであれば、それは当然カウントしていいということですので、わざわざその方たちに再度集団健診を受けてくださいとか個別健診を受けてくださいというお話にはならないと思います。先ほど議員さんもおっしゃられたように、23年度、24年度の辺から、そういった情報提供ですとか特例業務ということにはまってきた中で、そこからの経緯を見ると、受診率やっぱり伸びているんです。そういう中では基本的にはそれに該当する検査を受けられている方は多くなっているということですので、未受診者としては逆に言うると減っているという解釈をしております。

3番（小宮山君） この質問で明らかにしたかったのは、平成20年から平成27年あるいは今日に至るまででもいいんですが、町の集団健診あるいは個別健診、それは伸びておらず、昔カウントされなかった情報提供分がカウントされることによって伸びてきたという面が、これやっぱり注意して見ておく必要があると思います。多少は今、申されたように増えているかもしれませんが、約10%伸びたとか、それはちょっと落とし穴があるような気がして仕方がありません。

次のことで2回目の質問をします。国保特定健診の健診料の自己負担についてですが、議会は7月の議会報告会で出た町民からのご意見、ご要望を6項目にまとめた要望書を、9月8日、

町長宛てに提出いたしました。その中に、町民の健康づくり、疾病予防の観点から特定健診の受診料の引き下げと、人間ドック補助金の増額を検討されたいという1項目が含まれております。私個人は受診料の引き下げにとどまらず、無料化を主張したいところです。それは無料化にしたほうが最終的に、医療費の大きな削減につながると考えているからです。国保特別会計の財政にも利すると考えているからです。

ところで、健診料の自己負担を無料にするのはいいが、それで各世帯が負担する国保税が上がってもいいのかという議論があります。最近もある方から実際そういう質問をされました。ですが、先ほどの試算額教えていただいたんですが、また自分でも計算したんですが、無料にした場合260万円増、千円にした場合170万円の増、それで済みます。大した金額ではないという意味ではありません。数百万円というのが大した金額ではないという意味ではありません。大した額ではないというのは、27年度や28年度の決算書にある医療費の保険給付額の12億円、あるいは国保特別会計全体の歳入歳出額の19億に近い金額の中では、大した額ではないという意味です。それだけの数百万円の支出増で、国保税を上げるなんていうことに直接つながるのでしょうか。まずそれを質問いたします。

福祉健康課長（伊達君） お答えいたします。今の自己負担を減らした場合、無料なり千円なりという中の試算をいたしましたけれども、その部分が直接国保税にはね返るかどうかということだと存じますけれども、国保税を算定していく中では、これだけに限らず医療費の分ですとか、そういったものを見込みを含めて計算をしまっているということになるかと思えます。ですので、この部分だけを取り出して国保税というところは、早計かと思えますけれども、ただ、ここで負担増になる部分というのは、いずれにしろどこかでは賄わなければいけないという状況は生じてまいりますので、そういった中で、先ほど町長の答弁でも申し上げましたように、総合的に判断をしていくということになるかと思えます。

3番（小宮山君） 先ほどの財政負担増というのは、平成27年の特定健診の受診者全体を2,733人ということで、それで試算されたんでしょうか。つまり、無料にするということは、今かかっている2,500円掛ける2,733人、その65%、それを財政負担増として計算なされたんでしょうか。それをちょっと確認したいと思います。お願いします。

福祉健康課長（伊達君） お答えいたします。ご答弁の中で申し上げたとおり、試算をする上では、いろいろなカウントが出てしまうと条件が異なってまいりますので、今おっしゃられたとおり、27年度の実績2,733人をベースとして計算をしております。ただ中身として申し上げますと、例えば平成27年度2,733人の方が対象で、54.1%がお受けになったので、千何人かに、実際に受けたのはなるんですけども、その方たちは例えば集団ですとか、個別ですとか、人間ドックですとかいろいろな受け方をしておりますので、その割合に応じて同じ比率で何%が集団で受けたという仮定の中の試算をしたということでもあります。

3番（小宮山君） ちょっと私が試算したいろいろとちょっと数字が違っていたと思うので、申しわけありませんでした。確認させてもらいました。

無料にした場合、どこかでしわ寄せ、負担がどこかでかかると申されました。だけれども、私が思うには、それは目標の65%に達成して、それでの確な特定保健指導が実施されたら、医療費として非常に削減すると思います。医療費としてそれこそ、例えば県平均と四、五万違いますけれども、例えばその半分でいいですね、2%、もし2万円の県平均、四、五万違うんですけれども、仮にその県平均というのは無理だと思います。先ほど申されたように、坂城町では65歳から74歳までの前期高齢者、準高齢者の割合が高いもんですから、それは無理だと思います。ただ、その高齢化率が高い坂城町よりも高い、それよりももっと高齢化率の高い市町村で、医療費が坂城町よりも抑えているところが幾つもありました。ご紹介できればいいんですけども時間ないので、それは略しますが。だから仮に今、坂城町の40万円近くの1人当たり医療費が、2万円1人当たり下がっただけで、それで3千人としたら6千万ですか、それはすぐ節約というか、できると私は思っています。ただ、無料化したから即、特定健診の受診率が上がって、それで医療費が削減されるなんていう、そういう単純なことはもちろん申し上げるつもりはありません。

私この何回かのこの国民健康保険の質問で、最初は何で坂城町医療費が、こんなに1人当たり医療費が高いのかということを知られて、そこから始まったことなんですけど、まず受診率の向上のための方策として、まずは自己負担の無料化、ただそれですぐ受診率が上がるとは私も思っていない。ただ、それに加えて戸別訪問による受診勧奨、それからかかりつけ医による受診勧奨、それと的確な特定保健指導、それから今日は質問できなかったんですが、特定健診における検診項目の見直し。これらを単発でなく、同時並行的に取り組めば、必ず受診率の向上と医療費の削減は実現できると、そう考えるに至りました。それでもしだめだったら、特定健診の受診を義務化するしかないと思います。それを私は厚生労働省に問い合わせました。やっぱりほかの県からもほかの市からも、そういう問い合わせはぽつぽつ出てきているそうです。義務化というのはもう少し先の議論になると思いますが、私、坂城町において医療費の削減可能だと思います。健診率の上昇、これは可能だと思います。ぜひ取り組まれたい。一言申し添えますが、無料化が何がいいかというと、私、無料化している市町村に電話で問い合わせました。二十幾つあるんですが、そのうち全部まではできないで、その半分ぐらいの市町村に電話でお聞きしたんですが、無料化で何がいいかというと、現場の保健師さんや栄養士さんが、受診勧奨が非常にやりやすくなると。それと、かかりつけ医による受診勧奨ということですが、これただお医者さんに、先生のほうからも勧めてくださいよ、じゃあこれだめだと思うんです。やっぱりお医者さんのほうでも、無料じゃなくて費用のかかるような健診を患者に勧めるというのは、僕は勧めづらいついて考えています。無料のほうがずっとそれは敷居は低いはず

です。その点のことも含めてよろしく取り組んでいただきたいと思います。

二つ目のワイナリーのこと、ちょっと10分しかないので、1回目の質問しかできないと思うんですが、よろしくお願いします。

2番目のテーマはワイナリー形成推進事業のことですが。質問として、イ、ワイナリー形成推進事業検討委員会についてですが、いつ立ち上がったのか、委員会の構成、役割は何か、改めてお聞きします。また、具体的な活動内容と、会議ではどんなことが話し合われているのかをお聞きします。

それからロとしましては、ワイナリー創業支援策の具体的内容を伺います。

それからハとして、坂城ワインについて3点質問します。まず2016年の坂城のワイン、ロゼワインとスパークリングワイン、試験圃場のブドウを原料とした坂城プレミアムワインですか、その赤、白それぞれの売れ行きはどうか。また今年2017年の委託醸造、販売計画はどのようなになっているのかお聞きします。

2点目は試験圃場の今年の作柄はどうか。収穫時期と収穫量をどう見込んでいるか。

それから3点目はいよいよ試験圃場が今年度で試験圃場じゃなくなり、5年たちます。そこで来年度からはどこが運営するのかお聞きしたいと思います。以上です。

企画政策課長（柳澤君） ワイナリー形成推進事業につきまして、順次答弁申し上げます。ワイナリー形成事業につきましては、農業者の高齢化や担い手不足などの影響で、荒廃農地が増加している状況の中、将来的なワイン用ブドウの産地化など、1次産業にとどまらず、ワインによる6次産業化、他産業への波及とあわせ、町の活性化につながることを目的といたしまして、平成23年度に町内企業、商工会、農協、農業生産者、町農業支援センター、長野農業改良普及センターなど関係の皆さんで構成する検討会を開催し、試験圃場の概要、担い手の選定及び生産者への支援内容等検討してまいりました。

平成24年度にはワイン用ブドウの品種適性の実証と、栽培技術の習得などを目的といたしまして、四ツ屋地籍に2カ所の試験圃場を設け、農業支援センターとともに、公募により選考した担い手2人などと連携し、サントリーワインインターナショナル株式会社の技術指導のもと、ワイン用ブドウの栽培管理などの事業を進めてまいりました。

また、この年の10月には、住民の皆さんにワイン文化の浸透を図る目的として商品化した巨峰ワインの試飲会を開催し、検討会構成メンバーを中心に、テイastingと評価を行っております。

イのワイナリー形成推進事業検討委員会についてでございますが、ワイナリー形成推進事業につきましては、平成27年度に策定いたしました「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の重点プロジェクトとして位置づけられ、重要業績評価指標を掲げる中、このワイナリー形成推進事業検討委員会を開催し、事業展開を図っているところでございます。

前段で申し上げましたこれまでの検討会メンバーを中心に、構成メンバーを再編をいたしまして、今年の3月に「さかきワイナリー形成推進事業検討委員会」を開催する中で、坂城プレミアムワインの試飲による評価と、地元食材等を使用したワインに合う料理の試作及び試食を行ったところでございます。

会議につきましては、平成29年度のワイナリー形成事業の概要や、ワイン用ブドウの産地化に向けた取り組みを説明するとともに、坂城プレミアムワインの醸造元であるサントリーからは、28年度の取り組みの総括とブドウとワインの分析及び評価を説明いただく中、坂城町で今後力を入れるべき品種について報告をしていただいたところでございます。

また、担い手を含むワイナリー創業を計画する若者が法人を設立し、事業を展開する意向があることから、その計画及び今後の展望などをご説明いただきました。会議では、委員会メンバーからも応援していく声が数多く出されたところでございます。

続いて、ロのワイナリーについてお答え申し上げます。ワイナリー形成事業推進のための支援制度といたしましては、産地化のための制度として、これまでもご活用いただいてきました苗木購入及びブドウの棚資材等に関する経費を対象とした「ワインぶどう産地化補助金」や、町農業支援センターで行っている農業用機械貸出制度のほか、今年度から町内の荒廃農地解消を図るため、町単独の荒廃農地等再生利用補助事業を創設したところでございます。

また、ワイナリー創業支援策として、クラウドファンディング活用支援補助金交付事業を、今年度創設をいたしました。こちらにつきましては、ワイナリー創業を計画する事業者が、インターネットを媒介するいわゆるクラウドファンディングを活用して行う資金調達に対しまして、ファンド募集開始までの必要経費となります組成手数料応分の補助金を交付するものでございます。

続いて、ハの坂城ワインについてでございます。2016年産の「さかきワイン」の8月末現在での販売状況でございますけれども、ロゼにつきましては、昨年11月より販売を開始いたしまして、入荷本数約940本に対しまして、約680本の販売実績となっております。また、スパークリングワインにつきましては、今年5月下旬に販売を開始いたしまして、入荷本数約1,300本に対し、約300本の販売実績でございます。町の試験圃場で栽培をいたしましたワイン用ブドウにつきましては、サントリーワインインターナショナルに醸造をお願いし、株式会社坂城町振興公社で赤、白2種類のワイン、坂城プレミアムワインを商品化し、今年の3月から販売を開始したところでございます。こちらにつきましては、入荷本数、赤158本、白427本のうち、赤が144本、白が317本の販売実績でございます。

試験圃場の今年の作柄につきましては、若干の病気は見えるものの、今のところ順調に生育をしており、品種によってはそろそろ収穫を迎える時期となっております。まず、白系の品種の収穫が始まり、10月にかけて順次収穫する予定でございます。収穫量につきましては

は、サントリーに伺ったところ、今後収穫に至るまでの間、天候不良や病気などの影響がなければ、昨年のおおむね1.5倍程度の収穫を見込んでいるというところでございます。

また、2017年産「さかきワイン」でございますが、試験圃場のワイン用ブドウを使用する坂城プレミアムワインにつきましては、品種による収穫時期や収穫できる数量にも影響されるところではございますが、見込みのおりの収穫量を確保することが可能であれば、赤、白2種類の販売を計画しているところでございます。

巨峰を使用したロゼ及びスパークリングワインにつきましては、これまでと同様に、山梨県のフジッコワイナリーへ醸造を委託し、坂城プレミアムワイン同様、株式会社坂城町振興公社で販売を行っていく予定でございます。

町が農業支援センターに委託をし、担い手とともに栽培管理を行ってまいりました試験圃場につきましては、今年で実証試験も5年目となり、サントリーによる分析及び評価も具体的に示されたことから、初期の目的が達成されつつあるところでございます。

来年からもワイン用ブドウの栽培園として活用いただけるように、町の農業支援センターと協議の上、検討してまいります。

3番（小宮山君） 時間ある限り、2回目の質問をお願いします。本数聞きたかったんですけども、今年の。それはいいです。

来年の試験圃場なんですけれども、前に一般質問で聞いたときにも、やっぱり未定ということでしたが。今も相談して決めていくということで、今も未定かということ、それが第1点。

それから第2点目としては、さっきの検討委員会のことなんですけど、去年の9月の議会で、課長さんが答弁なされていたところ、公開の方法、ちょっとそこを読みますと。

議長（塩野入君） 時間が余り。やってください。

3番（小宮山君） 議事録を作成する予定でいるというのがあるんですけども、議事録はありますでしょうか。それだけお願いします。

企画政策課長（柳澤君） 試験圃場の今後ということでございますけれども、町農業支援センターと協議をして定めてまいりたいと思います。地主さんというところの調整もございまして、現在まだ検討、未定ということで、検討していく状況になってまいります。

それから議事録ということでは、ございます。

議長（塩野入君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時01分～再開 午前10時11分）

議長（塩野入君） 再開いたします。

次に、14番 塚田忠君の質問を許します。

14番（塚田君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。早速質問に入ります。

1. 道路用地について

イといたしまして、土地分筆について。

最近、上五明区の町道0587号線沿いのやや中央に位置する1軒の住宅が建てかえ計画され、家屋の取り壊し業者が下見に来たところ、町道0587号線の一部に障害物があり、トラックが出入りできないということで、急遽、他人である隣家のブロック塀を壊し庭木を取り除き、庭を道路がわりにして現在出入りしております。町道0587号線とは、上五明区のほぼ中央を東西に走る線で、大昔は上平村から坂城に行くための千曲川を渡る船着き場に通じる道路、昭和橋上流約300mの位置のところであります。

大分前のことですが、約30年ぐらい前のことですが、町の方針で緊急車両が入れるような幅の広い道でなくてはならないということで、町道0587号線の一部約130m、幅員3mから3.5mの間を沿線住民12名が賛同し協力して、道路中心線より2m以上後退し、各自の塀も移設補償をしていただき、土地代金も各自が受け取っています。拡幅工事二、三年後に、12軒の中で1筆だけの土地所有者が変わり、道路後退線の内側に新築はしましたが、西側の角、ちょっと凶面なくて説明しにくいんですが、約70cmが拡幅工事前の境界線上に障害物が設置してあり、緊急車両はもちろん大きな普通車の進入が困難になっています。今回新築主と建築業者が障害物の撤去をお願いしたところ、自分の土地だと主張されたと聞いております。

そこで今回、公図と土地台帳をいただいたところ、当時拡幅工事に協力した10筆、残り2筆は未着工であります。この土地が分筆登記もされず、拡幅工事前と同じでありました。当時は個々に潰れ地面積も計算され補償金も出ているのに、なぜ分筆登記されなかったのか不思議です。残る2筆が完成した時点で一緒に固めて登記しようとしたのではないかと推測するところでもあります。

したがって、分筆されていないということは、固定資産税は土地台帳どおり何十年も課税されていたこととなります。このような未登記土地が町内各地に点在していることを耳にしております。余りにも古い出来事なので、関係書類が保管されているか心配なところでもあります。今さら先輩職員のやり残したことを即解決とはいかないと思いますが、永久にこのままでよいとは考えられません。今後どのようにこの問題に取り組まれるか、お聞きいたします。以上で1回目の質問を終わります。

建設課長（宮嶋君） 道路用地について、イ. 土地分筆について、お答えいたします。ご質問いただきました上五明区東本道の町道0587号線の一部約130mが道路拡幅工事を実施し、工事は完了しているが、分筆登記がされていないということでございます。

町道0587号線の工事の状況についていろいろ調べてみますと、35年ほど前の昭和57年度に、当時の上五明区長から道路拡幅等について、関係される沿線の地権者9名の同意を添付の上、町単補助工事申請がされており、継続事業として箇所決定がされ実施した事業で

ございました。

補助決定された補助金の内容を見ますと、用地費、補償費、工事費等が含まれており、そのほか工事の概要にかかわる書類や資料等はございませんでしたが、地元上五明区において、全ての工事を実施したものであったのではないかと思います。

当時の状況はまず、道路改良整備事業を実施することが最優先で、このような町単補助事業を多く実施していたこともあり、今回の町道0587号線に係る道路拡幅工事と同様に、工事完了後に未登記の土地が残ってしまうといったケースがあったのではないかと考えております。その当時の分筆登記は、道路が完成した後に建設課の担当職員が測量を行い、登記書類等を作成して法務局へ持ち込み、分筆登記を行ってまいりました。平成17年、新不動産登記法及び関連法令等が施行されたことにより、これまで分筆の登記の申請に添付される地積測量図は、分筆後の土地の1筆について、必ずしも求積及びその方法を表示することは必要とされておりました。そのため、その地籍が登記簿に正確に公示されず、後々になってその土地の境界紛争や、地図混乱の原因になる例、またそれまでに確定していたはずのほかの境界にも影響を及ぼすことになってくることが多く見受けられるようになったことから、事前に問題を解消するため、全ての筆界点の座標値及び筆界点間の距離を、地積測量図に記録することが規定されました。

こうしたことから、分筆する土地の関係する地権者に立ち会っていただき、境界確認など1筆調査を実施し作成した地積測量図と、不動産調査報告書などの添付が義務づけられ、専門的な知識と技術がないと作成することができなくなったため、分筆登記を行う際には、測量会社、土地家屋調査士等に委託し、地籍測量図等を作成していただき登記事務を行ってまいりますが、登記事務には必要な書類なども複雑化し、大変難しくなっており、分筆登記経費が相当かかってまいります。

現在、町では公図、地積測量図などをもとに現地の境界を確認し、新たに測量を行い、より正確な公図の作成を行う地籍調査、国土調査という事業を実施しております。道路と個人の境界について、明らかに拡幅工事等により未登記となっている道路の存在が明らかになった場合は、現状道路幅を測量し、公図の道路幅を確保した上で、間の道路用地と思われる土地について、土地所有者に道路としてのご寄附をいただけるかなど、意思の確認を行い、分筆、地目変更、町への所有権移転登記を行ってまいります。

今回の町道0587号線の道路用地部分の未登記の解消についてでございますが、これから地籍調査を実施する地域でありますので、今後地籍調査の折に、土地所有者のご意向を確認しながら対応してまいりたいと考えております。また道路改良事業等を実施する際にも、未登記となっている土地が明らかになった場合は、地籍測量と同様に現状道路幅を測量し、公図の道路幅を確認した上で、土地所有者にご寄附いただけるかなどを確認し、分筆、地目変更、所有

権移転登記を行いますので、道路改良工事など事業実施の際にあわせて対応できればと考えております。

1 4 番（塚田君） わかりました。今お答えいただいたんですが、寄附をいただけるかでなくて、もう実際に買い上げられているのが今回の問題なんです。それも本人は知らないで、先ほど申し上げたとおり、所有者が変わってそのままだから、周りでこれもう住んでいるんだって、買い上げされているんだよってことも、図面がそうなってりゃ言えないんですよ。だからこれを町で何とか、この57年にやったやつだからということの説明してもらえると、いまだにその障害物のために救急車も入れない状態なんです。我々素人が言うより町の立場でやってもらえれば、未登記だということの説明してもらおうとありがたいんですが、そんなようなことはできないでしょうか。以上お願いします。

建設課長（宮嶋君） 再質問についてお答えします。寄附の確認をと、どうしてかということですが、所有者が、ご質問のとおり所有者が変わったり、あるいは相続されるということもあります。そうすると、その当時のことがわからない方が相続されるということもありますので、その都度そういったご意向を確認し、事業の説明も当然いたしまして確認をするということを進めてまいりたいと思っております。地権者の拡幅工事をしたということで、地元の地権者の皆さんや、基本的には地元の皆様が同意されて町単工事、拡幅整備をされているということでございますので、できれば地域力と申しますか、地域の皆様方のご理解とご協力を賜りまして、道路としてご利用いただき、そういった国調とか工事の事業を行った際には、また機会を捉えて解消してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

1 4 番（塚田君） わかりました。これ町単でやったということは、区長に話してこれ1カ所障害物取っただけでもちょっとまだ、先ほどそちらで8名って言われたけど、当時12名で反対が、ちょっと説明しにくいんですが、南側の1軒はまだ工事が済んでいないもので、そこ町単でまたお願ひするような形になると思ひますが。区長と相談しまして、よろしくお願ひいたします。

それで寄附をいただけるかと二度言われたんですが、寄附どころかもう出してあるんですから、その辺よろしくお願ひいたします。

続いて次にまいります。森林税について。

町ではどのように利用しているか。

最近のニュースで県森林税が大分余って使い道がなく、今後、税の廃止を検討とか大北森林組合事件以来、大分騒がれています。昨日の塚田正平議員の質問で一部重複しますがよろしくお願ひいたします。

森林税が余るぐらいなら、山林の多い坂城町にもっと多く配分していただきたいものです。勝手に森林税の使い道を考えてみました。松くい被害がかなり、なかなか下火にならず深刻で

あります。町の決算書を見る限り、松くい虫防除対策に一番お金が出ています。年に1回の空中散布防除で果たして効果があるものかと考えさせられます。素人考えではありますが、農作業をしても、害虫が発生した場合には、農薬散布後二、三日後に再度散布し効果を出しています。森林税の使い道がないようでしたら、町の松くい虫対策に使わせてもらうことはできないかと考えているところであります。

現在のままでは、この地域から松の木がなくなる可能性もあります。一刻も早く新たな松くい虫に強い品種の松苗の植樹を急がなければなりません。松苗と植樹作業賃金には使えないものだろうか。

山林作業道整備として、上五明区の農山地籍で森林税を利用して大がかりな間伐事業を行いました。施工者は長野森林組合でした。着手前の地元説明会の折、山林内に作業道をつくり木材を搬出し作業終了後は、作業道はそのまま地元で利用してくださいということでしたが、特殊車両でなくては出入りできないような状態であります。作業道の維持管理は地元上五明区になりますが、作業道の整備事業に使えないものだろうかと考えるところです。

それでは質問に入ります。森林税が始まって以来、いろいろと事業をしてきましたことは承知しておりますが、坂城町の徴収金額より配分額が少なく感じますが、どのような利用状況か、また年間配分枠は決められていることは承知しておりますが、どのような配分方法かお聞きいたします。

また町内各地で区有林がありますが、上五明区では大変大きな面積の区有林があり、その上上田市上室賀より40町歩の山林を借用して管理しています。時代も変わり山林から収益も上がらず、森林環境を守るための大変な作業であります。このような事業の作業賃金に森林税は使えないかどうかお聞きいたします。以上、終わります。

町長（山村君） 今、来年度以降の動向が注目されておりますけれども、森林税についてのご質問でありました。私からは森林税全般について答弁申し上げまして、詳細につきましては担当課長から答弁いたします。

その前に先ほどの町道の0587の件なんですけれども、ちょっと言い足りないところがあつたような気がしますが、これはあくまでも上五明区の事業であります。したがって、町も支援しますけれども、上五明の区長さんと十分相談していただければなと思います。よろしゅうございますか。

続きまして、長野県森林づくり県民税、いわゆる森林税の導入の経過でございますが、長野県は県土の約8割を森林が占めており、木材等の林、林の林産物ですね、を全国に供給するほか、清らかな水や空気を育み、土砂災害や地球温暖化を防止するなど、県民全体が恩恵を享受する多面的機能を有しております。

一方、戦後一斉に植えられた人工林の多くが間伐を必要とする時期を迎え、その整備とそれ

に要する財源の確保が課題となっておりました。このため先人たちが大切に育ててきた森林を健全な形で次世代に引き継いでいくため、県民全体で森林づくりを支えるため、長野県森林づくり県民税が、平成20年度に導入されたものでございます。森林税は当初、平成24年度までの5年間の、期間を限定して導入したのですが、ご案内のとおり、平成25年度からさらに5年間延長され、本年度がその最終年度として事業が進められているところでございます。

県では平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間とする長野県森林づくり指針を策定し、「みんなの暮らしを守る森林づくり」、「木を活かした力強い産業づくり」、「森林を支える豊かな地域づくり」の三つの基本方針に基づいて、森林整備事業などが進められ、その財源として森林税が充てられているというわけであります。

集められました森林税のうち約2割が森林づくり推進支援金として市町村に配分されており、当町ではこの支援金を間伐の推進のための補助金、地域住民が主体となって行う里山整備や松くい虫被害木伐倒処理等への支援、小学校での木育成事業などの支援に活用しております。

町内の森林整備についても、町有林や南条生産森林組合の所有林、比較的面積が大きい区有林では間伐が進んでおりますが、個人が所有している森林につきましては、平成28年度までに上五明地区が完了し、今年度からは坂城地区の2カ所について間伐に向けて準備が進められており、引き続き整備を推進する必要がありますので、森林税はぜひ継続していただきたいと考えております。

県町村会では、5月16日に来年度以降も継続するよう要望活動を行っており、市長会でも同様の要望がされたとのことでございます。また森林税のあり方については、県が委嘱した有識者や県民の代表等を構成員とする第三者機関である「みんなで支える森林づくり県民会議」で検討が重ねられてまいりましたが、今年4日に知事に提言がなされたところでございます。それによりますと、市町村からの継続の要望や、県民アンケートで7割が継続に賛成していることを踏まえ、用途について抜本的な改善を提案し、継続するよう要望するとされております。

今後、森林税が継続される場合は、県において具体的な事業内容が示され県議会で決定されることとなりますが、松くい虫被害木対策など、市町村の実情に合った使いやすい内容になることを期待しているところでございます。以下、詳細につきましては担当課長より答弁いたします。

産業振興課長（大井君） 森林税のご質問に順次お答えをいたします。長野県森林づくり県民税、いわゆる森林税は、平成20年度に導入され、今年度まで10年間運用されてまいりましたが、県では徴収した森林税のうち、おおむね2割を森林づくり推進支援金として、市町村が独自性と創意工夫を凝らしてきめ細やかな事業を行うための財源として交付をしております。

初めに当町に配分された金額について申し上げますと、平成20年度から24年度までの第1期目に当たる5年間で、合計525万円ほどが交付され、第2期目となる平成25年度は

82万円、26年度が82万2千円、27年度111万9千円、28年度は121万1千円が交付され、本年度は112万9千円の見込みで5年間の合計は510万1千円となる予定でございます。

次に町への支援金の配分額についてのご質問にお答えをいたします。初めに配分される支援金の決定方法について申し上げますと、配分の方法として市長村の事業計画について各地域振興局ごとに設置される「みんなで支える森林づくり地域会議」の意見等を踏まえ、各市町村の交付額が決定されることとなります。また、各市町村に交付される支援金は、基本配分枠と重点配分枠で構成されており、基本配分枠は均等割、納税義務者数割、私有林面積割により算定され、重点配分枠は市町村の間伐計画の面積と過去3年間の間伐実績を加味して算定されることとなります。当町の本年度の内訳は、基本配分枠が55万円、重点配分枠が57万9千円で、先ほど申し上げました112万9千円となっております。

次に、この森林づくり推進支援金を利用して実施した事業内容といたしましては、間伐を推進するため造林事業への補助や、地域の皆様が主体となって実施する里山環境整備への支援、次世代を担う子供たちが県産材を活用して実施する木育事業への支援などを行ってまいりました。具体的に昨年度の支援金を活用して実施した五つの事業について申し上げますと、まず、町内の森林の間伐事業を行った事業者に対し、国、県の補助金を差し引いた事業者負担分について補助金を交付いたしました。これにより森林所有者の負担軽減がされ、森林整備の推進が図られたところでございます。

次に里山景観整備事業として、原木キノコの生産団体である「お〜い原木会」と連携し、里山環境整備とイノシシなどのけものによる獣害対策を兼ね、中之条地区の山林において、広葉樹の間伐・搬出への支援を行いました。また、搬出された木材はキノコの原木として有効活用され、地域産材の利用が図られたところでございます。

また、松くい虫被害対策と里山景観整備を兼ねた事業として、鼠区、南日名区、上平区において、町の伐倒駆除の対象とならない森林などで地域の皆様が実施した松くい虫被害木の伐倒処理事業への支援を行いました。これにより地域の景観保全と、伐倒による危険を未然に防止することができました。

次に県産材の利用促進と環境教育を兼ねた事業として、南条小学校において、地域の木工事業者にご協力いただき、マイ箸やコースターづくりを支援し、坂城小学校では、学有林50周年記念事業として、学有林から搬出した木材を活用し、トーテムポールやコースター、ねずこの焼き印がされたブックエンドを作成いたしました。このブックエンドは町内の公共施設に寄附されており、子供たちが木のぬくもりに触れながら、ものをつくる楽しさや森林の大切さを学習するよい機会となったと考えております。

最後に森林景観整備事業として、来年度植樹祭を計画している「こんびら山」におきまして、

過去に伐倒薫蒸処理した松くい虫被害木の搬出処理を行い、地域の身近な公園ともなっている「こんぴら山」の景観整備を実施したところでございます。またこの事業は今年度も引き続き実施し、来年度の植樹祭の会場整備を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、区有林の手入れへの活用についてでございますが、森林づくり推進支援金は森林税創設当時、平成20年度の時点で、市町村の創意工夫による新たな取り組みに活用するものとされており、以前から実施されている事業を補助対象とすることは認められておりません。

また2期目となる平成25年度以降、森林税の使途を県民に説明することが求められ、森林づくり推進支援金事業実施要領に定められた事業に限定をされております。したがって、従来から実施されていた森林の手入れというだけでは認められない状況となっており、あくまでも新たに創意工夫され実施する事業が対象となりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

14番（塚田君） それぞれお答えをいただきましたが、余らせるなら坂城町、幾らでも使えるから持ってこれればと思ったけど、そういうわけにはいかないわけですね。

それから先ほど町長にお答えいただいた、これは上五明のものという。私の質問は、登記することによって、道路用地となるわけです。それは町の土地になるんですから、その点をお聞きしたわけなもので。町単事業としても、町の仕事ですので。

いろいろお聞きしましたが、思うようにならないことがよくわかりました。以上をもちまして私の質問を終わります。

議長（塩野入君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時42分～再開 午前10時52分）

議長（塩野入君） 再開いたします。

次に、8番 塩入弘文君の質問を許します。

8番（塩入君） ただいま議長より発言の許可を得ましたので、これから通告に従って一般質問をします。いよいよ一般質問も最後になりました。少し気を引き締めてやりたいと思います。

7月下旬に議会報告会を9カ所で開きました。今年は全体で139名参加され、町政に対し多くのご意見、ご要望が出されました。その中で感じたことは、少子高齢化がますます進み、若者たちにとっても高齢者にとっても住みよい町をどうつくるかが切実な課題だと感じました。今回は、高齢者にとって住みよい町をどうつくるかをテーマに、一般質問をします。

平成29年4月1日現在、坂城町の高齢化率は65歳以上の占める割合は33.96%で、3人に1人が高齢者です。また60歳以上で言いますと、40.33%を占めるわけで、まさに超高齢化社会を迎えているわけです。戦後の日本の高度成長期を支えてきた高齢者が、残りの人生を安心して楽しく送るためにも、高齢者にとって住みよいまちづくりは大きな課題です。安心して暮らすためには、社会保障の充実が欠かせません。医療、介護、年金など高齢者に

とってどれも大切です。

今年、介護保険制度が大きく変わり、来年は3年に一度の見直しの年で、第7期介護保険事業計画が始まります。今年度中に作成することになっています。介護保険制度は今年4月から大きく変わり、要支援1・2の人が介護サービスから外され、市町村が行う総合事業に繰り入れられました。4月から始まる総合事業はどうなるのか検討したいと思います。

昨年の9月議会で私は、この総合事業を始めるに当たり、要支援1・2の人の介護サービスが低下しないか質問しました。山村町長はサービスの低下は絶対させないと自信を持って答弁されたので、私も安心しました。しかし今年度、また介護保険法の改正がありました。くるくる変わる介護保険は国民にとっても非常にわかりにくくなっています。今後の総合事業がどうなるのか心配になってきたので、質問します。

それでは通告に従い、1の介護保険制度はどうなるの、から質問します。

イの介護保険法改正の受けとめはについてですけれども、介護保険制度は3年に1回は見直しされます。前回の改正のときは、介護保険料も介護サービスも大きく変わりました。一定所得以上の方は、介護サービスの利用料が1割から2割と2倍の負担になりました。また要支援1・2の訪問介護、通所介護が介護保険サービスから外されました。特養への入所条件を、原則要介護3以上の方に限るとされました。介護報酬が2.27%下げられ、介護事業所が倒産に追い込まれたり、経営が厳しくなっています。また介護職員の待遇が悪化していることも問題になっています。このように、前回、安倍政権が社会保障費を削減したために、介護保険料の負担は上がり、介護サービスは大きく削られました。

では今回は、どのような改正が行われたのでしょうか。第1に、年金収入が340万円以上の方は利用料は3割になり、280万以上の方は2割になります。将来的には全員が2割負担になる方向が検討されています。

第2に、自立支援、重度化防止に向け、保険者機能、いわゆる市町村ですが、その保険者機能の体制を強化するとしています。具体的にどんなことかといえば、一つは要介護の認定率をいかに低く抑えるかということなんです。あなたは介護サービスは必要ありませんよ、日常の介護予防で自立できますよと無理しても介護から卒業し、認定率を低くする競争をさせられる。いわゆるインセンティブと言って、認定率が低くなった市町村には財政支援をする、交付税をあげる、そして認定率が高い市町村は逆に削られてしまう心配もあります。このように市町村の間で競争させられることになります。

二つ目には、介護給付費をいかに低く抑えるかの競争です。介護が必要な人に対しても、ボランティアの支援で介護サービスから外し、介護給付費を少なくする競争をさせられることが心配です。現に安倍内閣は要介護1・2の人も介護サービスから外そうとしましたが、今回反対する人が多くて見送られました。まだ介護保険法の改正は幾つもありますが、町としてはど

う受けとめておられるのか、お聞きしたいと思います。

次に口の第7期介護保険事業計画の作成について質問します。坂城町も介護保険法の改正に基づき、来年度から3年間の事業計画を今年度中に作成しなくてはなりません。本当に市町村も大変だと思います。具体的に4点質問します。

一つ目は要介護の実態について。27年から29年度7月現在まで、人数と要介護者からの要望などについて。

二つ目は介護保険料の滞納状況について。27年、28年、また滞納者で1年以上滞納している人はどのくらいいるのか。

三つ目は第6期介護保険事業からの課題は何か。

四つ目は介護保険料の見通しはどうか。現段階では、今の1カ月約5,400円を千円アップして6,500円ぐらいと予想されています。月千円アップということは大変な負担になります。

次にハの総合事業の現状と課題について質問します。今年4月から要支援1・2が市町村の総合事業に移行することになりました。現状はどうなっているのでしょうか。8月19日の信毎報道によれば、全国45%の市町村が運営に苦慮しています。その理由は、第1にボランティアなど担い手が確保できていない、これが最大の理由です。二つ目は財政的に苦しい。三つ目は受け入れる事業所の経営が厳しくなっているなどの理由を挙げています。そこで坂城町の実情はどうか、具体的にお聞きします。

一つは要支援1・2の人はどんなサービスを受けているのか。現行サービス相当は何人ぐらい、サービスAに回った人は何人ぐらい、またサービスAの状況はどうでしょうか。

二つ目はチェックリストや要介護申請の状況はどうか。

三つ目は利用者、事業所からはどんな要望や意見が出されているのか。

四つ目はボランティア養成状況と、今後の課題は。

五つ目は地域包括支援センターのスタッフの強化はどうか。

今回の介護保険法の改正の一番の狙いは、地域包括ケアシステムの強化です。国の狙いは国の社会保障費、毎年1,300億万円減らす計画です。そのため公の介護サービスの費用をできるだけ減らし、住民主体の助け合いボランティアを中心にした地域包括ケアシステム強化をすることです。そのためスタッフの充実と強化が求められていますが、今後どんな計画を持ってらっしゃるのか。以上第1回目の質問とします。

福祉健康課長（伊達君） 介護保険制度はどうなるのということで、イからハのご質問を頂戴しています。順次お答えをいたします。

平成30年度の介護保険制度改正に向けましては、本年5月26日の国会において、地域包括ケアシステム強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案が可決成立し、制度改正の

大枠が固まったということでございます。

改正の内容といたしましては、地域包括ケアシステムの深化・推進と、介護保険制度の持続可能性の確保を大きな2本柱として高齢者の自立支援と、要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図りつつ、制度の持続可能性を確保することに配慮し、必要なサービスが提供されるようにすることを目的としているということでございます。

制度改正の一つとして、介護保険サービス利用者負担割合の引き上げということがございます。これにつきましては、今後予想されます高齢化の進展に伴い、介護保険給付の増大が見込まれる中、世代間の公平性、社会保障費確保、また制度の持続可能性の確保といった観点から、平成30年の8月に施行されるということでございます。

これにつきましては、介護サービス利用者の負担割合について現行で自己負担が2割の方のうち、特に所得の高い層の負担割合を3割とするもので、具体的な基準については今後国から示されることになっております。

介護保険はこれまでも高齢者人口の増加とともに、サービス利用者も増加している状況を踏まえ、平成27年8月に一定以上の所得のある方について1割から2割負担に変更されたという経過がございます。

次に高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止として、国からの提供データに基づき目標を設定し、その達成状況に応じて市町村とそれを支援する都道府県を評価し、国が交付金を増額する仕組み、いわゆる財政的インセンティブの付与の仕組みが制度化されたということがございます。介護予防と介護の重度化防止として、介護度が比較的軽い方に対する生活援助サービスや、福祉用具の貸与及び住宅改修に係る給付の適正化など、市町村が地域の課題を分析し、高齢者への介護予防、自立した生活を送れるよう取り組むものがございます。

町では現在、介護予防事業といたしまして、高齢期に多い膝腰の機能障害に対し、理学療法士による運動教室を開催したり、地域における予防活動支援として講師の派遣を行い、高齢者の地域活動の中核的存在となる人材の発掘・養成を行っているところでございます。今後こうした交付金を生かせるような取り組みについても検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に（ロ）の第7期介護保険事業計画の作成についてお答えをいたします。介護保険制度につきましては、3年ごとに高齢者福祉計画、また介護保険事業計画を策定することとされており、町でも今年度、平成30年度から32年度までの3カ年における介護保険サービス量の推計や、地域支援事業で実施する介護予防を含めたサービスなど、総合的な高齢者の福祉に関する第7期事業計画を策定してまいります。

高齢化が進行する中、当町の要介護認定者の実態につきましては、平成27年度末で692人、28年度末で711人、29年、直近になりますけれども、本年7月末現在では

727人となっており、急激な増加は見られないものの、高齢者人口の増加とともに、徐々に増えているという状況でございます。

また今回の計画策定に先立ちまして、昨年12月に要介護認定者のうち、居宅において介護サービスを利用されている要介護・要支援認定者及び介護される方、介護者457人を対象として、ご本人の状況や意向などをお聞きする実態調査を行っております。調査結果といたしましては、まず家族構成として、高齢者のみの世帯が全体の約3分の1を占めております。またひとり暮らしも全体の約17%という状況でございます。また生活状況についてでございますが、普通とお答えになった方が約60%、やや苦しいが約22%でございます。住まいについての意向でございますけれども、可能な限り自宅で生活をしたいという方が5割以上、施設を希望する方は2割弱となっております。

また利用している介護保険サービスについてでございますが、満足しているが73%で、多くの利用者の方がお体の状態にあったサービスを、ケアマネージャーやご家族との相談により利用されているといったことがうかがえると思います。

一方サービスについて満足していないと回答された方は約8%ということでございます。その理由といたしましては、利用回数ですとか利用料金に関する部分が多くなってございます。介護保険サービスはご案内のとおり、介護度に応じて利用できる枠が定められており、それを超えるサービスについては自己負担になるということによるものと考えているところでございます。

アンケートを通じての課題ということでもありますけれども、例えば高齢者のみ、あるいはひとり暮らしの世帯の方が多いということもうかがえますので、そうした方へのケアですとか、今後ご自宅で生活をしていくという方については、それを支える体制整備といったことが挙げられるかと考えております。

次に介護保険料の滞納状況についてでございますが、課税年度内に納付がなかったという人の数で申し上げたいと思います。28年度現年分につきましては、滞納者は42名でございます。滞納金額といたしましては123万6,300円。また27年度現年分といたしましては、滞納者46人で滞納金額158万3,200円ということでございます。28年度現年分の滞納者の状況でございますけれども、42名のうち、所得段階、介護保険の所得段階で申しますと、一番多いのが第1段階ということで15名の方、次いで第3段階の方7名ということで、全体といたしましては7割の方が本人の住民税が非課税の第5段階までの方という状況でございます。

介護保険料の徴収につきましては、9割以上の方が年金からの天引きで納めていただく特別徴収ということになっておりますけれども、年金の受給額が年額18万円未満の方、あるいは年金からの借り入れ等があり、その返済をしている方、所得の更正があった方などにつきまし

ては、納付書等で納めていただいている普通徴収ということになってございます。また介護保険料に未納がある場合には、その滞納期間に応じて給付の制限がかかり、サービスの利用に支障が生じる場合もございますので、早期の段階から未納にならないよう、臨戸徴収時に制度の説明をし、広報等でも周知を図っているというところでございます。

第6期の介護保険事業計画からの課題につきましては、高齢者が要介護状態になっても住みなれた地域において継続して生活できるよう、医療や介護、生活支援サービスを一体的に提供できる地域包括ケアシステムの構築が重要であると考えております。この地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくということとされており、現在、地域包括支援センターを中心に社会福祉協議会や介護サービス事業所、また医療機関が連携を図る中で、千曲坂城地域在宅医療・介護連携推進委員会において、地域で支える体制づくりについて検討を進めているところでございます。

介護保険料の見直しについてでございますけれども、こちらにつきましては、今後3年間の事業計画を策定する中で、サービス量の推計ですとか、介護の認定状況の傾向などを勘案し、今後慎重に検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に（ハ）の総合事業の現状と課題についてお答えをいたします。新しい介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業でございますけれども、こちらは介護保険制度の改正により創設された事業で、市町村が実施する地域支援事業に位置づけられたというものでございます。これにより、これまで法定の介護予防給付として全国一律の基準で提供されてきた、要介護度が要支援1・2の方にご利用いただいております訪問介護、ホームヘルプと通所介護、デイサービスが総合事業に移行をし、市町村の実情に合わせ国の基準を緩和した基準によるサービスとして、本年4月より実施をしているところでございます。当町におきましても、ホームヘルプやデイサービスの内容を見直すことで利用料金を抑え、従来の月額方式からサービスを利用した回数分だけのご負担で利用が可能なサービスAを設けたところでございます。

当町におきましては、平成29年7月末現在の要支援1・2の認定者数は145人でございます。これらの皆さんのうち、訪問介護と通所介護を利用されている方が、従来の介護予防給付から総合事業に位置づけられた地域支援事業へと移行をしていくということになってまいります。本年度は事業の開始初年度でございますので、介護認定の更新時に順次移行することになっており、7月末までに27の方が移行をしているという状況でございます。

要支援認定者全体のサービス利用状況について申し上げますと、7月のサービス内容ということで、ホームヘルプが37人、デイサービスが56人、福祉用具の貸与が43人で、サービスを利用しなかった方も38人おられるという状況になってございます。

総合事業におきましては、従来と同じ現行相当のサービス、それと国の基準を緩和した基準

のサービスA、どちらかの選択が可能になるということでございますけれども、現在サービスAを提供する事業所の指定は、ホームヘルプ、デイサービスとも各1事業所ずつということで、まだまだ少ない状況でございます。7月末時点でサービスAの利用者の方は今現在おられないということで、現行相当サービスをお使いになっているという状況でございます。

事業所の対応が進んでいない要因といたしましては、本年度末まで現行相当のサービス提供が「みなし指定」とされているということが挙げられるかと思えます。事業所さんにおいては、近隣市町村の利用状況を把握しながら、指定の準備を進めていると思われます。

また、総合事業におきましては、新たに厚生労働省が基本項目を定めたチェックリストによる審査で、迅速にサービスの利用が可能となってまいります。当町におきますチェックリストによる該当者でございますが、8月末までにお二人の方がおまして、総合事業におけるサービスを現在利用されているということでございます。チェックリストにつきましては、利用者との面談あるいはご家族との相談に応じながら、希望するサービスの利用と同時に、できる限り自立に向けての支援を地域包括支援センターにおいて実施をしているというところでございます。

総合事業につきましては、サービス利用者からは現行相当のサービスで満足していて、なれた環境を変えたくないという思いですとか、自分が希望するサービスが現在の提供事業所にあるといった声などが聞かれております。また事業所からは、新しいサービス提供の体制を整えるにはもう少し時間を要するといったようなお話もお聞きしているところでございます。

総合事業では現在、町のほうでも取り入れておりますサービスAのほか、今後の高齢化への対応のため、住民が主体となって行うサービスBといったものもございます。そうした体制も見据える中で、町でも社会福祉協議会と連携し、元気な高齢者を含め介護予防を充実するため、ボランティアの養成講座を開催しているというところでございます。

昨年からはじめました介護予防サポーター養成講座は、受講者20名のうち現在18名の方がボランティアとして地域の公民館に出向いたり、老人福祉センターにおいて体を動かし筋力の低下の防止を図ったり、また高齢者同士の交流により生きがいの場づくりに取り組んでいただいております。今後に向けましては、養成講座などを通じ、こうしたボランティアの方を増やすとともに、地域での活動として根づかせていくことが課題になろうかと考えております。

最後に地域包括支援センターのスタッフの強化ということでございます。地域包括支援センターでは主任ケアマネージャーを初め、保健師、社会福祉士の各専門職が介護の悩みや高齢者に見られる認知症の悩みなど、高齢者に関する幅広い相談に応じております。こうした多岐多様な相談に対応するため、包括支援センター内だけではなく福祉担当や介護保険担当、また保健センターなどと常に連携をしているという状況の中で、円滑に業務を遂行しております。そうしたことから当面は現状どおりの体制で対応をしてみたいと考えているところでござい

ます。

8番（塩入君） ただいま担当課長からる説明がありました。時間の関係上、特に一番僕が聞きたいのはですね、やはり介護サービスがだんだん削られてきている中で、責任主体が市町村に移って、総合事業を中心にこれからやるというのが今回の改定の狙いです。今、答弁にもありましたように、介護サービスの要支援1・2の対応ですけれども、特に今までと同じ相当のサービス、それから今年度この町も始めたサービスAというのがありますよね。さっきの答弁では事業所がなかなかそれが、そういう合った事業所がないというような状況の中で、1人だけだというお話がありました。一番の目的はサービスB、住民主体のいわゆるボランティア主体の事業をどう進めるかというのが、今回の一番の改正の目的になってきているわけですが、今現状をお聞きしてもですね、本当に事業所も大変になってきているというような状況もあります。そういう中でボランティアの養成もままならないというお話もあって、いよいよこれからだというお話でしたけれども、そこで2回目の質問としてね、これは町長に2点質問したいと思うんです。これは国の問題でもあるわけですが、しかし本当にこれから市町村に丸投げされるというような形で来ますので、2点質問して町長の考えをお聞きしたいと思います。

この項目ですけれども、第一にですね、前回は介護報酬が2.7%も低くなって、介護事業所が倒産したり大変な状況に陥ってきていると。そういう中で、今お聞きしても介護サービスBの事業所の受け手もなかなかないという状況の中ですね、やっぱりこの大もとは介護報酬が2.7%も下げられた、そういうことに原因していると思うんですね。だから、ぜひ来年度また介護報酬の改定があるんですが、ぜひ今まで下げたんですからアップしてもらおうように町村会を通してですね、国へ働きかけてもらえないか。これが第1点。

それから第2点はですね、介護保険法、今度の一番の狙いはさっき僕も申し上げたりしたんですが、自立支援、重度化防止へ向けて市町村の機能をいかに強化するかということにあるわけですね。そうすると、要介護の認定率をいかに低く抑えるかということが暗に示されています。介護サービスから卒業する人をいかに増やしていくかと。これはインセンティブ改革とされています。先進的な事例としてね、国が示した例としては、和光市と大分県の例を示して、要介護の認定率が低くなったと、これがモデルだということで、国は示してきているわけで、いよいよこれから市町村ごとに競争させられるんじゃないかという心配があります。

インセンティブ改革というのはご承知のとおり、介護保険だけでなく、来年始まる国保でも取り入れられてきます。地方創生でも同じです。安倍内閣が国で示した目標に向けて、市町村はどれだけ競争して成果を上げるか、この手法を介護保険でも使ってきているわけですが、社会保障や教育の分野に競争原理を用いるということは、僕は間違いじゃないかというふうに思っているんですね。教育でも一斉学力テストで競争、各県が競争させられました。しかし大きな問題が起きています。やはり、社会保障や教育は競争でなくて、その実態に合った地域地

域でやっぱり独自に考えていく問題であるんじゃないかと。そういう意味から考えれば、このようなインセンティブ改革によって介護サービスが本当に低下されてしまう、そういう心配を僕持っているんですが、これから坂城町としてはどう対応していくのか、町長の考えを聞きたいと思います。以上2点です。

町長（山村君） ただいま塩入議員さんから介護保険制度についてイからハまで質問がありました。また、担当課長から詳しく説明をさせていただきました。今お話ありましたように、まち・ひと・しごと創生総合戦略を石破大臣が始めたときも、頑張るところは金を出すよというスタンスでいろんなこと始まりました。それにあんまり文句言って、俺のところは何もやらないというわけにもいきませんので、それから社会保障・教育というのは本当は全国一律高いレベルで保障されなければならないいんですが、現実はそのではないということでもありますので、各自治体が工夫しながら、その地域の特色を生かした施策を打っていかなくやいけないだろうと思っております。

1番目の再質問で、2. 7%下げた、来年度どうなるかということでもありますけれども、これは私どもの場合、町村会に属しておりますので、町村会でもそういう場ですね、議論できましたら、いろんなしかるべき対応をしていきたいというふうに思っております。

それから2番目のインセンティブの話ですね。これも前々から私申し上げているんですけれども、この介護保険制度については国からいろんなボールがどんどん投げられてくるということでもありますけれども、要支援1・2につきましてもですね、前に申しあげましたように、サービスの低下は絶対にしないということで、町でできるところは頑張るということでもあります。このインセンティブについてどうなるかということですが、これも実際にどういうことになるかは不明な面もありますけれども、まず、ちょっと制度を確認してどんなものかと申し上げますと、保険者機能強化として導入されるということで、財政的インセンティブということで、要介護認定者が減少したり、介護給付費が減少した市町村に交付されるため、サービスや認定の切り捨てになるんじゃないかということなんですけれども、これは保険者のさまざまな取り組みの達成状況を評価できるよう、客観的指標を設定した上で、財政的インセンティブは付与されるというものでありますので、市町村が行う自立支援や重度化防止等の取り組みの推進を目的としていると、これは建前ですね。また地域の実情に応じたこうした取り組みの結果、高齢者の状態の維持や、要介護状態の改善につながり、結果として要介護認定者や介護給付金の減少につながるものであるという考えでもあります。重要なのは、この重度化防止に向けた介護予防などのプロセスを踏むことであるとして、私ども頑張らなくやいけないのは、適切な適正なサービスを切り捨てるということにはならないよということと考えておりますので、このインセンティブ制度が即、サービスの切り捨てを目指しているとは私は考えておりません。

こういうことを踏まえまして、当町でも介護予防事業については第7期の介護保険事業計画とあわせまして、前から申し上げておりますように、サービス低下は絶対にないように十分に検討していきたいというふうに思っております。

8番（塩入君） ただいま町長から二つの点について前向きに、特にやっぱり自治体として何とかサービスの低下がしないような最大の努力を図っていくと、それにはやはりこれからボランティアをどう養成していくかという大きな課題もあるし、本当に地域包括支援センターを中心に、どうこれに対応するのかという大きな課題があると思います。ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

では次の2のほうへ行きます、高齢者にやさしいまちをについて質問します。イのごみ収集所の見直しをについて質問します。今、高齢化が進み、今までできたことができなくなってしまうという人も増えています。家のごみを収集所へ持っていくのがもう大変になったという人も目立ってきています。また自動車で運んでいた人が、できなくなってしまったとか、いろいろ耳に入ってくるわけですが、今後そういう人が増えていくのは予想されます。そこで、高齢者が安心してごみ出しができるように、町としても現状を再検討し、対策をとるべきだと思います。

具体的に質問しますが、第1に、ごみ収集所の数は。数ですね、建物式、囲い式、野積み式別をお願いします。

第2に、地区によってもっとごみ収集所が必要と思われるところはないか。例えば距離が離れていて大変、危険なところを通らなければいけない、例えば国道18号線を横切らなきゃならないとか、産業道路など横断しなければならないというような危険なところもあります。そういうことを考えてほしい。

それから第3に、町民の要望をどのように把握しているか。

第4に、町として再検討すべきことはないか。リーダーシップをどう発揮していくのか。以上4点質問します。

それから口についてですが、循環バスの運行の再検討をということについて質問します。高齢化が進む中で、循環バスを必要とする高齢者が増えると思います。坂城町は運転免許証を返納された方には、循環バスの無料化を打ち出しました。大変評価すべきことです。議会報告会の際も、今のバス停まで歩くのは大変、運行コースを延長したりバス停を増やしてほしいという意見が出されました。またほかの区からも出されていて、今回は重要課題の一つとして、9月8日に山村町長に提出したところであります。

またこの問題については、今回同僚議員からも問題を取り上げていただいておりますので、私は省略して、2点だけ質問したいと思います。

一つは、第1回のどこでもノルール区間をつくりましたが、実際利用した人の数や効果はど

うか。

第2点としては、バスは町を1周していくわけですが、1時間半かかります。短縮できる工夫はないか。また、停留所を必要に応じてもっと増やすことはできないのか、そのために半周を1コースとする運行計画を検討できないか。以上で第1回の質問とします。

町長（山村君） ただいま塩入議員さんから、イのごみ収集所の見直しと、それから（ロ）の循環バスの運行の再検討をということで、ご質問いただきました。私からは、（ロ）の循環バスの運行の再検討についてお答え申し上げますけれども、（イ）のほうでもですね、後ほど担当課長から答弁させていただきますけれども、私、思い出すのは3年か4年ぐらい前でしょうかね、鼠区で早朝おばあちゃんがトラックにはねられて命を落とされました。大変悲惨な事故起きたんですけれども、あのときにも、そのおばあちゃんが、ごみを捨てるのは毎日国道の向こう側のごみ捨て所に捨てに行くということがわかりました。それで早速、区の方ですとか皆さんと相談しまして、向こう側じゃなくてごみ捨てを道路のこっち側にするというふうに変えていただきました。そのようなことは日々ですね、いろんなご要望をお聞きする中、あるいは区とも相談しながら対応していければと思っております。後ほど課長からまた具体的なお話があると思いますので、柔軟にやりたいというふうには思っております。

それでは、坂城町循環バスなんですけれども、私、全般的な答えしまして、また担当課長から細かくまたお話申し上げますが、もともと交通弱者と言われる方や買い物弱者の皆様などの移動手段を確保するため、平成13年にそれまでの福祉バスからどなたでも利用できる路線バスへ移行し、今日に至っております。この間、利用者へのアンケートやご意見をお聞きする中で、平成20年からしなの鉄道の列車時刻にあわせた湯さん館直行便を運行し、平成24年からは上田市の母袋市長とも相談した上で、信州上田医療センターまで路線延長する上田便の運行も始めました。また、上田便の運行にあわせまして、上田市内に設置したバス停から町内を經由し千曲市力石公民館をつなぎ、市町の枠を越えて循環バスでの乗り継ぎが可能となるなど、地域の皆様の利便性を図り、北回り、南回り合わせて1日12便を運行しているというところでもあります。

車両につきましては、北回り、南回りに使用している2台とも、平成26、27年更新しまして、路線バス仕様として前後の方向表示や乗降中の表示、車内での停車場名の表示、それから降車合図ボタン、音声案内などを逐次装備しまして、利便性、安全性の向上を図り、利用者からは大変好評をいただいているというところでもあります。

また、さらなる利便性の向上を目指しまして、町では今年度から循環バスの路線上であれば、バス停以外でも乗車することができる、先ほどもお話ありましたけれども、どこでもノレールシステムの社会実験を実施いたしました。今回この新システムのどこでもノレールの実施が可能となりましたのは、委託事業者の有限会社信州観光バス様にご尽力いただき、社会実験とし

て運輸局の許可を得て実施が可能となったものであります。私の聞く限りでも全国初めてだということに聞いております。決められたバス停以外で停車する運行となるため、運輸局、警察などにご指導いただき、交通量や歩行者の多い国道や県道、産業道路、市街地など除いて、運行に安全な区間として、日名沢、北日名、南日名区間に限定し、実施しているというところがあります。

このどこでもノレールは、利用者に押しボタン送信機を貸与し、決められたバスの路線上で乗車したい場所からバスが見えてきたところで送信ボタンを押して運転手に知らせ、利用者の待つ安全な場所に停車してもらい乗車するといった内容のシステムであります。運転手に停車を知らせる押しボタン送信機は、小型・軽量で、携帯してもかさばらない大きさで、首にかけることも可能になっております。この送信機は100m先まで電波が届きますので、バスが見えたらボタンを押して早目に運転手に知らせることができ、安全に利用者の待つ場所に停車することができます。押しボタン送信機も使いやすく、利用者がバス停まで歩く必要がなく、大変好評いただいたことから、社会実験を引き続き導入し利用者の拡大を図ってまいりたいと考えております。

この画期的なシステムのどこでもノレールは、先ほど申しあげました有限会社信州観光バス様が考案したもので、先ほど申しあげましたが全国で初めて導入したシステムであります。これがそのボタンなんですけれども、首から提げてこうやるという、提げていただいて、これを押すということですね。今日ここでその辺にランプを置いて、ピンポンとできないかと言いましたら、これをやると外へバスがとまるかもしれないというんで、形だけこんな形で見ていただきます。

今後、このどこでもノレールの運行区間を増やすとか、さらなる利便性の向上を目指しまして、利用しやすい循環バスの運行に努めてまいりたいと考えております。また、高齢者等の交通事故防止と、免許返納者が必要とする移動手段の支援施策として、先ほどもおっしゃられましたけれども、運転免許証を自主返納し運転経歴証明書の交付を警察署や運転免許センターで受けた町民の方に対し、9月から循環バスの運賃を無料にいたしました。これも多分、全国で初めてだと思います。対象となる方は、町循環バスの運賃を支払う際に運転経歴証明書をバス運転手にご提示をいただくことをお願いします。これにつきましても、新聞などにも掲載されましたが、バスの割引券や回数券を配布している自治体ございますが、運賃を無期限で無料にしているケースは珍しいということで、坂城町独自の方式であるということでもあります。

今後もより大勢の皆様にご利用されますよう、委託事業者あるいは関係機関、利用者と協議する中で、より安全性、利便性の向上を図り、さらに充実させてまいりたいと考えております。

ほかの事項につきましては、担当課長からご説明申し上げます。

住民環境課長（山崎君） （イ）ごみ収集所の見直しをについてお答えいたします。ごみ収集所

の数につきましては、現在131カ所であり、プレハブ等の建物式が99カ所、ブロックや鉄板等で3面を囲った屋根のない囲い式が11カ所、道路脇に野積みする設備のないものが21カ所となっております。

ごみ収集所の新設、修繕、維持管理については、区からの申請により、区が主体となって行っていただいております。ごみ収集所の新設の希望があった場合は、まずは収集車が入るための道路幅、既設のごみ収集所との距離、その収集所を利用する戸数などについて基本的な条件を検討いたします。その上で希望された区と調整し、設置できるかを決定しているところであります。

また、地区外からや規定外のごみの持ち込み、カラス等によるごみの散乱などを防ぐため、プレハブ等の建物によること、設置に係る用地確保及び収集所の維持管理については、区で行っていただくことなどをお願いしているところであります。町ではごみ収集所の新設、修繕等に対し、補助率3分の2、限度額15万円の補助制度があり、制度の利用等について、区長会等においてお知らせをしております。

次に、地区によってもっとごみ収集所が必要と思われるところはないかのご質問でございますが、現在、区からの新設の要望がないことから、町としてはごみ収集所が新たに必要箇所はないものと考えているところでありますが、区からの要望があれば随時相談に応じてまいりたいと存じます。地区によってはごみ収集所の距離が遠い、危険な場所を通らなければならない場合もあろうかと存じますが、ごみ収集所の新設等に伴い、ごみを出す場所や、鍵当番の変更など、区内での調整が必要となる場合も考えられますので、まずは区の中で十分ご検討いただいた上で、町にご相談をいただければと存じます。

町民の要望をどのように把握しているかのご質問でございます。区からの要望につきましては、ごみ収集所の扉等の修繕については毎年度あるものの、新設の要望は平成24年度が直近であり、その24年度の要望を受けて設置した以降、新設はない状況であります。現在、個人の方より新設の要望が1件寄せられておりますが、要望の内容をお聞きし、設置に伴う条件等の説明をするとともに区として調整をいただく必要があることをお伝えし、区長さんにも要望があったことをお伝えしたところでございます。

次に、町として再検討すべきことはないか、リーダーシップをどう発揮するかのご質問でございますが、住民の皆さんの高齢化に伴い、体力的な衰えなどにより、今後ごみをごみ収集所に持ち込むことが困難と感じる方が増えることが考えられます。また、国道などの交通量の多い道路を横断しなければごみ収集所に行けないといったケースもあり、ごみ収集所の数の増を希望される区も出てきようかと存じます。先ほども申し上げましたが、ごみ収集所につきましては、まず基本的な設置条件を検討した上で、区が主体となって新設、修繕、維持管理を行っていただいているところであります。ごみ収集所の数が増えれば、鍵当番の回数が増える

場合なども考えられますので、ごみ収集所の増を検討される際は、まずは区の中で十分にご検討いただき合意形成を図っていただく必要があるものと存じます。

町といたしましては、今後各自治区のご意見やご要望をお聞きしご相談に乗る中で、町全体のごみ収集所の設置場所や数などが適切であるかどうか研究をしてみたいと考えております。

建設課長（宮嶋君） ロ、循環バスの運行の再検討について順次お答えいたします。

まず、どこでもノレール区間の利用者の数と効果はということでございますが、今年度は比較的運行に安全な区間として、日名沢、北日名、南日名区間を設定しまして導入を開始し、現在5名の方にご利用いただいております。押しボタン送信機は使いやすく、家から循環バスの路線に出たところで乗車が可能となり、時間的余裕もでき大変便利になったと喜ばれております。さらに路線を拡大し乗降もできるよう充実を図り、「広報さかき」、ホームページなどでお知らせして、利用者の拡大を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、町を1周するため時間がかかる、短縮できる工夫は、また停留所を必要に応じてもっと増やせないか、そのため半周を1コースとする運行計画を検討できないかについてでございますが、町循環バスにつきましては、高齢者を初めとした交通弱者支援の一助として、平成6年度に町が社会福祉協議会に委託し福祉バスとして運行を開始し、平成13年度から高齢者や買い物弱者、医療機関を利用される方や小学生、一般の方が、安心・安全に移動ができるよう民間のバス事業者に委託する中で運行しております。

このような中、地域の住民の医療に対する解消と町民の移動手段の選択肢の拡大を図り、上田市を初め運輸局など関係機関と協議を重ね、運輸局より事業計画変更認可を得る中で、平成24年4月より信州上田医療センターまでの路線を延伸しました。

また、上田市との協議の中で、塩尻・秋和地区の住民の利便性の向上や、市町を超えた地域間交流の促進にもつながるとして、上田市循環バスのバス停の塩尻、秋和の2カ所に、坂城町循環バスのバス停を併設しました。さらに上田便の運行により上田市内のバス停から町内を経由して、千曲市力石公民館をつなぐことにより、市町の枠を越えて循環バスでの乗り継ぎが可能となっているところであり、地域の皆様の利便性を図りました。

そのほかに、南日名茨里と、村上堂大井クリニック様のバス停を新設したり、鼠橋通り交差点から産業道路を経由するよう見直しを行いました。また、びんぐし湯さん館を経由するよう路線の見直しや、信州上田医療センターの発車時刻の見直し、しなの鉄道の時刻表にあわせた見直しなど、数々の利便性を図ってまいりましたが、時間の短縮につきましては、一番難しい課題であります。現在は北回り、南回り各1台で、基本町内を1周しておおむね2時間間隔で運行しておりますが、利用者は目的地によって選んでいただいておりますので、多少時間はかかってしまっていますが、支障はないかと考えております。

バス停の増設については、循環バスの運行路線上であれば、要望、必要に応じ増設は可能ですが、運行時間はさらに長くなってまいります。また、半周コースとする運行につきましては、循環バスと循環バス同士の乗り継ぎ、しなの鉄道の接続や各施設の開館時間にあわせたり運転手の増員を伴う勤務体制や勤務時間を考慮するなどさまざまな課題がございまして、大変難しい状況であるかと考えます。今後さまざまな角度から検証し、循環バスの利便性向上に向け検討してまいりたいと考えております。

8番（塩入君） ただいま町長や担当課長から詳しい答弁がありました。時間ももう残り少なくなってきました。

2点質問しますけれども、まず、イのほうのごみステーションの問題ですね、さっき担当課長からもあつたし町長からは鼠地区であつたような、ああいう悲惨なことをこれから繰り返さないというような立場から柔軟に対応していきたいという答弁もありました。そこで質問したいんですけども、金井地区の場合もそうですけれども、産業道路、ここは非常に自動車も頻繁に通ります。それから国道もそうですけれども、それぞれ横切っていかなければならないところも幾つかあるんですね。そういう中で、そういう危険なところを横切らないでやってほしい、ごみステーションをつくってほしいという要望も出されているわけですが、さっき課長の答弁では、一応区が主体だと、あくまで主体だというふうにおっしゃいました。しかし、町全体から見てね、ここはやっぱり危険だというようなことについては、区に対しても聞いてみるとかアドバイスするとか、区長会で問いかけてみるとかね、やっぱりリーダーシップを発揮していただいて、悲惨な事故を未然に防ぐためにもですね、安心して高齢者がごみを出せる、そういう状況をつくるのが大事だと思います。

そこで、区や地区から要望があれば、それはごみステーションを新たに設定することも認めていくと、基本的にもう認めていくということでもいいでしょうか。それと、横町、立町はみんな野積みでね、やっていますけれども、そういうことも今後考えられるけれども、それも認めていく方向で考えているのか、以上お聞きします。

住民環境課長（山崎君） 再質問にお答えいたします。申請さえすれば新設ができるのかという一つ目の質問でございますけれども、先ほどもお答えいたしました、ごみ収集所の申請の要望があつた場合につきましては、例えば用地の確保はできるか、収集車が入れる場所か、既設のごみ収集所との距離が近くないか、要望された収集所を使用する戸数が極端に少くないかなどの基本的な条件を満たしているかを、まず町において検討させていただきます。なるべく柔軟に対応していきたいと思っておりますけれども、その上で希望する区と協議することになりますので、区が希望すれば全て新設となるものではございません。その点だけのご理解を頂戴したいと存じます。

それとお二つ目の質問。新設において囲い式、または野積み式でできないかというご質問で

ございますが、現在の囲い式、野積み式の収集所につきましては、従前より収集所を設置できる土地がないなど、いたし方がない理由により、やむなく囲い式、野積み式の収集所としているものであります。また、これらの収集所は、区民以外の方によるごみの持ち込み、投げ込み、カラスなどの野生動物によるごみの散乱、雨や風など天候の影響によるごみの飛散などが考えられ、ごみ質の悪化や環境衛生面への悪影響が懸念されるところであります。また、区による収集所の維持管理、この面でも、建物式よりかえって大変になることも考えられますので、実際に区の申請によりまして、囲い式、野積み式から建物式に変更する事例がございます。これらのことから、以前より区から新設の要望があった場合につきましては、鍵当番等の管理が必要となるところではございますけれども、囲い式、野積み式でなく、建物式の収集所を設置していただいております。

8番（塩入君） 今、課長から答弁がありました。ごみステーションの問題についてはですね、やはりこれから高齢化してくるわけで、本当に大変な問題を抱えていると思います。悲惨な事故を防ぐためにもですね、さっき町長が答弁されたように、本当に柔軟性を持ってですね、地域の要望に沿って、区長というのは毎年変わっていきますから、なかなか全体的に把握できない面もありますから、ぜひ町がリーダーシップとしてやっていただきたいというふうに思います。

それから循環バスの問題、さっき町長からもね、詳しい答弁がありました。本当に努力されている部分あるんですけども、金井区で、例えばですね、の方が、あそこのびんぐし店へ買い物に行く場合もですね、びんぐし店へ行っても1時間以上待ってあそこでいなきゃならないとか、帰りにハイヤー乗った場合には1,800円かかるとか、本当にね、時間調整大変な状況もあって、もっと短縮してやってほしいという要望も出されているし、これから増えてくるんじゃないか。それからまた、あれですよ、ぜひ停留所ももっと増やして運行コースをもうちょっと延ばしてほしいという要望も幾つか出ているんです。これはあっちの要望を立てればこっちの要望が立たずというようなことで、本当に難しい課題でもあるんですが、その辺ぜひ町職員の皆さんの知恵を絞っていただいて、どうやれば町民のために公共交通として、地域交通として役を果たされるかどうか、私たちが努力しますけれども、ぜひお願いして、一般質問を終了します。

議長（塩野入君） ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時51分～再開 午後 1時30分）

議長（塩野入君） 再開いたします。

次に、日程に掲げた議案につきましては、去る9月4日の会議において提案理由の説明を終えております。

◎日程第2「議案第32号 平成28年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」

議長（塩野入君） 決算案の提案理由及び詳細説明は済んでおりますので、直ちに総括質疑を行います。

質疑に当たっては、自己の委員会の所管に属する事項については各委員会においてお願いいたします。また質疑に際しては、決算書のページ及び科目を明確に示して質疑されますようお願いいたします。

まず、歳入について総括質疑に入ります。

13番（入日さん） ページ15ページ、款32使用料及び手数料、項1使用料、目3土木使用料で節3の町営住宅使用料滞納繰越分、収入未済額473万3,400円。前年度よりも53万5千円ほど減っていて、いかに徴収に努力したかというのはわかりませんが、この473万3,400円ですか、この件数と何年間滞納しているのか、最高額は幾らかお尋ねします。

その下の改良住宅使用料も8万5,700円ですか、前年度より8,700円減っていますが、これも何件か、何年滞納しているのか、最高額は幾らかお伺いします。

それから、ページ26ページ、雑入ですが、収入未済額が200万9,185円あります。多分これB・Iプラザだと思うんですけども、内容とその収入未済額の理由、何件か、それから何年滞納しているのかお伺いします。以上です。

建設課長（宮嶋君） 節3の町営住宅使用料滞納繰越分の状況でございますが、町営住宅の滞納件数は3件で、最高額328万5,800円でございます。改良住宅の件数は1件で8万5,700円でございます。一番最高の328万5,800円のものにつきましては、125カ月分ということでございまして、10年以上の滞納と、前からの滞納ということでございます。

産業振興課長（大井君） 27ページの滞納繰越分についてでございますけれども、B・Iプラザの共益費、電気料、光熱費等含めたものでございまして、27年度以前の過年度分の滞納繰越分2件分でございます。

13番（入日さん） 町営住宅のほうですが、10年以上の滞納ということですが、それについてどんな対策をとっているのか、それから現在の町営住宅の入居状況、旭ヶ丘ハイツ、中之条団地も含めてお願いいたします。

それからB・Iプラザですが、仕事をやめて個人的に少し払っているという条件になったということは、昨年伺ったんですが、それにしても昨年と同じ額また今年も残っているんですね。だとしたら、その対策が全然とられていなかったと。これからこの額に対して、どんなような対策をとって収納してもらうのか、その点についてお伺いします。

建設課長（宮嶋君） 10年以上滞納されている方の対応につきましてですが、この方につきま

しては生活保護ということでございますが、毎月少しずつ返済をしていただくというお約束を得て、少しずつ返していただいているという状況でございます。また、現在の町営住宅の入居状況でございますが、旭ヶ丘団地が5件、空き家が6件と、それから戌久保団地が13件、網掛団地が6件入居しております。上平団地が13件、それから旭ヶ丘ハイツにつきましては8件の入居者、それから中之条団地が28件の入居者でございます。横尾団地につきましては、ちょうど40件の入居数ということでございます。

産業振興課長（大井君） B. Iの滞納繰越分の減少についてのご質問でございますけれども、1件は破産勧告されまして、破産の手続を進めておる状況でございます。現在裁判所のほうで分配について協議をされているというところでございますので、そのまま滞っておるという状況でございます。

それからもう1件につきましても、過年度分についての収納は進んでおらないところなんですけれども、ご本人さんがおられると思われるアパートに担当のほうで訪問したりとかですね、郵送で配達証明付きの郵送で催促をしたりということで、その次の手続がとれるステップを今、準備をしておるという状況でございます。

2番（西沢さん） 2点お伺いいたします。14ページの款11分担金及び負担金なんですけど、この中の民生費負担金節2の児童福祉費負担金の中で、現年分は未済額なしということで、これは担当課の皆さんの努力のたまものだと思います。本当にご苦労様でした。その中で、保育負担金長時間保育負担金の滞納繰越分について、その内容をお聞きます。人数と金額、それから一番古いものは何年前から滞納しているかどうかということでございます。

それから次に、24ページの基金繰入金の中についてですが、財政調整基金、これは年度末残高で23億8千万ということでございましたが、この基金の保有額については、どのようなお考えを持っておられるかお尋ねいたします。

保育園振興幹（小宮山君） 保育負担金の滞納繰越分についてご説明いたします。収入未済額となっておりますこの内訳でございますけれども、滞納者が39人、405件でございます。最高額が92万8,450円、また最古の、最も古い滞納者は、平成11年度分でございます。また、長時間保育料につきましては、滞納者数33人、285件でございます。最高額が15万5,500円、最古、最も古い滞納が平成11年度分でございます。

財政係長（北村君） 財政調整基金の考え方についてご説明いたします。昨年度につきましては、財政調整基金を約2億2,400万円取り崩し、決算剰余積み立て、予算の最終の積み立てを踏まえまして、最終的に1億1,300万円の取り崩しを行っております。当町につきましては、世界情勢等により、企業の収益等、法人町民税、個人町民税等が大きく増減する要因があります。一定程度の積立基金を保有することが必要と考え、目安として最低でも20億円は確保していきたいというふうに考えております。

2番（西沢さん） 基金につきましては最低でも20億円を確保ということで、このラインは一応超えているということですが、今後についてはいろんな経済動向もありますので、その都度適切な財政調整基金の積み立てをしていただきたいというふうに考えています。

それから児童福祉費負担金についてですが、今お聞きしますと39人で、一番古いのが平成11年から。長時間についても11年からということですので、これほぼダブっている関係もあるかと思えます。それで年数が経過するにつれて、このときの対象の子供さんはもうずっと大きくなっているわけで、保育園との園も切れちゃっているんじゃないかなと思うんですけども、その辺のところで、回収がどんどん困難になっていくということだと思います。このようなことに対しては、どのような方策を考えておいででしょうか。

保育園振興幹（小宮山君） 保育料の滞納につきましては、臨戸訪問を毎月、福祉健康課と保育園一緒になりまして、過年度分、現年度分ともに行っているところです。長期にわたっての滞納者につきましては、訪問することに遅くなっておりますけれども、そのことはよく未納の状況を改めてご説明し、そのときに納入をお願いする中で、月々の納入計画をお聞きする中でお約束をし滞納を減らすことに努めております。最も古い方が平成11年度ということではあります。転出という方もおりますので、そこら辺は転出先も可能な限り徴収に向け、先のその後の経過も調べる中で努力して行いたいと思っております。引き続き滞納の繰り越しについても臨戸訪問する中で、対応していきたいと思っております。

議長（塩野入君） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

議長（塩野入君） これにて歳入の総括質疑を終結いたします。

次に、歳出について総括質疑に入ります。

13番（入日さん） ページ35ページ、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の中で、説明の、備考の10で町長交際費ですが、昨年度よりも14万6,700円増えていますが、件数はどのくらい増えたのでしょうか。

それから47ページの徴税費で、1税務総務費の中で、地方税滞納整理機構負担金、昨年よりも20万4千円増えています。これは何件委託して、回収は幾らできたのかお願いいたします。

それから最後ですが95ページ、款7商工費、項1商工費、目2商工振興費の説明で、商業店舗リフォーム補助金ですが、何件あったのでしょうか、以上です。

総務係長（関君） 町長交際費が増額になっている理由でございますが、昨年度、町の功労者である方が3人ほどお亡くなりになりまして、その弔意等に係る経費が増じ昨年よりも多くなっているという内容でございます。

収納対策推進幹（池上君） ページ47ページ、備考、地方税滞納整理機構負担金でございます

が、負担金につきましては、基本負担額5万円、徴収実績割、前々年度の徴収実績に10%、件数割10件ということで、1件当たり9万9千円で、184万7千円でございます。滞納整理機構の最終的に決算をした段階で還付金がございます、19万1千円が還付となりまして、負担額165万6千円ということで、金額的には10件で、徴収実績割、前々年度の10%に伴いまして算出をしております。

続いて、滞納整理機構の実績でございますが、28年度につきましては、移管金額522万1,480円に対し、機構で徴収していただいた金額が378万6,600円ということになりました。滞納整理機構に移管して徴収していただく金額はもとより、移管予告をすることによって、町に移管する前に入ってきたものもございまして、それが769万8,579円ほどとなっております。

産業振興課長（大井君） ページ95ページの商業店舗リフォーム補助金でございますけれども、昨年度につきましては、5件に対しまして補助をいたしました。

13番（入日さん） 滞納整理機構ですが、移管したのは10件ということでよろしいんですか。それで、通知を出したら769万ほど収納できたと。その通知は何件送付されたのでしょうか。

それから住宅リフォームの関係ですが、5件ということで補助を出していますが、その総工事費はどのくらいの額になっているのでしょうか、以上です。

収納対策推進幹（池上君） 移管予告につきましては、112人に発送してございます。

産業振興課長（大井君） 5店舗の総工費といえますか、工事費については、申しわけございません、今手元ございませんけれども、補助の金額といたしましては、上限50万円で工事費の3分の2以内という形で補助を申し上げます。

4番（朝倉君） 介護予防施設管理費、済みません、ページ55ページでございます。介護予防施設管理等運営事業について質問いたします。ふれあいセンターのですね、風呂の利用についてちょっとお聞きしたいんですが。昨年夢の湯が閉館されまして、ふれあいセンターの利用が増えてきていると思うんですが、利用者数は7,045名（3,878名）と書いてありますけれども、この中で夢の湯の閉館に伴ってどういう状況で増えていると思うんですけれども、その内容と、それから障がい者の方々が入っている数があると思うんですけれども、その辺の内容ちょっとわかりましたら、質問したいと思います。

福祉健康課長（伊達君） ふれあいセンターのお風呂の関係のご質問でございます。まず夢の湯のほうがお風呂のほう廃止をしたということでございますけれども、そちらからふれあいセンターのほうへ流れてきた数ということでございますけれども、入浴される方にですね、そこら辺のご事情を事細かに聞いておらないということでございますので、現状として把握はできておりません。

それと入浴の中の、いわゆる障がい者ですとか、そういった方についてでございますけれど

も、こちらのほうが3,878件の利用のうち1,503件、そちらの方でご利用をいただいているという状況でございます。

4番（朝倉君） 利用者数はどうなんでしょう、増えているんでしょうか。利用者数は前年に比べて夢の湯の閉館に伴って増えているかどうか、ちょっとそれも伺いたいです。

福祉健康課長（伊達君） ここ数年の入浴者数の動向でございますけれども、26年度が4,155人、27年度が4,190人ということでございましたので、28年度につきましては若干減っているという状況でございます。

7番（吉川さん） ページ76ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費その中に乳幼児健診事業があります。この実績報告書の中を見させていただく中で、随時訪問が7名。

議長（塩野入君） 吉川議員さん、マイク。

7番（吉川さん） マイク、済みません。この実績報告書の中で88名中81名ということで92%なわけですが、この7名についての理由と、それから4カ月児健康診査の、これも2名が受診を受けていないわけですが、この理由についてお願いします。

それと、ページ132ページ、款10教育費、項4社会教育費、目6文化センター管理費、これまだ町のあれではないんですが、工事等負担金ということで、文化センターの駐車場を、仮設駐車場を整備していただきました。これについて監査委員の指摘事項の中にもこの駐車場からの横断歩道についての整備について指摘があったわけですが、この辺について、町側は今、対策についてお考えあるでしょうか。その点について2点お願いいたします。

保健センター所長（長崎さん） ご質問にありました乳幼児健診事業の新生児訪問のことにつきましてですが、生後3カ月までに実施しております新生児の家庭訪問ですけれども、全体が88人ということで、実際に実施できた方が81人。7名につきましては、県外等で里帰り出産をされている方ということで、当町では訪問はできておりませんが、里帰り先の市町村に依頼をして、家庭訪問はしていただいております。

4カ月健診で受診できなかった方ということですが、その健診日に体調等崩されて来られなかった方がおりますが、その後保健センターのほうに個別に来ていただいて、健診等をさせていただいています。

教育文化課長（宮下君） 仮設駐車場の前に横断歩道の設置はというご質問でございますけれども、昨年度図書館前の南側に仮設駐車場を整備いたしました。その整備によりまして、文化センター周辺の駐車場スペース、約300台となりました。そのことから、文化センターを利用する皆さんの利便性の向上につながりまして、利用する皆さんに好評をいただいているところでございます。横断歩道の設置はということですが、ご案内のとおり今、夢の湯の入り口に横断歩道がございます。また、北側に行きますと、逆木の交差点に信号機、横断歩道がございます。今回、仮設駐車場の前の横断歩道となりますと、その中間になります。交番の所長

ともお話しする中で、非常に新設については難しいというお話をお聞きしております。そうした中ではございますけれども、関係課、また関係する皆さん方と、果たして新設は可能なのか、また横断歩道の移設はどうか、そういう面からも踏まえまして研究、検討してまいりたいと考えているところでございます。

7番（吉川さん） 今まず横断歩道の件ですが、先日も何人からか、ちょっとご指摘をいただきまして、皆さんも思っていたとは思いますが、結構あそこを夜、夜といいますか運動部のトレーニングとかがありまして、子供たちが渡っていくわけですね。それで本当に、やはりそういう面で早急に何とかならないかという声もありましたので、横断歩道は無理にしましても、何らかの安全対策をしていただきたいと思います。

そして、済みません、乳幼児健診事業ですが、この4カ月健康診査、これは個別にいたしましたというお話でしたが、身体面でのそういう問題はなかったと捉えていいのでしょうか、その辺お願いいたします。

保健センター所長（長崎さん） 4カ月健診での身体面の問題はなかったかということなんですけれども、要観察ということで2名おりました。

8番（塩入君） 3点質問したいと思います。最初にページ37ページ、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の37ページの備考欄の上から2行目に、職員健康管理補助金35万が計上されているわけですが、具体的にどういうふうに使われたのか。特にですね、職員の健康実態、28年度ですけれども、休んでいる人、体調を崩している人の実態なんかはどうだったか、その対策はどうだったか、以上それが第1点です。

次に2点は、ページ40ページですけれども、実績報告書見ていただいたほうがわかりやすいので、実績報告書の22ページ、まちづくり推進事業実績の一覧表があるわけですけれども、やはりこの推進事業は非常に大事な事業で、地域の活性化という意味では非常に重要な事業だと思っているんですが、27区自治区あるわけですが、15区しか28年度はやっていないと。しかも前年度と比べると、1自治区がまた減っているわけですね。27年度は16あったんですけれども。半分ちょっとしか申し込んで活用していないということで、これ原因はどこにあるのか、やっぱりこれからそれぞれの地区が本当に活性化していく上では、この事業を活用して自主的な取り組みは必要だと思うんですけれども、それが減ってきていると。その原因は何なのか、じゃあこれからどういう対策をとってやろうとしているのか、これが2点目。

3点目、ページ89ページですが、これも実績報告書の71ページ、有害鳥獣対策事業について340万586円の決算額が出ています。その中で、鳥獣被害対策実施隊を組織して積極的に捕獲したとあります。実際に実施隊の人数と報酬、1人当たり幾らぐらいになるのか。それから捕獲した鳥獣の種類とその数はどのくらいだったのか。それからできればその鳥獣被害の実態と、今後の対策も含めて検討されているか、特に今までは防止柵をやってはいるんです

けれども、荒廃地が増えている中で追いついていかないという実態があるわけで、そういう点について、今後どんな対策を考えられているのか。以上3点質問します。

総務係長（関君） 職員健康管理補助金の内容についてでございますが、町の職員互助会が実施します職員の健康管理事業への補助をしているものでございます。内容としましては、職員が健康管理、健康診断等をしているわけですが、ふだん実施ができないPET検診ですとか、脳ドック、そういったものを節目健診として40歳、50歳、60歳になった契機に受診をしていただくようにということ、それからまた昨年につきましては、インフルエンザにかかるものを予防することで、職場内に感染して職務の停滞を防ぐ、そういったことも含めて、インフルエンザの予防接種等への補助をしているものでございます。

職員の健康状態ということでございますが、昨年につきましては休職が2名、それから療養休暇が3名という形になっております。

それからどんな対策をとってきたかということでございますが、健康管理につきましては、事業主としまして、人間ドック、健康スクリーニング、そういったものを受診勧奨しまして、機会を逃して受けられなかった、予約をしても受けられなかった職員に対しまして、再度働きかけて受診をしていただくようにしているところでございます。

また昨年からストレスチェックを実施しておりますが、メンタルヘルス研修を2回実施しまして、1回目は職員向け、2回目は管理監督者向けということで実施しているところでございます。あわせて色川先生に産業医をお願いしまして、衛生委員会等にも出席していただく中で、参画していただく中で、職場環境、そういったものを管理していただいているという状況でございます。以上です。

まち創生推進室長（竹内君） 地域づくり活動支援事業についてお答え申し上げます。地域づくり活動支援事業における自治区の実施状況につきましては、各年度においてばらつきがございますけれども、申請件数の増減につきましては、各区の考え方や都合など、さまざまな要因があろうかと思えます。地域づくり活動支援事業の基本的な考え方は、あくまでも地域におけるコミュニティ活動の活性化に向けたきっかけづくりということで、町といたしましては、住民参加による自治区の活動を応援していきたいというスタンスでございますので、できるだけ多くの区の皆さんに活用いただけるよう、今後でもですね、区長会での地域づくり勉強会や事例発表等を通じて、利用促進や周知を図ってまいりたいと考えております。

産業振興課長（大井君） 89ページの鳥獣被害対策実施隊の関係でございますけれども、初めに有害鳥獣の実施隊の人数でございますけれども、平成28年度は22名の方をお願いを申し上げます。報酬につきましては、お一人当たり6千円ということでございます。また、この22名のうち町の職員4名も加わって22名ということでございます。

次に捕獲の実績、28年度の実績でございますが、こちらについては猟友会、実施隊等で駆

除した実績ということで申し上げたいと思います。まず、イノシシが39頭、ニホンジカが26頭、ハクビシン4匹、タヌキ4匹、カラス2羽、カワウが5羽でございます。

それから実態と今後の対策というところでございますけれども、農業被害額としては約1,300万円ほど、ながの農協の試算ではなされておるところでございますけれども、有害鳥獣等について、最近目撃の回数等は増加の傾向にあるかと思えます。農作物の被害額については、電気柵ですとか防護柵、各地区でも設置をさせていただいているというような中で、この被害額については若干増えている、微増というような状況でございます。今後の対策といたしましては、ただいま申し上げました侵入防止柵の設置などとともに、新規狩猟免許の取得の希望される方への補助なども行っておりますので、そういったものについてのPRを広報誌、ホームページなどを使って若い実施隊の方にお集まりいただくように活動を進めまして、被害を食い止めていきたいと、防止していきたいというふうに考えております。

8番（塩入君） 最初の質問についてですが、職員の健康管理の問題です。先ほど答弁がありました。本当にやっぱり職員が健康でなければ町の事業も進まないし、そういう意味ではぜひ健康管理には力を入れてほしいというふうに思うわけですが、私もこの問題について一般質問したこともあります。そういう中でですね、一つは毎月行われる課長会議でも、課の中でもですね、お互いに健康状態をチェックしながら、やっぱり気を配っていく、そういう課長会議も必要じゃないかという、健康問題を取り上げた課長会議も必要じゃないかということと、労働安全衛生委員会をぜひ開いて、全体的にこれをどうするかという対策も練る必要があるだろうということを質問したんですけれども、その点についてですね、もうちょっと詳しく答弁お願いしたいと。

それから二つ目の件で、まちづくりの問題ですが、確かにさっきの答弁では、それぞれの自治区の主体性に任せるということですが、私も今度、議会報告会に出て、小さな区ですね、本当に小さな区ほど大変になってきていると、高齢化で。そういう中でいろいろの行事もできないし、役員のなり手も大変だと。そういうことで、本当にこの自主的な活動をできるかどうか。ここに並んでいる区の中で、やっぱり本当に小さくて大変、できにくいという区も多分あると思うんですね、12近くが申し込んでいないわけですから。そういう本当に困った大変な、高齢化で大変な、また人数も減ってしまっているというような、そういう区に対しては、ただお任せするんじゃなくて、区長会でもお話があったんですけれども、やはりもう少しね、町としても地域活性化対策として、自主的に区が取り組める課題を提起するということが大事じゃないかと。その辺についてはどうお考えですか。

それから三つ目の最後の鳥獣対策の問題ですが、だんだん被害数はそれほど増えてはいないけれども、増えてきている傾向だということですが、その点について、もう一度やっぱり対策としてね、これから何が必要なのか、少し、僕とすれば荒廃農地、荒れているというこ

とでね、そういうことで大変になってくると思うんで。以上2回目の質問、それぞれお願いします。

総務係長（関君） 職員の健康管理につきまして、課長会議等毎月開催しているわけですが、その中でも例えば残業とかそういったものについては、課長の中で注意して行って、めり張りのある仕事にしていましょうとか、そういった話というのは毎回出ているということでございます。

また衛生委員会につきましては、昨年メンタルヘルス研修が始まったということもありまして、再度再考しようということで始まってございます。今回、先ほども答弁させていただきましたが、色川先生に参画していただく中で、毎月1回何らかの形で開催、内容を職場のチェックをしたりだとかという内容をしていこうということで、今年始まっているというところでございます。以上です。

まち創生推進室長（竹内君） 地域づくり活動支援事業でございますけれども、基本的には各区の、区というか地域づくりにおける自主的な活動を応援するというところで進めております。各区長さんに区長会の中でいろいろな取り組み等お話をさせていただき、その後ですね、それぞれ区長さんの相談に応じてですね、こんなことできるか、できないかとか、そういったご相談も受ける中でですね、申請をいただいております。先ほどもご質問にありましたけれども、小さな区、小さな事業であってもですね、できることからということの中でですね、今後も相談に応じながら利用促進を図ってまいりたいというふうに考えております。

産業振興課長（大井君） 有害鳥獣の防止といいますか、対策についてでございますけれども、先ほども申し上げましたが、上平区や小網区などは侵入防止柵を設置していただいたりとか、各農家さん方も電気柵等を設置していただいているというようなところも、だんだん広まってきたところでございます。また、荒廃地の解消について、農家さんや農業団体、法人などが実施をする農地の再生や土壌改良などに対して、町の単独事業で、今年から荒廃農地等再生利用補助金というものも開始をしてございます。また、農業生産の条件の不利な地域に対しては、農用地の維持管理の取り決めに締結して、農業生産活動等を行う場合に交付される中山間地直接支払事業や、水路・農道の維持管理を積極的に実施していただいている場合の支援策として、多面的機能支払交付金などによって、荒廃地の解消というものに努めて、先ほども申し上げましたが、それに加えて鳥獣被害対策実施隊ですとか猟友会の駆除活動を進めてまいりたいというふうに考えております。

6番（滝沢君） 2点お願いいたします。決算書125ページ、実績報告書95ページ、款10教育費、項4社会教育費、目1社会教育費の文化の館事業ですが、前年に比べてですね、文化講座増えていると思うんですが、その内容を伺います。それとその下の社会教育団体の内容もあわせてお願いいたします。

2点目、決算書132ページ、実績報告書の101ページですが、款10教育費、項4社会教育費、目9生涯学習振興費ということで、これライフ・ステージエコー、もうずっと通年開催されておりますが、これは一応予算をつけてその中でチケット販売ということですが、その販売方法ですね、それとまた、どんなようなルートで販売をしているのかということをお尋ねします。

それとですね、その後、教養講座ですね、これの運営方法もあわせてお聞きをいたします。

それと長野大学坂城町講座ですけれども、これ私も何回か受講させていただいたんですが、どうも受講者が少ないように私は感じております。内容が非常にいいものだけに残念なんですが、どのような募集方法をとっていらっしゃるかということをお聞きいたします。以上です。

教育文化課長（宮下君） 初めに125ページ、文化の館事業でございます。その中で文化講座の回数が増えている内容でございますけれども、平成28年度から公民館講座の絵画教室が再開されました。その絵画教室、文化の館を使用することになったことにより増となっております。また、茶道講座の利用回数も増えている状況でございます。

社会教育団体の内容でございますけれども、絵画クラブ、地元の中之条区、こども能楽教室などで利用しているところでございます。

続きまして、132ページの13委託料、出演料の関係でございますけれども、これにつきましては、議員さんのご質問のとおり、ライフ・ステージエコーにかかわる委託料でございます。芸術文化の振興、また地域のアマチュア文化活動の育成や生涯学習の推進を目的に、年に1回質の高い音楽を提供することを目的に開催しているところでございます。チケットの販売、また企画・運営につきましては、町の音楽団体、例えば町吹奏楽団の代表の方、坂城コーラスの代表の方、モアナハワイアンズの代表の方など、町の音楽団体の皆さんで組織する実行委員会方式の中で、企画・運営・販売を行っているという状況でございます。

続きまして、生涯学習振興費の中で長野大学坂城町講座の受講者の募集方法はということでございますけれども、大学の専門的な講座を計画し多くの受講生を得るように、まなびの玉手箱や後期の生涯学習カレンダー、また町の広報、有線放送、ホームページ等でPRしたところでございます。また、文化センターに見えられる各種講座の受講生の皆さんにも、チラシを配布したり口コミで呼びかけを行っているところでございます。昨年に比較しまして今年の前期講座では、昨年比増となっている状況でもございます。以上でございます。

6番（滝沢君） ぜひですね、文化の館はそういうことで、中之条地区の皆様中心で利用されてということですので、また大いにですね、使っていただきたいと思います。それと生涯学習のほうについてですけれども、ずっと大体流れとしてはですね、教養講座それから長野大学の講座ですね、大体内容的には類似しているんじゃないかなという気がするんです。毎回、両講座のほうでアンケートをとっていらっしゃると思うんですが、そういうアンケートの中からです

ね、見直しを図っていくとかということも必要ではないかと思うんですが、そこら辺の内容としては、アンケートのほうではどんなような内容でしょうか。

教育文化課長（宮下君） ふれあい大学教養講座のアンケートの内容でございます。毎回教養講座の後にアンケートをとっておりますけれども、その結果を参考に、ニーズに沿った講座を取り込もうと生涯学習推進協議会の中で検討しているところでございます。アンケート内容でございますけれども、今回の講座はどうだったか、また今後どんな講座を希望しているのか、どんな講師を希望しているのか、また町外、町内、年代、この講座をどのように知ったか、開催時期や感想など、アンケート調査をしているところでございます。またこの教養講座については、開催した内容等を広報やホームページに掲載しているところでもございます。

また長野大学の講座と教養講座、専門講座かぶってきてはいないかということでもございますけれども、長野大学の講座につきましては、長野大学地域連携センターと連携を図りながら受講生の要望を聞く中で、講座の検討をしております。またふれあい大学の教養講座、専門講座につきましては、先ほどのアンケート調査等も参考にすることで、町の生涯学習推進協議会の委員の皆さんと、どんな講座がいいのか等々を検討して決定しているという内容でございます。

2番（西沢さん） 3点について質問いたします。38ページ、款2総務費、項1総務管理費、目3財産管理費の積立金なんですが、広域行政事業基金、今年1億5,056万6千円ということでございます。これは長野広域連合のごみ処理施設整備に係る負担金に備えての積立金ということですが、これで残高約3億を超えております。この積立金の目標額を設定しているかどうか、お聞きします。

それから87ページ、款6農林水産業費、項1農業費の目3農業振興費、その中の地域営農推進事業の中の負担金補助及び交付金で、農業支援センター補助金40万円についてですが、これは農業振興の中では一番中心となる組織だというふうに思っています。この活動内容がはっきりつかめていないんですが、28年度の活動の内容についてお願いいたします。

それから93ページ、同じく款6農林水産業費の目2林業振興費、特用林産振興事業についてですが、五里ヶ峰横坑を利用した原木キノコ生産支援のために、維持管理と補助金を交付しています。補助金交付を何年も続けていると思うんですが、何年前からこの補助金を交付しているのかどうか、また28年度のこの事業の内容についてもお伺いいたします。以上です。

財政係長（北村君） それでは広域行政事業基金についてご答弁させていただきます。広域行政基金につきましては、平成27年度に広域行政事業、こちらについては長野広域だけではなくて、消防とかほかの広域行政も含んでおりますけれども、に要する費用の財源に充て、広域行政の円滑な運営を図るため設置しております。議員さんのご質問のとおり、平成28年度は利息を含めまして1億5,066万6千円を積み増しをしたような状況でございます。目標額の設定はということでございますが、今もご答弁させていただきましたとおり、長野広域だけで

なく消防等、今後広域行政への負担というのは増してくることが予想されることから、現在のところ設定していないというような状況でございます。

産業振興課長（大井君） ページ87ページの農業支援センターに関する昨年度の活動等についてのご質問でございますけれども、主に果樹の繁忙期におけるアグリサポーターの派遣の事業や、荒廃農地の解消を図るためのトラクター、草刈り機などの貸し出しを実施しております。また、農地の集積・集約化を図るためのもとなります人・農地プランの見直しのために、プランの作成や地域懇談会の開催、新規就農者の確保のための各種就農相談会への参加、また窓口で就農相談、荒廃農地解消のための農地あっせんや制度の導入の支援、特産品の創出のためのワイナリー試験圃場の栽培管理、農産物の消費宣伝や販路拡大を図るためのイベントなどを実施しております。

続きまして93ページでございますが、具体的に「お〜い原木会」の補助の関係でございますけれども、初めに補助の状況でございますけれども、補助金に関しましては、平成21年度から補助金を申し上げておまして、21年から25年までが60万円、26年度から今年度までが40万円の補助を行っております。活動として地域の原木を搬出、有効活用したり、きのご祭りやシイタケの駒打ち体験会など、キノコと里山整備に関心を持ってもらうための普及啓発活動などを行って頑張ってもらっているというところでございます。こういった活動も評価されて、24年度には長野県ふるさと森林づくり県知事表彰も受賞しているというように、地道に活動をしていただいているというような状況でございます。

2番（西沢さん） 最初に農業支援センターについて再質問いたします。今、内容をお答えいただきましたが、支援センターの全体の会議というのはやはり年1回か年2回開かれているんでしょうかね、支援センターの会議。それで本当は農業団体、あらゆる農業関係者の団体から出てきてこの支援センターを構成していると思うんですが、この活動がすごく活発化することによって、坂城町の農業の底上げがされるというふうに私、思っているんですね。ですので、今お聞きした活動内容というのは、ほかの団体がやっているところと一緒にやっているものが多いような気がするんですね。農業支援センター独自の活動というのはあったのかどうか。

それからもう一つ、特用林産振興事業なんですけど、県知事表彰もされているというお話でございましたが、これ21年から補助金も出したりして、もう何年も何年もこの事業をしてきているんですが、はっきりとした成果が見えてきていないというふうに思います。それで、いろいろな問題も起きているというふうにお聞きしているんですが、この横坑の利用について、もう一度考え直す機会に来ているんじゃないかというふうにも思いますが、その辺についてどのようにお考えでしょうか。

産業振興課長（大井君） 初めに農業支援センターでございますけれども、独自の活動といたし

ましては、アグリサポーターの派遣の事業を行っております。またトラクターや草刈り機などの農機具の貸し出しなども行っておるところでございます。そういった中でもいろいろな団体が集まって、年1回総会という形で集まる形なんですけれども、そういったところで幅広く意見交換をする中で、それぞれ情報収集もしたりというところで、農業の活性化の活動を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

また、横坑の活用方法の見直しでございますけれども、こちらについても現在、二つの団体をご利用いただいて入居しているというか活用しているというような状況でございます。トンネルというような条件の中でご利用いただくものでございますので、そういった特殊性を必要とするような団体が使用するような場合というのを、またこれから精査していく中で、ご利用いただいていければというふうに考えております。

議長（塩野入君） 総括質疑の途中ですが、ここでテープ交換のため10分間休憩いたします。

（休憩 午後 2時37分～再開 午後 2時47分）

議長（塩野入君） 再開いたします。

引き続き、歳出について総括質疑を行います。ほかにございますか。

（進行の声あり）

議長（塩野入君） これにて歳出の総括質疑を終結いたします。

本案につきましては、歳入及び歳出の款1議会費、款2総務費のうち項1総務管理費中目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民台帳費を除く総務費、款3民生費のうち項1社会福祉費中目5人権同和推進費、目6隣保館運営費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費、款5労働費、款6農林水産業費、款7商工費、款8土木費、款9消防費のうち項1消防費中目4水防費、款12公債費、款14予備費の各事項を総務産業常任委員会に審査を付託いたします。

次に、歳出の款2総務費のうち項1総務管理費中目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費、款3民生費のうち項1社会福祉費中目5人権同和推進費、目6隣保館運営費を除く民生費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款9消防費のうち項1消防費中目4水防費を除く消防費、款10教育費の各事項を社会文教常任委員会に審査を付託いたします。

お諮りいたします。

日程第3「議案第33号」から日程第9「議案第39号」までの7議案、各特別会計決算案につきましては、担当課長からの詳細説明は省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（塩野入君） 異議なしと認めます。

よって、担当課長からの詳細説明は省略することに決定いたしました。

◎日程第3「議案第33号 平成28年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（塩野入君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

議長（塩野入君） これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、総務産業常任委員会に審査を付託いたします。

◎日程第4「議案第34号 平成28年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（塩野入君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

議長（塩野入君） これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、社会文教常任委員会に審査を付託いたします。

◎日程第5「議案第35号 平成28年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（塩野入君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

議長（塩野入君） これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、総務産業常任委員会に審査を付託いたします。

◎日程第6「議案第36号 平成28年度坂城町工業地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（塩野入君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

議長（塩野入君） これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、総務産業常任委員会に審査を付託いたします。

◎日程第7「議案第37号 平成28年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（塩野入君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

議長（塩野入君） これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、総務産業常任委員会に審査を付託いたします。

◎日程第8「議案第38号 平成28年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（塩野入君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

議長（塩野入君） これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、社会文教常任委員会に審査を付託いたします。

◎日程第9「議案第39号 平成28年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（塩野入君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

議長（塩野入君） これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、社会文教常任委員会に審査を付託いたします。

議長（塩野入君） ただいま各常任委員会に審査を付託いたしました日程第2「議案第32号」から日程第9「議案第39号」までの8件については、次回の会議において審査結果の報告をお願いいたします。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日14日から9月21日までの8日間は委員会審査等のため休会といたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（塩野入君） 異議なしと認めます。よって、明日14日から9月21日までの8日間は委員会審査等のため休会することに決定いたしました。

次回は9月22日、午前10時から会議を開き、決算案の委員長報告、討論、条例案、補正予算案等の審議を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後 2時54分）

9月22日本会議再開（第5日目）

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|------|-----------|------|-----------|
| 1番議員 | 塩野入 猛 君 | 8番議員 | 塩 入 弘 文 君 |
| 2 " | 西 沢 悦 子 君 | 9 " | 塚 田 正 平 君 |
| 3 " | 小宮山 定 彦 君 | 10 " | 山 崎 正 志 君 |
| 4 " | 朝 倉 国 勝 君 | 11 " | 中 嶋 登 君 |
| 5 " | 柳 沢 収 君 | 12 " | 大 森 茂 彦 君 |
| 6 " | 滝 沢 幸 映 君 | 13 " | 入 日 時 子 君 |
| 7 " | 吉川 まゆみ 君 | 14 " | 塚 田 忠 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------------|-----------|
| 町 長 | 山 村 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮 下 和 久 君 |
| 教 育 長 | 宮 崎 義 也 君 |
| 会 計 管 理 者 | 塚 田 陽 一 君 |
| 総 務 課 長 | 青 木 知 之 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 柳 澤 博 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 山 崎 金 一 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 伊 達 博 巳 君 |
| 保 育 園 振 興 幹 | 小宮山 浩 一 君 |
| 産 業 振 興 課 長 | 大 井 裕 君 |
| 建 設 課 長 | 宮 嶋 敬 一 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 宮 下 和 久 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 池 上 浩 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 竹 内 祐 一 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 関 貞 巳 君 |
| 総 務 係 長 | 北 村 一 朗 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 堀 内 弘 達 君 |
| 財 政 係 長 | 長 崎 麻 子 君 |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 大 橋 房 夫 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | |
| 代 表 監 査 委 員 | |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 臼 井 洋 一 君 |
| 議 会 書 記 | 竹 内 優 子 君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

- 第 1 請願・陳情について
- 第 2 議案第 3 2 号 平成 2 8 年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 議案第 3 3 号 平成 2 8 年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 議案第 3 4 号 平成 2 8 年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 議案第 3 5 号 平成 2 8 年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 議案第 3 6 号 平成 2 8 年度坂城町工業地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 議案第 3 7 号 平成 2 8 年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 議案第 3 8 号 平成 2 8 年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 議案第 3 9 号 平成 2 8 年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 0 議案第 4 0 号 坂城町農業委員会に関する条例の制定について
- 第 1 1 議案第 4 1 号 坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について
- 第 1 2 議案第 4 2 号 平成 2 9 年度坂城町一般会計補正予算（第 3 号）について
- 第 1 3 議案第 4 3 号 平成 2 9 年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 1 4 議案第 4 4 号 平成 2 9 年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 1 5 議案第 4 5 号 平成 2 9 年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 1 6 議案第 4 6 号 平成 2 9 年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 1 7 議案第 4 7 号 平成 2 9 年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 追加第 1 議案第 4 8 号 坂城町南条児童館建設工事請負契約の締結について
- 追加第 2 議案第 4 9 号 平成 2 9 年度坂城町一般会計補正予算（第 4 号）について
- 追加第 3 発委第 2 号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書について
- 追加第 4 発委第 3 号 国の責任による 3 5 人学級推進と教育予算の増額を求める意見書について

追加第 5 発委第 4号 改正組織犯罪処罰法「テロ等準備罪法」の廃止を求める意見書
について

追加第 6 発委第 5号 「核兵器禁止条約」に賛同し批准することを求める意見書につ
いて

追加第 7 閉会中の委員会継続審査申し出について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（塩野入君） おはようございます。ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達
しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前にカメラ等の使用の届け出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「請願・陳情について」

議長（塩野入君） 所管の常任委員会に審査を付託いたしました請願及び陳情について、委員長
から審査結果の報告がなされております。

お手元に配付のとおりであります。

「請願第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求めることについて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手多数により）採択」

「請願第3号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求めることについて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手多数により）採択」

「請願第4号 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法
律（テロ等組織犯罪準備罪法なる『共謀罪法』）の廃止を求めることにつ
いて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手多数により）採択」

「陳情第1号 国連の「核兵器禁止条約」に調印・批准するよう日本政府に求めることにつ
いて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手多数により）採択」

「陳情第2号 日本政府に国連「核兵器禁止条約」への賛同と批准を求める意見書の提出に関

することについて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手多数により）採択」

議長（塩野入君） 日程第2 「議案第32号」から日程第9「議案第39号」までの平成28年度一般会計及び各特別会計決算認定案については、去る9月13日の会議において各常任委員会に審査を付託した案件であります。

その審査結果について各委員長から報告がなされております。

◎日程第2「議案第32号 平成28年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」

議長（塩野入君） 最初に総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（吉川さん） 総務産業常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る9月13日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第32号「平成28年度坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち、歳入及び歳出の款1議会費、款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目10合併処理浄化槽設置費、款5労働費、款6農林水産業費、款7商工費、款8土木費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費、款12公債費、款14予備費の各事項について、9月14日、15日の2日間にわたり委員全員の出席のもと委員会を開き、審査に当たっては町長、副町長の出席を得て、説明員として総務課長、会計管理者、企画政策課長、産業振興課長、建設課長、収納対策推進幹、まち創生推進室長、隣保館長、議会事務局長及び各担当係長の出席を求めて、所管による関係資料を得る中で慎重かつ詳細に審査を実施いたしました。

以下、委員会において審査された概要についてご報告申し上げます。

<歳入>

- 法人倒産を理由とする不納欠損最高額は。また執行停止から不納欠損への判断は。
- △ 法人の倒産の不納欠損最高額は、固定資産税で274万1千円、法人町民税で55万円である。また、執行停止から3年間収入等調査し、変化がなく改善が見られないということであれば、不納欠損の判断としている。
- 収入未済額の状況とその対応は。
- △ 町税全体の28年度現年度分徴収率は99.4%で、前年比0.05%上昇した。新たな対応を発生させないために、引き続き現年度重視の徴収努力を進めていく。滞納繰越分の収入未済額について、徴収困難案件を滞納整理機構に移管し県との連携を図り、収入未済額の縮減を進めていく。

- 軽自動車税の滞納者数は。
 - △ 現年度分31人、滞納繰越分97人である。
 - 法人町民税について、主な町内企業は何社か。
 - △ 申告は369社あり、税額で1千万円を超える会社は7社ある。
 - 償却資産として申告される太陽光パネルの状況は。
 - △ 27年度取得で28年度から課税は13件、26年度取得は21件、25年度取得は14件である。
 - 臨時財政対策債の現在の残高は。また制度の開始時期は。
 - △ 28年度末で37億4,383万円である。制度については13年度からスタートし、以降、坂城町においても発行可能額の全額を借り入れている。
 - 有料道路利用者負担金の利用状況は。
 - △ 利用状況は4路線、7,110枚、280人の利用があった。販売額の4割を県と道路公社で負担し、1割を町で補助し、町民は価格の5割で購入をしている。
- <歳出>
- (総務課)
- 庁用バス運転委託について、昨年比60万円の増額の理由と今後の更新予定は。
 - △ 軽井沢のバス事故以降、バスの運行についてはより厳格化され、特にバスの運転手確保が困難となっており、町でも年間130日から140日間ほど運行している庁用バスの運転手の確実な確保のため、増額支出となった。また、庁用バスの更新については、運行状況や規制等を鑑みながら現在検討中である。
 - 職員研修のGIS研修会の内容は。
 - △ 固定資産税評価がえの資料整備に当たり航空写真を撮影しているが、個人情報以外の地図情報を庁内利用するための研修として7月に実施した。
 - 庁舎内の紙の使用量は。また古紙リサイクル機械の導入予定はあるか。
 - △ 年間144万5千枚となる。諏訪市が地元企業の開発した機械を導入し、庁舎内での紙のリサイクルを行っているが、町村単位で機械購入した場合のコスト面の検討もあり、町としては、まずは紙の使用量を減らしていきたい。
 - 公文書の管理方法は。合併前の旧町村分の文書は保管されているのか。
 - △ 公文書については保存年限を定め、文書管理システムにて管理している。旧町村単位のものも保存している。
 - 地方税滞納整理機構負担金の内訳は。
 - △ 均等割5万円、徴収実績割として前々年度の徴収実績の10%、80万7千円、28年度分の処理件数割として1件につき9万9千円の10件分で99万円の合計184万7千円から滞

納整理機構の決算時の状況により19万1千円の還付金があり、決算額が165万6千円となった。

- 移管予告通知を112件出しているが、移管への手続の流れは。
- △ 移管する前に滞納者へ毎年1月中に移管予告を通知する。その後2月から相談、納税等反応がない滞納者に対し、3月滞納額50万円以上のものを抽出し、4月に県とのヒアリングを行い、移管者10名を決定する。徴収期間は毎年6月1日から次年5月31日までの1年間となっている。
- 差し押さえの件数と主な内訳は。
- △ 28年度は27件、179万2千円である。内訳は住民税が67万円、固定資産税が31万9千円、軽自動車税が1万8千円、国民健康保険税が78万4千円である。

(会計室)

- 公金収納手数料であるコンビニ収納手数料と八十二銀行の窓口納付手数料の件数と推移は。
- △ コンビニ収納手数料は8,645件、公金窓口手数料は1万1,544件である。件数はともに増加している。
- 窓口納付とコンビニ納付の町税等が町へ入金されるまでの期間は。
- △ 窓口納付は納付場所により異なる。コンビニ収納は地銀ネットワークサービスで回収したものを入金するため、1週間程度を要する。

(企画政策課)

- 4大学との連携事業の具体的内容は。
- △ 長野大学は生涯学習講座の講師、実施計画策定時におけるアドバイザー等、まちづくりや地域活動に関することについて連携している。金沢工業大学は鉄の展示館の企画、刀剣等に関する連携及びキャリア教育支援等である。信州大学はスマートタウン構想やトータルメディアコミュニケーション事業、そして英語教育などの支援である。また埼玉工業大学は坂城町講座への依頼や、学園祭において町のPRを行うなどの交流事業も実施している。また、4大学とも共通して、町内企業への就職支援を行っている。
- 高校生タイ国研修の参加希望者のうち、坂城高校生は何名か。
- △ 長野市在住の坂城高校生1名が参加した。
- ふるさと納税の返礼品として、新たな企画は。
- △ 昨年度においては果物に人気が集まり品切れとなったことから、今年度は農協と連携し、品物の確保に努めている。また、湯さん館を活用した体験型事業についても検討していきたい。
- ふるさと納税専門ウェブサイトへの掲載業務委託料は年間定額制か、実績に応じた歩合制か。また委託先事業者の規模は。
- △ 寄附金額に対する歩合制である。全国展開している業界大手の事業者へ委託をしている。

- 湯さん館の町民優待券の利用状況は。
- △ 優待券の利用者数は、27年度が2万2,939名であったのに対し、28年度は2万7,558名であり、20.1%増加した。
- 湯さん館の年間パスポートの購入者にかかわる町内、町外の利用者状況は。また、町内購入者と町外購入者との差別化を図る検討は。
- △ 28年度末の状況としては、町内在住者が69.6%、町外在住者が30.4%である。差別化については、他の施設やさまざまな状況を勘案する中で研究をしていく。
- 現在、有線放送の屋外スピーカーの設置箇所数は。また、デジタル防災行政無線の整備に伴う屋外スピーカーの設置数は。
- △ 既存の有線放送電話の屋外スピーカーは30局設置されている。現在整備中の防災行政無線では音達試験や高性能スピーカーの実証試験など行う中、将来的な保守費の縮減も考え、役場を含めて25局を設置予定である。
- 町ホームページについて新着情報や過去の記事などの閲覧、検索をしやすいような工夫は。また、人口の増減や緊急情報の掲載は。
- △ 町ホームページについては、見づらさやリンク先がわかりにくいなどの指摘がある中、より見やすい、検索しやすいよう研究、検討していきたい。また緊急情報については現在整備中の防災行政無線と連携してホームページのトップページへの表示について検討している。
- 千曲川ワインバレー広域特区連絡協議会における循環バス実証運行の内容は。また、利用者数は。
- △ 軽井沢駅から上田駅間にあるワイナリーをめぐるバスを運行し、観光客の誘客効果の実証試験を行ったものである。28年9月17日から12月28日までの土日、祝日、33日間にわたって行われ、延べ1,919人が乗車した。
- 広域特区の認定を受けているが、坂城ワインの原材料調達において、他市町村と積極的に連携していくのか、それとも単独で進めていくのか。
- △ 基本的には坂城のワインは坂城のブドウでつくるという考え方である。ただし、町内でのブドウの調達が難しい場合には広域特区内で協力を得ていくこととなる。
- 千曲川ワインバレー広域特区連絡協議会の負担金の割合は。
- △ 協議会構成8市町村全て同額負担となっており、年度ごとの負担額は事業計画に基づき積算され、決まることとなっている。

(産業振興課)

- 長野地域UJIターンの就職促進事業の内容と実績は。
- △ 長野地域中枢連携事業の一つである。合同企業説明会や企業見学ツアーなど11イベントを開催し、延べ262名の学生が参加した。従業者数50名以上の町内企業に調査したところ、

町内外を含め28年度は86名の新規採用があった。

- 勤労者住宅建設資金融資利子補給金の利用実績は。また交付対象者の内容は。
- △ 実績は17件である。また、町内へ住宅を建設する方が対象である。
- 農地活性化奨励金の内訳は。また中間管理機構の利用についてはどうか。
- △ 28年度は6名が該当し、面積として8.9a相当の農地の利用権設定等に対して交付した。
中間管理機構の活用も一部検討したが、最終的には通常の利用権設定により対応した。
- 地域営農推進事業に横坑共益費が充当されているが、現在の横坑の利用状況は。
- △ 明日の農業を考える会、お〜い原木会、そして酒造会社1社の3団体が利用している。
- 酒造会社の利用内容は。
- △ 日本酒の醸造の実証実験を行っている。この結果を受けて、今後、町でも焼酎やワインに知見を生かすため、連携して実施しているもの。
- 横坑の新規利用者への対応は。
- △ 28年度に利用協議会を設置した。新規利用者があれば、現在の利用者との調整を行う中で利用を検討していきたい。
- さかきブランドづくり事業補助金の選定方法は。また、その実績は。
- △ 申請者によるプレゼンテーションを行い、農業支援団体、商工業支援団体、学識経験者、消費者団体から構成されている5名の審査員で審査を行う。実績は、28年度は4事業者、5件が採択されている。また、ふるさと納税返礼品として、対外的な位置づけの商品開発を行っている事業者や農家自身が商品開発を手がけるなど、6次産業的に商品性を高めるための事業としても活用している。
- 六ヶ郷用水組合の県営かんがい排水事業の進捗状況は。
- △ 29年度で終了する。
- 有害鳥獣捕獲報奨金の金額は。
- △ 28年度はニホンジカ1頭につき5千円を報奨金として交付した。
- 里山景観整備事業の内容は。
- △ 中之条地区で里山整備を、鼠・上平・南日名地区において松くい虫被害木の伐倒処理を実施した。
- 松くい虫防除対策である空中散布事業の効果は。
- △ 薬剤を散布した場所と散布していない場所でサンプル調査を行っている。県に結果を報告し、県全体で効果の検証をしたところ、県内全体では効果が出ているとのことである。
- 信州デスティネーションキャンペーン負担金の内容は。
- △ 28年度はプレ期間であったので、旅行エージェントへの説明会や100日前セレモニーに合わせ信州フェアを開催し、長野駅にて観光PRを行った。

(建設課)

- 合併処理浄化槽補助金の交付状況は。
- △ 浄化槽設置補助が5基、小網地区の維持管理補助が34基である。
- 小網地区で浄化槽未設置の世帯は。
- △ 15世帯である。高齢世帯等のため、今のところ設置予定はない。
- 町単補助工事は各地区の申請に基づいて行っているが、継続箇所がある理由は。
- △ 施工箇所の延長、金額等の規模により複数年の施工となる場合もある。
- 除雪の出動回数は。
- △ 除雪の出動回数は1月に6回、2月に2回の合計8回。融雪剤散布は1月に23回、2月に15回の合計38回である。
- 余った塩カルの管理はどのようにしているか。
- △ 返却できないので、雪の状況を見ながら発注しているが、残余分がある場合は防災センターにストックし、翌年に使用している。
- 繰越道路改良事業A01号線の内容と繰り越しの理由は。
- △ 酒玉工区の建物補償1件の精算分である。建物補償契約の場合、建物等の取り壊しなど時間を要するため、繰り越しとなる場合がある。
- 昭和橋修繕工事の完成予定は。
- △ 34年度を予定しているが、老朽化が激しく、予想以上に工事費用が増額となっているため、完成予定が延びる可能性もある。
- 河川愛護活動団体への補助の団体数は。
- △ 一級河川16団体、準用河川3団体である。
- 町営住宅のあき状況は。
- △ 3月末現在、横尾団地が20戸、旭ヶ丘ハイツが4戸、中之条団地が12戸の合計36戸である。
- 坂城・更埴バイパスの進捗状況は。また今後の予定は。
- △ 南条から上五明区間について、用地買収が面積ベースで約25%、町土地開発公社の先行取得分を含めると約36%が完了している。今後引き続き早期完成に向け、国、関係機関への要望活動に努める。

(議会事務局)

- 議員年金の受給者数は。また最年長者と最年少者の年齢は。
- △ 現在、退職年金14名、遺族年金12名である。最年長は退職年金が90歳、遺族年金が89歳で、最年少は退職年金が70歳、遺族年金が73歳である。
- 議会報の全面カラー化はできないか。

△ 費用的にかなりの負担増となり、実施は難しいが、より親しみやすい議会報を目指して、毎月編集委員会で検討をしている。28年度に応募した議会報クリニックでも高い評価を得た。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第32号「平成28年度坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち総務産業常任委員会に審査を付託されました各事項について、全員の賛成をもって原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長（塩野入君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

（進行の声あり）

議長（塩野入君） これにて質疑を終結いたします。

次に、社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（柳沢君） 社会文教常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る9月13日の本会議において社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第32号「平成28年度坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち歳出の款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費を除く民生費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目10合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費を除く消防費、款10教育費の各事項について、9月14日、15日の2日間にわたり委員全員の出席のもと委員会を開き、審査に当たっては町長、副町長及び教育長の出席を得て、説明員として住民環境課長、福祉健康課長、教育文化課長、公民館長、図書館長、食育・学校給食センター所長、文化財センター所長、保健センター所長、保育園振興幹、各保育園長、ふれあいセンター所長、子育て支援センター所長及び各担当係長の出席を求めて、所管による関係資料を得る中で慎重かつ詳細に審査を実施いたしました。

以下、委員会において審査された概要についてご報告申し上げます。

<歳出>

（住民環境課）

○ 防犯灯の内訳及びLED化の実績は。

△ 平成28年度新設4、改修5、移設1の計10灯を実施し、新設4灯はLED灯である。また平成28年度末現在、町内の防犯灯は1,577灯あり、町管理が692灯、区管理が885灯である。うちLED灯は99灯である。LED灯の割合は6.3%である。

○ 交通安全施設清掃等委託の内容は。

△ 各地区のカーブミラー、標識など交通安全施設の清掃を千曲交通安全協会坂城支部に委託している。

- 平成28年の交通事故の状況はどうか。
- △ 平成28年中に人身事故が59件あり、そのうち死亡者が1名、負傷者が73名だった。高齢者が加害者となる事故が増えており、出会い頭や脇見による追突事故が多い状況である。また、夕暮れ時や早朝など薄暗い時間帯は事故が発生しやすいと警察署から聞いている。
- マイナンバーカードの交付枚数は。
- △ 8月31日現在、997枚である。
- 不法投棄ごみ撤去事業はどのような場所で行っているか。
- △ 町内の主要道路、林道や山林、河川等の公共用地について行っている。また、不法投棄物の情報・連絡が入った際は、その都度回収を行っている。
- 草捨て場、土砂捨て場の状況はどうか。
- △ 草捨て場は公共施設や自治区での清掃活動から出た草木を一時保管し、長野市のリサイクル業者に運搬しており、許容量に余裕がある。土砂捨て場についても整備を行いながら使用しているため、あと10年程度は大丈夫である。
- ごみ危険物収集所整備補助事業の内容は。
- △ 新地区、立町区、月見区、中之条区、込山区で各1カ所、御所沢区で2カ所の7カ所で実施した。
- ごみ減量化容器等設置補助金の実績は。
- △ 電動式生ごみ処理機8台、コンポスト6基、計14件の補助を行った。
- 一般家庭から出る草・木を可燃ごみとして排出しない方法はないか。
- △ 現在、個人から排出された草・木については、可燃物として処理をお願いしている。今後、個人から排出される草・木の対応について、その方向性を研究していく。
- 消防団員への防煙マスクやゴーグルの配備はされているのか。
- △ 町からは配備はしていないが、消防団員の安全を守る装備品については研究していく。
- 消火栓工事費負担金の内訳は。
- △ 平成28年度は新設が1件、修繕が3件である。
(福祉健康課)
- 一時預かりの対応は。
- △ 集団保育になれない子も多く、保育の希望時間も短時間であったり、登校の時間も異なる場合があるため、留意して対応している。
- 子育て支援センターへの相談内容は。
- △ 育児の不安や子供の発達に関する不安、虐待についての相談などがある。
- 虐待の通報は何件あったか。
- △ 1年間で9件の通報があった。児童相談所など関係機関とその都度対応している。

- 給食の食材について、加工品も使っているか。
- △ 手づくりをしており、加工品は使っていない。
- 外出支援サービスの登録者数、利用数、延べ利用者数は。
- △ 登録者数29名、実利用者数95回、延べ利用者数174名である。
- 民生委員の活動について、28年度は子供に関する相談も増え大変になってきているのではないか。
- △ 毎月開催している定例会の地区別会議の中で、困難ケースについて民生委員同士で意見交換し、情報共有している。
- 高齢者独り暮らしの訪問員数は。
- △ 28年度末で68名である。
- ふれあいセンターの事業で入浴以外の事業は。
- △ 介護予防事業として、週1回生きがい広場、ヨガ教室、ミニデイの事業を実施している。
- さかき福祉医療費サポート資金貸付金の貸付件数は。
- △ 延べ31件である。
- 老人福祉センターのサロンで実施している事業の参加者数は。
- △ 6月からコミュニティカフェ「ほっこり」として41回、延べ参加者数は618名である。
- 訪問理美容サービスの実人数、延べ利用者数は。
- △ 23名、53回利用された。
- 成年後見支援センターの運営事業の内容は。
- △ 社協へ事業を委託している。事業内容は主に認知症等の相談支援56件、支援会議の開催15件、新規相談が14件等である。
- こころのリハビリ教室の参加人数は。また参加者は増えているのか。こころの健康相談等の相談内容は。
- △ こころのリハビリ教室は年23回実施し、参加者は延べ77人、実人数は8人で、昨年の実人数6人から2人増となっている。こころの健康相談は精神疾患の方の相談が多いが、引きこもりなどの相談にも応じている。
- 妊婦一般健診の受診状況は。
- △ 妊婦一般健診の基本健診は、1回の妊婦で最大14回受診できるが、妊娠届の提出の時期や出産日等により14回受診できない方がいるが、28年度の延べ健診受診者数は910件になっている。
- 4歳児、5歳児対象の乳幼児健診はないのか。
- △ 保健センターでは母子保健法に定められた3歳児健康診査を行っている。4歳以上については、保育園等で健康診査を行っている。

- 町のAEDはどこで借りることができるか。
- △ AED設置場所については、町ホームページに掲載している。行事の際には総務課でAEDを借りることができる。
- 子宮頸がんの予防接種の接種状況は。
- △ 接種勧奨が差し控えとなっているため、28年度の接種者はいない。
- 高齢者肺炎球菌の予防接種の対象者は。また、その対象期間が過ぎてしまった場合、どのように受けられるか。
- △ 対象者は65歳以上で、5歳刻みの方が対象。対象期間が過ぎた場合には全額自己負担で受けることになる。
(教育文化課)
- 坂城児童館の登録者数が少ない理由は。4年生以上の登録者数は。
- △ 児童館に通わず、家で見られる家庭が多いと考えられる。4年生以上については3館で8名である。
- 未登録児の来館人数は。
- △ 年間では南条児童館が485名、坂城児童館が226名、村上児童館が68名である。
- 特色ある学校づくり交付金の内容は。増額してほしいなどの要望は。
- △ 南条小学校は「自信を持って自己表現できる南条の子供たち」坂城小学校は「地域の人・こと・ものに学び、地域を愛する人を育てる坂城小」村上小学校は「キャリア教育の推進」坂城中学校は「地域と共に歩むふるさと教育活動」とし、各校が主体的にさまざまな活動を行っている。増額要望については特に聞いていない。
- 奨学金の給与人数は。
- △ 高校8名、大学1名、大学院1名である。
- 就学相談委員会の人数と件数は。
- △ 人数は18名であり、構成は大学や特別支援学校の先生、小中学校の特別支援教員などである。件数は27件である。
- 国際交流事業参加者の内訳は。
- △ 中国教育交流に13名、南条小学校6名、坂城小学校3名、村上小学校4名。和平国際交流村に小学生26名、うち南条小13名、坂城小7名、村上小6名、中学生6名の計32名である。
- Q-Uテストについて、Q-Uテスト、体力テストの現状と課題は。
- △ Q-Uテストは学校生活の満足度を測定する調査であり、いじめや不登校対策に効果が出ている。体力テストは持久力、ソフトボール投げに課題があり、マラソン大会など各校において改善のための取り組みを行っている。

- 児童生徒支援事業の支援員人数は。
- △ 南条小学校3名、坂城小学校3名、村上小学校1名、中学校1名、外国籍児童支援員1名、看護師1名である。
- フレンドリールームの利用者数は。
- △ 6から9名である。
- 不登校の原因をどう捉えているか。
- △ 家庭環境が影響していることが多い。家庭を含め各学校で支援会議などを行い対応している。
- 外国籍児童生徒の人数は。
- △ 南条小学校6名、坂城小学校1名、村上小学校1名、坂城中学校8名であり、ブラジル人、中国人が主である。
- 小学校外国語指導講師の人数は。
- △ 2名が小学校3校を回っている。
- 外国語指導講師委託の効果はあるのか。
- △ アンケートの結果などにおいて、他市町村に比べ英語への苦手意識が少ないという結果が出ていることから、効果は出ているものと思われる。
- いじめの件数と障がいのある児童生徒の状況は。
- △ いじめについては南条小学校で2件、坂城小学校で3件、村上小学校2件、坂城中学校で18件であり、全ての案件について当事者間で解決済みとなっている。特別支援学級への入級児童生徒人数については、南条小学校14名、坂城小学校16名、村上小学校14名。坂城中学校14名である。
- 小学校外国語指導講師の勤務実態は。
- △ 坂城小学校、村上小学校に席を置き、授業に合わせ3校を回っている。
- 各校の不登校の人数は。
- △ 南条小学校1名、坂城小学校3名、村上小学校1名、坂城中学校9名である。
- 坂城小学校の通学路の変更を。
- △ 学校と話をしていきたい。
- 図書館ネットワークシステムにおける小学校の利用冊数増の理由は。
- △ 小学校と連携を図り、学校要望の図書をまとめて購入したことによるものである。
- 図書館の親子連れの利用が増えているようだが、くつろげるスペースはあるのか。
- △ 児童コーナーに畳スペースを確保したことにより、利用増となっている。また、書架レイアウト見直しにより、閲覧用椅子を1脚増やした。
- 文化財センター展示室の見学者数は。
- △ 年間194名である。

- 神楽など地域の伝統を活用する場がないが。
- △ 神楽においては、町の文化祭の中で順番に出演していただき、披露を行っている。
- 食育・学校給食センターでの地元食材の使用率は。
- △ 全体の15%である。
- 小中学生の食物アレルギーは何人か。また、その対応は。
- △ 93名おり、アレルギー明細票を配布し、保護者、学校と連携を図る中で対応している。また牛乳アレルギー7名については、牛乳を停止している。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第32号「平成28年度坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち、社会文教常任委員会に審査を付託されました各項目について、全員の賛成をもって原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（塩野入君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

（進行の声あり）

議長（塩野入君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（塩野入君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

2番（西沢さん） 議案第32号「平成28年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」賛成の立場から討論をいたします。

平成28年度は少子高齢化社会への対応とともに、坂城町第5次長期総合計画後期基本計画、坂城町人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略がスタートしました。いずれの計画も人口減少の克服と将来にわたり活力ある地域社会の維持を目指すものであり、町を取り巻く社会情勢や環境の変化などを敏感に捉えながら、住民、企業、行政が連携し、まちづくりを進められるよう期待をするところであります。

さて、町の平成28年度一般会計歳入歳出決算では、歳入のうち自主財源の根幹をなす町税につきましても、前年度に対しおよそ2億5,400万円減の25億9,600万円と大きく減収となりました。その要因として、企業が利益分を大型設備投資に向けたことによる法人町民税の減収が影響しているとの説明が町長の招集挨拶でありました。ものづくりの町、製造業の事業所が多い坂城町にとって、改めて町内企業の動向が町財政にも大きく影響することを実感したところがございますが、今回の法人町民税の減収も町内企業の積極的な設備投資が要因の一つであり、7月の町内主要製造業20社の経営状況調査では、生産・売り上げとも上昇傾

向ということから、今後、町内企業の皆様が一層の増収、増益となるよう大きな期待を寄せる
ところであります。

一方、収入未済額については、平成27年度に引き続き現年分の徴収率が全ての税目で前年
度を上回るなどのご努力をいただき、不納欠損による整理もあって、全体で約2,200万円
減少しましたが、引き続き財源の確保や負担の公平といった観点から地方税滞納整理機構など
とも積極的に連携し、改善に努めていただくよう要望します。

地方交付税については、自主財源となる町税収入が27年度に増加したことにより、行政経
費を賄う基準財政収入額が増額となったことなどが影響し、前年度に対し13.6%の減額と
なりました。地方交付税は坂城町の歳入のうち約16%を占める重要な財源であり、その安定
確保については今後とも国・県等関係団体に対し強く働きかけをお願いいたします。

国庫支出金については、南条小学校建設事業が終了したことに伴い、前年度と比較すると大
幅に減少いたしました。びんぐしの里公園整備に当たっては新たに公園施設長寿命化計画対
策支援事業補助金を活用するなど、各事業における補助金の有効活用と一般財源の抑制が図ら
れたことがうかがえます。

繰入金については、法人町民税減収等の影響により、財政調整基金を取り崩したほか、目的
に応じた特定目的基金からの繰り入れが行われました。最終的に基金全体の残高が減少した中、
今後さまざまな財政需要が予想されますので、一層の計画的かつ的確な基金運用をお願いい
たします。

次に歳出であります。 「つながる あんしん 坂城町」をキーワードに防災、子育て、教
育、福祉、産業など多岐にわたる新しいネットワークの構築を目指すトータルメディアコミュ
ニケーションシステムの第一段階として、懸案事項でありましたこれまでの有線放送にかわる
デジタル防災行政無線による新たな通信網の整備に着手されました。町民の皆さんが防災情報
や行政情報など必要な情報を取得、共有できるシステムの整備に向け、28年度では実施設計
などが終了いたしました。今後平成30年4月の開局に向けて着実に準備が進められ、計画
どおりスタートできるようお願いする次第です。

移住定住施策といたしましては、空き家情報バンク登録物件への移住に際しての片づけ費用
やリフォーム費用の助成、首都圏などの大学生をターゲットに、町内企業の就職情報の発信や
町内企業に勤務する社会人の交流会などに新たに取り組まれ、先日の町長答弁でも坂城町の人
口について、今年度に入り社会増の傾向が見られるとのことでした。この傾向が続くよう、引
き続き積極的に取り組んでいただきたいと思います。

ハード事業といたしましては、びんぐしの里公園の屋外ステージやトイレなどの整備が行わ
れ、多様な交流ができる場として整備されたほか、引き続き町内基盤の整備や長寿命化に取り
組まれ、昭和橋の改修を初めとする橋梁修繕事業やA01号線道路改良事業など、町民生活に

密接にかかわる基盤の整備に努められました。町民の悲願でもある国道バイパス鼠橋以北への延伸に向けても本格的に用地買収が進む中、一層の基盤整備の推進を図っていただきたいと思っております。

産業振興の面では、山村町政の柱の一つでもあるワイナリー形成事業において、試験圃場で栽培されたワイン用ブドウで醸造された坂城プレミアムワインがお披露目になり、販売を開始したほか、待望のワイナリー創業の動きも出てきております。引き続き6次産業化によるワイン振興と地域ブランドの創出を図り、この事業の一層の発展に期待をいたします。

さらに、農業を始める方への家賃補助や農機具の購入費助成、空き家や空き店舗を利用して新たに商業を始めようとする方などに店舗の改修費などを助成する制度を創設されたほか、懸案であった前田工業団地につきましても町内の企業が用地を購入され、現在、創業に向け建設工事が進められているなど、積極的に産業振興施策に取り組まれていると感じているところであります。

福祉分野では、医療費の一部負担金に充てる資金を申請によりあらかじめ貸し付けする、「さかき福祉医療費サポート資金貸付制度」が新たに創設され、病気になった際に早期に適切な医療機関での受診と医療費の家計への負担軽減が図られるなど、先進的な取り組みがスタートしました。

また、子育て支援では保育園に通う第3子以降の保育料を無償化するとともに、子ども医療費の給付対象を平成27年度の中学生の通院に引き続き、平成28年度からは18歳到達後の年度末まで入・通院とも対象とするなどさらに拡充され、子育て世帯への負担軽減も積極的に進められました。

教育分野においても南条小学校建設事業に引き続き、坂城小学校プール改修、村上小学校・坂城中学校両体育館の改修を進められるなど、教育環境の充実を図られたとともに、特色ある取り組みとして実施している子供たちへの外国語教育の継続や教育・心理カウンセラーなどによるきめ細やかな支援体制が図られるなど、次代を担う子どもたちの育成に力を注がれたことは大いに評価をするところであります。

さまざまな事業に取り組まれる中、当町の財政力指数は0.685と上昇し、県内順位では6番目、町村では3番目と引き続き上位に位置しています。また、財政健全化法に基づく実質公債費比率、将来負担比率についても昨年度より改善され、健全化判断指標についても健全な状況で推移しているとの報告があったところでありますが、今後においても起債残高等に配慮するとともに、より一層の健全化に向けた取り組みをお願いする次第であります。

今後とも時代の変化と多様化するニーズに的確に対応し、地域の活力と暮らしの豊かさを創生する坂城町を目指して前進されることをご期待申し上げ、議案第32号「平成28年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」賛成いたします。

議長（塩野入君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（塩野入君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

12番（大森君） 私は議案第32号「平成28年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」賛成の立場から討論いたします。

28年度は長期総合計画の後期計画が策定され、これらを実施するスタートの年となりました。

さて、28年度の決算状況であります。一般会計歳入歳出の総額は63億1,510万6,274円で、前年度比マイナス15億5,425万9,322円で、19.8%の減となりました。また、歳出総額は62億1,838万5,728円で、前年度比マイナス15億7,430万2,639円で、20.2%減となりました。

なお、歳入歳出の大幅な減少は南条小学校の建設事業が終了したこと、そして町民税の法人分の設備投資等によるものと考えられます。

次に歳入についてあります。町民税は前年度との比較では、個人分が0.2%の減、法人分は先ほど申しましたように、企業の利益分を大型設備投資に充てられたため、前年度比マイナス2億5,548万7千円で、37.8%の大幅な減となりました。その他の町税についてですが、軽自動車税が税率の変更で17.9%大幅に伸びたものの、固定資産税が0.3%の減、町たばこ税が1.0%の減、入湯税が4.0%の減、町税の総額では25億9,569万9,301円、前年度比2億5,437万610円で、8.9%のマイナスとなりました。

町税及び国保税、介護保険税、たばこ税、入湯税を合わせての徴収率が堅実に改善されております。現年度課税分を滞納にしない取り組みや滞納繰越分も減少し、現年度分と滞納繰越分を合わせての徴収率が91.23%で、前年度の90.70%を0.53%の改善となり、上昇しております。これは職員の皆さんの収納に対する努力の結果と評価するところであります。

財政力指数では、単年度では前年度比プラス0.044ポイントの0.734ポイント、3年平均では0.685ポイントで、前年度より0.027ポイント増となり、前年度と同じく全県で6位、町村では軽井沢、南相木村に次ぐ3位となっております。

次に、公債費比率では前年度より1.1ポイントの減少となりました。将来にわたり負担を負うものであり、引き続き財政規模に見合った運用を求めます。また、実質公債費比率については、28年度は利率の見直し方式を採用している借り入れの利率の変更により、元利償還金が減額となり、単年度では前年度より1.0ポイント、3年平均では1.1ポイントと減少し、改善の方向に向いております。

次に歳出についてであります。主な点について討論いたします。子育て支援について、28年度は幾つかの新規事業及び事業の拡充が行われました。まず、保育料の無料の第3子の

対象者が59名、半額の第2子の対象者は60名。そして、これに対する減免額は704万4,960円となり、家計への負担を軽減させております。

次に、ゼロ歳児保育では、南条保育園で延べ49人。28年度より始まった村上保育園では延べ人数21人の保育実績となりました。坂城保育園でもゼロ歳児保育を行えるよう整備を行っていただきたいと思うところであります。

一時預かり保育については各園とも利用者が増えていることや、集団生活になれていない子どもも多く、登園時間や保育時間が異なるため対応が大変になってきており、保育士のより一層の充実が求められます。障がい児対応の加配が各園で4人から5人配置され、通年対応となっております。子供たちに大変目配りのきく保育内容になってきていると考えます。新制度になって保育園職員の仕事量の増加、また未満児の増加などがあり、職員の勤務体制や配置についての検討も必要と考えます。

次に、福祉・医療・健康等についての分野です。医療機関への早期受診を支援するため、福祉医療費サポート資金貸付制度が創設され、延べ31件の利用があり、医療機関に早期に受診できる環境を整え、家計の負担の軽減を図りました。この制度は全国的に見ても画期的な制度であり、大きく評価するところであります。町民の健康寿命を堅持するため、予防医療を強化し、健康増進事業における各種健診においても受診率向上を図っていただきたいと思っております。

また、病気の早期発見、早期治療を促すため、人間ドックや健康診断などの受診料の助成金の増額を望んでおります。

次に環境エネルギーの関係です。坂城スマートタウン構想に基づき、テクノさかき工業団地のスマート化に向けた事業を推進し、スマートエネルギー設備等導入補助金交付件数が39件でありました。

千曲市に建設される焼却施設B施設は、今後建設費などの分担金の負担も考えますと、事業系のごみや一般家庭から出る草や樹木などの処分を減らすための対策が必要と考えます。

産業振興関係について。商業店舗リフォーム助成制度が新設され、5件の利用がありました。改修に当たって町内建設業者を利用することを条件にして、このことについては地域内循環型経済対策として大変いいことと考えます。また、大きな経済的効果が認められる一般住宅へのリフォーム助成制度の再開を求めます。

建設関係です。町単補助事業について各区から申請のある町単事業について、地域住民の安全・安心と防災の観点からも、何年もかけて継続している工事は事業費を増額し、早く完成させることが必要と考えます。町道の舗装改修が遅々として進んでおりません。特に坂城地区は下水道工事以後一度も改修が行われていない状況であります。年次計画を立て、実施すべきと考えます。

教育関係について。発達障がいなど配慮が必要な子に対して行き届いた教育を進めた小中学

校に学校支援員を増員したり、小学校での英語指導の充実のため2名の講師を配置されました。また、小中学校の教育相談のため、教育・心理カウンセラーを配置、また学習支援員を増員しサポート体制が図られました。

職員の健康について。職員の健康管理を支援するため、メンタルヘルス研修が行われるとともに、全職員の健康状態の把握のため、衛生委員会が毎月実施されるようになりました。健康な職員が業務に携わることを期待するものであります。

次に見直しを求める事業についてであります。一つは人権同和事業についてです。部落解放同盟坂城町協議会に対し補助金120万円及び人権政策確立支援の30万円、合わせて150万円が解放同盟坂城町協議会に交付されております。自治体が特定の運動団体に補助金を出すべきではなく、公平・公正施策の執行にも人権を守る上でもやめるべきだと考えます。

二つ目には松枯れ対策についてです。松枯れ対策について、千曲市は農薬の空中散布に限られており、被害を効果的に防ぐことは困難として、28年度の空中散布については見合わせました。実施するのは長野地方事務所管内では坂城町のみとなりました。また、世界的にはEUではミツバチの異常の原因である可能性があるとして、ネオニコチノイド系農薬の3種類の使用を禁止しております。また、農薬散布による子供の発達障がいの原因の一つという指摘もなされてきております。たとえ一部効果があるという報告がありましたが、空中散布は中止し、伐倒駆除や松の植栽、樹種転換など充てることを求めます。

最後になりますが、財政調整基金の扱いです。財政調整基金が決算年度末で約23億円となっております。経済状況などを勘案して20億円は必要と総括質疑で答えております。基金の一部を町民生活支援や町道の改修などに利用していただきたいと考えます。

以上、前進面を評価し、問題点を指摘して、議案第32号「平成28年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」賛成討論とします。

議長（塩野入君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（塩野入君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（塩野入君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（塩野入君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

会議の途中ですが、ここでテープ交換のため10分間休憩いたします。

(休憩 午前11時12分～再開 午前11時22分)

議長（塩野入君） 再開いたします。

◎日程第3「議案第33号 平成28年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（塩野入君） 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（吉川さん） 去る9月13日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第33号「平成28年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について」9月15日の委員会において、説明員として企画政策課長、まち創生推進室長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下その概要についてご報告申し上げます。

- 歳入において加入金、有線放送電話使用料等が減額となっているが、その内容は。
- △ 加入金については、有線放送運用が終えんに向かっていることや、有線電話の通話の運用ができなくなったことを一因として、新たに加入する案件について発生しなかった。収入の内訳は、7月10日に行われた参議院議員選挙で臨時に使用された有線電話の加入金である。使用料については昨年12月の交換機故障による影響で、2,187人分、約300万円強の通話にかかわる部分の還付金が発生したため減額となった。
- 財産に関する調書において、宅内スピーカー、プッシュ式電話機、電柱が減収しているが、その理由は。
- △ 宅内スピーカーについては、交換機の故障により通話ができなくなったことに伴い、脱退された方の宅内スピーカーの取り外しにより処分したものである。プッシュ式電話機については町関係施設に設置されていた電話機を撤去したためである。電柱については通常の移設や撤去を行う中で不要となった電柱を処分したためである。
- 設備基金について、どのように考えているか。
- △ 使用料がスピーカー加入分だけとなったという状況下で、それを補填するため、今年度の運用費として1千万円ほど使用する予定である。残額はデジタル防災行政無線の整備に充てる予定である。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第33号「平成28年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について」全員の賛成により原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長（塩野入君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）認定」

◎日程第4「議案第34号 平成28年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（塩野入君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（柳沢君） 去る9月13日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第34号「平成28年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」9月14日の委員会において、説明員として福祉健康課長、収納対策推進幹、保健センター所長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下その概要についてご報告申し上げます。

<歳入>

- 軽減世帯の7割、5割、2割の世帯数及び滞納世帯数は。
- △ 医療分支援金分の7割軽減は483世帯、5割軽減は325世帯、2割軽減は281世帯。介護分の7割軽減は211世帯、5割軽減は111世帯、2割軽減は104世帯。滞納世帯は7割軽減が29世帯、5割軽減が13世帯、2割軽減が19世帯である。
- 収入未済について医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、それぞれ何人、何件、滞納最高額は幾らか。
- △ 一般分については、医療給付費分現年課税分は118人で545件、後期高齢者支援金現年課税分は118人で545件、介護納付金現年課税分は85人で401件、医療給付費分滞納繰越分は174人で3,374件、後期高齢者支援金分滞納繰越分は151人で2,071件、介護納付金分滞納繰越分は114人で2,291件である。

退職分については、医療給付費分現年課税分は7人で32件、後期高齢者支援金分現年課税分と介護納付金分現年課税分も同様。医療給付費分滞納繰越分は16人で326件、後期高齢者支援金分滞納繰越分は13人で188件、介護納付金分滞納繰越分は15人で301件であり、最高額は現年課税分が79万100円であり、滞納繰越分は422万232円である。

<歳出>

- 28年度末短期被保険者証を交付した内訳と窓口扱いの数は。
- △ 短期被保険者証の交付は56件で、内訳は1カ月が52件、3カ月が3件、6カ月が1件であった。また、窓口預かりは9件であった。
- 高額療養費の件数と最高額は。
- △ 一般被保険者分の高額療養費は2,489件で、費用額の最高は579万8,860円であった。また退職被保険者分の高額療養費は102件で、費用額の最高額は358万6,660円であった。
- 特定健診等事業費の人間ドック委託料の内容は。

△ 人間ドック委託料は6医療機関に委託、1泊2日57名、日帰り281名である。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第34号「平成28年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」賛成多数により原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（塩野入君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

（進行の声あり）

議長（塩野入君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず原案に反対の方の発言を許します。

8番（塩入君） 議案第34号「平成28年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」反対の立場から討論します。

28年度歳入決算額は18億9,566万1,364円、歳出決算額は18億6,156万4,500円で、差引残高が3,409万6,864円です。国保の加入世帯数は2,142世帯で、35.2%を占めます。

28年度の滞納額は、現年度分が944万5,976円、滞納繰越分は5,922万9,168円です。合計で6,867万5,144円です。昨年と比べ現年度分は増えていますが、滞納繰越分は減少しています。町職員の皆さんの努力の結果です。しかし、新たに滞納世帯になった世帯が20世帯もいるということは、アベノミクスによる貧困家庭が増えている。年金が下がり、医療・介護の負担増も大きな原因となっています。

国保加入者は高齢者を初め低所得者がほとんどです。年間所得でいえば33万円以下の人が24.1%、4分の1を占め、100万円以下の人が約半数です。このような低所得者にとっては1人当たり平均国保税が8万8,400円というのは余りにも高過ぎるのではないのでしょうか。

昨日発表された県の試算では、坂城町は1人当たり11万4,375円と試算しております。払いたくても払えない状況があるわけです。憲法第25条では、「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と定め、国や地方自治体には福祉など社会保障を充実させる義務を定めています。国民皆保険制度のこの憲法第25条の精神によって、国が定めたものです。全ての国民に保険証を発行し、命と健康を守るべきです。

ところが、滞納すれば正規の保険証が発行されません。坂城町では窓口で全額負担をしなければならない資格証明書が1世帯、1カ月ごとに払う短期証が52世帯、3カ月が3世帯、6カ月が1世帯、保険証をもらえない未交付が9世帯あります。このようなペナルティーはや

めるべきです。自己責任にするのではなく、社会的責任で国民皆保険制度を守るべきではないでしょうか。そこで、高い国保税をいかに安くしていくか提案をします。

第1に医療費を抑えるため、予防医療を強化することです。坂城町の国保加入者の1人当たりの医療費が39万9,107円で、県下では第7番目に高いです。後期高齢者の1人当たりの医療費は89万2,481円で、県下で高いほうから5番目です。かつては県下ワーストワンが4年連続続きましたが、28年度は前年度と比べて、1人当たり5万円も低くなりました。保健センターの皆さんを中心に重症化防止に取り組んできた成果もあらわれてきています。しかし、特定健診の受診率は速報値が51.9%にとどまっており、県下で29位です。そのため、特定健診の受診料を低減するなどして、国の目標である65%を目指して、引き続き努力をされたい。

第2に、高過ぎる国保税の負担を軽減させるために、一般会計から繰り入れをすることです。県内でも繰り入れている自治体が幾つもあります。近隣では上田市、長和町、長野市などがそうです。

第3に社会保険の中で最も低所得者が多い国民健康保険制度をつくる時、国が2分の1を負担していました。しかし、今では半分の4分の1近くに減らしています。もう一度国が原点に戻すよう強く働きかけていただきたい。国民の命と健康を守るために、国民皆保険制度をいつまでも守り続けるために。

以上、3点提案し、議案第34号「平成28年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」の反対討論といたします。

議長（塩野入君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

3番（小宮山君） 私は、議案第34号「平成28年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」賛成の立場から討論させていただきます。

国民健康保険は、加入者が安心して医療を受けられる医療保険として国民皆保険制度の一翼を担うとともに、保健事業の実施により加入者の健康の維持増進にも大きく貢献しています。

しかしながら、加入者の高齢化や医療の高度化など国保財政を取り巻く状況は年々厳しさを増しており、今後も安定的で健全な財政運営を図っていくことが大きな課題と感じています。

歳入においては、財源の柱である国保税の徴収に関しても厳しい状況が続いていますが、個別相談や納税相談で一人一人と話をし、また夜間の臨戸徴収も続けるなど、年間を通じた滞納整理等により、全国的にも上位の収納率を維持しており、税収の確保に向けて大変なご労苦をいただいているところであります。

一方の歳出は、保険給付費の支払額が全体で12億326万円と前年度より2.2%の減少でありましたが、被保険者数の減少を考えると、依然として高い水準で推移している状況が続いております。こうした医療費の適正化に向け、生活習慣病の重症化予防を図る特定健診や特

定保健指導を積極的に行うなど、健康づくりに向けた取り組みも実施されているところであります。

また、ジェネリック医薬品の利用促進に向けた普及啓発や差額通知、加入者へのわかりやすい情報提供などを続け、将来的に医療費を抑制していくための事業も展開されており、健全な制度運営に向けた一定の取り組みが図られているものと思われまます。

来年度からは、国保財政の安定的な運営に向け、県との共同による国保運営がスタートするわけではありますが、引き続き被保険者の負担の公平を図る観点から、国保税の適正徴収を一層図られるとともに、被保険者の健康事業の推進と医療費の抑制におきましても、さらなる取り組みを強く要望いたしまして、議案第34号「平成28年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」私の賛成討論といたします。

議長（塩野入君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（塩野入君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（塩野入君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（塩野入君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎日程第5「議案第35号 平成28年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（塩野入君） 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（吉川さん） 去る9月13日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第35号「平成28年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」9月15日の委員会において、説明員として企画政策課長、隣保館長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下その概要についてご報告申し上げます。

- 滞納状況及び最高額から4位までの金額は。
- △ 滞納額は28年度末で2,698万5千円である。6人9件で、多い順に1,026万2千円、506万6千円、380万5千円、315万2千円となっている。
- 滞納者への対応は。

△ 電話や訪問などで対応をしている。これまで1名が2カ月に1回、2万円から3万円の返済があるが、他の方からは返済がなかなか進んでいなかった。しかし、今年度新たに1名が2カ月に1回程度の返済を始めた状況である。

○ 特別会計は29年度に公債費の返還が終了することにあわせて廃止するのか。

△ 特別会計を廃止する、または滞納額がある間は存続するかについては、他市町村の状況を鑑み検討をしていきたい。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第35号「平成28年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」全員の賛成により原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長（塩野入君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）認定」

◎日程第6「議案第36号 平成28年度坂城町工業地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（塩野入君） 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（吉川さん） 去る9月13日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第36号「平成28年度坂城町工業地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について」9月15日の委員会において、説明員として産業振興課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下その概要についてご報告申し上げます。

○ 財産売払収入の内容は。

△ 取得費2,006万円、工事・造成費9,898万円、測量試験費ほか187万円と借入利息及び土地開発公社事務費である。

○ 土地購入企業の工事進捗状況は。

△ 来年2月竣工を予定しているとのことである。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第36号「平成28年度坂城町工業地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について」全員の賛成により原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長（塩野入君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）認定」

◎日程第7「議案第37号 平成28年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（塩野入君） 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（吉川さん） 去る9月13日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第37号「平成28年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」9月15日の委員会において、説明員として建設課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下その概要についてご報告申し上げます。

- 受益者負担金の不納欠損の内容は。また最高額は。
 - △ 対象者は2名、最高額25万1,550円。理由は生活保護世帯のため執行停止としており、その後3年経過したが、生活保護の状況が変わっていないため、不納欠損とした。
- 収入未済額について、その内容は。
 - △ 受益者負担金について、現年度の滞納者は30名、最高額は18万6千円。滞納繰越分については74名、最高額は129万6,910円。最長期間が平成13年からとなっている。下水道使用料について、現年度の滞納者は80名、最高額は79万6,008円。滞納繰越分については50名、最高額は284万8,800円、最長期間が平成16年からとなっている。
- 受益者負担金について、前納報奨の対象は何名か。
 - △ 28年度の賦課対象者135名のうち92名が一括前納による報奨金の対象である。
- 一括前納以外の報奨金の制度の内容は。
 - △ 20回の分割払いを基本とし、前納の回数に応じて報奨金の割合が決まる。最高で19回分に対し11%の前納報奨金が交付され、回数が減るごとに割合が下がる。1回分の前納であれば、2%が報奨金として交付される。
- 起債残額が53億円となっているが、状況は。またピークは。
 - △ 見込みで起債残高のピークは32年度。金額は55億1,600万円。元利償還のピークが34年度、金額4億500万円を見込んでいる。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第37号「平成28年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」全員の賛成により原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長（塩野入君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）認定」

◎日程第8「議案第38号 平成28年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

て」

議長（塩野入君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（柳沢君） 去る9月13日の本会議において社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第38号「平成28年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」9月14日の委員会において、説明員として福祉健康課長、収納対策推進幹、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下その概要についてご報告を申し上げます。

<歳入>

- 現年度分の普通徴収保険料収入未済の人数、件数、最高額は。
- △ 現年度分については42人、224件、123万6,300円。最高額は7万8千円である。
- 不納欠損と滞納繰越分、収入未済について、人数、件数、最高額と一番古い滞納年度は。
- △ 不納欠損は11人、228件。最高額は24万6,400円。滞納繰越分、収入未済は64人、1,502件、最高額は46万6,700円。滞納年度は平成12年度が一番古い。
- 介護保険料の収納率は上がっているが、滞納額の多い人への対応は。
- △ 一括は難しいので分割になるが、長期化はよろしくないなので、短期で未納の解消をしていきたい。介護保険料は滞納整理機構には移管できない。

<歳出>

- 介護認定者は711人で、前年比19人増えている。サービスを利用していない人はいるか。
- △ 69人がサービスを利用していない。サービスの受給率は90.3%となっている。
- 特別養護老人ホーム、老人保健施設療養型医療施設の入居者の状況は。
- △ 介護保険施設の給付者の内訳として、特別養護老人ホームが100人。老人保健施設が48人。療養型医療施設が2人の合計150人である。
- 居宅介護サービスの受給状況は。
- △ さまざまなサービスがあるため、必要とするサービスを利用いただいているが、28年度の利用者延べ人数は合計9,071人で、最も多いサービスが通所介護サービスで、年間延べ1,871人となっている。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第38号「平成28年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」全員の賛成により原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（塩野入君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）認定」

◎日程第9「議案第39号 平成28年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（塩野入君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（柳沢君） 去る9月13日の本会議において社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第39号「平成28年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」9月14日の委員会において、説明員として福祉健康課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下その概要についてご報告申し上げます。

<歳入>

- 保険料のうち、9割軽減、うち特例軽減、8.5割軽減、5割軽減、2割軽減の人数は。
- △ 軽減者数の内訳は、9割軽減が799名、うち特例軽減447人。8.5割軽減505人、5割軽減322人、2割軽減300人である。

<歳出>

- 1人当たり医療費の額と県下の順位は。
- △ 1人当たり医療費は89万2,481円で、県下順位は高いほうから5番目である。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第39号「平成28年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」全員の賛成により原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（塩野入君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）認定」

ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午後 0時03分～再開 午後 1時30）

議長（塩野入君） 再開いたします。ただいまお手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。

ただいま提出された議案を日程に追加いたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（塩野入君） 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

◎日程第10「議案第40号 坂城町農業委員会に関する条例の制定について」

議長（塩野入君） これより質疑に入ります。

8番（塩入君） 2点質問します。第1点は農業委員会の公選制を廃止して、市町村長が任命す

ることになるわけですが、公選制を廃止するのはやっぱり問題だと思いますが、それについてはどう考えていますか。

2点目ですが、今度、農地利用最適化推進委員が新たにつくられます。その仕事の内容として、一つは担い手への農地利用の実績、集約化。それから2番目に遊休農地の発生防止、解消。3番目に新規参入の促進とありますが、その③の新規参入の促進について質問します。一つはですね、町内外の人や企業も参入できるのか、それが1点。それから問題のある企業がもし参入した場合にチェックできるのかどうか。以上、2点です。

産業振興課長（大井君） 農業委員会に関する条例についてのご質問について順次お答えをさせていただきますと思います。初めに公選制の廃止についてでございますけれども、こちらは農業委員会法、国で定めております農業委員会法のほうで公選制を廃止して任命制にするということで、それに準じてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

次に、推進委員の関係のご質問でございますが、新規参入の法人等についてでございますけれども、こちらについてすぐさまご質問の問題があるかどうかというところなどは、なかなか確認しづらいところがございますので、農業活動、営農をしていく中で農業委員等地域の農家さんから情報を収集していく中で対応をしてみたいというふうに考えております。

8番（塩入君） 2回目の質問をします。農業委員の公選制について、今の答弁では国でもう決められてきているという状況の中でやっていくということですが、やはり公選制についてですね、これもかつては教育委員会も公選制であったものが今度任命制になっているわけですが、今回農業委員会も同じように公選制になったと。

そこで、今まではですね、農業をしている農業者が農業者の代表を選挙して選び、選ばれた代表は農業委員として農地利用の維持管理体制をやってきたわけですね。僕も農業従事者の1人として選挙にもかかわってきて、本当に身近な人を選ぶこともできたわけですが、今度は農業に全く関係のない人も、しかも地区内外であっても市町村長の任命で選ぶことができるわけです。これではですね、本当に農業者の利益を守ることができるのかどうか。農業に従事している人たちが自分たちの代表を選ぶということが私は民主主義の一番の原点だというふうに思います。

戦前は女性は選挙権がなかったわけで、戦後初めて参政権で男女平等で選挙をすることになったと。そして、戦後の民主主義がつけられてきた経過を見てもですね、選挙というものは一人一人の考えで選ぶということですから、特に農業従事者が選ぶということであるわけですから、やはりその点、今回は農業に関係ない人も選ばれ、本当にみんなで農業の将来のことを考えていくことができるのか、その辺非常に心配なんです、その点についてはどうでしょうか。

産業振興課長（大井君） 公選制の再質問についてお答えを申し上げます。今までも地元の農業、

農家に従事されている方が選ばれて、農業委員さんになられていると思うんですけども、今後も基本的にはそういった農業に従事をされている方々の中から選出されていくというふうに考えております。また、開発の関係もございますので、そこに中立の方という方も含まれてくるようになりますけれども、最終的にそういった方々がそろったところで、今後の予定といたしましては、議会にお諮りをして同意をいただいでいくということで、ご承認いただく農業委員さんが来年以降農業委員の活動をしていただくというふうに考えております。

12番（大森君） 1点お尋ねいたします。今は公選制でそれぞれの自治体から農業委員会が組織され、そして県やあるいは全国の農業会議所というものが組織されていると思うんですが、これについて、まず廃止されるのかどうか。これについて確認したいと思います。

産業振興課長（大井君） ご質問の農業会議でございますけれども、今回の国の制度改正に伴いまして、農業委員会ネットワーク機構という名称が変更をされてございますが、今後も農業委員会ネットワーク機構という形で存続をしていくようになります。

12番（大森君） 農業会議所にかわってネットワーク機構ということに名称変更ですが、位置づけは大分変わるんじゃないかというのを一つ思うんですね。一つはそれぞれの自治体から推薦され、そして議会で承認された農業委員会が組織され、それは全国から集まってきて農業委員会、ネットワーク機構という形になるわけですから、基本的には行政側の側面に立った形の内容になってくるんじゃないかというのが一つ心配されます。

今の公選制で行われているのは、農業従事者の皆さんがそれぞれの実際の農業委員さんを選び、そして県組織、全国組織ということで、行政あるいは地方自治体に対しては中立の立場、独立した立場で行われていると、こういう農業委員会が名称が変わってネットワーク機構になるというこの点についてですね、やっぱりこれは国、行政から自立した組織というふうにならないのではないかとというふうに考えるんですが、その辺は担保されているのでしょうか。

産業振興課長（大井君） 農業委員会ネットワーク機構の関係でございますけれども、まず基本的には都道府県単位で組織をされていくというものでございます。各農業委員さんからも選出されて、このネットワーク機構の中に加盟していただくような方も出てくるわけですが、全市町村の農業委員ということではございませんで、選ばれた方が入っていくというような形になってまいろうというふうに考えております。

そういった中で、現在もこの制度改正においても、今は農業会議所に相談して、いろいろ対応していただいたりとかいうことも行っております。そういった中で今後も中立性については、各農業委員さんも入って行っていくというところでは保たれるというふうに考えております。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手多数により）可決」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第12「議案第42号 平成29年度坂城町一般会計補正予算（第3号）について」

議長（塩野入君） これより質疑に入ります。

13番（入日さん） 歳入の4ページで、款15財産収入、項2財産売払収入、目1不動産売払収入で7,892万7千円土地売払収入となっていますが、これは多分18号バイパスに関するものだと思いますが、場所はどこなのか。お願いいたします。

それから12ページ、款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費で侵入防止柵等資材費29万1千円が追加になっていますが、これは区単位なのか、それとも個人、いわゆる団体でやるのか、あるいは個人の追加分なのか。

それからその上の荒廃農地の利用促進事業交付金16万5千円ですが、これはどこの場所をどのような方法で荒廃農地を解消するのか。

それから、17ページの款10教育費、項2小学校費、目2南条小学校教育振興費で教材用備品20万円の内容をお願いします。

それから最後に18ページ、款10教育費、項4社会教育費、目4文化財保護費の中で、坂木宿ふるさと歴史館の修繕費50万円のどんな修繕をするのか。以上です。

まち創生推進室長（竹内君） 歳入の土地売払収入についてのご質問にお答えをいたします。場所はどこかということでございますけれども、この土地売払収入につきましては、18号バイパスの事業用地として鼠区の共有地を売却するものでございます。場所は鼠橋の以北、北側ですね、イワバナ建材があるんですけれども、あそこのちょうど北側の部分になります。

産業振興課長（大井君） 12ページの農業振興一般経費のうち荒廃農地等利活用促進事業でございますけれども、こちらについては当初交付申請を行ってあったところなのですが、荒廃農地等利活用促進事業交付金、県の補助金でございますけれども、こちらの交付決定を受けて補正を今回お願いするものでございます。

内容といたしましては、昨年度は同じ交付金を活用して坂城地区の荒廃地の再整備を行ってきたところでございます。今回はその土壌改良を行うということで補正をさせていただいております。

それから、その下になります侵入防止柵資機材費でございますけれども、こちらも県の有害鳥獣被害防止対策交付金という交付申請を当初行っておりまして、交付額が決定し、その差額を今回補正させていただいたものでございます。具体的には小網地区のイノシシやニホンジカなどの侵入防止柵を今年度は4カ所、総延長で395m設置をするというものでございます。

教育文化課長（宮下君） 17ページ、南条小学校教育振興費教材用備品の内容でございますけれども、アコーディオンなど音楽教科用の備品でございます。

続きまして18ページ、文化財保護費、坂木宿ふるさと歴史館管理一般経費の修繕料の内容でございますけれども、屋根瓦の修繕でございます。

13番（入日さん） 農業一般経費の中の侵入防止柵ですが、小網地区ということで、区を挙げて設置するというので、個人ではなくてということですね。

被害の実態ですが、上平も区を挙げてやって、あと小網区もやるということになると、結局今度やっていない網掛地区がかなりまた被害に遭うんじゃないかと思うんですが、その被害について、昨年度よりも増えているのか。あるいは農業的な被害がどのくらいあるのかお伺いします。

産業振興課長（大井君） 上平地区が完了して、小網地区も順次整備をしていく中でのご質問でございますけれども、具体的に網掛のところかどうか未整備地区で急激に増えているとか、そういった状況というのはお聞きしていないところではありますけれども、全般的にどこの地区においても出沒といえますか、目撃される回数が増えてきているということでありまして、農作物の被害状況としては、町全体では横ばい状況ということでございます。

6番（滝沢君） 1点お聞きいたします。18ページ、款教育費、項社会教育費、目4文化財保護費の文化財保護一般経費ということで120万計上されておりますが、この内容についてお願いいたします。

教育文化課長（宮下君） 18ページ、文化財保護一般経費改修工事費等、また閲覧室備品等120万円の内容でございますけれども、まず改修工事等につきましては、B. I プラザホール右側の研究室を古文書閲覧室として活用するための改修工事でございます。

主な内容でありますけれども、セキュリティ面を考慮する中でホール側の側面に窓を2カ所設置し、ホールから閲覧室内部が見られる構造とするものでございます。また、備品でございますけれども、閲覧室に机、椅子を設置するものでございます。

6番（滝沢君） 今お聞きしました。関係者の方には非常に喜ばしい報告だと思っておりますけれども、今後ですね、やっぱり具体的にどんなような公開方法といえますか、利活用といえますか、そのような方法をまたお願いしたいんですが。

教育文化課長（宮下君） 再質問にお答えいたします。閲覧室設置後の活用につきましてですけれども、現在、古文書の収集状況でございますけれども、10件の古文書目録の整備が終了しております、B. I プラザ内の古文書資料室で整理・保管をしております。個々の見出し的な目録としては8,099件となっており、年代的には江戸時代のもが多く、当時の坂城町を知る貴重な資料となっております。

閲覧室整備後につきましては、整備済みで閲覧可能な古文書について広く町民の皆さんにご覧いただければと考えております。あわせて文化財のPRにも努め、貴重な古文書の保存につながっていただければと期待するところでございます。

10番（山崎君） まず4ページの財産収入と、また6ページの財産管理費の鼠区環境整備補助金、これは前のバイパスをつくる時も、今の鼠橋から南側に向かっての共有地の払い下げによって、町と鼠区で半分ずつという話でありました。今回もそのようにしていかれるのか。また鼠区に対して何かそういう設備をつくるときには、前のときは2千万円預かって、それをそのときには出すという話で、今回もそのような協定はあるのでしょうか。

また、今回の地権者というか耕作の方たちは何筆で何人の方がこの権利を持っておられるのか。まずそれをお聞かせください。

まち創生推進室長（竹内君） 鼠区への環境整備補助金のご質問にお答えをしたいと思います。共有地の取り扱いにつきましては、平成17年1月に町と鼠区、それから鼠区共有地対策委員会で覚書を取り交わしておりまして、その代金については折半とするという取り決めがされております。今回の売却においてもですね、同様に扱うことということで進めているところでございます。鼠区への環境整備等補助金につきましては、鼠区へ行くんですけれども、町のほうの収入となる部分については前回同様ですね、鼠地域の公共事業に充てていくという考えでおります。

それから権利関係ですね、耕作者の人数については、鼠区のほうで把握をしている。町のほうでそこまで把握はしていない状況でございます。

10番（山崎君） 今回もバイパスの工事に伴って土地の買い上げというのが進んで、道路ができるわけですが、今回でこれを鼠区との共有地というか、それは終わるのでしょうか。それともまだ数年かかるのでしょうか。

また、折半ということでもととの財産収入が7,892万7千円ですか。半額がこちらのほうに鼠区の補助金として上がっていますけれども、この差し引いた半分の金額はどちらのほうに割り振られているのでしょうか。以上です。

議長（塩野入君） ちょっともう一度、後半のほう。

10番（山崎君） だから7,892万7千円で、半額が鼠区の今回の整備補助金として、こちらに上がっています。また、前回のように町で預かっていて、それを鼠区の整備のときに支出するという形になっているという話ですが、それはこの残った半分という金額はどのような形でこの予算書というか、そうやってどこかにストックしておくのか。そういう部分はどのような形になっていますか。

まち創生推進室長（竹内君） 鼠区の共有地の関係でお答えをいたします。鼠区の共有地につきましては、今回予定をしておりますのが9筆で9,462.62m²という予定をしております。残りが6筆で7,002.07m²が残っております。こちらについては来年度売却をする予定となっております。

それから、町の収入になるものにつきましては、財政調整基金の中へ一旦入れさせていただ

きまして、一般財源としてですね、使っていく予定ですがけれども、必要に応じて一般財源として使っていきたいということで考えております。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第13「議案第43号 平成29年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第1号）
について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第14「議案第44号 平成29年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第15「議案第45号 平成29年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計
補正予算（第1号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第16「議案第46号 平成29年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）に
ついて」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第17「議案第47号 平成29年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第1号）に
ついて」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

議長（塩野入君） 次に、追加議案の審議に入ります。

追加日程第1「議案第48号 坂城町南条児童館建設工事請負契約の締結について」から追加日程第6「発委第5号 「核兵器禁止条約」に賛同し批准することを求める意見書について」までの6件を一括議題とし議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（塩野入君） 朗読が終わりました。

最初に提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） では、議案第48号、第49号についてご説明申し上げます。

まず、議案第48号「坂城町南条児童館建設工事請負契約の締結について」ご説明申し上げます。

本案は、老朽化と利便性の向上を図るため、南条児童館の建設工事を施工する請負契約について、坂城町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

工事の内容でございますが、児童館及びあずまやの建設工事で、延べ床面積は372m²、その他外構、既存建物解体撤去などとなっております。

契約金額は8,424万円。契約の相手方は中信建設株式会社坂城営業所でございます。

工期につきましては、議決をいただいた日から平成30年3月15日まででございます。

次に、議案第49号「平成29年度坂城町一般会計補正予算（第4号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ465万円を追加し、歳入歳出予算の総額を69億4,304万2千円とするものであります。

歳出の内容といたしましては、地域の営農戦略として、農業者などが高収益な作物や栽培体系への転換を図る取り組みを支援するため、産地パワーアップ計画を策定し、このたび補助事業として承認されました。

具体的には品質保持と販売期間の長期化によって、より高付加価値が見込まれるナガノパープルやシャインマスカットなどの冷蔵庫導入にかかわる経費の一部を支援するための補助金465万円を交付するものであります。

また、歳入につきましては、産地パワーアップ補助事業交付金を全額充当するため、県支出金を計上いたすものでございます。

以上、よろしくご審議を賜り、適切なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

議長（塩野入君） 次に趣旨説明を求めます。

5番（柳沢君） 私からは、発委第2号から3号の2件につきまして、一括して趣旨説明を行います。

最初に、発委第2号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書について」意見書の朗読をもって、趣旨説明にかえさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を図るための制度として、これまで大きな役割を果たしてきた。

しかし、昭和60年から政府は国の財政状況を理由として、これまでに次々と対象項目を外し、一般財源化してきた。また、平成18年に「三位一体」改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持したものの、費用の負担割合については2分の1から3分の1に引き下げられ、地方財政を圧迫する状況が続いている。今のままでは財政規模の小さな県や市町村では十

分な教育条件整備ができず、教育の地方格差の拡大が懸念される事態になっている。

平成30年度予算編成においては、義務教育の水準の維持向上と機会均等、地方財政の安定を図るため、次の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。

次に、発委第3号「国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める意見書について」意見書の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

平成23年国会において、小学校1年生に35人学級を導入することが全会一致で法律（義務標準法改正）に盛り込まれ、附則で小学校2年生以降中学校まで順次改正することを検討し、政府は財源確保に努めると定められた。しかし、平成24年度は加配で小学校2年生を35人学級としたものの法改正は行われず、それ以降国の35人学級推進は進んでいない。

長野県では平成25年度に35人学級を中学校3年生まで拡大し、小中学校全学年において35人学級となった。しかし、義務標準法の裏付けがないため財政的負担は大きく、小学校では本来配置されるはずの専科教員が配置されなかったり、学級増に伴う教員増を臨時的任用教員の配置により対応していたりするなど、課題も多く残されている。

いじめや不登校、生徒指導上の様々な問題へのなど、多様化する学校現場に対処し、教員が一人ひとりの子どもと向き合い、ゆきとどいた授業やきめ細やかな対応を可能にするためには、少人数学級は欠かせない。このために厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において早期に35人学級を実現する必要がある。

また、長野県では少子化が進むなかで、県や市町村が独自に教員を配置するなどして複式学級を解消しているが、地方自治体の財政的負担は大きなものとなっている。児童・生徒数が少ない市町村においてもゆきとどいた教育を実現するため、国の責任において複式学級を解消するよう学級定員を引き下げることが重要である。

豊かな教育を進めるため、以下の点を強く要請する。

記

- 1 国の責任において計画的に35人学級を推し進めるために、義務標準法改正を含む教職員定数改善計画を策定し、着実に実行すること。また、そのための教育予算の増額を行うこと。
- 2 国の複式学級の学級定員を引き下げること。

7番（吉川さん） 私からは発委第4号から第5号の2件につきまして、一括して趣旨説明を行います。

最初に、発委第4号「改正組織犯罪処罰法「テロ等準備罪法」の廃止を求める意見書の提出について」意見書の朗読をもって趣旨説明に変えさせていただきます。

共謀罪の趣旨を盛り込んだ「テロ等準備罪」を新設する改正組織犯罪処罰法は、2020年の東京オリンピック・パラリンピックなどに対する「テロ対策」を口実に、国民の納得が得られるまでの審議を尽くさないまま、強行的に採決されて成立、公布、施行に至っている。

しかしながら、国会審議を通して政府の説明する「テロ等準備罪」新設の根拠や内容は国民の疑問や懸念を解消するものとは言い難く、反対や慎重審議を求める国民の声、さらには当議会をはじめとする地方自治体からの「廃案を求める」意見書を無視するもので、誠に遺憾と言わざるを得ない。

共謀罪は、憲法の保障する思想・信条の自由、表現の自由、集会・結社の自由などの基本的人権に対する重大な脅威となるとともに、犯罪を行う意思だけでは処罰の対象としないわが国の刑法の基本原則にも反している。捜査機関が日常的に市民の表現、思想、内心を監視し、介入・処罰したり、一般の市民団体や政治団体、企業及び労働団体の活動に対する、違法な捜査が横行する恐れもある。戦前及び戦中の治安維持法と同様に、内心の自由を侵す思想弾圧法規になりかねず、捜査機関の監視と国民の密告という暗い社会を再び招き寄せることも懸念される。

よって、国会及び政府に以下の事項を強く要請する。

記

1 改正組織犯罪処罰法「テロ等準備罪法」を廃止すること。

次に、発委第5号「「核兵器禁止条約」に賛同し批准することを求める意見書について」意見書の朗読をもって趣旨説明に変えさせていただきます。

広島・長崎の被爆から72年を経た2017年7月7日、ニューヨーク国連本部で開催された「核兵器禁止条約交渉会議」において、122ヶ国の圧倒的多数（国連加盟国の63%）の賛成で「核兵器禁止条約」が採択された。

採択された「核兵器禁止条約」は、「H i b a k u s h a（ヒバクシャ）」の用語を使って、被爆者と核実験被害者の「受け入れ難い苦痛と損害」に留意し、その被害への援助、支援の責任についても触れると共に、核兵器の開発、生産、実験、保有、貯蔵などと合わせて、使用とその威嚇にいたるまで、あらゆる活動を禁止している。

本条約の採択は、核兵器のない平和な世界を求めてきた日本国民と世界の世論に応えるものとして、歴史的な大きな前進であると言える。

また、本条約は50ヶ国が批准した90日後に発効する規定になっており、発効後は、核兵器を違法とする法的規範が確立するが、唯一の戦争被爆国である日本政府が、核兵器禁止条約へ参加しないことに対して、被爆者をはじめ、国内外の平和を願う多くの国民に批判と失望が広がっている。

日本政府は「核保有国と非保有国の橋渡し役を果たす」「核保有国の参加しない条約は意味

がない」との見解だが、広島・長崎での被爆の惨状を経験している国として、率先して核兵器禁止条約に参加し、条約不参加を表明している核保有国などを説得するなど、その先頭に立つことが必要であるとする。

以上の趣旨により、日本政府が国連「核兵器禁止条約」に賛同し、批准の手続きを進めるよう強く要望する。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

議長（塩野入君） 提案理由の説明及び趣旨説明が終わりました。

ここで議案調査のため10分間休憩いたします。

（休憩 午後 2時18分～再開 午後 2時28分）

議長（塩野入君） 再開いたします。

◎追加日程第1「議案第48号 坂城町南条児童館建設工事請負契約の締結について」

議長（塩野入君） これより質疑に入ります。

13番（入日さん） 先ほどの説明で、建設工事とそれから解体工事も含まれるという説明があったんですが、じゃあ建設費はこれ幾らなんですか。

教育文化課長（宮下君） 建設費と申し上げますか、個々の建設費の内容でございます。ご案内のとおり南条集会所、まずそれを解体してから本工事に入ります。それと同時に記念館を復元したといいますか、あずまやを同時建設するという内容でございます。

あくまで直接工事費、設計額の内容でございますけれども、本体建設工事が約4,800万円。外構・電気・機械で1,600万円、あずまやの建設で630万円、集会所の解体工事で380万円を見込んでおるところでございます。

13番（入日さん） 指名競争入札といいますか、何社で入札して、落札率は何%だったんですか。

教育文化課長（宮下君） 入札参加業者数は3社でございます。また落札率につきましては、93.6%でございます。

10番（山崎君） 今、入札参加数が3社で落札率93.6%と、集会所を解体すると。また、その隣地もあるんですが、隣地も同時解体になるんでしょうか。また、南条小学校の前記念館のどの部分をあずまやに使うんでしょうか。以上です。

教育文化課長（宮下君） 取得した隣地の物置につきましても同時解体いたします。

また、記念館の部材の活用はでございます。ちょっと議員の皆さんにお配りした図面、ちょっと小さくてわかりづらくて申しわけございませんけれども、設計業者と町の文化財保護審議委員で、記念館の解体の際にも携わっていただきました信濃伝統建築研究所の和田所長さんと打ち合わせを行いまして、歴史的遺構を残すという考えのもとで入り口の破風、また正面

の飾り鬼、擬宝珠ともいいますが飾り物、また壁の鰻絵、また入り口の建具など、活用できる部材はできるだけ活用していきたいと考えているところでございます。

10番（山崎君） 破風等再利用できるところは児童館に、あずまや等に再利用すると。

それでは、現在保管されているほかの南条記念館の部材があると思うんですけども、それはこの後どのような扱いになるのでしょうか。

教育文化課長（宮下君） 構造材の柱やはりなどは朽ちている等、建築材としての利活用は難しいということですので、先ほど申しあげました信濃伝統建築研究所の和田先生など専門家に確認していただく中で処分してまいりたいと考えているところでございます。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第2「議案第49号 平成29年度坂城町一般会計補正予算（第4号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第3「発委第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第4「発委第3号 国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第5「発委第4号 改正組織犯罪処罰法「テロ等準備罪法」の廃止を求める意見書について」

議長（塩野入君） これより質疑に入ります。

（進行の声あり）

議長（塩野入君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

4番（朝倉君） 私は、発委第4号「改正組織犯罪処罰法「テロ等準備罪法」の廃止を求める意見書について」反対の立場から討論を行います。

最近の北朝鮮の動きや多発するテロなど、日本を取り巻く環境はますます厳しくなっております。日本が直面する脅威としては、北朝鮮のミサイルと日本が既に標的と名指しされてしまったテロでございます。ミサイルについては、一昨年の平和安全法制において米国との間で協力して対応できる体制をつくりましたが、テロについては国際的に重要な条約をまだ日本は

締結されておられません。この条約は国際組織犯罪防止条約といって世界187カ国、地域が締結しておりますが、わずか11カ国だけが国内法の制度が不十分なため締結ができておりません。先進国の中でその一つが日本であります。まことに残念でなりません。テロは世界各地で急増しており、2015年は1万2千件で、死亡者が3万人発生しております。在外邦人においても、ダッカでテロに巻き込まれ、とうとい命が奪われております。

このような中で、2014年6月にはテロ資金供与対策をする政府間会合で、日本は名指しで国際組織犯罪防止条約に必要な国内法の整備を行うよう勧告されております。テロが活発化する中で、日本が他の国と同様にしっかりと国内法を整備して、世界と協力してテロ対策を行っていくことが国際社会からも求められているところでございます。

この条約が締結されれば、テロ対策のため各国の警察や捜査機関同士の協力が進みます。そのことにより、しっかりと進み、しっかりと国内法の整備をして、世界と協力してテロ対策を行っていくことが国際社会からも強く求められているところでございます。

この条約が締結されれば、テロ対策のため各国の警察や捜査機関同士の協力が進み、日常的な情報交換も進み、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを控えて、国内の制度を整え、各国と協力してテロ対策を進め、立派な大会が開催可能となりますし、また、する必要があると考えるところでございます。

この条約により、テロ対策のため、各国の警察や捜査機関同士の協力が進み、情報交換の促進、さらにこの条約に基づく逃亡犯罪人の引き渡し等外交ルートを介せず正確な情報を得、かつ迅速な取引が可能となります。

この点に対して、この条約締結には特段国内法は不要との意見がありますが、この条約を所管する国際薬物犯罪事務所の立法ガイドには、明確にかつ具体的に国内法の整備のあり方を記載してありますし、法務委員会の審議においても明らかにされた国際薬物犯罪事務所の口上書からも国内法の整備、いわゆるテロ等準備罪の創設が不可欠でございます。

意見書の中には、基本的人権に対する重大な脅威や捜査機関が市民の表現、思想、内心を監視するとして、また戦前・戦中の治安維持法と同様に内心の自由を侵す思想弾圧法規制になりかねないとなっております。

現在の日本は三権分立が確立し、成熟した民主国家であります。このテロ等準備罪法は計画行為だけでは成立せず、加えて計画された犯罪を実行するための準備行為が行われて初めて処罰されるものであります。そもそも今回の法案は、警察の捜査権限に関するものでなく、監視社会になるとしてのことは全く当たりません。治安維持法にしても、人権に対する考え方が現憲法と明治憲法では根本的に異なります。現憲法では人権は永久不可侵の権利として明記されており、かつての治安維持法のような結社の自由そのものを侵したり、実際に逮捕、拷問するものではなく、要件は厳格化されており、治安維持法とは明らかに異なるものであります。

世界は常に日本の行動を注視しております。これまで調査捕鯨団に対してあれほどの妨害行動を起こしたシーシェパードが今後の妨害活動を中止しました。これは日本がテロ等準備罪法の新設を柱とする組織的犯罪処罰法改正案が成立されたことの一側面です。この法案に対する批判は日本政府に向かうのではなく、国連やそれを締結している187カ国の国に向かっていることに我々は気づくことが重要だと思います。

国益や国民の生命、財産、安全を守り保護することは言うまでもなく、法治国家として当然の責務であります。議員各位におかれましては懸命なる判断をいただきたく、私の反対討論とさせていただきます。

議長（塩野入君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

8番（塩入君） 発委第4号「改正組織犯罪処罰法「テロ等準備罪法」の廃止を求める意見書について」賛成の立場から討論します。

私は3月議会で共謀罪法の廃案を求める意見書に賛成討論をしました。この共謀罪法案はオリンピックのテロ対策でないことは国会審議の中でも明らかになりました。共謀罪は話し合いや計画の段階から罰することができるもので、憲法19条の思想及び良心の自由はこれを侵してはならないという基本的人権を奪うものです。狙いは市民の自由な活動を抑えるため、メールやLINE、盗聴などあらゆる手段を使って、日本を再び監視社会にするものです。戦前の治安維持法の現代版と言えるものです。

そもそもこの共謀罪法は国会において過去3回も廃案にされてきたものです。国民の知る権利を奪う秘密保護法、自衛隊がアメリカと一緒に世界のどこへでも行って武力行使ができるようになった安保法制、いわゆる戦争法。そして、内心の自由を奪う共謀罪法、どれも全部憲法違反の法律です。安倍政権は憲法を次から次へと壊しています。狙いは安保法制、戦争法や憲法9条を改悪に反対している人たちの活動を抑え、憲法9条を変えて戦争できる国にすることです。国民に十分説明せず、法務委員会で採決もせず、直接本会議で自民党、公明党等で強行採決したのも国民に本質を知られるのを恐れたからです。

このように国民に十分説明せず、多数の力で強行採決し成立させたのが共謀罪法です。中身においても、決め方においても全て国民を無視して成立させた共謀罪法は直ちに廃止すべきです。以上で賛成討論といたします。

議長（塩野入君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（塩野入君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（塩野入君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長(塩野入君) 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎追加日程第6「発委第5号 「核兵器禁止条約」に賛同し批准することを求める意見書について」

議長(塩野入君) これより質疑に入ります。

(進行の声あり)

議長(塩野入君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

6番(滝沢君) 私は、発委第5号「核兵器禁止条約」に賛同し批准することを求める意見書について」反対の立場から討論を行います。

このところの北朝鮮の核開発による一連の暴挙は、自国の行為を正当化する身勝手な行動であり、核への脅威と地域の緊張を高める行為として到底許されるものではありません。北朝鮮の核開発の暴走をとめるために、国連を中心とした各国の協調を求めるところであります。

7月7日、国連本部で開催された核兵器禁止条約交渉会議において122カ国が賛同し、核兵器禁止条約が採択されたことは、国際規範として核兵器はまかりならぬということが確立しつつある重要な出来事であります。

日本政府は不参加を表明しましたが、これは日本が核兵器のない世界を目指していないという理由で参加しなかったわけではありません。1970年、NPT(核拡散防止条約)、これは日本も含め191カ国が締結しております。アメリカ、イギリス、フランス、ロシア、中国を核兵器保有国として認め、核兵器のそれ以上の拡散を広げず、核兵器の削減を行っていくとするものでありますが、北朝鮮は現在脱退をしております。

このたびの核兵器禁止条約は、核保有国はもちろん不拡散に取り組んできたドイツ、オーストリアなど中道国も参加をしております。この条約の理念はすばらしいものの、核保有国、非保有国も多数参加していないということで、その実効性が疑問視をされております。現在、CTBT(包括的核実験禁止条約)、FMCT(兵器用核分裂性物質生産禁止条約)といった核兵器禁止条約の前段階の条約にも核保有国が参加していない状況では、尚早であります。

もし、その中で日本が条約に参加してしまうと、安全保障政策と矛盾した主張になりかねないのと、核保有国に対する対立をあおることになりかねません。唯一の戦争被爆国である日本は、ほかの非保有国とは全く異なる役割と責任を求められております。被爆国の日本であるか

からこそ、日本にしかできない発言と行動があるはずであります。それは核保有国と非保有国の橋渡し役となって、双方の対話を促すために役割を果たすことであります。

まず、CTBT（包括的核実験禁止条約）やFMCT（兵器用核分裂性物質生産禁止条約）を実効性あるものにしていくべく核保有国に働きかけ、核兵器を極限まで減らしていく努力がまず必要であり、それが核兵器廃絶に向け、核のない世界への近道になると日本政府はしております。

現在の世界の軍事バランスを崩すことなく、一歩ずつ、少しずつ核軍縮を進め、それが限りなく小さな段階になって初めて核兵器禁止条約が現実化するのではないのでしょうか。日本政府が設置した核保有国と非保有国の有識者からなる賢人会議で核軍縮の方策を探り、提言をまとめ、NPT（核拡散防止条約）再検討会議に反映させることを求めていくべきであります。それこそが日本政府が果たす真の姿であると考えます。議員各位の懸命なる判断をお願い申し上げ、私の反対討論といたします。

議長（塩野入君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

12番（大森君） 私は、発委第5号「核兵器禁止条約」に賛同し批准することを求める意見書について賛成の立場で討論いたします。

7月の国連総会で採択された核兵器禁止条約への各国の署名がいよいよ20日から開始されました。この時点で50カ国が批准したと新聞報道にはありました。そして、これは90日後には効力を発効します。核兵器禁止条約への署名という形で全ての国に核兵器のない世界への態度が具体的に問われております。

核保有国大国は、これまで核不拡散条約（NPT）再検討会議などで核兵器のない世界、この実現をすると繰り返し確認してきました。その制約を果たすためにも今こそ核兵器禁止条約に署名し、その一步を踏み出すべきであります。

同盟国は核の傘に頼る政策を見直すときであります。世界の流れに逆行する北朝鮮の核・ミサイル開発は直ちに中止させなければなりません。そのためには被爆国の日本政府の姿勢が特に厳しく問われてきます。

日本は核禁止条約を交渉する国連会議にも参加せず、安倍首相は署名、批准は行おう考えはないと述べてきました。禁止条約は核保有国と非核保有国の分断を深めるということを、その理由にして、日本は橋渡しをするとしております。しかし、核保有国に同調、追随して、どうして仲介を果たすことができるのでしょうか。核兵器禁止条約の調印開始に際して、今日本政府に問われているのは、核兵器の非人道性を身をもって体験した被爆国として、そうした兵器を再び使用することを認めるのかどうか、根本的な問題でもあるのであります。核兵器禁止条約に署名し、非核三原則の厳守・法制化など日本の真の非核化に踏み出すべきときであります。そうしてこそ、北朝鮮への核・ミサイル開発放棄も一層強く説得力を持って迫ることができます。

坂城町は非核平和の町を宣言しております。「野に花が咲き 山に鳥が鳴き まちには緑がいっぱい ここには私たちの幸せがある いま地球をおおう核兵器は愛するすべてのものを滅亡させてしまう ヒロシマ ナガサキをくり返してはならない いまこそ私たちは核兵器の根絶を願ひ 私たちの町にいかなる核兵器の配備も飛来も通過も許さない 緑豊かなスポーツと福祉の美しい田園工業都市 平和で幸せなまちを実現するため ここに坂城町を非核地域とし 非核 平和の町を宣言する」このように宣言文書があります。今こそ、この宣言が威力を発揮するときであります。日本政府に対し、核兵器禁止条約に賛同し批准をすること、この意見書をこの議会より採択していただいて、政府に求めることを期待いたします。以上、賛成の討論といたします。

議長（塩野入君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（塩野入君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（塩野入君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（塩野入君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎追加日程第7「閉会中の委員会継続審査申し出について」

議長（塩野入君） 各委員長から会議規則第75条の規定による閉会中の委員会継続審査調査の申し出がありました。

お手元に配付のとおりであります。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（塩野入君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査調査とすることに決定いたしました。

議長（塩野入君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から閉会の挨拶があります。

町長（山村君） 平成29年第3回坂城町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し

上げます。

9月4日に開会されました本定例会は、本日までの19日間の長きにわたりご審議をいただきました。提案いたしました専決報告、人事案件、条例の制定、一部改正、平成28年度一般会計及び特別会計決算の認定、平成29年度一般会計及び特別会計補正予算、また追加でお願いいたしました一般会計補正予算並びに南条児童館建設工事請負契約の締結など全ての議案に対して原案どおりご決定を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、北朝鮮は8月29日の弾道ミサイル発射に続き、9月3日に核実験を強行し、さらに15日には再度弾道ミサイル発射しました。国連の制裁決議が行われた後の暴挙であり、世界を危険にさらす行為は断じて容認することはできません。国際社会が連携する中で、北朝鮮に核の放棄と弾道ミサイルの廃棄を求めていくことを強く求めるものであります。

また、招集の挨拶で申し上げましたが、8月29日のミサイル発射の際、ふぐあいのありましたJアラートから「さかきまちすぐメール」や上田ケーブルビジョンの「L字放送」への配信につきましては改善を行い、15日のJアラート伝達時には自動起動により即時に配信がされました。

また、あわせて防災行政無線が整備されるまでの間、千曲坂城消防本部に夜間及び土曜、日曜、祝祭日など、町職員の勤務時間外にJアラートが伝達された際に、屋外スピーカー及び宅内スピーカーからの緊急放送の協力依頼をし、消防本部から緊急放送を行っていただいたところであります。

さて、9月7日から特別展「大相撲と日本刀」が鉄の展示館において始まりました。この展示会は、11月5日までの約2カ月間、横綱が土俵入りをする際につけた化粧回しや太刀持ちなどの太刀など、大変貴重な品を前期・後期で全て入れかえ展示しております。

また、10月1日には上松町出身で今場所、東の関脇として活躍している出羽海部屋の御嶽海関が坂城町に来町され、鉄の展示館の1日館長に就任していただき、トークショーなどを行っていただく予定で、現在調整を行っております。またとない機会でありますので、お見のがしないよう大勢の皆様にご覧いただきたいと思っております。

さて、敬老の日に合わせ、町内各地区でも敬老のお祝い事業が行われ、幾つかの地区を訪問し、元気な高齢者が地域の中で輝いて生活されている姿をたくさん拝見させていただきました。

また、9月17日には坂城中学校総合文化部の生徒さん8名と町内企業7社が指導し、テックショップ東京において、モノづくり体験を行いました。

生徒は、平成30年1月20日、21日に東京都で開催される「創造アイデアロボットコンテスト全国大会」に向け、10月29日に松本市で行われる地区大会に出場するため、そこで使用するロボットの部品を町内企業の皆さんと一緒に作りました。

生徒たちがロボットのボディーとなる部分の形や色などをデザインし、それを町内企業の皆

さんが部品に仕上げ、生徒が組み立て、ロボットのボディーをつくり上げました。

今回の経験は、坂城中学校の生徒の皆さんにとって、ものづくりの楽しさと町内企業の皆さんの知識や技術力の高さを実感するよい機会となったものと考えております。

一方、参加した企業の皆さんからは、「この体験を通じて、生徒たちがものづくりに興味を持ち、将来町内企業の技術者として働いてくれることを期待したい」との声や、また、初めてテックショップに来られた企業の方からは、「いろいろな機械があるのに驚いた、今後、自社製品の製作のためにテックショップを利用したい」などの感想もありました。

さて、心配された大型台風18号の町内における被害は、一部に倒木等がありましたが、比較的少なくほっとしているところであります。

また、いよいよ秋本番となり、9月17日には、さかき地場産直売所「あいさい」において「ぶどう祭り」が開催されました。

果樹の町「さかき」を代表する巨峰やナガノパープル、シャインマスカットなど、町内外に広くアピールするとともに、大勢のお客様にお越しいただき、大変盛況でありました。

また、9月23日には「JAながのちくまブロック」の主催による「ぶどう祭り」が「ちくま果実流通センター」において開催される予定となっており、大勢の皆様にご来場いただき、「JAながの」とも協力して、町特産品の情報発信をしまいたいと考えております。

同じく23日には、坂城地場産直売所「あいさい」において、「お〜い原木会」と共催で「きのこ祭り」も開催されます。坂城の里山で育った旬のマイタケや各種「原木きのこ」の販売を初め、きのこ汁の振る舞いなども予定されておりますので、こちらをあわせて大勢の方々にお越しいただけることを期待しております。

さて、10月1日には、「第57回町民運動会」と「第39回坂城町交通安全町民大会」が文化センターグラウンドにおいて開催されます。また、文化センター体育館でレクリエーション・交流ブースを開催いたします。

このブースは障がいの有無にかかわらず、どなたでも気軽にご参加いただき、インストラクターの指導により楽しく体を動かしながら、いろいろな人との交流を図っていただけるものがあります。今年はパラリンピック種目としても注目されている「ボッチャ」を県ボッチャ協会の指導により体験していただくことも計画しております。多くの方にお越しいただきたいと思っております。

また、10月5日、6日には、連携中枢都市圏の事業として、長野市と連携4市町村、これは須坂市、千曲市、信濃町、坂城町が今回圏域として初めて、霞が関ビルにおいて開催する物産展「霞マルシェ」に出展する予定となっており、当町からはブドウ、リンゴなどの特産品を初め、農産加工品等の宣伝と観光PRなどを実施してまいります。

また、10月28日、29日の2日間にわたりまして、文化センターを主会場として「した

しむ・つくる・ふれあう・ささえる」をテーマに、第46回坂城町文化祭、あわせて第35回坂城町消費生活展が開催されます。また、図書館では図書館まつりも行われます。

今回は特別企画として、町の特命大使で現代アーティストの小松美羽さんが、町民まつり坂城どんどんのライブペイントで制作した作品が披露・展示される予定となっております。

文化祭初日の午後には、さかきふれあい大学教養講座として、チェリストの海野幹雄さん、ピアニストの海野春絵さんご夫妻をお招きし、クラシックコンサートも開催いたします。さらに、御堂川沿いでは町商工会主催による出張ふーど市もあわせて開催されます。多くの町民の皆様にお出かけいただきたいと思います。

また、公共下水道事業の整備につきましては、今年度発注しました国道18号の谷川南側から南条郵便局付近までと、その南側、鼠の会地早雄神社前までの二つの工区に分け、国道の車道内に管渠を布設する工事を9月4日から開始し、年度末までの工期で工事を進めております。

工事は夜9時から朝6時までの時間帯で、国道の片側交互通行規制を伴う工事となり、沿線の皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いしたいと思っております。

今議会の追加議案で請負契約の議決をいただきました南条児童館建設工事につきましては、南条集会所を取り壊した後、本体工事に取りかかります。安全管理に努め、年度内の竣工に向けて工事を進めてまいります。

招集挨拶等でも申し上げましたが、長野広域連合が整備を行っているB焼却施設の稼働につきましては、計画目標である平成30年度よりおくれが避けられない状況でございます。つきましては、9月29日、午後7時から、町文化センターにおいて、長野広域連合、坂城町、葛尾組合による町民説明会を開催し、施設整備に係るこれまでの経過や今後の予定などについてご説明し、ご意見をお伺いしたいと考えております。

さて、秋の行楽シーズンを迎え、外出する機会が増える時期となりますが、昨日9月21日から30日までの10日間、交通安全の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけ、交通事故防止の徹底を図ることを目的に、「秋の全国交通安全運動」が行われており、より一層の啓発活動を行い、交通安全に努めてまいります。

先週16日の土曜日には、坂城幼稚園で運動会が開催され、明日23日は、町内3保育園の運動会、29・30日には坂城中学校の「大峰祭」、10月に入りますと町民運動会、町文化祭など数多くのイベントがめじろ押しで、スポーツの秋、文化の秋、芸術の秋が本番を迎えます。

衆議院が解散し総選挙が行われるとの報道がされるなど、慌ただしい秋になると想定されますが、議員各位におかれましては、健康に留意され、ご活躍されますことを祈念申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

議長（塩野入君） これにて平成29年第3回坂城町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後 3時10分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議長 塩野入 猛

坂城町議会議員 塩 入 弘 文

坂城町議会議員 塚 田 正 平

坂城町議会議員 山 崎 正 志

一般質問通告一覧表

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
1	<p>1. 明るいまちへ</p> <p>イ. 今年度の新規採用職員研修は</p> <p>ロ. 今年度の接遇研修は</p> <p>ハ. 今年度の若手会議の状況は</p> <p>2. 医療の充実とは</p> <p>イ. 坂城町における医療の充実とは</p> <p>ロ. 病院入院状況は</p> <p>3. 寄り添う自治</p> <p>イ. 直通回線のPRを</p> <p>ロ. 回線の増設は</p>	<p>5 番</p> <p>柳 沢 収</p>	<p>町 長</p> <p>総務課長</p> <p>福祉健康課長</p>
2	<p>1. びんぐし湯さん館について</p> <p>イ. 入館者を増やすために</p> <p>2. 健康な体づくりについて</p> <p>イ. 妊婦に歯周病検診を</p> <p>ロ. 子どもの体力づくりを</p> <p>ハ. インターバル速歩の普及を</p>	<p>13番</p> <p>入 日 時 子</p>	<p>町 長</p> <p>教 育 長</p> <p>保健センター所長</p> <p>保育園振興幹</p> <p>教育文化課長</p>
3	<p>1. 坂城高校存続への取り組みは</p> <p>イ. 第2期高校再編に向けて</p>	<p>10番</p> <p>山 崎 正 志</p>	<p>町 長</p> <p>教 育 長</p> <p>教育文化課長</p>
4	<p>1. 公共施設等総合管理計画について</p> <p>イ. その内容は</p> <p>ロ. 今後の計画は</p> <p>2. がん対策について</p> <p>イ. がん予防について</p> <p>ロ. がん検診について</p> <p>ハ. がん教育について</p>	<p>2 番</p> <p>西 沢 悦 子</p>	<p>町 長</p> <p>教 育 長</p> <p>企画政策課長</p> <p>建 設 課 長</p> <p>教育文化課長</p> <p>福祉健康課長</p>

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
5	1. ワイナリー形成事業について イ. 坂城町としての推奨品種は ロ. 今後に向けての事業の方向付けは ハ. 町内小規模ワイナリー向けの機器開発の考えは ニ. ワイン文化の形成の考えは 2. 水田農業の振興策について イ. 経営の安定に向けた支援策は 3. 妊婦の歯科検診について イ. 出産環境の整備に向けた町の考えは	4 番 朝倉国勝	町 長 産業振興課長 保健センター所長
6	1. 婚活支援について イ. ヤングヒューマンネットワーク事業について ロ. 出会いサポートの取り組みについて 2. 利用者のための公共交通とは イ. 循環バスについて ロ. デマンド交通について 3. セカンドブック事業について イ. 親子の絆を深めるセカンドブックを	7 番 吉川まゆみ	町 長 福祉健康課長 教育文化課長 産業振興課長 建設課長
7	1. 国保の県への移行について イ. 第3回目の試算結果は 2. 誰もが安心して暮らせる町に イ. 第4期障害福祉計画の現状は ロ. 第5期計画策定におけるサービスの創設と拡大について ハ. 障害者サービスの介護保険サービスへの移行の問題 3. 枯損木処理について イ. 防災対策に向けて	12番 大森茂彦	町 長 福祉健康課長 産業振興課長
8	1. 里山整備について イ. 耕作放棄地の森林編入事業について ロ. 森林・林業再生プランについて ハ. 森林税について 2. 長野広域ごみ処理について イ. 葛尾組合ごみ処理状況について ロ. B焼却施設について	9 番 塚田正平	町 長 副 町 長 産業振興課長 住民環境課長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
9	1. 防災力向上に向けて イ. 防災ハザードマップについて ロ. 情報収集と発信について 2. 定住促進策について イ. Uターン促進に向けて	6 番 滝 沢 幸 映	町 長 教 育 長 建 設 課 長 住 民 環 境 課 長 総 務 課 長 企 画 政 策 課 長 教 育 文 化 課 長
10	1. 町内総合防災について イ. 各区の自主防災会の実状は ロ. 安心カプセルの普及は ハ. 中之条区へ備蓄庫を 2. 今後の消防団について イ. 団員確保は ロ. 活性化計画は	11番 中 嶋 登	町 長 住 民 環 境 課 長 企 画 政 策 課 長
11	1. 特定健診と医療費について イ. 国保特定健診について ロ. 一人当たり医療費について ハ. 国保特定健診の健診料の自己負担について 2. ワイナリー形成推進事業について イ. 「ワイナリー形成推進事業検討委員会」について ロ. ワイナリーについて ハ. 坂城ワインについて	3 番 小宮山定彦	町 長 福 祉 健 康 課 長 企 画 政 策 課 長
12	1. 道路用地について イ. 土地分筆について 2. 森林税について イ. 町ではどのように利用しているか	14番 塚 田 忠	町 長 建 設 課 長 産 業 振 興 課 長
13	1. 介護保険制度はどうなるの イ. 介護保険法改正の受け止めは ロ. 第7期介護保険事業計画の作成について ハ. 総合事業の現状と課題について 2. 高齢者にやさしいまちを イ. ごみ収集所の見直しを ロ. 循環バスの運行の再検討を	8 番 塩 入 弘 文	町 長 福 祉 健 康 課 長 住 民 環 境 課 長 建 設 課 長

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を図るための制度として、これまで大きな役割を果たしてきた。

しかし、昭和60年から政府は国の財政状況を理由として、これまでに次々と対象項目を外し、一般財源化してきた。また、平成18年に「三位一体」改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持したものの、費用の負担割合については2分の1から3分の1に引き下げられ、地方財政を圧迫する状況が続いている。今のままでは財政規模の小さな県や市町村では十分な教育条件整備ができず、教育の地方格差の拡大が懸念される事態になっている。

平成30年度予算編成においては、義務教育の水準の維持向上と機会均等、地方財政の安定を図るため、次の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月 日

衆議院議長 大島理森 殿

参議院議長 伊達忠一 殿

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

財務大臣 麻生太郎 殿

総務大臣 野田聖子 殿

文部科学大臣 林 芳正 殿

長野県埴科郡

坂城町議会議長 塩野入 猛

国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める意見書

平成23年国会において、小学校1年生に35人学級を導入することが全会一致で法律（義務標準法改正）に盛り込まれ、附則で小学校2年生以降中学校まで順次改正することを検討し、政府は財源確保に努めると定められた。しかし、平成24年度は加配で小学校2年生を35人学級としたものの法改正は行われず、それ以降国の35人学級推進は進んでいない。

長野県では平成25年度に35人学級を中学校3年生まで拡大し、小中学校全学年において35人学級となった。しかし、義務標準法の裏付けがないため財政的負担は大きく、小学校では本来配置されるはずの専科教員が配置されなかったり、学級増に伴う教員増を臨時的任用教員の配置により対応していたりするなど、課題も多く残されている。

いじめや不登校、生徒指導上の様々な問題への対応など、多様化する学校現場に対処し、教員が一人ひとりの子どもと向き合い、ゆきとどいた授業やきめ細やかな対応を可能にするためには、少人数学級は欠かせない。このために厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において早期に35人学級を実現する必要がある。

また、長野県では少子化が進むなかで、県や市町村が独自に教員を配置するなどして複式学級を解消しているが、地方自治体の財政的負担は大きなものとなっている。児童・生徒数が少ない市町村においてもゆきとどいた教育を実現するため、国の責任において複式学級を解消するよう学級定員を引き下げることが重要である。

豊かな教育を進めるため、以下の点を強く要請する。

記

- 1 国の責任において計画的に35人学級を推し進めるために、義務標準法改正を含む教職員定数改善計画を策定し、着実に実行すること。また、そのための教育予算の増額を行うこと。
- 2 国の複式学級の学級定員を引き下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月 日

衆議院議長 大島理森 殿

参議院議長 伊達忠一 殿

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

財務大臣 麻生太郎 殿

総務大臣 野田聖子 殿

文部科学大臣 林 芳 正 殿

長野県埴科郡

坂城町議会議長 塩野入 猛

改正組織犯罪処罰法「テロ等準備罪法」の廃止を求める意見書

共謀罪の趣旨を盛り込んだ「テロ等準備罪」を新設する改正組織犯罪処罰法は、2020年の東京オリンピック・パラリンピックなどに対する「テロ対策」を口実に、国民の納得が得られるまでの審議を尽くさないまま、強行的に採決されて成立、公布、施行に至っている。

しかしながら、国会審議を通して政府の説明する「テロ等準備罪」新設の根拠や内容は国民の疑問や懸念を解消するものとは言い難く、反対や慎重審議を求める国民の声、さらには当議会をはじめとする地方自治体からの「廃案を求める」意見書を無視するもので、誠に遺憾と言わざるを得ない。

共謀罪は、憲法の保障する思想・信条の自由、表現の自由、集会・結社の自由などの基本的人権に対する重大な脅威となるとともに、犯罪を行う意思だけでは処罰の対象としないわが国の刑法の基本原則にも反している。捜査機関が日常的に市民の表現、思想、内心を監視し、介入・処罰したり、一般の市民団体や政治団体、企業及び労働団体の活動に対する、違法な捜査が横行する恐れもある。戦前及び戦中の治安維持法と同様に、内心の自由を侵す思想弾圧法規になりかねず、捜査機関の監視と国民の密告という暗い社会を再び招き寄せることも懸念される。

よって、国会及び政府に以下の事項を強く要請する。

記

- 1 改正組織犯罪処罰法「テロ等準備罪法」を廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月 日

衆議院議長 大島理森 殿

参議院議長 伊達忠一 殿

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

法務大臣 上川陽子 殿

長野県埴科郡

坂城町議会議員 塩野入 猛

「核兵器禁止条約」に賛同し批准することを求める意見書

広島・長崎の被爆から72年を経た2017年7月7日、ニューヨーク国連本部で開催された「核兵器禁止条約交渉会議」において、122ヶ国の圧倒的多数（国連加盟国の63%）の賛成で「核兵器禁止条約」が採択された。

採択された「核兵器禁止条約」は「H i b a k u s h a（ヒバクシャ）」の用語を使って、被爆者と核実験被害者の「受け入れ難い苦痛と損害」に留意し、その被害への援助、支援の責任についても触れると共に、核兵器の開発、生産、実験、保有、貯蔵などと合わせて、使用とその威嚇にいたるまで、あらゆる活動を禁止している。

本条約の採択は、核兵器のない平和な世界を求めてきた日本国民と世界の世論に応えるものとして、歴史的な大きな前進であると言える。

また、本条約は50ヶ国が批准した90日後に発効する規定になっており、発効後は、核兵器を違法とする法的規範が確立するが、唯一の戦争被爆国である日本政府が、核兵器禁止条約へ参加しないことに対して、被爆者をはじめ、国内外の平和を願う多くの国民に批判と失望が広がっている。

日本政府は「核保有国と非保有国の橋渡し役を果たす」「核保有国の参加しない条約は意味がない」との見解だが、広島・長崎での被爆の惨状を経験している国として、率先して核兵器禁止条約に参加し、条約不参加を表明している各保有国などを説得するなど、その先頭に立つことが必要であると考えます。

以上の趣旨により、日本政府が国連「核兵器禁止条約」に賛同し、批准の手続きを進めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月 日

内閣総理大臣 安倍 晋 三 殿

外務大臣 河野 太 郎 殿

長野県埴科郡

坂城町議会議員 塩野入 猛